ＤＣターゲット・イヤーファンド
（ライフステージ対応型）
２０３５／２０４０／２０４５／２０５０／２０５５／２０６０／２０６５／２０７０／２０７５

追加型投信／内外／資産複合

【確定拠出年金専用ファンド】

＊本書は、「ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５」と、「ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５」を統合したものです。

投資信託説明書
（請求目論見書）
2026年 9月 11日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０及びＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2026 年 9 月 10 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 9 月 11 日にその届出の効力が生じております。

発行者名	：	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	：	代表取締役社長　小林　隆宏
本店の所在の場所	：	東京都港区芝公園一丁目１番１号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】 1
（１）【ファンドの名称】 1
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 1
（３）【発行（売出）価額の総額】 1
（４）【発行（売出）価格】 1
（５）【申込手数料】 1
（６）【申込単位】 2
（７）【申込期間】 2
（８）【申込取扱場所】 2
（９）【払込期日】 2
（１０）【払込取扱場所】 2
（１１）【振替機関に関する事項】 2
（１２）【その他】 2
第二部【ファンド情報】 4
第１【ファンドの状況】 4
１【ファンドの性格】 4
２【投資方針】 15
３【投資リスク】 30
４【手数料等及び税金】 36
５【運用状況】 39
第２【管理及び運営】 79
１【申込（販売）手続等】 79
２【換金（解約）手続等】 80
３【資産管理等の概要】 82
４【受益者の権利等】 86
第３【ファンドの経理状況】 87
１【財務諸表】 87
２【ファンドの現況】 320
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 324
第三部【委託会社等の情報】 325
第１【委託会社等の概況】 325
１【委託会社等の概況】 325
２【事業の内容及び営業の概況】 326
３【委託会社等の経理状況】 327
４【利害関係人との取引制限】 352
５【その他】 352
約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５

（以下、上記を総称して、あるいは個別に、「当ファンド」、「各ファンド」又は「ファンド」ということがあります。また、各ファンドについて「ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）」を省略して表示する場合があります。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて 10 兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

１円以上１円単位とします。

（７）【申込期間】

2026 年 9 月 11 日から 2027 年 3 月 10 日までとします。
継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。
（照会先）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
ホームページ：https://www.smtam.jp/
フリーダイヤル：0120-668001
（受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時までとします。）

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。
継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

＜振替受益権について＞
当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。
＜受益権の取得申込みの方法＞
販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、原則として、営業日の午後 3 時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込みコース＞

当ファンドは「分配金再投資コース」（自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）専用ファンドです。

＜受益権の取得申込みの受付の中止等＞

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜受付不可日＞

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜ファンドの目的＞

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

＜信託金限度額＞

各ファンドにつき上限　5,000 億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

＜基本的性格＞

一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
追加型	海外	債券	ＭＲＦ	特殊型
	内外	不動産投信	ＥＴＦ	
		その他資産 (　　)		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 　一般 　大型株 　中小型株 債券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 　（　　　） 不動産投信 その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分変更型）） 資産複合 （　　　） 　資産配分固定型 　資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル（日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし	日経225 ＴＯＰＩＸ その他 （　　　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/絶対収益追求型 その他 （　　　）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でもご覧いただけます。

◆一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］

(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産(収益の源泉)による区分］

(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載

があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

(1)株式

①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

［決算頻度による属性区分］

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

［インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分］

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

［特殊型］

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

◆ESG分類：当ファンドはESG投信ではありません。

＜ファンドの特色＞

1. 日本を含む世界の株式(DR(預託証券)を含みます。)及び債券に分散投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。

●原則として、為替ヘッジは行いません。

ファンドのしくみ

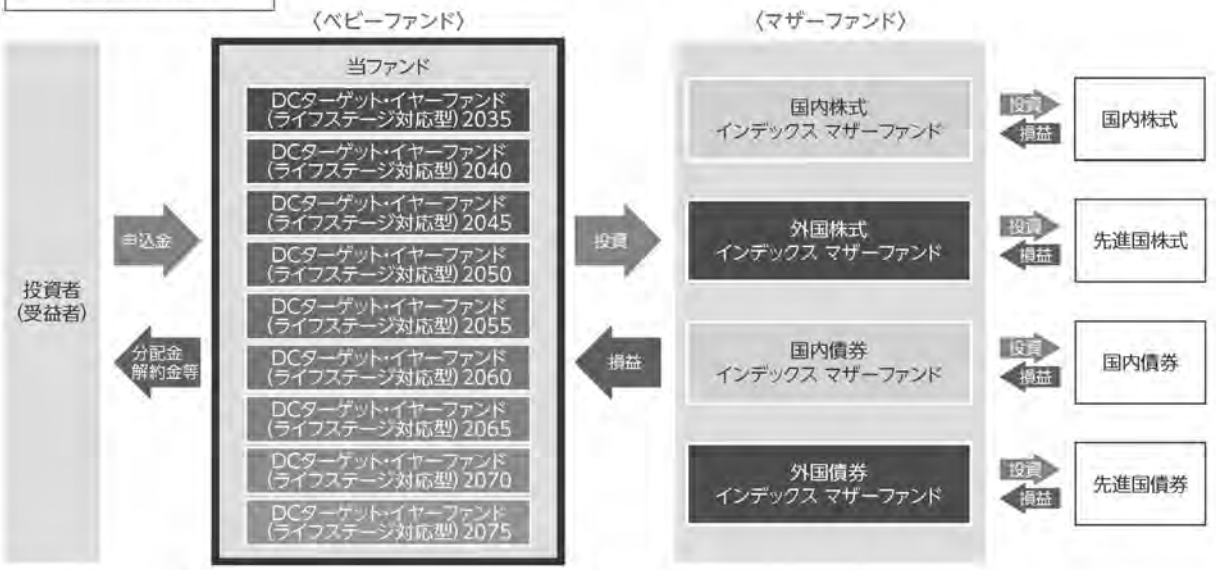

? DR(預託証券)とは

ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行する証券のことで、株式と同様に取引所等で取引されます。

? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

2. 資産ごとの運用では、各インデックスに連動する投資成果を目指します。

資　産	インデックス
国　内　株　式	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)※1
先　進　国　株　式	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)※2
国　内　債　券	NOMURA-BPI総合※3
先　進　国　債　券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)※4

※各インデックスに関する商標、著作権等の知的財産権、数値の算出、利用などその他一切の権利はそれぞれのインデックスの開発元もしくは公表元に帰属します。詳しくは下記をご覧ください。

※1「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。TOPIX(東証株価指数)(配当込み)(以下、「配当込みTOPIX」という。)の指数値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、配当込みTOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

※2「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.はMSCIコクサイ・インデックスの内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※3「NOMURA-BPI総合」とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。
同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※4「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

ポートフォリオ構築プロセス

ファンドマネジャーは基本組入比率に基づき、各マザーファンドへ資金を配分し、値動き等によって一定以上乖離した場合は、リバランスを行います。

ポートフォリオ構築	ファンドマネジャー	●基本組入比率に従って、各マザーファンドへ資金を配分
リバランス実施	ファンドマネジャー	●各マザーファンドの組入比率が基本組入比率から一定以上乖離した場合、リバランスを実施

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

3. ターゲット・イヤー※までの残存期間に応じて、原則として1年に1回、各資産の基本組入比率を変更します。

※ターゲット・イヤーとは、ファンドごとにあらかじめ定めた基準日(特定の決算日の翌日)をいいます。

●ターゲット・イヤー以降の各資産の基本組入比率は一定とすることを基本とします。

●基本組入比率の最終決定は、1年に1回、市場構造及び市場環境の変化等を考慮した上で行います。

●基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

各ファンドのターゲット・イヤー

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2035	2035年6月の決算日の翌日(第13計算期間開始日)
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2040	2040年6月の決算日の翌日(第18計算期間開始日)
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2045	2045年6月の決算日の翌日(第23計算期間開始日)
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2050	2050年6月の決算日の翌日(第28計算期間開始日)
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2055	2055年6月の決算日の翌日(第33計算期間開始日)
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2060	2060年6月の決算日の翌日(第38計算期間開始日)
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2065	2065年6月の決算日の翌日(第43計算期間開始日)
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2070	2070年6月の決算日の翌日(第46計算期間開始日)
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2075	2075年6月の決算日の翌日(第51計算期間開始日)

基本組入比率の推移のイメージ

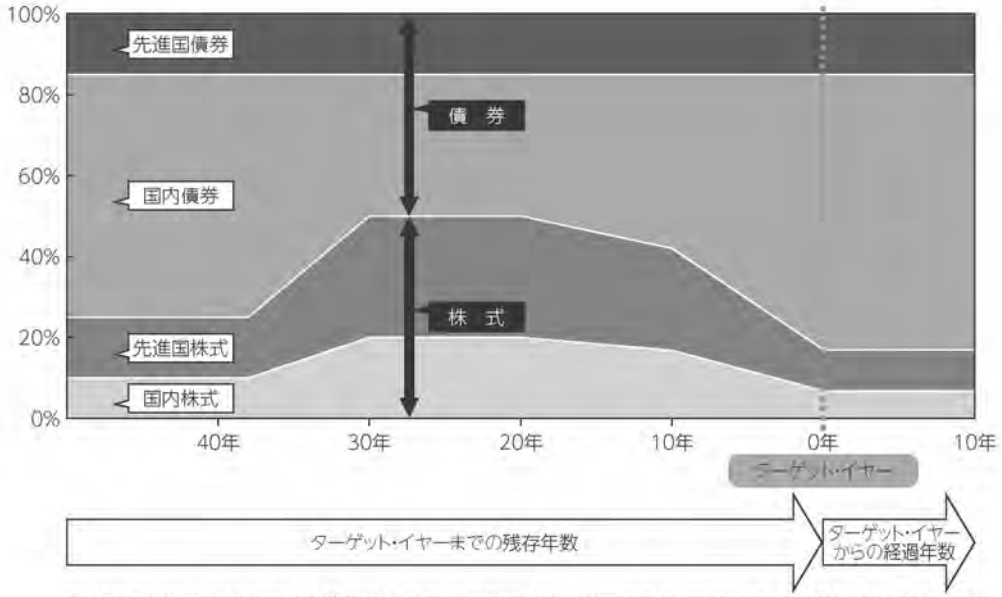

※上記は当初設定時における基本組入比率の推移のイメージ図であり、実際のファンドの組入比率と異なる場合があります。

<ご参考>

■ 当初設定時

	国内株式	先進国株式	国内債券	先進国債券
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2035　(2024年1月)	18%	26%	41%	15%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2040　(2024年1月)	19%	29%	37%	15%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2045　(2024年1月)	20%	30%	35%	15%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2050　(2024年1月)	20%	30%	35%	15%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2055　(2024年1月)	18%	26%	41%	15%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2060　(2024年1月)	11%	17%	57%	15%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2065　(2024年1月)	10%	15%	60%	15%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2070　(2025年9月)	10%	15%	60%	15%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2075　(2025年9月)	10%	15%	60%	15%

■ 2026年6月末現在

	国内株式	先進国株式	国内債券	先進国債券
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2035	15.80%	23.70%	45.50%	15.00%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2040	18.08%	27.12%	39.80%	15.00%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2045	19.68%	29.52%	35.80%	15.00%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2050	20.00%	30.00%	35.00%	15.00%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2055	20.00%	30.00%	35.00%	15.00%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2060	15.00%	22.50%	47.50%	15.00%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2065	10.00%	15.00%	60.00%	15.00%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2070	10.00%	15.00%	60.00%	15.00%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2075	10.00%	15.00%	60.00%	15.00%

分配方針

●原則として、毎年6月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。

●分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

●分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

●株式への実質投資割合には制限を設けません。

●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2024年1月9日	「ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５」、「ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０」、「ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５」、「ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０」、「ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５」、「ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０」及び「ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５」の投資信託契約締結、設定、運用開始
2025年9月12日	「ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０」及び「ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５」の投資信託契約締結、設定、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人

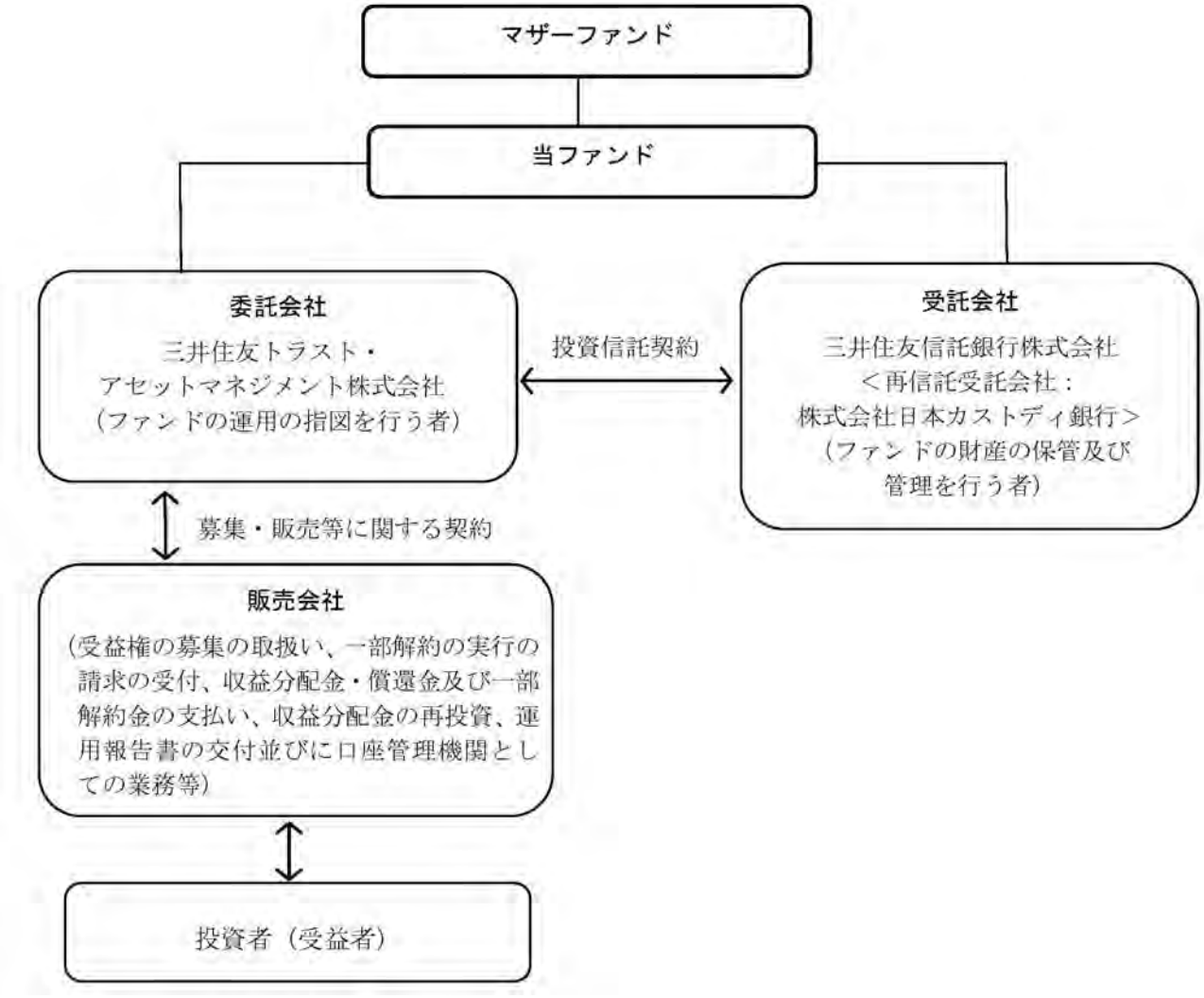

②委託会社の概況（2026 年 6 月 30 日現在）

イ．資本金の額：20 億円

ロ．委託会社の沿革

1986 年 11 月 1 日：　住信キャピタルマネジメント株式会社設立

1987 年 2 月 20 日：　投資顧問業の登録

1987 年 9 月 9 日：　投資一任契約に係る業務の認可

1990 年 10 月 1 日：　住信投資顧問株式会社に商号変更

1999 年 2 月 15 日：　住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

1999 年 3 月 25 日：　証券投資信託委託業の認可

2007 年 9 月 30 日：　金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第 347 号）

2012 年 4 月 1 日：　中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

2018 年 10 月 1 日：　三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ．大株主の状況

株　主　名	住　　所	持株数	持株比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	3,000 株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②投資対象

「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」、「外国債券インデックス　マザーファンド」の受益証券（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド受益証券」ということがあります。）を主要投資対象とします。

③投資態度

イ．マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）及び債券に分散投資します。

ロ．当初設定時の各資産の基本組入比率は以下のとおりとします。

	国内株式	先進国株式	国内債券	先進国債券
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５	１８％	２６％	４１％	１５％
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０	１９％	２９％	３７％	１５％
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５	２０％	３０％	３５％	１５％
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０	２０％	３０％	３５％	１５％
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５	１８％	２６％	４１％	１５％
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０	１１％	１７％	５７％	１５％

ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５	１０％	１５％	６０％	１５％
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０	１０％	１５％	６０％	１５％
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５	１０％	１５％	６０％	１５％

ハ．（※1）年 6 月の決算日の翌日（第（※2）計算期間開始日）（以下、「ターゲット・イヤー」といいます。）までの残存期間に応じて、各資産の基本組入比率を変更します。ターゲット・イヤー以降の各資産の基本組入比率は一定とすることを基本とします。なお、基本組入比率の最終決定は、1 年に 1 回、市場構造及び市場環境の変化等を考慮した上で行います。基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

上記、（※1）及び（※2）となっている箇所には下の表より各々の数字をあてはめてお読みください。

	(※1)	(※2)
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５	2035	13
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０	2040	18
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５	2045	23
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０	2050	28
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５	2055	33
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０	2060	38
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５	2065	43
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０	2070	46
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５	2075	51

ニ．実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

ホ．資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条及び第 24 条に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

ロ．次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」及び「外国債券インデックス　マザーファンド」の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券又は証書、第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 1 号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券及び第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、及び第 14 号に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券及び第 14 号の証券（「新投資口予約権証券」及び「投資法人債券」（外国投資証券で、係る性質を有するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

イ．委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

ロ．上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの概要

「国内株式インデックス　マザーファンド」の概要

１．基本方針

この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、ＴＯＰＩＸ(東証株価指数)(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

２．運用方法

(1)投資対象

わが国の取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場している株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①原則としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式に分散投資を行い、ＴＯＰＩＸ(東証株価指数)(配当込み)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

②株式への組入比率は、原則として、100％に近い状態を維持します。

③投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

④ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

⑤投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。

３．運用制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は、行いません。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10％以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑤同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の 10％以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5％以下とします。

⑦投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧前各号の規定にかかわらず、一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

「外国株式インデックス　マザーファンド」の概要

１．基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

２．運用方法

(1)投資対象

原則として、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)を構成している国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①原則としてＭＳＣＩコクサイ・インデックスを構成している国の株式に分散投資を行い、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

②株式の組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

③外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

④投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

⑤有価証券等の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、及び通貨に係る選択権取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、及び通貨に係る先物オプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑥ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

⑦投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑧投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引を行うことができます。

３．運用制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債並びに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑦投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑧一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

「国内債券インデックス　マザーファンド」の概要

１．基本方針

この投資信託は、わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI 総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

２．運用方法

(1)投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①NOMURA-BPI 総合をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

②投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

③ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

④投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑤投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引及び金利先渡取引を行うことができます。

３．運用制限

①同一銘柄の転換社債並びに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

②投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
③外貨建資産への投資は、行いません。
④一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑤デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

「外国債券インデックス　マザーファンド」の概要

１．基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

２．運用方法

(1)投資対象

日本を除く世界の主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
②投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
③ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
④有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引を行うことができます。
⑤投資信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
⑥投資信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

３．運用制限

①同一銘柄の転換社債並びに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
②投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。

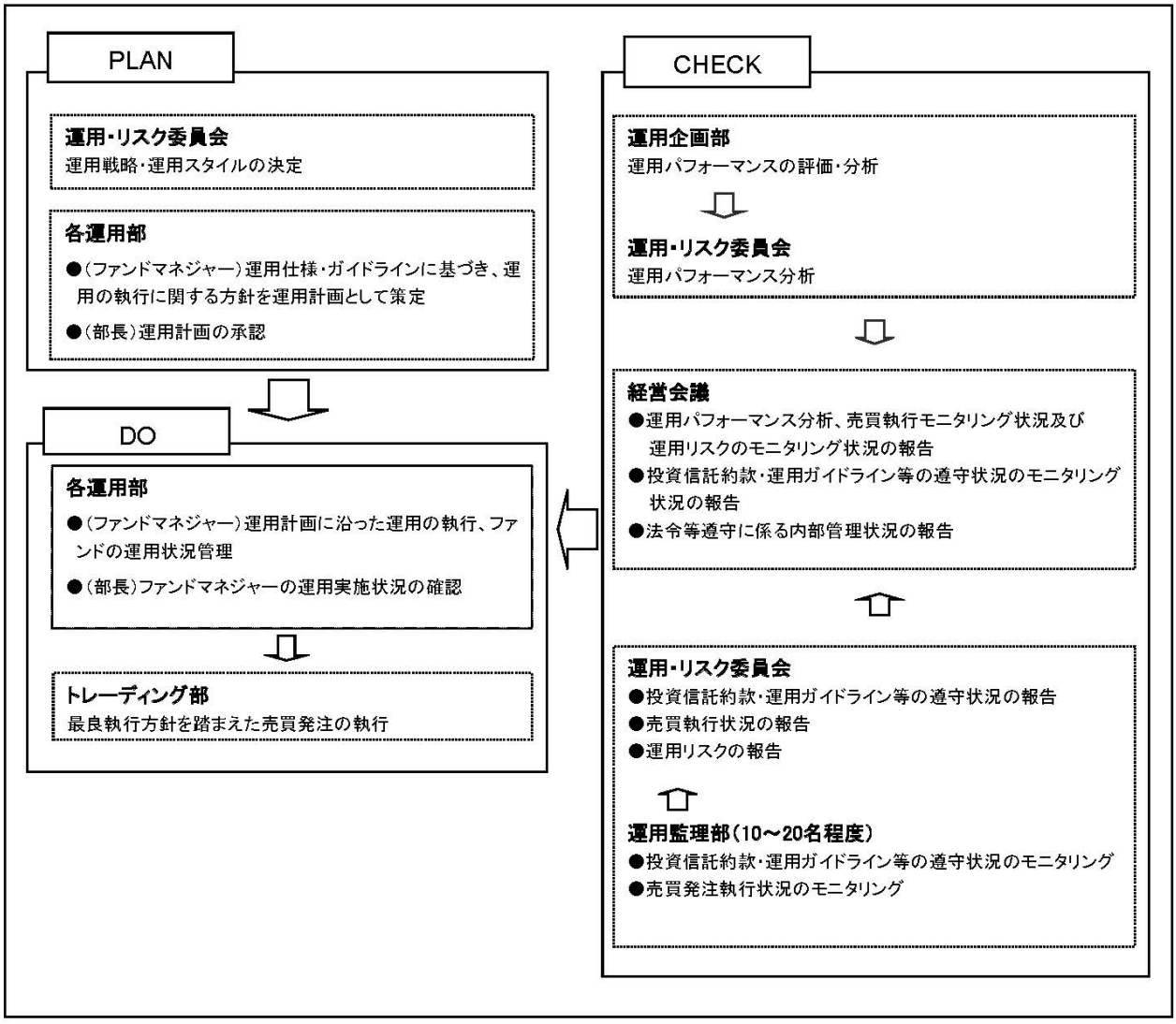

委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
・分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

イ．株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

ロ．投資信託証券への投資割合

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ハ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

≪２０３５／２０４０／２０４５／２０５０／２０５５／２０６０／２０６５≫

ニ．投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ホ．信用取引の指図範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）上記（イ）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

ヘ．先物取引等の運用指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（ロ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

（ハ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

ト．スワップ取引の運用指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

（ロ）スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ニ）委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ．金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。

（ロ）金利先渡取引及び為替先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ニ）委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

リ．有価証券の貸付の指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次のa.及びb.の範囲内で貸付の指図をすることができます。

a.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

b.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）a.及びb.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付に当たって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ヌ．公社債の空売りの指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は下記ル．の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）上記（イ）の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ル．公社債の借入れの指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）上記（イ）の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）上記（イ）の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

ヲ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ワ．外国為替予約取引の指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（ロ）上記（イ）の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属

するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

（ハ）上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（ニ）上記（ロ）においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

カ．資金の借入れ

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

（ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

ヨ．一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

タ．デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

≪２０７０／２０７５≫

ニ．デリバティブ取引の範囲

デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定しません。

ホ．投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引

所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ヘ．信用取引の指図範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）上記（イ）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

ト．先物取引等の運用指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（ロ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

（ハ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

チ．スワップ取引の運用指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを

指図することができます。

（ロ）スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ニ）委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

リ．金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。

（ロ）金利先渡取引及び為替先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ニ）委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヌ．有価証券の貸付の指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次のa.及びb.の範囲内で貸付の指図をすることができます。

a.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

b.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）a.及び b.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付に当たって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル．公社債の空売りの指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は下記ヲ．の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）上記（イ）の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ．公社債の借入れの指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）上記（イ）の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）上記（イ）の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

ワ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

カ．外国為替予約取引の指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（ロ）上記（イ）の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

（ハ）上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（ニ）上記（ロ）においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）為替予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。

ヨ．資金の借入れ

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

（ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

タ．一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

レ．デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

＜関連法令に基づく投資制限＞

イ．同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

●信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

●投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

②為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

③金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

④信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑤有価証券の貸付等に係るリスク

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産などにより決済が不履行となるリスクがあります。貸付契約が不履行となった場合、担保金による有価証券の買戻しの際、時価変動の影響から損失を被り、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑥流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑦カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

①同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

②分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

③ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

④ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

⑤確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

〔参考情報〕

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2035

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

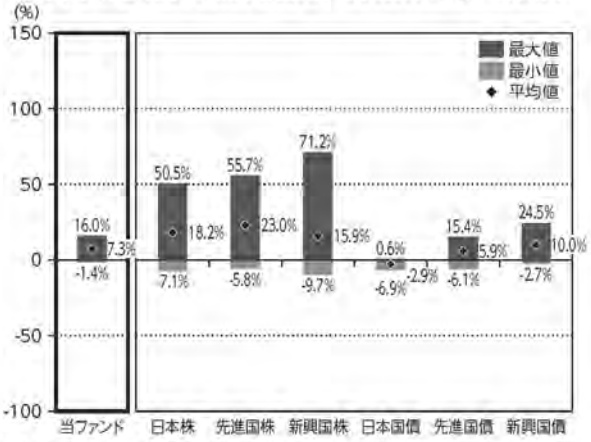

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2040

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

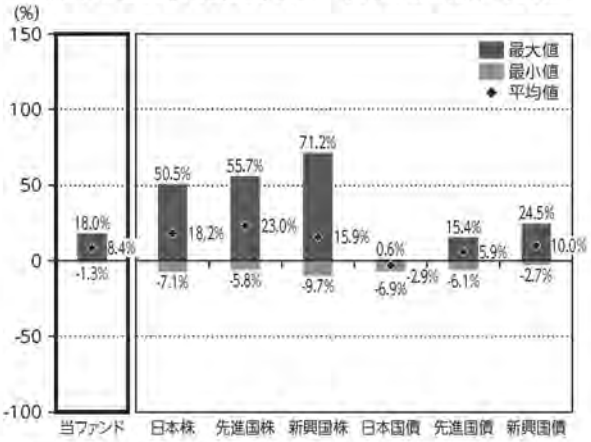

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2045

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

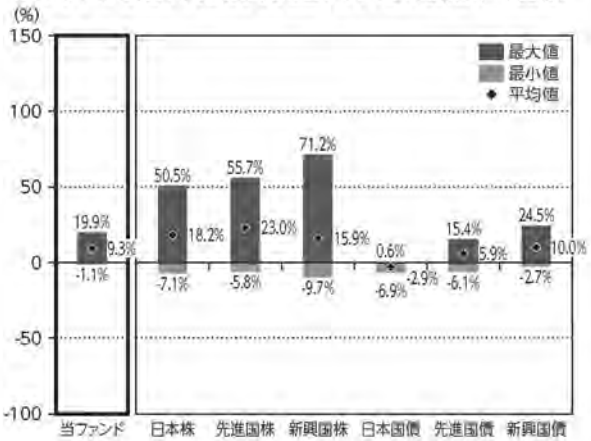

〔参考情報〕

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2050

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

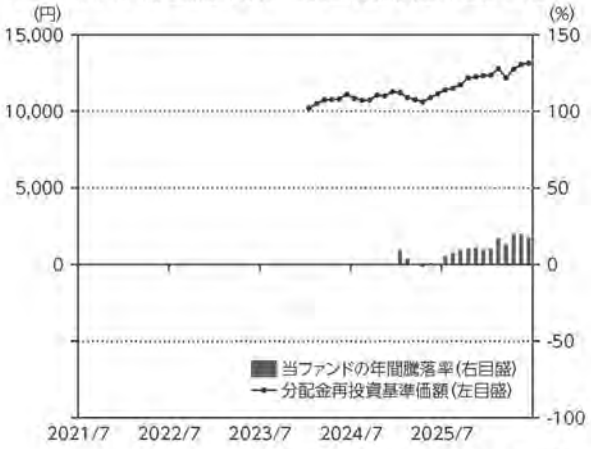

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

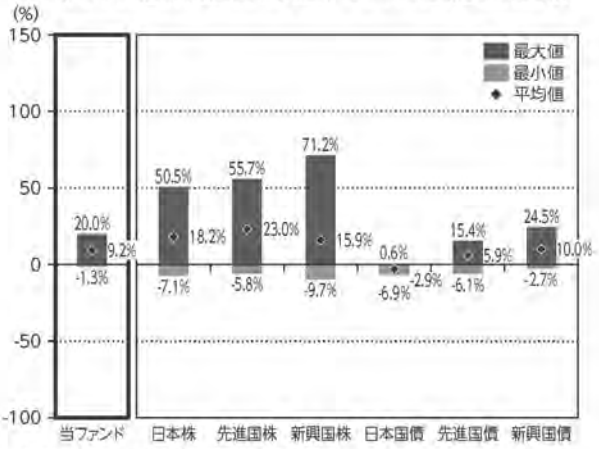

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2055

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

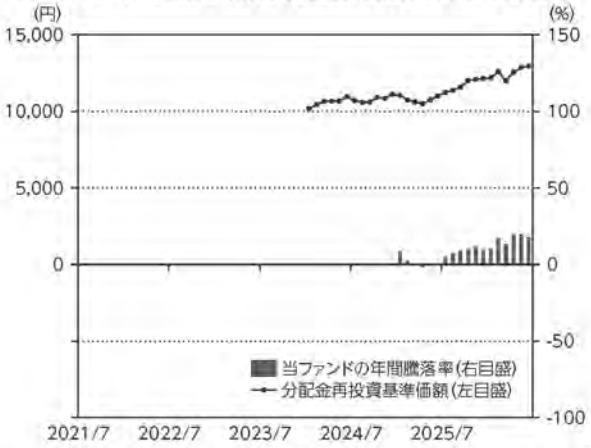

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

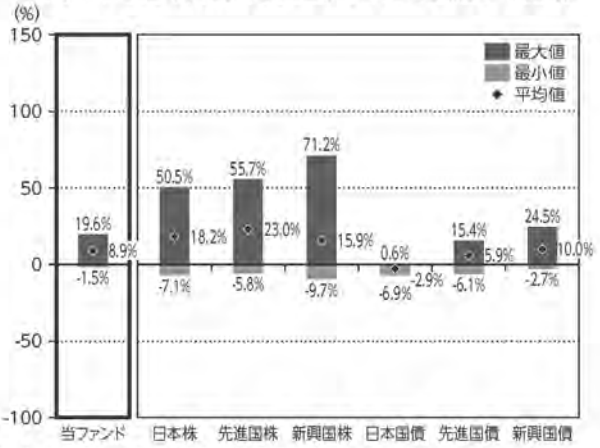

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2060

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

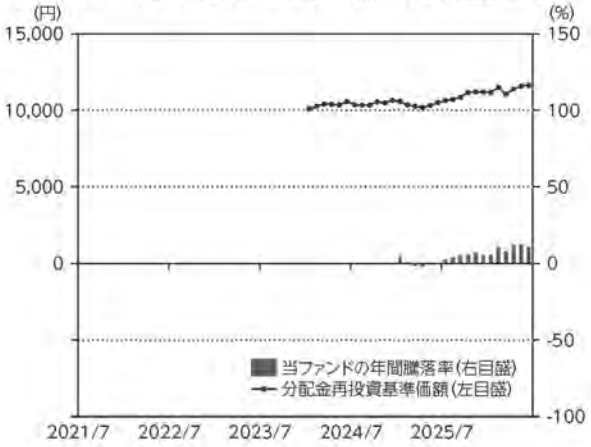

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

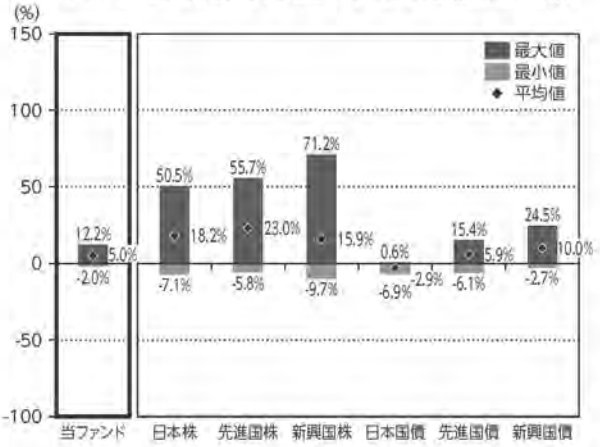

〔参考情報〕

DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2065

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

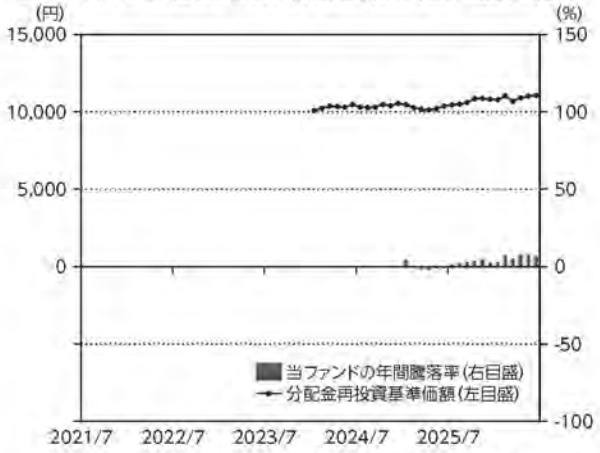

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

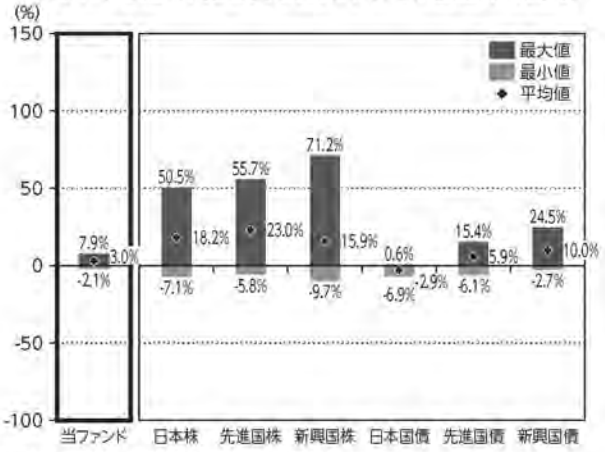

DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2070

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

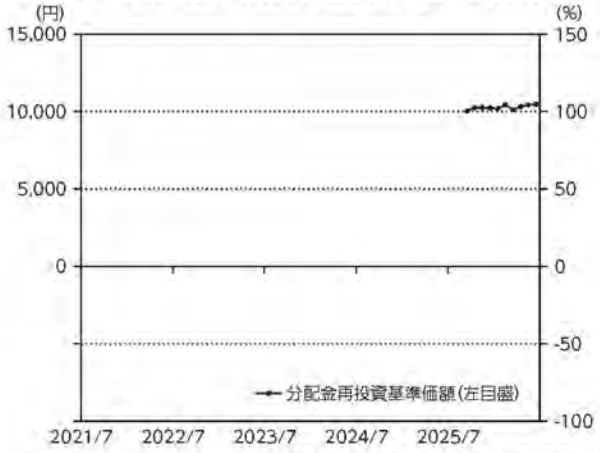

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

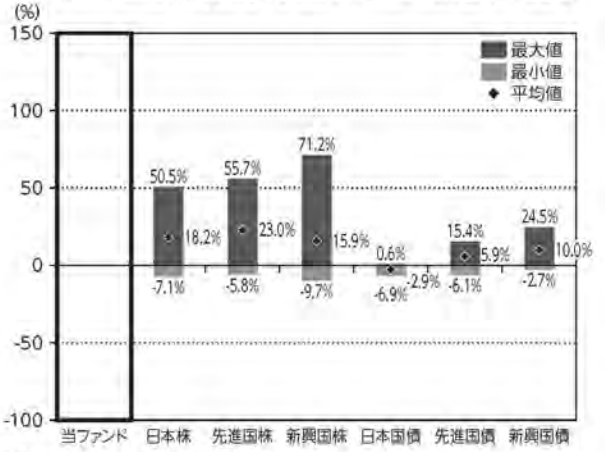

DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2075

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

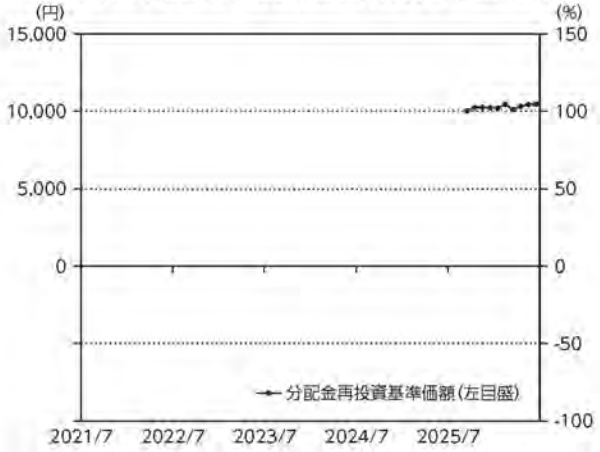

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

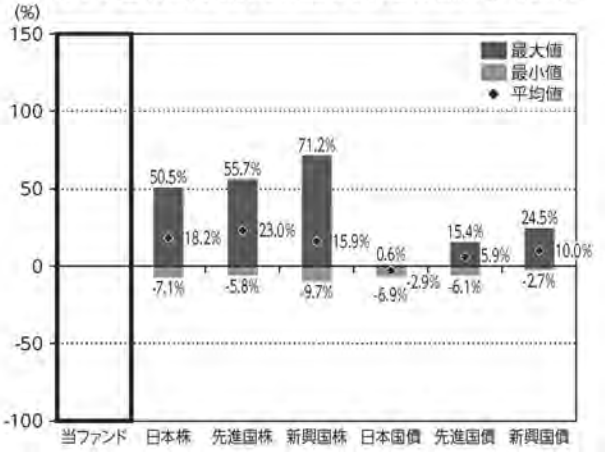

〔参考情報〕

＊2035、2040、2045、2050、2055、2060及び2065の年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＊2070及び2075は設定から基準日まで1年経過していないため、表示に必要とする年間騰落率のデータが不足しております。従って、当ファンドの年間騰落率は記載していません。

＊当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

＊2035、2040、2045、2050、2055、2060及び2065については2025年1月～2026年6月の1年6ヶ月間、他の代表的な資産クラスについては2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

＊2035、2040、2045、2050、2055、2060及び2065の年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＊2035、2040、2045、2050、2055、2060及び2065の年間騰落率は、設定後のデータのみで算出しています。従って、当該ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの指数の年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

＊2070及び2075は設定から基準日まで1年経過していないため、表示に必要とする年間騰落率のデータが不足しております。従って、当ファンドの年間騰落率は記載していません。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX(東証株価指数)(配当込み)	TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数値の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

＜解約手数料＞

ありません。

＜信託財産留保額＞

ご解約時に信託財産留保額（※）の控除はありません。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、以下のイ．及びロ．を合計した額とします。

イ．当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率　0.242％（税抜　0.22％）（※）を乗じて得た額（信託報酬 ＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率）

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率　0.1045％　（税抜　0.095％）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率　0.099％　（税抜　0.09％）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率　0.0385％　（税抜　0.035％）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

ロ．有価証券の貸付の指図を行った場合は、ファンドの品貸料及びマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に50％未満の率（※）を乗じて得た額

※2026 年 9 月 10 日現在、合計で 49.5％（税抜 45％）以内とし、その配分は委託会社 29.7％（税抜 27％）、受託会社 19.8％（税抜 18％）です。（品貸料はファンドの収益として計上され、その一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取るものです。）

②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（4）【その他の手数料等】

①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期間の最初の６ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、当ファンドの毎決算時の収益分配金、一部解約金及び償還金について、所得税及び地方税が課されることはありません。なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

※上記は、2026 年 6 月 30 日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2035	0.27%	0.25%	0.02%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2040	0.26%	0.24%	0.02%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2045	0.27%	0.25%	0.02%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2050	0.27%	0.25%	0.02%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2055	0.27%	0.25%	0.02%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2060	0.27%	0.25%	0.02%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2065	0.26%	0.25%	0.01%

※対象期間は2025年6月11日～2026年6月10日です。

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2070	0.25%	0.24%	0.01%
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2075	0.25%	0.24%	0.01%

※対象期間は2025年9月12日～2026年6月10日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

５【運用状況】

以下は、2026年6月30日現在の状況について記載してあります。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,187,435,021	99.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	41,633,797	0.98
合計(純資産総額)		4,229,068,818	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックス　マザーファンド	1,583,162,230	1.1899	1,883,958,874	1.1895	1,883,171,472	44.53
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス　マザーファンド	102,860,709	9.6042	987,903,820	9.8130	1,009,372,137	23.87
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	151,372,471	4.1970	635,315,588	4.3555	659,302,797	15.59
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス　マザーファンド	151,981,974	4.1142	625,286,157	4.1820	635,588,615	15.03

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.02
合計	99.02

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末 (2024年 6月 10日)	537,873	537,873	10,757	10,757
第2期計算期間末 (2025年 6月 10日)	264,563,462	264,563,462	10,804	10,804
第3期計算期間末 (2026年 6月 10日)	4,021,007,166	4,021,007,166	12,331	12,331
2025年 6月末日	769,081,907	—	10,959	—
7月末日	808,976,676	—	11,154	—
8月末日	3,343,540,487	—	11,246	—
9月末日	3,471,306,208	—	11,434	—
10月末日	3,605,199,892	—	11,800	—
11月末日	3,659,655,784	—	11,862	—
12月末日	3,704,650,025	—	11,887	—
2026年 1月末日	3,766,326,546	—	11,893	—
2月末日	3,885,388,408	—	12,255	—
3月末日	3,768,353,747	—	11,742	—
4月末日	3,944,820,249	—	12,183	—
5月末日	4,042,116,163	—	12,431	—
6月末日	4,229,068,818	—	12,500	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	0
第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	0
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	7.6
第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	0.4
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	14.1

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	500,000	—	500,000

第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	251,893,151	7,515,613	244,877,538
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	3,287,209,903	271,257,425	3,260,830,016

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,387,190,480	99.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	13,780,975	0.98
合計(純資産総額)		1,400,971,455	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックス　マザーファンド	461,635,073	1.1900	549,382,524	1.1895	549,114,919	39.20
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス　マザーファンド	38,714,270	9.6044	371,831,035	9.8130	379,903,131	27.12
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	57,656,002	4.1969	241,982,009	4.3555	251,120,716	17.92
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス　マザーファンド	49,510,214	4.1136	203,668,198	4.1820	207,051,714	14.78

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.02
合計	99.02

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末 (2024年 6月 10日)	542,277	542,277	10,846	10,846
第2期計算期間末 (2025年 6月 10日)	210,552,638	210,552,638	10,929	10,929
第3期計算期間末 (2026年 6月 10日)	1,311,605,242	1,311,605,242	12,663	12,663
2025年 6月末日	365,764,884	—	11,096	—
7月末日	401,762,312	—	11,319	—
8月末日	993,515,601	—	11,423	—
9月末日	1,053,599,714	—	11,631	—
10月末日	1,114,478,936	—	12,033	—
11月末日	1,132,119,274	—	12,108	—
12月末日	1,156,405,441	—	12,148	—
2026年 1月末日	1,193,242,302	—	12,168	—
2月末日	1,232,199,624	—	12,557	—
3月末日	1,199,649,107	—	12,000	—
4月末日	1,279,701,880	—	12,501	—
5月末日	1,329,954,792	—	12,782	—
6月末日	1,400,971,455	—	12,856	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	0
第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	0
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	8.5
第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	0.8
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	15.9

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	500,000	—	500,000

第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	196,135,288	3,976,632	192,658,656
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	958,229,301	115,117,245	1,035,770,712

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,066,727,851	99.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	10,591,804	0.98
合計(純資産総額)		1,077,319,655	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックス　マザーファンド	318,640,624	1.1902	379,247,662	1.1895	379,023,022	35.18
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス　マザーファンド	32,364,917	9.6067	310,920,736	9.8130	317,596,930	29.48
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	48,333,949	4.1999	203,000,082	4.3555	210,518,514	19.54
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス　マザーファンド	38,161,020	4.1155	157,053,882	4.1820	159,589,385	14.81

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.02
合計	99.02

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末 (2024年 6月 10日)	545,520	545,520	10,910	10,910
第2期計算期間末 (2025年 6月 10日)	96,454,142	96,454,142	11,010	11,010
第3期計算期間末 (2026年 6月 10日)	977,627,817	977,627,817	12,951	12,951
2025年 6月末日	253,163,853	—	11,187	—
7月末日	265,328,446	—	11,436	—
8月末日	754,129,647	—	11,554	—
9月末日	788,466,496	—	11,779	—
10月末日	832,465,306	—	12,212	—
11月末日	849,922,646	—	12,302	—
12月末日	867,065,880	—	12,357	—
2026年 1月末日	895,116,110	—	12,392	—
2月末日	927,025,621	—	12,806	—
3月末日	908,992,023	—	12,209	—
4月末日	970,362,197	—	12,767	—
5月末日	988,883,107	—	13,083	—
6月末日	1,077,319,655	—	13,165	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	0
第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	0
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	9.1
第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	0.9
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	17.6

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	500,000	—	500,000

第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	127,024,643	39,919,991	87,604,652
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	750,964,369	83,717,509	754,851,512

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０】

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	932,979,437	99.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	9,264,951	0.98
合計(純資産総額)		942,244,388	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックス　マザーファンド	272,604,138	1.1902	324,460,187	1.1895	324,262,622	34.41
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス　マザーファンド	28,807,093	9.6064	276,733,281	9.8130	282,684,003	30.00
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	42,908,591	4.2031	180,352,622	4.3555	186,888,368	19.83
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス　マザーファンド	33,272,225	4.1150	136,915,992	4.1820	139,144,444	14.77

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.02
合計	99.02

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末 (2024年 6月 10日)	545,520	545,520	10,910	10,910
第2期計算期間末 (2025年 6月 10日)	74,603,400	74,603,400	10,983	10,983
第3期計算期間末 (2026年 6月 10日)	861,160,513	861,160,513	12,934	12,934
2025年 6月末日	164,161,547	—	11,159	—
7月末日	172,276,129	—	11,408	—
8月末日	636,892,566	—	11,525	—
9月末日	666,460,154	—	11,749	—
10月末日	706,534,958	—	12,180	—
11月末日	719,024,550	—	12,269	—
12月末日	735,746,824	—	12,332	—
2026年 1月末日	759,590,019	—	12,376	—
2月末日	790,830,125	—	12,800	—
3月末日	806,378,304	—	12,191	—
4月末日	848,763,454	—	12,748	—
5月末日	897,340,113	—	13,068	—
6月末日	942,244,388	—	13,150	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	0
第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	0
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	9.1
第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	0.7
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	17.8

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	500,000	—	500,000

第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	80,982,978	13,554,267	67,928,711
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	681,332,781	83,469,608	665,791,884

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	446,859,226	99.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	4,436,731	0.98
合計(純資産総額)		451,295,957	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックス　マザーファンド	130,114,740	1.1901	154,855,749	1.1895	154,771,483	34.29
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス　マザーファンド	13,749,257	9.6053	132,065,950	9.8130	134,921,458	29.90
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	20,695,554	4.1987	86,894,711	4.3555	90,139,485	19.97
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス　マザーファンド	16,027,451	4.1148	65,950,306	4.1820	67,026,800	14.85

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.02
合計	99.02

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末 (2024年 6月 10日)	538,361	538,361	10,767	10,767
第2期計算期間末 (2025年 6月 10日)	41,694,005	41,694,005	10,830	10,830
第3期計算期間末 (2026年 6月 10日)	415,842,661	415,842,661	12,736	12,736
2025年 6月末日	80,119,507	—	11,004	—
7月末日	87,658,809	—	11,249	—
8月末日	279,061,734	—	11,365	—
9月末日	302,248,412	—	11,587	—
10月末日	321,253,439	—	12,012	—
11月末日	330,613,253	—	12,100	—
12月末日	351,652,969	—	12,156	—
2026年 1月末日	369,444,111	—	12,192	—
2月末日	381,196,690	—	12,598	—
3月末日	377,764,362	—	12,011	—
4月末日	399,723,616	—	12,558	—
5月末日	425,475,947	—	12,868	—
6月末日	451,295,957	—	12,948	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	0
第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	0
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	7.7
第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	0.6
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	17.6

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	500,000	—	500,000

第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	40,812,138	2,812,076	38,500,062
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	324,546,286	36,531,346	326,515,002

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０】

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	193,065,061	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,920,778	0.99
合計(純資産総額)		194,985,839	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックス　マザーファンド	76,857,623	1.1901	91,468,550	1.1895	91,422,142	46.89
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス　マザーファンド	4,467,571	9.6048	42,910,388	9.8130	43,840,274	22.48
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	6,646,511	4.1987	27,906,901	4.3555	28,948,878	14.85
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス　マザーファンド	6,899,514	4.1141	28,385,469	4.1820	28,853,767	14.80

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.01
合計	99.01

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末 (2024年 6月 10日)	521,325	521,325	10,427	10,427
第2期計算期間末 (2025年 6月 10日)	21,372,358	21,372,358	10,373	10,373
第3期計算期間末 (2026年 6月 10日)	181,511,930	181,511,930	11,489	11,489
2025年 6月末日	36,200,920	—	10,506	—
7月末日	37,654,035	—	10,648	—
8月末日	96,419,032	—	10,715	—
9月末日	105,349,081	—	10,867	—
10月末日	136,024,355	—	11,167	—
11月末日	141,611,342	—	11,203	—
12月末日	146,581,819	—	11,203	—
2026年 1月末日	154,468,025	—	11,183	—
2月末日	162,770,038	—	11,492	—
3月末日	167,855,158	—	11,067	—
4月末日	156,129,986	—	11,397	—
5月末日	182,896,313	—	11,573	—
6月末日	194,985,839	—	11,639	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	0
第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	0
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	4.3
第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	△0.5
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	10.8

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	500,000	—	500,000

第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	24,331,059	4,227,180	20,603,879
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	172,925,862	35,543,759	157,985,982

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	207,436,188	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	2,067,793	0.99
合計(純資産総額)		209,503,981	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックス　マザーファンド	104,934,716	1.1899	124,868,494	1.1895	124,819,844	59.58
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス　マザーファンド	3,175,171	9.6056	30,499,483	9.8130	31,157,953	14.87
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス　マザーファンド	7,422,564	4.1150	30,544,192	4.1820	31,041,162	14.82
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	4,687,689	4.1994	19,685,491	4.3555	20,417,229	9.75

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。
(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.01
合計	99.01

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末 (2024年 6月 10日)	517,742	517,742	10,355	10,355
第2期計算期間末 (2025年 6月 10日)	32,499,475	32,499,475	10,259	10,259
第3期計算期間末 (2026年 6月 10日)	192,745,850	192,745,850	10,959	10,959
2025年 6月末日	63,934,084	—	10,370	—
7月末日	75,218,184	—	10,455	—
8月末日	102,711,522	—	10,492	—
9月末日	110,148,816	—	10,608	—
10月末日	122,459,238	—	10,847	—
11月末日	137,204,633	—	10,855	—
12月末日	147,776,013	—	10,827	—
2026年 1月末日	157,569,606	—	10,776	—
2月末日	159,015,222	—	11,037	—
3月末日	168,212,551	—	10,687	—
4月末日	187,300,447	—	10,906	—
5月末日	195,184,286	—	11,015	—
6月末日	209,503,981	—	11,062	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	0
第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	0
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	3.6
第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	△0.9
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	6.8

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月 10日	500,000	—	500,000

第2期計算期間	2024年 6月 11日～2025年 6月 10日	36,022,795	4,843,980	31,678,815
第3期計算期間	2025年 6月 11日～2026年 6月 10日	208,701,223	64,494,064	175,885,974

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	2,664,025	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	26,701	0.99
合計(純資産総額)		2,690,726	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックス　マザーファンド	1,337,970	1.1918	1,594,641	1.1895	1,591,515	59.15
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス　マザーファンド	96,299	4.1348	398,181	4.1820	402,722	14.97
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス　マザーファンド	41,002	9.6343	395,027	9.8130	402,352	14.95
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	61,402	4.2576	261,431	4.3555	267,436	9.94

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.01
合計	99.01

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末 (2026年 6月 10日)	1,618,900	1,618,900	10,378	10,378
2025年 9月末日	501,531	—	10,031	—
10月末日	512,348	—	10,247	—
11月末日	512,581	—	10,252	—
12月末日	511,454	—	10,229	—
2026年 1月末日	509,753	—	10,195	—
2月末日	522,122	—	10,442	—
3月末日	662,081	—	10,111	—
4月末日	675,913	—	10,322	—
5月末日	837,548	—	10,432	—
6月末日	2,690,726	—	10,476	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2025年 9月 12日～2026年 6月 10日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第1期計算期間	2025年 9月 12日～2026年 6月 10日	3.8

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注 2)小数第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2025年 9月 12日～2026年 6月 10日	1,561,933	1,979	1,559,954

(注 1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注 2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５】

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,634,881	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	16,380	0.99
合計(純資産総額)		1,651,261	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックス　マザーファンド	824,238	1.1921	982,583	1.1895	980,431	59.37
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス　マザーファンド	25,174	9.6397	242,672	9.8130	247,032	14.96
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス　マザーファンド	58,734	4.1343	242,825	4.1820	245,625	14.87
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	37,147	4.2761	158,848	4.3555	161,793	9.80

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.01
合計	99.01

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　(2026年 6月10日)	1,166,128	1,166,128	10,372	10,372
2025年 9月末日	501,531	—	10,031	—
10月末日	512,348	—	10,247	—
11月末日	512,581	—	10,252	—
12月末日	511,454	—	10,229	—
2026年 1月末日	509,753	—	10,195	—

2月末日	522,122	—	10,442	—
3月末日	701,919	—	10,111	—
4月末日	716,390	—	10,319	—
5月末日	1,172,139	—	10,426	—
6月末日	1,651,261	—	10,470	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2025年 9月12日～2026年 6月10日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第1期計算期間	2025年 9月12日～2026年 6月10日	3.7

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2025年 9月12日～2026年 6月10日	1,126,250	1,978	1,124,272

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

国内株式インデックス　マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	987,683,778,440	98.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	13,994,562,559	1.40
合計(純資産総額)		1,001,678,340,999	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	14,971,220,000	1.49

(注 1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価し

ております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	11,001,800	2,999.00	32,994,398,200	3,207.00	35,282,772,600	3.52
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	371,900	52,420.00	19,494,998,000	77,150.00	28,692,085,000	2.86
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	9,413,000	3,042.00	28,634,346,000	2,725.00	25,650,425,000	2.56
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,801,700	5,819.00	22,122,092,300	6,346.00	24,125,588,200	2.41
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3,404,000	7,491.00	25,499,364,000	5,963.00	20,298,052,000	2.03
日本	株式	日立製作所	電気機器	4,505,100	5,166.00	23,273,346,600	4,471.00	20,142,302,100	2.01
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	5,923,500	3,444.00	20,400,534,000	3,280.00	19,429,080,000	1.94
日本	株式	村田製作所	電気機器	1,689,800	9,625.00	16,264,325,000	11,395.00	19,255,271,000	1.92
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,426,300	7,195.00	17,457,228,500	7,743.00	18,786,840,900	1.88
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	533,200	26,170.00	13,953,844,000	32,340.00	17,243,688,000	1.72
日本	株式	三菱商事	卸売業	3,439,800	5,065.00	17,422,587,000	4,347.00	14,952,810,600	1.49
日本	株式	キーエンス	電気機器	177,200	80,110.00	14,195,492,000	81,060.00	14,363,832,000	1.43
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,267,600	10,570.00	13,398,532,000	11,330.00	14,361,908,000	1.43
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,792,900	7,111.00	12,749,311,900	7,202.00	12,912,465,800	1.29
日本	株式	三菱重工業	機械	3,350,900	3,806.00	12,753,525,400	3,666.00	12,284,399,400	1.23
日本	株式	三井物産	卸売業	2,655,600	5,290.00	14,048,124,000	4,497.00	11,942,233,200	1.19
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	6,296,800	1,935.50	12,187,456,400	1,854.00	11,674,267,200	1.17
日本	株式	三菱電機	電気機器	1,959,100	6,558.00	12,847,777,800	5,876.00	11,511,671,600	1.15
日本	株式	信越化学工業	化学	1,577,300	7,758.00	12,236,693,400	7,008.00	11,053,718,400	1.10
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	126,400	82,330.00	10,406,512,000	82,810.00	10,467,184,000	1.04
日本	株式	キオクシアホールディングス	電気機器	108,700	65,891.58	7,162,415,000	89,680.00	9,748,216,000	0.97
日本	株式	パナソニック　ホールディングス	電気機器	2,113,000	3,700.00	7,818,100,000	4,502.00	9,512,726,000	0.95
日本	株式	フジクラ	非鉄金属	1,410,700	4,771.00	6,730,449,700	6,238.00	8,799,946,600	0.88
日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	332,500	27,080.00	9,004,100,000	25,950.00	8,628,375,000	0.86
日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	1,734,200	4,500.00	7,803,900,000	4,807.00	8,336,299,400	0.83
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,580,500	5,118.00	8,088,999,000	5,155.00	8,147,477,500	0.81
日本	株式	任天堂	その他製品	1,108,100	7,148.00	7,920,698,800	6,815.00	7,551,701,500	0.75
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	2,523,600	3,146.25	7,939,876,500	2,927.00	7,386,577,200	0.74
日本	株式	ＮＴＴ	情報・通信業	48,762,100	149.50	7,289,933,950	145.00	7,070,504,500	0.71
日本	株式	ディスコ	機械	86,200	65,090.00	5,610,758,000	81,260.00	7,004,612,000	0.70

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.31
		建設業	2.13
		食料品	2.66
		繊維製品	0.30
		パルプ・紙	0.12
		化学	4.70
		医薬品	3.12
		石油・石炭製品	0.43
		ゴム製品	0.52
		ガラス・土石製品	0.89
		鉄鋼	0.61
		非鉄金属	2.82
		金属製品	0.49
		機械	6.10
		電気機器	22.79
		輸送用機器	4.79
		精密機器	1.82
		その他製品	1.77
		電気・ガス業	1.16
		陸運業	1.76
		海運業	0.47
		空運業	0.26
		倉庫・運輸関連業	0.13
		情報・通信業	6.05
		卸売業	6.84
		小売業	3.85
		銀行業	11.32
		証券、商品先物取引業	0.88
		保険業	3.26
		その他金融業	1.19
		不動産業	1.63
		サービス業	3.37
		小計	98.60
合計			98.60

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率で

す。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	374	円	14,668,661,700	14,971,220,000	1.49

(注 1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

外国株式インデックス　マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	829,892,319,397	71.44
	カナダ	40,997,755,056	3.53
	イギリス	40,951,815,723	3.53
	スイス	31,291,353,669	2.69
	フランス	25,529,877,304	2.20
	ドイツ	25,190,665,898	2.17
	オランダ	23,216,285,118	2.00
	アイルランド	18,733,133,073	1.61
	オーストラリア	18,009,354,108	1.55
	スペイン	11,191,611,288	0.96
	スウェーデン	8,870,715,963	0.76
	イタリア	8,682,751,549	0.75
	デンマーク	4,980,213,509	0.43
	シンガポール	4,923,618,340	0.42
	香港	3,672,501,336	0.32
	フィンランド	3,455,927,065	0.30
	イスラエル	3,254,629,783	0.28
	ケイマン	2,806,381,709	0.24
	ベルギー	2,698,629,127	0.23
	ノルウェー	1,742,138,727	0.15
	ルクセンブルク	1,716,830,651	0.15
	バミューダ	1,598,687,402	0.14
	ジャージー	1,422,261,382	0.12
	リベリア	1,072,055,701	0.09

	オーストリア	1,015,634,843	0.09
	キュラソー	948,957,547	0.08
	ニュージーランド	610,866,781	0.05
	ポルトガル	532,271,205	0.05
	小計	1,119,009,243,254	96.33
新株予約権証券	カナダ	—	—
投資信託受益証券	オーストラリア	126,553,939	0.01
	香港	77,044,306	0.01
	小計	203,598,245	0.02
投資証券	アメリカ	15,039,667,823	1.29
	オーストラリア	969,633,912	0.08
	フランス	411,190,949	0.04
	イギリス	290,605,772	0.03
	シンガポール	255,579,105	0.02
	香港	187,483,488	0.02
	小計	17,154,161,049	1.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	25,261,340,806	2.17
合計(純資産総額)		1,161,628,343,354	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	19,791,940,959	1.70
	買建	カナダ	515,745,681	0.04
	買建	ドイツ	3,569,159,416	0.31
	買建	イギリス	1,245,876,046	0.11
	買建	オーストラリア	738,136,740	0.06

(注 1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	—	3,456,826,820	0.30

(注 1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1,937,609	34,792.05	67,413,403,741	31,661.17	61,346,984,025	5.28
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,232,242	50,746.77	62,532,302,496	45,751.75	56,377,238,521	4.85
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	592,097	69,439.69	41,115,037,858	59,852.08	35,438,238,374	3.05
アメリカ	株式	AMAZON.COM	一般消費財・サービス流通・小売り	812,380	44,476.69	36,131,977,123	38,996.33	31,679,842,302	2.73
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	488,662	63,309.33	30,936,865,128	57,429.22	28,063,479,214	2.42
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	377,528	69,358.33	26,184,713,783	60,482.15	22,833,707,202	1.97
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	387,967	62,702.02	24,326,317,232	57,044.35	22,131,328,906	1.91
アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY	半導体・半導体製造装置	94,655	150,197.96	14,216,988,417	185,982.01	17,604,128,027	1.52
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	184,322	103,149.31	19,012,687,943	91,360.61	16,839,771,094	1.45
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	236,217	71,769.14	16,953,093,185	66,878.69	15,797,885,311	1.36
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	67,407	182,886.45	12,327,827,340	199,728.33	13,463,087,722	1.16
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	225,129	48,193.76	10,849,814,464	53,489.64	12,042,069,636	1.04
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	136,840	84,123.66	11,511,482,668	87,607.78	11,988,248,766	1.03
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	32,579	257,791.30	8,398,582,892	298,784.20	9,734,090,452	0.84
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	116,728	77,510.10	9,047,599,697	80,545.43	9,401,908,120	0.81
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	202,164	37,455.57	7,572,168,552	41,979.43	8,486,731,286	0.73
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	368,753	19,616.33	7,233,581,708	21,390.01	7,887,630,653	0.68
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	141,100	52,776.29	7,446,734,828	55,480.54	7,828,304,688	0.67
アメリカ	株式	EXXON MOBIL	エネルギー	348,875	23,859.98	8,324,153,086	22,094.78	7,708,317,559	0.66
アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS	半導体・	66,611	73,025.05	4,864,272,225	112,802.58	7,513,893,296	0.65

			半導体製造装置						
アメリカ	株式	LAM RESEARCH CORP	半導体・半導体製造装置	104,814	51,640.87	5,412,686,660	66,727.67	6,993,994,517	0.60
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	368,034	19,294.04	7,100,862,874	18,609.89	6,849,073,728	0.59
アメリカ	株式	CATERPILLAR	資本財	39,053	144,111.66	5,627,992,724	167,779.72	6,552,301,565	0.56
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	331,529	19,273.89	6,389,854,732	19,113.30	6,336,614,230	0.55
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	148,459	35,499.29	5,270,190,419	41,297.40	6,130,970,840	0.53
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	37,237	161,440.58	6,011,563,060	153,731.36	5,724,494,846	0.49
アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	金融サービス	69,075	80,180.06	5,538,437,817	82,760.43	5,716,677,365	0.49
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	569,778	8,245.54	4,698,128,100	9,399.13	5,355,419,316	0.46
アメリカ	株式	GE AEROSPACE	資本財	87,696	52,107.36	4,569,607,715	60,686.76	5,321,986,710	0.46
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	76,185	62,109.30	4,731,797,048	68,174.56	5,193,879,600	0.45

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	3.72
		素材	3.18
		資本財	8.29
		商業・専門サービス	0.91
		運輸	1.41
		自動車・自動車部品	1.77
		耐久消費財・アパレル	0.79
		消費者サービス	1.47
		メディア・娯楽	6.91
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.43
		生活必需品流通・小売り	1.65
		食品・飲料・タバコ	2.43
		家庭用品・パーソナル用品	1.01
		ヘルスケア機器・サービス	2.60
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.67
		銀行	6.89

		金融サービス	5.96
		保険	2.64
		エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.02
		ソフトウェア・サービス	6.85
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.83
		電気通信サービス	1.14
		公益事業	2.66
		半導体・半導体製造装置	14.90
		不動産管理・開発	0.19
		小計	96.33
新株予約権証券	—	—	—
投資信託受益証券	—	—	0.02
投資証券	—	—	1.48
合計			97.83

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	簿価金額（現地通貨）	帳簿価額（円）	評価金額（現地通貨）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P 500 EMIN	買建	325	アメリカドル	121,880,790	19,792,221,488	121,879,062.5	19,791,940,959	1.70
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSE 60	買建	11	カナダドル	4,528,841.5	516,967,257	4,518,140	515,745,681	0.04
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SWISS MKT IX	買建	40	スイスフラン	5,514,780	1,108,195,041	5,686,000	1,142,601,700	0.10
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DJ EURO STOX	買建	209	ユーロ	13,113,488.8	2,430,585,149	13,091,760	2,426,557,716	0.21
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 FUTU	買建	30	オーストラリアドル	6,671,310	744,251,344	6,616,500	738,136,740	0.06
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100	買建	55	イギリスポンド	5,768,026.25	1,240,414,045	5,793,425	1,245,876,046	0.11

(注 1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカドル	買建	17,511,000.00	2,835,078,920	2,843,318,647	0.24

	カナダドル	買建	2,653,000.00	302,274,861	302,818,726	0.03
	ユーロ	買建	1,240,000.00	229,814,160	229,816,640	0.02
	オーストラリアドル	買建	725,000.00	80,713,525	80,872,807	0.01

(注 1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

国内債券インデックス　マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	648,046,066,900	85.00
地方債証券	日本	40,216,627,746	5.27
特殊債券	日本	34,805,566,571	4.57
	韓国	396,336,000	0.05
	小計	35,201,902,571	4.62
社債券	日本	35,256,097,000	4.62
	フランス	1,470,221,000	0.19
	オーストラリア	594,912,000	0.08
	小計	37,321,230,000	4.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,642,373,098	0.22
合計(純資産総額)		762,428,200,315	100.00

(注 1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	第３５２回利付国債（１０年）	7,080,000,000	97.02	6,869,157,600	97.15	6,878,644,800	0.100	2028/9/20	0.90
日本	国債証券	第１７８回利付国債（５年）	7,050,000,000	97.41	6,867,687,000	97.51	6,875,019,000	1.000	2030/3/20	0.90
日本	国債証券	第３６３回利付国債（１０年）	7,341,000,000	91.28	6,700,888,730	91.43	6,711,949,710	0.100	2031/6/20	0.88
日本	国債証券	第３５０回利付国債（１０年）	6,670,000,000	97.82	6,524,594,000	97.93	6,532,197,800	0.100	2028/3/20	0.86
日本	国債証券	第３８２回利付国債（１０年）	6,672,000,000	97.99	6,537,988,300	97.84	6,527,951,520	2.400	2036/3/20	0.86
日本	国債証券	第３５９回利付国債（１０年）	6,945,000,000	93.56	6,497,880,900	93.71	6,508,715,100	0.100	2030/6/20	0.85
日本	国債証券	第１８３回利付国債（５年）	6,569,000,000	98.92	6,498,646,010	98.92	6,498,448,940	1.600	2030/12/20	0.85
日本	国債証券	第３６５回利付国債	7,146,000,000	90.07	6,436,759,500	90.22	6,447,764,340	0.100	2031/12/20	0.85

		（１０年）								
日本	国債証券	第３６６回利付国債（１０年）	7,090,000,000	89.99	6,380,291,000	90.16	6,392,485,800	0.200	2032/3/20	0.84
日本	国債証券	第３７６回利付国債（１０年）	7,115,000,000	88.63	6,306,095,650	88.63	6,306,309,100	0.900	2034/9/20	0.83
日本	国債証券	第３７５回利付国債（１０年）	6,949,000,000	90.64	6,299,010,500	90.66	6,300,310,850	1.100	2034/6/20	0.83
日本	国債証券	第３７４回利付国債（１０年）	7,050,000,000	89.04	6,277,954,500	89.08	6,280,704,000	0.800	2034/3/20	0.82
日本	国債証券	第３７２回利付国債（１０年）	6,874,000,000	90.16	6,198,148,320	90.23	6,202,753,900	0.800	2033/9/20	0.81
日本	国債証券	第３７８回利付国債（１０年）	6,770,000,000	91.43	6,190,346,200	91.34	6,183,785,700	1.400	2035/3/20	0.81
日本	国債証券	第３６１回利付国債（１０年）	6,650,000,000	92.43	6,147,060,500	92.54	6,154,109,500	0.100	2030/12/20	0.81
日本	国債証券	第３７１回利付国債（１０年）	6,833,000,000	88.12	6,021,279,200	88.26	6,031,352,440	0.400	2033/6/20	0.79
日本	国債証券	第３６０回利付国債（１０年）	6,410,000,000	93.00	5,961,556,400	93.14	5,970,658,600	0.100	2030/9/20	0.78
日本	国債証券	第３６７回利付国債（１０年）	6,630,000,000	89.36	5,924,571,020	89.54	5,936,502,000	0.200	2032/6/20	0.78
日本	国債証券	第３６４回利付国債（１０年）	6,535,000,000	90.69	5,926,787,550	90.82	5,935,283,050	0.100	2031/9/20	0.78
日本	国債証券	第３５３回利付国債（１０年）	6,085,000,000	96.61	5,879,083,600	96.75	5,887,602,600	0.100	2028/12/20	0.77
日本	国債証券	第３６９回利付国債（１０年）	6,498,000,000	89.92	5,843,521,440	90.14	5,857,297,200	0.500	2032/12/20	0.77
日本	国債証券	第３７３回利付国債（１０年）	6,614,000,000	88.23	5,835,539,040	88.28	5,839,368,320	0.600	2033/12/20	0.77
日本	国債証券	第３７７回利付国債（１０年）	6,465,000,000	90.36	5,841,838,650	90.31	5,838,670,800	1.200	2034/12/20	0.77
日本	国債証券	第３５８回利付国債（１０年）	6,148,000,000	94.15	5,788,587,920	94.30	5,797,932,880	0.100	2030/3/20	0.76
日本	国債証券	第３６２回利付国債（１０年）	6,294,000,000	91.83	5,779,937,700	91.96	5,788,402,980	0.100	2031/3/20	0.76
日本	国債証券	第３７９回利付国債（１０年）	6,140,000,000	91.77	5,634,739,400	91.63	5,626,204,800	1.500	2035/6/20	0.74
日本	国債証券	第３７０回利付国債（１０年）	6,270,000,000	89.36	5,602,997,400	89.57	5,616,540,600	0.500	2033/3/20	0.74
日本	国債証券	第３５５回利付国債（１０年）	5,817,000,000	95.71	5,567,916,060	95.89	5,578,270,320	0.100	2029/6/20	0.73
日本	国債証券	第３６８回利付国債（１０年）	6,270,000,000	88.73	5,563,371,000	88.93	5,576,036,400	0.200	2032/9/20	0.73
日本	国債証券	第３８１回利付国債（１０年）	5,740,000,000	95.86	5,502,486,800	95.69	5,492,663,400	2.100	2035/12/20	0.72

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	85.00
地方債証券	5.27
特殊債券	4.62
社債券	4.90
合計	99.78

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国債券インデックス　マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	236,622,398,425	43.83
	中国	67,018,134,922	12.41
	フランス	36,944,732,854	6.84
	イタリア	34,136,613,084	6.32
	イギリス	29,743,636,683	5.51
	ドイツ	29,644,769,484	5.49
	スペイン	21,878,485,966	4.05
	カナダ	10,917,336,847	2.02
	ベルギー	7,988,944,230	1.48
	オーストラリア	6,760,305,148	1.25
	オランダ	6,397,478,100	1.19
	オーストリア	5,425,306,101	1.00
	メキシコ	4,763,376,062	0.88
	ポーランド	3,784,311,773	0.70
	韓国	3,696,394,898	0.68
	ポルトガル	2,947,119,923	0.55
	フィンランド	2,737,139,411	0.51
	マレーシア	2,691,518,980	0.50
	イスラエル	2,330,267,890	0.43
	アイルランド	2,134,406,411	0.40
	シンガポール	1,932,291,985	0.36
	ニュージーランド	1,490,439,061	0.28
	デンマーク	1,063,055,088	0.20
	スロバキア	1,035,815,450	0.19
	スウェーデン	962,922,711	0.18
	ノルウェー	860,708,642	0.16
	小計	525,907,910,129	97.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	13,956,942,738	2.59
合計(純資産総額)		539,864,852,867	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
債券先物取引	買建	アメリカ	2,842,243,717	0.53
	買建	ドイツ	2,519,306,856	0.47

(注 1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	—	7,636,522,098	1.41
	売建	—	302,050,970	△0.06

(注 1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	T 4% 11/15/35	18,650,000	15,693.47	2,926,832,358	15,800.03	2,946,707,371	4.000	2035/11/15	0.55
アメリカ	国債証券	T 3.875% 07/31/27	17,910,000	16,226.31	2,906,132,709	16,201.89	2,901,758,729	3.875	2027/7/31	0.54
アメリカ	国債証券	T 4.25% 02/15/28	17,000,000	16,300.84	2,771,144,108	16,271.66	2,766,183,615	4.250	2028/2/15	0.51
アメリカ	国債証券	T 2.875% 08/15/28	17,220,000	15,842.85	2,728,140,014	15,834.92	2,726,774,610	2.875	2028/8/15	0.51
アメリカ	国債証券	T 0.375% 07/31/27	16,100,000	15,581.82	2,508,674,302	15,603.39	2,512,146,670	0.375	2027/7/31	0.47
アメリカ	国債証券	T 4.5% 12/31/31	15,100,000	16,474.65	2,487,673,029	16,506.05	2,492,414,364	4.500	2031/12/31	0.46
アメリカ	国債証券	T 0.625% 11/30/27	15,500,000	15,446.71	2,394,240,741	15,467.01	2,397,387,047	0.625	2027/11/30	0.44
アメリカ	国債証券	T 4.125% 02/15/36	14,940,000	15,840.34	2,366,547,574	15,939.59	2,381,375,260	4.125	2036/2/15	0.44
アメリカ	国債証券	T 2.625% 07/31/29	15,200,000	15,539.32	2,361,977,768	15,549.79	2,363,568,678	2.625	2029/7/31	0.44
アメリカ	国債証券	T 1.125% 02/15/31	16,130,000	14,159.96	2,284,002,196	14,215.46	2,292,955,031	1.125	2031/2/15	0.42
アメリカ	国債証券	T 4.25% 08/15/35	14,000,000	16,026.18	2,243,665,238	16,124.18	2,257,385,933	4.250	2035/8/15	0.42
アメリカ	国債証券	T 3.625% 10/31/30	14,030,000	15,901.21	2,230,940,623	15,916.12	2,233,032,063	3.625	2030/10/31	0.41
アメリカ	国債証券	T 3.875% 08/15/34	13,770,000	15,685.22	2,159,855,449	15,768.32	2,171,298,028	3.875	2034/8/15	0.40
アメリカ	国債証券	T 2.625% 05/31/27	13,400,000	16,034.91	2,148,679,162	16,030.85	2,148,133,981	2.625	2027/5/31	0.40
アメリカ	国債証券	T 3.375% 05/15/33	13,630,000	15,340.78	2,090,948,356	15,408.97	2,100,242,808	3.375	2033/5/15	0.39
アメリカ	国債証券	T 4.375% 05/15/34	12,830,000	16,261.83	2,086,393,570	16,331.61	2,095,345,942	4.375	2034/5/15	0.39
アメリカ	国債証券	T 3.625% 05/31/28	13,000,000	16,112.76	2,094,659,724	16,096.27	2,092,515,679	3.625	2028/5/31	0.39
アメリカ	国債証券	T 4.375% 07/15/27	12,800,000	16,319.24	2,088,863,174	16,286.39	2,084,658,203	4.375	2027/7/15	0.39

アメリカ	国債証券	T 3.75% 06/30/30	13,000,000	16,008.41	2,081,094,452	16,015.39	2,082,001,558	3.750	2030/6/30	0.39
アメリカ	国債証券	T 3.875% 12/31/29	12,890,000	16,112.13	2,076,853,919	16,113.40	2,077,017,441	3.875	2029/12/31	0.38
アメリカ	国債証券	T 2.875% 05/15/28	12,770,000	15,887.89	2,028,884,206	15,880.91	2,027,993,148	2.875	2028/5/15	0.38
アメリカ	国債証券	T 3.875% 07/15/28	12,000,000	16,183.81	1,942,057,527	16,162.87	1,939,545,562	3.875	2028/7/15	0.36
アメリカ	国債証券	T 4.25% 05/15/35	11,980,000	16,043.30	1,921,988,223	16,137.18	1,933,235,254	4.250	2035/5/15	0.36
アメリカ	国債証券	T 3.625% 03/31/30	12,000,000	15,957.67	1,914,920,639	15,961.16	1,915,339,293	3.625	2030/3/31	0.35
アメリカ	国債証券	T 1.25% 03/31/28	11,980,000	15,447.66	1,850,630,374	15,460.98	1,852,226,232	1.250	2028/3/31	0.34
アメリカ	国債証券	T 4% 02/15/34	11,600,000	15,876.47	1,841,671,330	15,945.30	1,849,655,080	4.000	2034/2/15	0.34
中国	国債証券	CGB 1.65% 05/15/35	77,200,000	2,376.58	1,834,720,029	2,380.69	1,837,895,281	1.650	2035/5/15	0.34
アメリカ	国債証券	T 1.125% 08/31/28	12,030,000	15,226.28	1,831,721,808	15,243.09	1,833,744,046	1.125	2028/8/31	0.34
アメリカ	国債証券	T 4.625% 02/15/35	10,990,000	16,502.56	1,813,632,069	16,589.47	1,823,182,816	4.625	2035/2/15	0.34
アメリカ	国債証券	T 4.5% 05/31/29	11,000,000	16,427.71	1,807,048,637	16,413.12	1,805,443,780	4.500	2029/5/31	0.33

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	97.41
合計	97.41

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	簿価金額（現地通貨）	帳簿価額（円）	評価金額（現地通貨）	評価金額（円）	投資比率（%）
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 5YR NOTE	買建	69	アメリカドル	7,387,936.45	1,199,727,000	7,399,172.22	1,201,551,577	0.22
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 10YR NOTE	買建	43	アメリカドル	4,720,094.19	766,496,095	4,738,062.5	769,413,969	0.14
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US LONG BOND	買建	47	アメリカドル	5,304,430.55	861,386,477	5,365,343.75	871,278,171	0.16
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-SCHATZ	買建	25	ユーロ	2,644,572.5	490,171,513	2,649,000	490,992,150	0.09
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BOBL FU	買建	33	ユーロ	3,791,149.3	702,689,523	3,808,200	705,849,870	0.13
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BUND	買建	56	ユーロ	7,070,397.6	1,310,498,195	7,134,960	1,322,464,836	0.24

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建／	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率

		売建				(%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	22,330,000.00	3,585,433,994	3,621,814,350	0.67
	カナダドル	買建	2,520,000.00	288,420,468	287,506,800	0.05
	ユーロ	買建	12,210,000.00	2,254,657,869	2,261,841,450	0.42
	イギリスポンド	買建	2,100,000.00	448,904,993	451,048,500	0.08
	オフショア人民元	買建	42,540,000.00	1,008,826,169	1,014,310,998	0.19
	アメリカドル	売建	900,000.00	143,920,080	145,975,500	△0.03
	カナダドル	売建	90,000.00	10,297,854	10,268,100	△0.00
	ユーロ	売建	500,000.00	92,776,550	92,622,500	△0.02
	イギリスポンド	売建	70,000.00	15,011,080	15,034,950	△0.00
	オフショア人民元	売建	1,600,000.00	37,920,480	38,149,920	△0.01

(注 1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

≪参考情報≫

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2024年1月９日
作成基準日：2026年6月30日

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2035

基準価額・純資産の推移

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	12,500円
純資産総額	42.29億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2024年６月	0円
2025年６月	0円
2026年６月	0円
－	－
－	－
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	実質投資比率
国内債券インデックスマザーファンド	44.5%	第178回利付国債(5年)	日本	国債	-	1.000%	2030/03/20	0.4%
		第352回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2028/09/20	0.4%
		第363回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2031/06/20	0.4%
外国株式インデックスマザーファンド	23.9%	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	-	-	1.3%
		APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジーハードウェアおよび機器	-	-	1.2%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	-	-	0.7%
国内株式インデックスマザーファンド	15.6%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	-	-	0.5%
		東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	-	-	0.4%
		トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	-	-	0.4%
外国債券インデックスマザーファンド	15.0%	T 4% 11/15/35	アメリカ	国債	-	4.000%	2035/11/15	0.1%
		T 3.875% 07/31/27	アメリカ	国債	-	3.875%	2027/07/31	0.1%
		T 4.25% 02/15/28	アメリカ	国債	-	4.250%	2028/02/15	0.1%

※投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

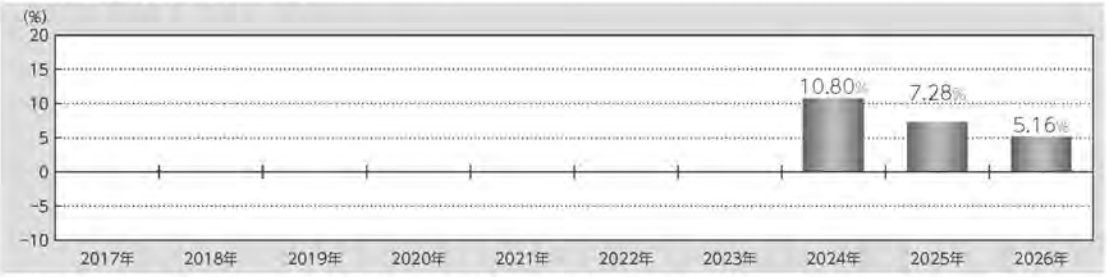

※2024年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

運用実績

当初設定日：2024年1月９日
作成基準日：2026年6月30日

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2040

基準価額・純資産の推移

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	12,856円
純資産総額	14.01億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2024年６月	0円
2025年６月	0円
2026年６月	0円
	－
－	－
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	実質投資比率
国内債券インデックスマザーファンド	39.2%	第178回利付国債(5年)	日本	国債	-	1.000%	2030/03/20	0.4%
		第352回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2028/09/20	0.4%
		第363回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2031/06/20	0.3%
外国株式インデックスマザーファンド	27.1%	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	-	-	1.4%
		APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジーハードウェアおよび機器	-	-	1.3%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	-	-	0.8%
国内株式インデックスマザーファンド	17.9%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	-	-	0.6%
		東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	-	-	0.5%
		トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	-	-	0.5%
外国債券インデックスマザーファンド	14.8%	T 4% 11/15/35	アメリカ	国債	-	4.000%	2035/11/15	0.1%
		T 3.875% 07/31/27	アメリカ	国債	-	3.875%	2027/07/31	0.1%
		T 4.25% 02/15/28	アメリカ	国債	-	4.250%	2028/02/15	0.1%

※投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

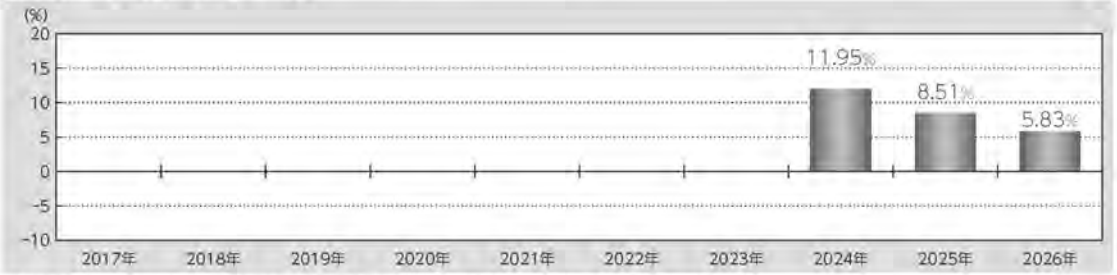

※2024年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

当初設定日：2024年1月９日
作成基準日：2026年6月30日

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2045

基準価額・純資産の推移

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	13,165円
純資産総額	10.77億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2024年６月	0円
2025年６月	0円
2026年６月	0円
－	－
－	－
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	実質投資比率
国内債券インデックスマザーファンド	35.2%	第178回利付国債(5年)	日本	国債	-	1.000%	2030/03/20	0.3%
		第352回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2028/09/20	0.3%
		第363回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2031/06/20	0.3%
外国株式インデックスマザーファンド	29.5%	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	-	-	1.6%
		APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジーハードウェアおよび機器	-	-	1.4%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	-	-	0.9%
国内株式インデックスマザーファンド	19.5%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	-	-	0.7%
		東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	-	-	0.6%
		トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	-	-	0.5%
外国債券インデックスマザーファンド	14.8%	T 4% 11/15/35	アメリカ	国債	-	4.000%	2035/11/15	0.1%
		T 3.875% 07/31/27	アメリカ	国債	-	3.875%	2027/07/31	0.1%
		T 4.25% 02/15/28	アメリカ	国債	-	4.250%	2028/02/15	0.1%

※投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

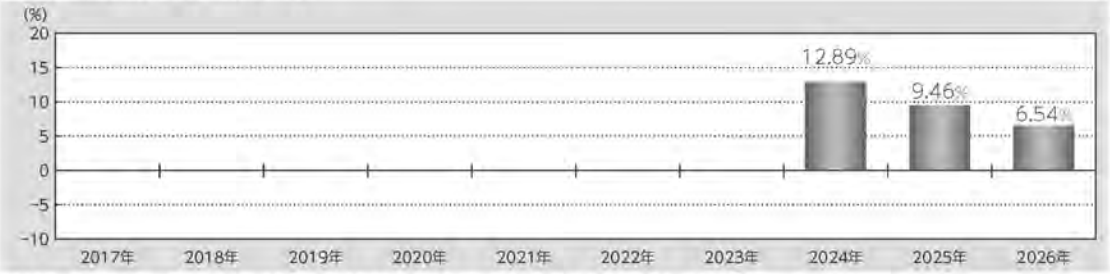

※2024年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

運用実績

当初設定日：2024年1月９日
作成基準日：2026年6月30日

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2050

基準価額・純資産の推移

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	13,150円
純資産総額	9.42億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2024年６月	0円
2025年６月	0円
2026年６月	0円
－	－
－	－
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	実質投資比率
国内債券インデックスマザーファンド	34.4%	第178回利付国債(5年)	日本	国債	-	1.000%	2030/03/20	0.3%
		第352回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2028/09/20	0.3%
		第363回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2031/06/20	0.3%
外国株式インデックスマザーファンド	30.0%	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	-	-	1.6%
		APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジーハードウェアおよび機器	-	-	1.5%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	-	-	0.9%
国内株式インデックスマザーファンド	19.8%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	-	-	0.7%
		東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	-	-	0.6%
		トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	-	-	0.5%
外国債券インデックスマザーファンド	14.8%	T 4% 11/15/35	アメリカ	国債	-	4.000%	2035/11/15	0.1%
		T 3.875% 07/31/27	アメリカ	国債	-	3.875%	2027/07/31	0.1%
		T 4.25% 02/15/28	アメリカ	国債	-	4.250%	2028/02/15	0.1%

※投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

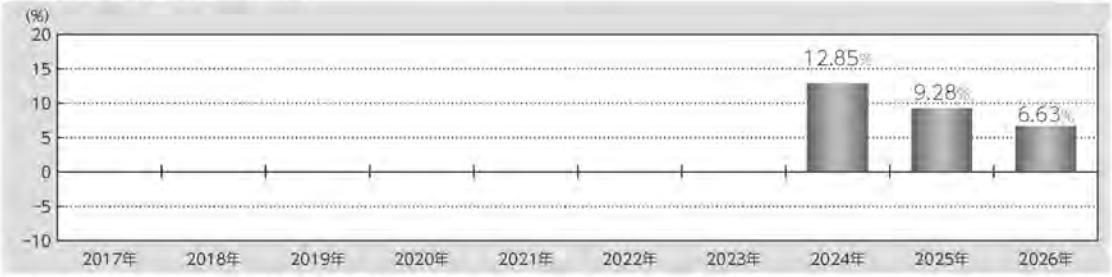

※2024年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

当初設定日：2024年1月９日
作成基準日：2026年6月30日

DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2055

基準価額・純資産の推移

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	12,948円
純資産総額	4.51億円

分配の推移

（1万口当たり、税引前）

決算期	分配金
2024年６月	0円
2025年６月	0円
2026年６月	0円
－	－
－	－
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	実質投資比率
国内債券インデックスマザーファンド	34.3%	第178回利付国債(5年)	日本	国債	-	1.000%	2030/03/20	0.3%
		第352回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2028/09/20	0.3%
		第363回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2031/06/20	0.3%
外国株式インデックスマザーファンド	29.9%	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	-	-	1.6%
		APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジーハードウェアおよび機器	-	-	1.5%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	-	-	0.9%
国内株式インデックスマザーファンド	20.0%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	-	-	0.7%
		東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	-	-	0.6%
		トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	-	-	0.5%
外国債券インデックスマザーファンド	14.9%	T 4% 11/15/35	アメリカ	国債	-	4.000%	2035/11/15	0.1%
		T 3.875% 07/31/27	アメリカ	国債	-	3.875%	2027/07/31	0.1%
		T 4.25% 02/15/28	アメリカ	国債	-	4.250%	2028/02/15	0.1%

※投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

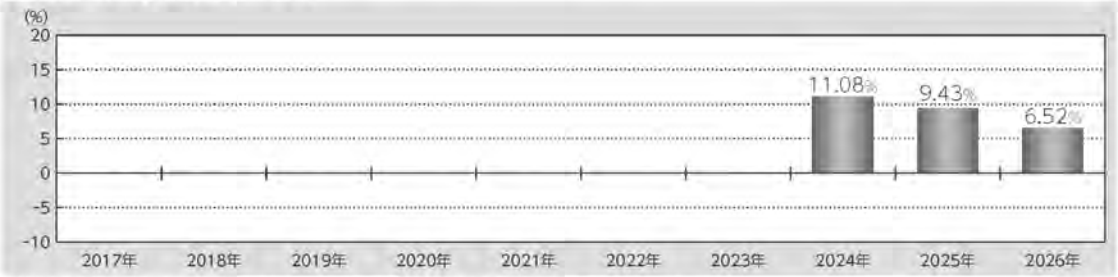

※2024年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

運用実績

当初設定日：2024年1月９日
作成基準日：2026年6月30日

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2060

基準価額・純資産の推移

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	11,639円
純資産総額	1.95億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2024年６月	0円
2025年６月	0円
2026年６月	0円
－	－
－	－
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	実質投資比率
国内債券インデックスマザーファンド	46.9%	第178回利付国債(5年)	日本	国債	-	1.000%	2030/03/20	0.4%
		第352回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2028/09/20	0.4%
		第363回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2031/06/20	0.4%
外国株式インデックスマザーファンド	22.5%	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	-	-	1.2%
		APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジーハードウェアおよび機器	-	-	1.1%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	-	-	0.7%
国内株式インデックスマザーファンド	14.8%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	-	-	0.5%
		東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	-	-	0.4%
		トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	-	-	0.4%
外国債券インデックスマザーファンド	14.8%	T 4% 11/15/35	アメリカ	国債	-	4.000%	2035/11/15	0.1%
		T 3.875% 07/31/27	アメリカ	国債	-	3.875%	2027/07/31	0.1%
		T 4.25% 02/15/28	アメリカ	国債	-	4.250%	2028/02/15	0.1%

※投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

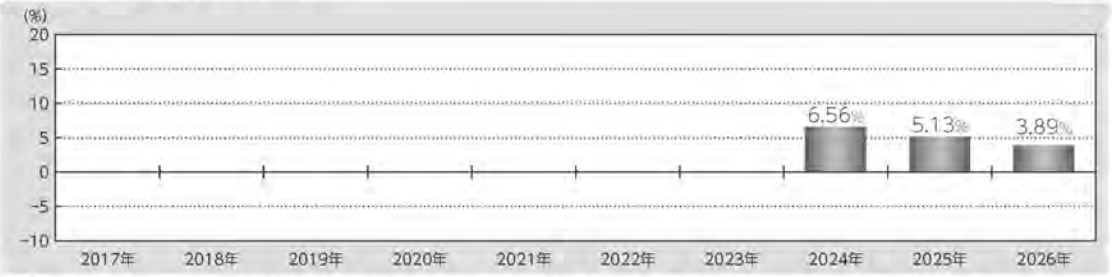

※2024年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

当初設定日：2024年1月９日
作成基準日：2026年6月30日

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2065

基準価額・純資産の推移

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	11,062円
純資産総額	2.10億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2024年６月	0円
2025年６月	0円
2026年６月	0円
－	－
－	－
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	実質投資比率
国内債券インデックスマザーファンド	59.6%	第178回利付国債(5年)	日本	国債	-	1.000%	2030/03/20	0.5%
		第352回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2028/09/20	0.5%
		第363回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2031/06/20	0.5%
外国株式インデックスマザーファンド	14.9%	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	-	-	0.8%
		APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジーハードウェアおよび機器	-	-	0.7%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	-	-	0.5%
外国債券インデックスマザーファンド	14.8%	T 4% 11/15/35	アメリカ	国債	-	4.000%	2035/11/15	0.1%
		T 3.875% 07/31/27	アメリカ	国債	-	3.875%	2027/07/31	0.1%
		T 4.25% 02/15/28	アメリカ	国債	-	4.250%	2028/02/15	0.1%
国内株式インデックスマザーファンド	9.7%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	-	-	0.3%
		東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	-	-	0.3%
		トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	-	-	0.2%

※投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

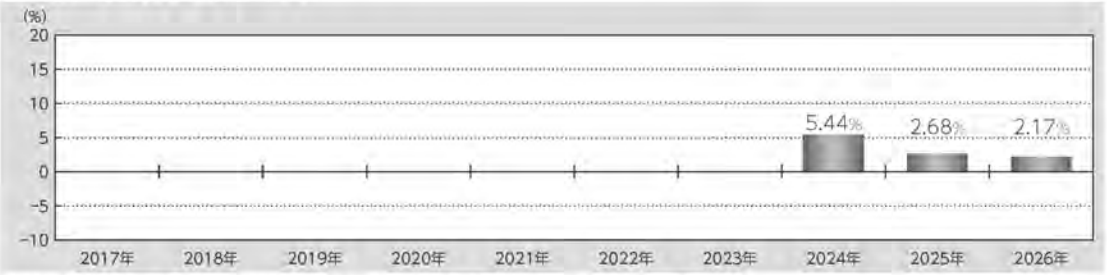

※2024年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

運用実績

当初設定日：2025年9月12日
作成基準日：2026年6月30日

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2070

基準価額・純資産の推移

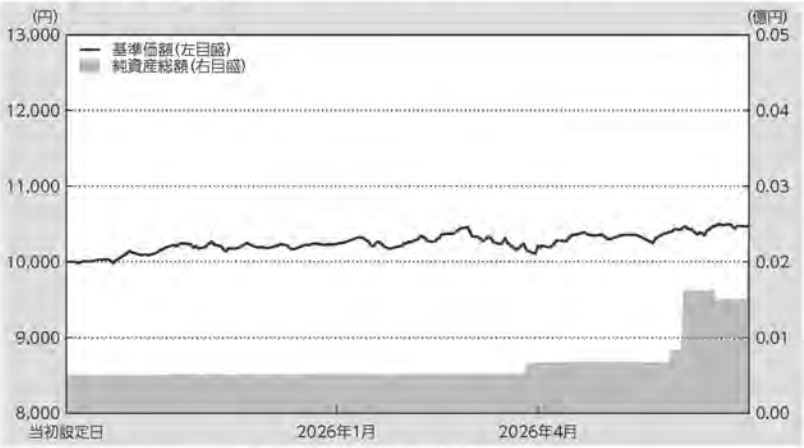

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	10,476円
純資産総額	0.03億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2026年6月	0円
－	－
－	－
－	－
－	－
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	実質投資比率
国内債券インデックスマザーファンド	59.1%	第178回利付国債(5年)	日本	国債	-	1.000%	2030/03/20	0.5%
		第352回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2028/09/20	0.5%
		第363回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2031/06/20	0.5%
外国債券インデックスマザーファンド	15.0%	T 4% 11/15/35	アメリカ	国債	-	4.000%	2035/11/15	0.1%
		T 3.875% 07/31/27	アメリカ	国債	-	3.875%	2027/07/31	0.1%
		T 4.25% 02/15/28	アメリカ	国債	-	4.250%	2028/02/15	0.1%
外国株式インデックスマザーファンド	15.0%	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	-	-	0.8%
		APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジーハードウェアおよび機器	-	-	0.7%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	-	-	0.5%
国内株式インデックスマザーファンド	9.9%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	-	-	0.4%
		東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	-	-	0.3%
		トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	-	-	0.3%

※投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

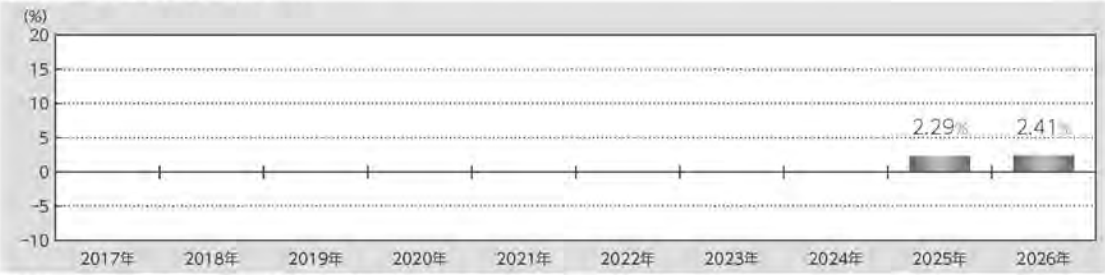

※2025年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

当初設定日：2025年9月12日
作成基準日：2026年6月30日

DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型) 2075

基準価額・純資産の推移

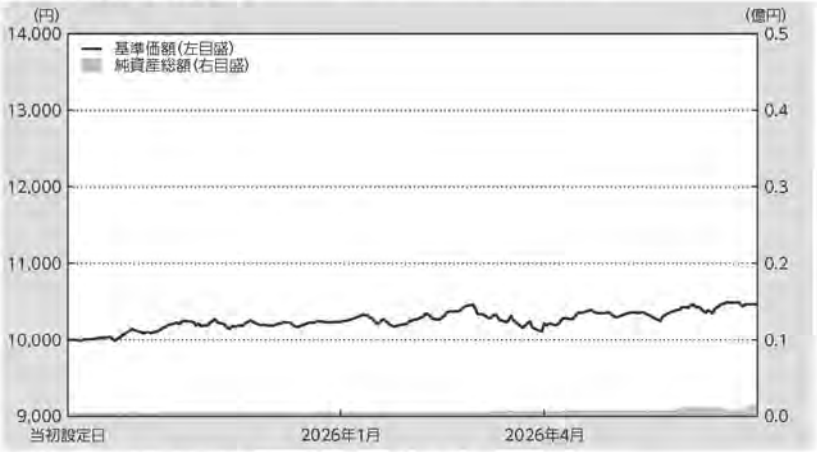

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	10,470円
純資産総額	0.02億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2026年6月	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	実質投資比率
国内債券インデックスマザーファンド	59.4%	第178回利付国債(5年)	日本	国債	-	1.000%	2030/03/20	0.5%
		第352回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2028/09/20	0.5%
		第363回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2031/06/20	0.5%
外国株式インデックスマザーファンド	15.0%	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	-	-	0.8%
		APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジーハードウェアおよび機器	-	-	0.7%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	-	-	0.5%
外国債券インデックスマザーファンド	14.9%	T 4% 11/15/35	アメリカ	国債	-	4.000%	2035/11/15	0.1%
		T 3.875% 07/31/27	アメリカ	国債	-	3.875%	2027/07/31	0.1%
		T 4.25% 02/15/28	アメリカ	国債	-	4.250%	2028/02/15	0.1%
国内株式インデックスマザーファンド	9.8%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	-	-	0.3%
		東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	-	-	0.3%
		トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	-	-	0.3%

※投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

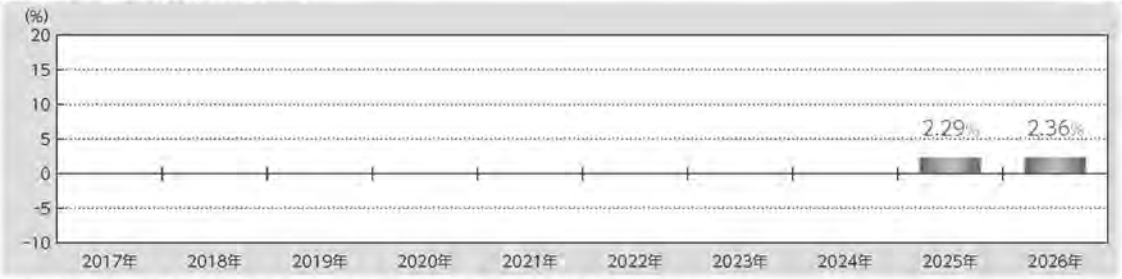

※2025年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜申込手続＞

当ファンドは確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従って、確定拠出年金法第 8 条第 1 項に規定する事業主による資産管理契約の相手方及び同法第 55 条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会（同法第 61 条に基づいて事務を委託された者を含みます。）による取得の申込みのみの取扱いとなります。

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

＜申込コース＞

当ファンドは、「分配金再投資コース」（※）専用ファンドです。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

＜申込みの受付＞

お申込みの受付は、原則として、営業日の午後 3 時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込単位＞

1 円以上 1 円単位とします。

＜申込価額＞

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

ありません。

＜申込代金の支払い＞

販売会社が定める期日までにお支払いください。

＜受付不可日＞

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

＜申込受付の中止等＞

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜その他＞

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

＜一部解約手続＞

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

＜一部解約の受付＞

一部解約の実行の請求の受付は、原則として、営業日の午後 3 時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜一部解約単位＞

1口以上1口単位とします。

＜解約価額＞

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（https://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

＜一部解約代金の支払い＞

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

なお、確定拠出年金制度の加入者等が一部解約金の支払を受ける日は確定拠出年金制度の定めに拠ることとなります。

＜受付不可日＞

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

＜一部解約受付の中止等＞

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記＜解約価額＞の規定に準じて計算された価額とします。

＜一部解約の制限＞

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜その他＞

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の算出方法＞

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額の算出頻度＞

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

＜主要な投資対象資産の評価方法＞

①マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

・国内上場株式

原則として計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

・外国上場株式、外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みます。）

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

・公社債等

計算日（※）における次のa.からc.までに掲げるいずれかの価額で評価します。

a.日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

b.金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

c.価格情報会社の提供する価額

※外国の公社債については、計算日に知りうる直近の日とします。

③外貨建資産等の円換算

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

＜基準価額の照会方法＞

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（https://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

≪２０３５／２０４０／２０４５／２０５０／２０５５／２０６０／２０６５≫
無期限とします。(2024 年 1 月 9 日設定)
≪２０７０／２０７５≫
無期限とします。(2025 年 9 月 12 日設定)

ただし、下記「(5)その他　＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

≪２０３５／２０４０／２０４５／２０５０／２０５５／２０６０／２０６５≫
原則として、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとします。
ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2024 年 6 月 10 日までとします。
≪２０７０／２０７５≫
原則として、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとします。
ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2026 年 6 月 10 日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

(1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。

・受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合
・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（1）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、

この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

・受益者の利益のため必要と認めるとき

・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い＞

①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜反対受益者の受益権買取請求の不適用＞

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約又は重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

＜運用報告書＞

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

＜関係法人との契約の更改手続き＞

・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の 3 ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に 1 年間延長され、その後も同様とします。

＜公告＞

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜混蔵寄託＞

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

＜投資信託財産の登記等及び記載等の留保等＞

①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理す

ることがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、販売会社に交付されます。

販売会社は、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

(2)償還金に対する請求権

①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 3 期計算期間(2025 年 6 月 11 日から 2026 年 6 月 10 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 24 日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５の 2025 年 6 月 11 日から 2026 年 6 月 10 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５の 2026 年 6 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 （2025年 6月 10日現在）	第３期 （2026年 6月 10日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,787,492	47,167,862
親投資信託受益証券	261,935,817	3,985,358,197
未収利息	35	924
流動資産合計	264,723,344	4,032,526,983
資産合計	264,723,344	4,032,526,983
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	6,766,324
未払受託者報酬	24,959	741,670
未払委託者報酬	131,439	3,906,447
その他未払費用	3,484	105,376
流動負債合計	159,882	11,519,817
負債合計	159,882	11,519,817
純資産の部		
元本等		
元本	244,877,538	3,260,830,016
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	19,685,924	760,177,150
（分配準備積立金）	2,731,669	343,988,653
元本等合計	264,563,462	4,021,007,166
純資産合計	264,563,462	4,021,007,166
負債純資産合計	264,723,344	4,032,526,983

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 自　2024年 6月 11日 至　2025年 6月 10日	第３期 自　2025年 6月 11日 至　2026年 6月 10日
営業収益		
受取利息	3,570	200,209
有価証券売買等損益	2,821,976	365,583,773
営業収益合計	2,825,546	365,783,982
営業費用		
受託者報酬	25,636	1,210,357
委託者報酬	134,799	6,372,408
その他費用	3,539	171,846
営業費用合計	163,974	7,754,611
営業利益又は営業損失（△）	2,661,572	358,029,371
経常利益又は経常損失（△）	2,661,572	358,029,371
当期純利益又は当期純損失（△）	2,661,572	358,029,371
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△63,879	16,467,280
期首剰余金又は期首欠損金（△）	37,873	19,685,924
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,457,672	431,296,667
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,457,672	431,296,667
剰余金減少額又は欠損金増加額	535,072	32,367,532
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	535,072	32,367,532
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	19,685,924	760,177,150

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第2期 （2025年 6月10日現在）	第3期 （2026年 6月10日現在）
1．計算期間の末日における受益権の総数	244,877,538口	3,260,830,016口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0804円 （1万口当たり純資産額） （10,804円）	1口当たり純資産額 1.2331円 （1万口当たり純資産額） （12,331円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期
自 2024年 6月11日
至 2025年 6月10日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,201,161円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,524,290円
収益調整金額	C	18,677,260円
分配準備積立金額	D	6,218円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	21,408,929円
当ファンドの期末残存口数	F	244,877,538口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	874円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第3期
自 2025年 6月11日
至 2026年 6月10日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	53,225,941円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	288,336,150円
収益調整金額	C	416,188,497円
分配準備積立金額	D	2,426,562円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	760,177,150円
当ファンドの期末残存口数	F	3,260,830,016口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,331円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 2025年 6月11日 至 2026年 6月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	第3期 （2026年 6月10日現在）

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第2期 自 2024年 6月 11日 至 2025年 6月 10日	第3期 自 2025年 6月 11日 至 2026年 6月 10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	500,000円	244,877,538円
期中追加設定元本額	251,893,151円	3,287,209,903円
期中一部解約元本額	7,515,613円	271,257,425円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 (2025年 6月 10日現在)	第3期 (2026年 6月 10日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,797,256	305,677,456
合計	2,797,256	305,677,456

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	151,387,762	634,450,971	
	外国株式インデックス　マザーファンド	99,196,604	952,416,353	
	国内債券インデックス　マザーファンド	1,508,441,122	1,794,743,246	
	外国債券インデックス　マザーファンド	146,818,644	603,747,627	
合計		1,905,844,132	3,985,358,197	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 3 期計算期間(2025 年 6 月 11 日から 2026 年 6 月 10 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年8月24日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０の2025年6月11日から2026年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０の2026年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 （2025年 6月 10日現在）	第３期 （2026年 6月 10日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,208,518	11,809,815
親投資信託受益証券	208,462,192	1,299,157,995
未収入金	－	2,806,554
未収利息	28	231
流動資産合計	210,670,738	1,313,774,595
資産合計	210,670,738	1,313,774,595
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	652,031
未払受託者報酬	18,462	236,802
未払委託者報酬	97,086	1,246,927
その他未払費用	2,552	33,593
流動負債合計	118,100	2,169,353
負債合計	118,100	2,169,353
純資産の部		
元本等		
元本	192,658,656	1,035,770,712
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	17,893,982	275,834,530
（分配準備積立金）	3,739,603	126,734,909
元本等合計	210,552,638	1,311,605,242
純資産合計	210,552,638	1,311,605,242
負債純資産合計	210,670,738	1,313,774,595

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 自　2024年 6月 11日 至　2025年 6月 10日	第３期 自　2025年 6月 11日 至　2026年 6月 10日
営業収益		
受取利息	3,004	65,308
有価証券売買等損益	3,798,899	134,678,210
営業収益合計	3,801,903	134,743,518
営業費用		
受託者報酬	18,837	391,021
委託者報酬	98,728	2,058,117
その他費用	2,582	55,417
営業費用合計	120,147	2,504,555
営業利益又は営業損失（△）	3,681,756	132,238,963
経常利益又は経常損失（△）	3,681,756	132,238,963
当期純利益又は当期純損失（△）	3,681,756	132,238,963
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△16,939	8,763,858
期首剰余金又は期首欠損金（△）	42,277	17,893,982
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,452,689	149,702,592
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,452,689	149,702,592
剰余金減少額又は欠損金増加額	299,679	15,237,149
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	299,679	15,237,149
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	17,893,982	275,834,530

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第2期 （2025年 6月10日現在）	第3期 （2026年 6月10日現在）
1． 計算期間の末日における受益権の総数	192,658,656口	1,035,770,712口
2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0929円 （1万口当たり純資産額） （10,929円）	1口当たり純資産額 1.2663円 （1万口当たり純資産額） （12,663円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期
自 2024年 6月11日
至 2025年 6月10日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	951,111円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,747,584円
収益調整金額	C	16,359,260円
分配準備積立金額	D	40,908円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,098,863円
当ファンドの期末残存口数	F	192,658,656口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,043円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第3期
自 2025年 6月11日
至 2026年 6月10日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,372,849円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	106,102,256円
収益調整金額	C	149,099,621円
分配準備積立金額	D	3,259,804円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	275,834,530円
当ファンドの期末残存口数	F	1,035,770,712口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,663円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 2025年 6月11日 至 2026年 6月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	第3期 （2026年 6月10日現在）

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第2期 自 2024年 6月 11日 至 2025年 6月 10日	第3期 自 2025年 6月 11日 至 2026年 6月 10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	500,000円	192,658,656円
期中追加設定元本額	196,135,288円	958,229,301円
期中一部解約元本額	3,976,632円	115,117,245円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 (2025年 6月 10日現在)	第3期 (2026年 6月 10日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,712,135	121,007,673
合計	3,712,135	121,007,673

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	56,481,830	236,709,701	
	外国株式インデックス　マザーファンド	37,008,944	355,333,974	
	国内債券インデックス　マザーファンド	428,880,509	510,282,029	
	外国債券インデックス　マザーファンド	47,865,447	196,832,291	
合計		570,236,730	1,299,157,995	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 3 期計算期間(2025 年 6 月 11 日から 2026 年 6 月 10 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 24 日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５の 2025 年 6 月 11 日から 2026 年 6 月 10 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５の 2026 年 6 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 （2025年 6月 10日現在）	第３期 （2026年 6月 10日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,038,077	11,466,251
親投資信託受益証券	95,498,300	968,095,032
未収入金	－	686,839
未収利息	13	224
流動資産合計	96,536,390	980,248,346
資産合計	96,536,390	980,248,346
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	1,477,125
未払受託者報酬	12,834	178,504
未払委託者報酬	67,654	939,606
その他未払費用	1,760	25,294
流動負債合計	82,248	2,620,529
負債合計	82,248	2,620,529
純資産の部		
元本等		
元本	87,604,652	754,851,512
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,849,490	222,776,305
（分配準備積立金）	832,804	100,669,148
元本等合計	96,454,142	977,627,817
純資産合計	96,454,142	977,627,817
負債純資産合計	96,536,390	980,248,346

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 自　2024年 6月 11日 至　2025年 6月 10日	第３期 自　2025年 6月 11日 至　2026年 6月 10日
営業収益		
受取利息	1,897	47,934
有価証券売買等損益	245,538	110,298,178
営業収益合計	247,435	110,346,112
営業費用		
受託者報酬	13,370	290,352
委託者報酬	70,278	1,527,651
その他費用	1,795	41,099
営業費用合計	85,443	1,859,102
営業利益又は営業損失（△）	161,992	108,487,010
経常利益又は経常損失（△）	161,992	108,487,010
当期純利益又は当期純損失（△）	161,992	108,487,010
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△648,066	8,532,952
期首剰余金又は期首欠損金（△）	45,520	8,849,490
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,379,944	126,481,228
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,379,944	126,481,228
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,386,032	12,508,471
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,386,032	12,508,471
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,849,490	222,776,305

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第2期 (2025年 6月10日現在)		第3期 (2026年 6月10日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数		87,604,652口		754,851,512口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.1010円	1口当たり純資産額	1.2951円
	(1万口当たり純資産額)	(11,010円)	(1万口当たり純資産額)	(12,951円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期
自 2024年 6月11日
至 2025年 6月10日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	591,003円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	219,055円
収益調整金額	C	8,046,715円
分配準備積立金額	D	22,746円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,879,519円
当ファンドの期末残存口数	F	87,604,652口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,013円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第3期
自 2025年 6月11日
至 2026年 6月10日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,226,161円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	86,727,897円
収益調整金額	C	122,107,157円
分配準備積立金額	D	715,090円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	222,776,305円
当ファンドの期末残存口数	F	754,851,512口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,951円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 2025年 6月11日 至 2026年 6月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	第3期 (2026年 6月10日現在)

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第2期 自 2024年 6月 11日 至 2025年 6月 10日	第3期 自 2025年 6月 11日 至 2026年 6月 10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	500,000円	87,604,652円
期中追加設定元本額	127,024,643円	750,964,369円
期中一部解約元本額	39,919,991円	83,717,509円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 (2025年 6月 10日現在)	第3期 (2026年 6月 10日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	652,143	96,836,264
合計	652,143	96,836,264

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	45,820,854	192,030,617	
	外国株式インデックス　マザーファンド	30,023,572	288,265,321	
	国内債券インデックス　マザーファンド	286,687,128	341,100,344	
	外国債券インデックス　マザーファンド	35,674,031	146,698,750	
合計		398,205,585	968,095,032	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 3 期計算期間(2025 年 6 月 11 日から 2026 年 6 月 10 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 24 日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０の 2025 年 6 月 11 日から 2026 年 6 月 10 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０の 2026 年 6 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 （2025年 6月 10日現在）	第３期 （2026年 6月 10日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	782,095	7,888,819
親投資信託受益証券	73,864,287	852,183,885
未収入金	－	2,251,175
未収利息	10	154
流動資産合計	74,646,392	862,324,033
資産合計	74,646,392	862,324,033
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	168,851
未払受託者報酬	6,719	155,299
未払委託者報酬	35,374	817,378
その他未払費用	899	21,992
流動負債合計	42,992	1,163,520
負債合計	42,992	1,163,520
純資産の部		
元本等		
元本	67,928,711	665,791,884
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,674,689	195,368,629
（分配準備積立金）	498,098	83,961,371
元本等合計	74,603,400	861,160,513
純資産合計	74,603,400	861,160,513
負債純資産合計	74,646,392	862,324,033

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 自　2024年 6月 11日 至　2025年 6月 10日	第３期 自　2025年 6月 11日 至　2026年 6月 10日
営業収益		
受取利息	883	41,279
有価証券売買等損益	△585,016	93,292,872
営業収益合計	△584,133	93,334,151
営業費用		
受託者報酬	6,988	247,197
委託者報酬	36,518	1,300,579
その他費用	913	34,966
営業費用合計	44,419	1,582,742
営業利益又は営業損失（△）	△628,552	91,751,409
経常利益又は経常損失（△）	△628,552	91,751,409
当期純利益又は当期純損失（△）	△628,552	91,751,409
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,093,700	8,213,073
期首剰余金又は期首欠損金（△）	45,520	6,674,689
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,501,691	118,072,100
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,501,691	118,072,100
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,337,670	12,916,496
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,337,670	12,916,496
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,674,689	195,368,629

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第2期 (2025年 6月10日現在)		第3期 (2026年 6月10日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数		67,928,711口		665,791,884口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.0983円	1口当たり純資産額	1.2934円
	(1万口当たり純資産額)	(10,983円)	(1万口当たり純資産額)	(12,934円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期
自 2024年 6月11日
至 2025年 6月10日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	351,328円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	113,820円
収益調整金額	C	6,221,839円
分配準備積立金額	D	32,950円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,719,937円
当ファンドの期末残存口数	F	67,928,711口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	989円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第3期
自 2025年 6月11日
至 2026年 6月10日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,309,196円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	72,229,140円
収益調整金額	C	111,407,258円
分配準備積立金額	D	423,035円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	195,368,629円
当ファンドの期末残存口数	F	665,791,884口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,934円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 2025年 6月11日 至 2026年 6月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	第3期 (2026年 6月10日現在)

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第2期 自 2024年 6月 11日 至 2025年 6月 10日	第3期 自 2025年 6月 11日 至 2026年 6月 10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	500,000円	67,928,711円
期中追加設定元本額	80,982,978円	681,332,781円
期中一部解約元本額	13,554,267円	83,469,608円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 (2025年 6月 10日現在)	第3期 (2026年 6月 10日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	569,750	85,105,064
合計	569,750	85,105,064

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	40,985,892	171,767,774	
	外国株式インデックス　マザーファンド	26,860,111	257,891,983	
	国内債券インデックス　マザーファンド	246,581,416	293,382,568	
	外国債券インデックス　マザーファンド	31,404,494	129,141,560	
合計		345,831,913	852,183,885	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 3 期計算期間(2025 年 6 月 11 日から 2026 年 6 月 10 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 24 日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５の 2025 年 6 月 11 日から 2026 年 6 月 10 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５の 2026 年 6 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 （2025年 6月 10日現在）	第３期 （2026年 6月 10日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	378,507	3,099,661
親投資信託受益証券	41,280,242	412,776,530
未収入金	63,084	1,562,321
未収利息	4	60
流動資産合計	41,721,837	417,438,572
資産合計	41,721,837	417,438,572
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	1,124,102
未払受託者報酬	4,347	73,657
未払委託者報酬	22,924	387,746
その他未払費用	561	10,406
流動負債合計	27,832	1,595,911
負債合計	27,832	1,595,911
純資産の部		
元本等		
元本	38,500,062	326,515,002
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,193,943	89,327,659
（分配準備積立金）	228,623	39,022,749
元本等合計	41,694,005	415,842,661
純資産合計	41,694,005	415,842,661
負債純資産合計	41,721,837	417,438,572

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 自　2024年 6月 11日 至　2025年 6月 10日	第３期 自　2025年 6月 11日 至　2026年 6月 10日
営業収益		
受取利息	626	18,979
有価証券売買等損益	136,281	42,840,487
営業収益合計	136,907	42,859,466
営業費用		
受託者報酬	4,587	115,693
委託者報酬	23,959	608,844
その他費用	568	16,321
営業費用合計	29,114	740,858
営業利益又は営業損失（△）	107,793	42,118,608
経常利益又は経常損失（△）	107,793	42,118,608
当期純利益又は当期純損失（△）	107,793	42,118,608
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△18,419	3,217,374
期首剰余金又は期首欠損金（△）	38,361	3,193,943
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,258,118	52,213,316
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,258,118	52,213,316
剰余金減少額又は欠損金増加額	228,748	4,980,834
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	228,748	4,980,834
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,193,943	89,327,659

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第2期 (2025年 6月10日現在)		第3期 (2026年 6月10日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数		38,500,062口		326,515,002口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.0830円	1口当たり純資産額	1.2736円
	(1万口当たり純資産額)	(10,830円)	(1万口当たり純資産額)	(12,736円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期
自 2024年 6月11日
至 2025年 6月10日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	212,847円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	2,965,320円
分配準備積立金額	D	15,776円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,193,943円
当ファンドの期末残存口数	F	38,500,062口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	829円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第3期
自 2025年 6月11日
至 2026年 6月10日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,288,620円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	33,538,478円
収益調整金額	C	50,304,910円
分配準備積立金額	D	195,651円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,327,659円
当ファンドの期末残存口数	F	326,515,002口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,735円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 2025年 6月11日 至 2026年 6月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	第3期 (2026年 6月10日現在)

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第2期 自 2024年 6月 11日 至 2025年 6月 10日	第3期 自 2025年 6月 11日 至 2026年 6月 10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	500,000円	38,500,062円
期中追加設定元本額	40,812,138円	324,546,286円
期中一部解約元本額	2,812,076円	36,531,346円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 (2025年 6月 10日現在)	第3期 (2026年 6月 10日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	159,454	39,862,200
合計	159,454	39,862,200

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	19,853,311	83,203,241	
	外国株式インデックス　マザーファンド	13,010,258	124,915,390	
	国内債券インデックス　マザーファンド	119,436,843	142,105,955	
	外国債券インデックス　マザーファンド	15,211,309	62,551,944	
合計		167,511,721	412,776,530	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 3 期計算期間(2025 年 6 月 11 日から 2026 年 6 月 10 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年8月24日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０の2025年6月11日から2026年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０の2026年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 （2025年 6月 10日現在）	第３期 （2026年 6月 10日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,208,033	1,440,094
親投資信託受益証券	21,175,450	179,701,003
未収入金	1,583,514	576,908
未収利息	15	28
流動資産合計	23,967,012	181,718,033
資産合計	23,967,012	181,718,033
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,581,284	8,608
未払受託者報酬	2,104	30,762
未払委託者報酬	11,032	162,408
その他未払費用	234	4,325
流動負債合計	2,594,654	206,103
負債合計	2,594,654	206,103
純資産の部		
元本等		
元本	20,603,879	157,985,982
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	768,479	23,525,948
（分配準備積立金）	105,589	8,867,984
元本等合計	21,372,358	181,511,930
純資産合計	21,372,358	181,511,930
負債純資産合計	23,967,012	181,718,033

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 自　2024年６月11日 至　2025年６月10日	第３期 自　2025年６月11日 至　2026年６月10日
営業収益		
受取利息	291	7,933
有価証券売買等損益	61,908	10,709,529
営業収益合計	62,199	10,717,462
営業費用		
受託者報酬	2,262	47,579
委託者報酬	11,506	251,146
その他費用	234	6,657
営業費用合計	14,002	305,382
営業利益又は営業損失（△）	48,197	10,412,080
経常利益又は経常損失（△）	48,197	10,412,080
当期純利益又は当期純損失（△）	48,197	10,412,080
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△10,676	1,596,816
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,325	768,479
剰余金増加額又は欠損金減少額	847,001	16,640,967
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	847,001	16,640,967
剰余金減少額又は欠損金増加額	158,720	2,698,762
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	158,720	2,698,762
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	768,479	23,525,948

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第2期 （2025年 6月10日現在）	第3期 （2026年 6月10日現在）
1．計算期間の末日における受益権の総数	20,603,879口	157,985,982口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0373円 （1万口当たり純資産額） （10,373円）	1口当たり純資産額 1.1489円 （1万口当たり純資産額） （11,489円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 2024年 6月11日 至 2025年 6月10日	第3期 自 2025年 6月11日 至 2026年 6月10日
分配金の計算過程	分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	89,904円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	876,607円
分配準備積立金額	D	15,685円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	982,196円
当ファンドの期末残存口数	F	20,603,879口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	476円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,980,114円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	6,813,212円
収益調整金額	C	14,657,964円
分配準備積立金額	D	74,658円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	23,525,948円
当ファンドの期末残存口数	F	157,985,982口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,489円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 2025年 6月11日 至 2026年 6月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	第3期 （2026年 6月10日現在）

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第2期 自 2024年 6月 11日 至 2025年 6月 10日	第3期 自 2025年 6月 11日 至 2026年 6月 10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	500,000円	20,603,879円
期中追加設定元本額	24,331,059円	172,925,862円
期中一部解約元本額	4,227,180円	35,543,759円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 (2025年 6月 10日現在)	第3期 (2026年 6月 10日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	89,256	8,850,464
合計	89,256	8,850,464

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	6,473,718	27,130,704	
	外国株式インデックス　マザーファンド	4,245,951	40,766,649	
	国内債券インデックス　マザーファンド	71,088,206	84,580,747	
	外国債券インデックス　マザーファンド	6,620,034	27,222,903	
合計		88,427,909	179,701,003	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 3 期計算期間(2025 年 6 月 11 日から 2026 年 6 月 10 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年8月24日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５の2025年6月11日から2026年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５の2026年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 （2025年 6月 10日現在）	第３期 （2026年 6月 10日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	337,474	1,846,204
親投資信託受益証券	32,177,012	190,727,046
未収入金	－	390,761
未収利息	4	36
流動資産合計	32,514,490	192,964,047
資産合計	32,514,490	192,964,047
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	10,674
未払受託者報酬	2,356	32,312
未払委託者報酬	12,400	170,656
その他未払費用	259	4,555
流動負債合計	15,015	218,197
負債合計	15,015	218,197
純資産の部		
元本等		
元本	31,678,815	175,885,974
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	820,660	16,859,876
（分配準備積立金）	145,824	5,427,056
元本等合計	32,499,475	192,745,850
純資産合計	32,499,475	192,745,850
負債純資産合計	32,514,490	192,964,047

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 自　2024年 6月 11日 至　2025年 6月 10日	第３期 自　2025年 6月 11日 至　2026年 6月 10日
営業収益		
受取利息	306	9,527
有価証券売買等損益	116,623	7,036,231
営業収益合計	116,929	7,045,758
営業費用		
受託者報酬	2,552	50,820
委託者報酬	13,186	268,344
その他費用	260	7,127
営業費用合計	15,998	326,291
営業利益又は営業損失（△）	100,931	6,719,467
経常利益又は経常損失（△）	100,931	6,719,467
当期純利益又は当期純損失（△）	100,931	6,719,467
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△37,451	1,384,821
期首剰余金又は期首欠損金（△）	17,742	820,660
剰余金増加額又は欠損金減少額	846,433	14,233,366
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	846,433	14,233,366
剰余金減少額又は欠損金増加額	181,897	3,528,796
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	181,897	3,528,796
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	820,660	16,859,876

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第2期 （2025年 6月10日現在）		第3期 （2026年 6月10日現在）	
1．計算期間の末日における受益権の総数		31,678,815口		175,885,974口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.0259円	1口当たり純資産額	1.0959円
	（1万口当たり純資産額）	（10,259円）	（1万口当たり純資産額）	（10,959円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期
自 2024年 6月11日
至 2025年 6月10日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	97,933円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	40,449円
収益調整金額	C	1,132,043円
分配準備積立金額	D	7,442円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,277,867円
当ファンドの期末残存口数	F	31,678,815口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	403円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第3期
自 2025年 6月11日
至 2026年 6月10日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,969,420円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,365,226円
収益調整金額	C	11,432,820円
分配準備積立金額	D	92,410円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,859,876円
当ファンドの期末残存口数	F	175,885,974口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	958円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 2025年 6月11日 至 2026年 6月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	第3期 （2026年 6月10日現在）

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第2期 自 2024年 6月 11日 至 2025年 6月 10日	第3期 自 2025年 6月 11日 至 2026年 6月 10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	500,000円	31,678,815円
期中追加設定元本額	36,022,795円	208,701,223円
期中一部解約元本額	4,843,980円	64,494,064円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 (2025年 6月 10日現在)	第3期 (2026年 6月 10日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	145,859	5,445,308
合計	145,859	5,445,308

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	4,581,212	19,199,401	
	外国株式インデックス　マザーファンド	3,002,661	28,829,449	
	国内債券インデックス　マザーファンド	95,666,722	113,824,265	
	外国債券インデックス　マザーファンド	7,021,529	28,873,931	
合計		110,272,124	190,727,046	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 1 期計算期間(2025 年 9 月 12 日から 2026 年 6 月 10 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年8月24日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０の2025年9月12日から2026年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０の2026年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 （2026年 6月 10日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	12,403
親投資信託受益証券	1,602,758
未収入金	4,156
流動資産合計	1,619,317
資産合計	1,619,317
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	84
未払委託者報酬	333
流動負債合計	417
負債合計	417
純資産の部	
元本等	
元本	1,559,954
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	58,946
（分配準備積立金）	16,836
元本等合計	1,618,900
純資産合計	1,618,900
負債純資産合計	1,619,317

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2025年 9月 12日 至　2026年 6月 10日
営業収益	
受取利息	31
有価証券売買等損益	17,841
営業収益合計	17,872
営業費用	
受託者報酬	228
委託者報酬	753
営業費用合計	981
営業利益又は営業損失（△）	16,891
経常利益又は経常損失（△）	16,891
当期純利益又は当期純損失（△）	16,891
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	55
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,122
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	42,122
剰余金減少額又は欠損金増加額	12
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12
分配金	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	58,946

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年6月11日から翌年6月10日までとなっておりますが、第1期計算期間は信託約款の定めにより、2025年 9月12日から2026年 6月10日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

		第1期 (2026年 6月10日現在)
1.	計算期間の末日における受益権の総数	1,559,954口
2.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0378円 (1万口当たり純資産額) (10,378円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期
自 2025年 9月12日
至 2026年 6月10日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,742円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	10,094円
収益調整金額	C	42,110円
分配準備積立金額	D	－円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,946円
当ファンドの期末残存口数	F	1,559,954口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	377円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第1期 自 2025年 9月12日 至 2026年 6月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

２．金融商品の時価等に関する事項

	第１期 (2026年 6月 10日現在)
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第１期 自 2025年 9月 12日 至 2026年 6月 10日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	500,000円
期中追加設定元本額	1,061,933円
期中一部解約元本額	1,979円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第１期 (2026年 6月 10日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	15,478
合計	15,478

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(４)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	38,503	161,362	
	外国株式インデックス　マザーファンド	25,233	242,269	
	国内債券インデックス　マザーファンド	803,913	956,495	
	外国債券インデックス　マザーファンド	59,003	242,632	
合計		926,652	1,602,758	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 1 期計算期間(2025 年 9 月 12 日から 2026 年 6 月 10 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 24 日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５の 2025 年 9 月 12 日から 2026 年 6 月 10 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５の 2026 年 6 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 （2026年 6月 10日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,099
親投資信託受益証券	1,154,500
未収入金	2,963
流動資産合計	1,166,562
資産合計	1,166,562
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	82
未払委託者報酬	352
流動負債合計	434
負債合計	434
純資産の部	
元本等	
元本	1,124,272
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	41,856
（分配準備積立金）	19,955
元本等合計	1,166,128
純資産合計	1,166,128
負債純資産合計	1,166,562

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2025年 9月 12日 至　2026年 6月 10日
営業収益	
受取利息	31
有価証券売買等損益	20,974
営業収益合計	21,005
営業費用	
受託者報酬	226
委託者報酬	773
営業費用合計	999
営業利益又は営業損失（△）	20,006
経常利益又は経常損失（△）	20,006
当期純利益又は当期純損失（△）	20,006
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	51
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,916
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,916
剰余金減少額又は欠損金増加額	15
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15
分配金	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	41,856

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年6月11日から翌年6月10日までとなっておりますが、第1期計算期間は信託約款の定めにより、2025年 9月12日から2026年 6月10日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

		第1期 （2026年 6月10日現在）
1．	計算期間の末日における受益権の総数	1,124,272口
2．	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額　1.0372円 （1万口当たり純資産額）　（10,372円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期
自 2025年 9月12日
至 2026年 6月10日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,911円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,044円
収益調整金額	C	21,901円
分配準備積立金額	D	－円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	41,856円
当ファンドの期末残存口数	F	1,124,272口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	372円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第1期 自 2025年 9月12日 至 2026年 6月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

２．金融商品の時価等に関する事項

	第１期 (2026年 6月 10日現在)
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第１期 自 2025年 9月 12日 至 2026年 6月 10日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	500,000円
期中追加設定元本額	626,250円
期中一部解約元本額	1,978円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第１期 (2026年 6月 10日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	18,735
合計	18,735

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(４)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	27,731	116,217	
	外国株式インデックス　マザーファンド	18,176	174,513	
	国内債券インデックス　マザーファンド	579,081	688,990	
	外国債券インデックス　マザーファンド	42,503	174,780	
合計		667,491	1,154,500	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。
なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

国内株式インデックス　マザーファンド

貸借対照表

	2026年 6月 10日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	30,453,588,168
株式	956,572,857,500
派生商品評価勘定	355,600
未収入金	646,435,312
未収配当金	6,385,554,115
未収利息	596,614
前払金	104,286,000
その他未収収益	196,322,032
差入委託証拠金	269,920,199
流動資産合計	994,629,915,540
資産合計	994,629,915,540
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	104,914,950
未払金	58,994,900

未払解約金	260,337,158
未払利息	4,186,984
受入担保金	18,685,822,216
流動負債合計	19,114,256,208
負債合計	19,114,256,208
純資産の部	
元本等	
元本	232,768,701,289
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	742,746,958,043
元本等合計	975,515,659,332
純資産合計	975,515,659,332
負債純資産合計	994,629,915,540

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2026年 6月 10日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3.収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

		2026年 6月 10日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	232,768,701,289口
2.	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	株式	17,718,846,710円
3.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額　4.1909円 (1万口当たり純資産額)　(41,909円)

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	2026年 6月 10日現在

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	2026年 6月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	2026年 6月10日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 6月11日
期首元本額	250,676,842,613円
期中追加設定元本額	17,930,372,530円

期中一部解約元本額	35,838,513,854 円
期末元本額	232,768,701,289 円
期末元本額の内訳	
グローバル・インカム&プラス（毎月決算型）	170,565,512 円
ＳＢＩ資産設計オープン（資産成長型）	2,372,037,319 円
ＳＢＩ資産設計オープン（分配型）	9,388,437 円
ＳＭＴ　ＴＯＰＩＸインデックス・オープン	8,916,808,639 円
世界経済インデックスファンド	6,663,948,639 円
日本株式インデックス・オープン	2,380,499,923 円
ＤＣマイセレクション２５	3,234,612,918 円
ＤＣマイセレクション５０	12,289,420,812 円
ＤＣマイセレクション７５	15,865,138,006 円
ＤＣ日本株式インデックス・オープン	5,714,965,476 円
ＤＣマイセレクションＳ２５	2,865,468,838 円
ＤＣマイセレクションＳ５０	9,672,940,330 円
ＤＣマイセレクションＳ７５	11,043,423,504 円
ＤＣ日本株式インデックス・オープンＳ	9,886,023,907 円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５	358,728,059 円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５	344,624,403 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド	3,546,412,740 円
日本株式インデックス・オープン（ＳＭＡ専用）	106,533,513 円
国内バランス６０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	2,306,834 円
マイセレクション５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	5,885,897 円
マイセレクション７５ＶＡ１（適格機関投資家専用）	9,725,157 円
日本株式インデックス・オープンＶＡ１（適格機関投資家専用）	41,317,166 円
国内バランス６０ＶＡ２（適格機関投資家専用）	1,522,759 円
バランス３０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	6,005,810 円
バランス５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	26,257,326 円
バランス２５ＶＡ２（適格機関投資家専用）	6,601,371 円
バランス５０ＶＡ２（適格機関投資家専用）	25,904,193 円
バランスＡ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	136,055,667 円
バランスＢ（３７．５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	171,395,524 円
バランスＣ（５０）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	1,247,941,993 円
世界バランスＶＡ１（適格機関投資家専用）	16,107,448 円
世界バランスＶＡ２（適格機関投資家専用）	4,309,420 円
バランスＤ（３５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	162,233,292 円
バランスＥ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	89,151,943 円
バランスＦ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	119,247,630 円
国内バランス２５ＶＡ１（適格機関投資家専用）	8,173,975 円
ＦＯＦｓ用日本株式インデックス・オープン（適格機関投資家専用）	247,304,191 円
グローバル・バランスファンド・シリーズ１	1,928,632,361 円
日本株式ファンド・シリーズ２	2,535,362,388 円
コア投資戦略ファンド（安定型）	419,903,660 円
コア投資戦略ファンド（成長型）	1,070,768,173 円
分散投資コア戦略ファンドＡ	1,445,669,447 円
分散投資コア戦略ファンドＳ	5,296,489,140 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	713,872,616 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	340,940,440 円
コア投資戦略ファンド（切替型）	410,785,820 円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	156,614,515 円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	7,295,165 円
ＳＭＴ　インデックスバランス・オープン	32,981,361 円
国内株式ＳＭＴＢセレクション（ＳＭＡ専用）	19,661,702,248 円
サテライト投資戦略ファンド（株式型）	155,240,244 円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン	52,199,258 円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	271,363,100 円

ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	37,847,801円
ＳＭＴ　８資産インデックスバランス・オープン	13,508,145円
グローバル経済コア	830,974,798円
ＳＢＩ資産設計オープン（つみたてＮＩＳＡ対応型）	36,642,287円
Ｍｙ　ＳＭＴ　ＴＯＰＩＸインデックス（ノーロード）	5,690,145,369円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５	28,738,500円
コア投資戦略ファンド（切替型ワイド）	379,315,849円
コア投資戦略ファンド（積極成長型）	122,584,615円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０３０	76,278,615円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０４０	93,019,738円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０５０	50,109,572円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０６０	69,749,833円
１０資産分散投資ファンド	82,764,430円
グローバル１０資産バランスファンド	69,599,557円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（株式特化型）	29,690,647円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５	151,387,762円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０	56,481,830円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５	45,820,854円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０	40,985,892円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５	19,853,311円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０	6,473,718円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５	4,581,212円
ＤＣマイセレクションＳ５０（２０２４－２０２６リスク抑制型）	1,419,597,779円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０６５	231,991円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０	38,503円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５	27,731円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０７０	10,399円
ＦＯＦｓ用　国内株式インデックス・ファンドＰ（適格機関投資家専用）	39,816,283,347円
ＦＯＦｓ用　国内株式インデックス・ファンドＳ（適格機関投資家専用）	168,173,173円
世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	277,549,524円
ＦＯＦｓ用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	15,210,715円
ＳＭＴＡＭ日本株式インデックスファンドＶＬ－Ｐ（適格機関投資家専用）	47,946,134,641円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	11,908,665円
ファンドラップ運用戦略Ｆ（中庸型）（適格機関投資家専用）	224,544,096円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ１（適格機関投資家専用）	26,836円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ２（適格機関投資家専用）	20,253円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ３（適格機関投資家専用）	29,422円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ４（適格機関投資家専用）	17,477円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ５（適格機関投資家専用）	22,023円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ６（適格機関投資家専用）	24,912円
国内株式インデックスファンドＴ（一般投資家私募／適格機関投資家転売制限付）	2,683,486,960円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2026年 6月 10日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	△27,240,780,921
合計	△27,240,780,921

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「国内株式インデックス　マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

(2026年 6月 10日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	19,276,061,000	－	19,171,775,000	△104,286,000
合計		19,276,061,000	－	19,171,775,000	△104,286,000

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

銘　柄	株式数 (株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
極洋	10,400	4,280.00	44,512,000	
ニッスイ	228,400	1,285.00	293,494,000	
Ｕｍｉｏｓ	121,000	1,277.50	154,577,500	
ユキグニファクトリー	21,200	1,075.00	22,790,000	
カネコ種苗	7,000	1,440.00	10,080,000	
サカタのタネ	30,200	4,185.00	126,387,000	
ホクト	22,200	1,871.00	41,536,200	
住石ホールディングス	22,300	555.00	12,376,500	貸付有価証券 17,100株
日鉄鉱業	47,800	2,235.00	106,833,000	
ＩＮＰＥＸ	836,700	3,483.00	2,914,226,100	
石油資源開発	153,700	1,639.00	251,914,300	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	11,300	3,895.00	44,013,500	
ショーボンドホールディングス	145,500	1,263.50	183,839,250	
ミライト・ワン	85,000	3,872.00	329,120,000	
タマホーム	15,700	2,990.00	46,943,000	貸付有価証券 12,000株
第一カッター興業	6,400	1,418.00	9,075,200	
安藤・間	132,300	1,748.50	231,326,550	
東急建設	78,000	1,132.00	88,296,000	
コムシスホールディングス	78,400	5,404.00	423,673,600	
高松コンストラクショングループ	18,500	3,405.00	62,992,500	

東建コーポレーション	5,400	12,340.00	66,636,000	
ヤマウラ	14,000	1,398.00	19,572,000	
オリエンタル白石	92,200	325.00	29,965,000	
大成建設	130,100	13,535.00	1,760,903,500	
大林組	552,000	3,104.00	1,713,408,000	
清水建設	476,200	2,463.50	1,173,118,700	
長谷工コーポレーション	155,500	2,727.50	424,126,250	
松井建設	14,200	1,330.00	18,886,000	
鹿島建設	386,400	5,567.00	2,151,088,800	
不動テトラ	9,900	2,638.00	26,116,200	
鉄建建設	10,900	4,315.00	47,033,500	
西松建設	27,800	5,313.00	147,701,400	
大豊建設	24,000	733.00	17,592,000	
奥村組	28,300	5,560.00	157,348,000	
東鉄工業	19,200	4,075.00	78,240,000	
淺沼組	69,800	791.00	55,211,800	
戸田建設	214,400	1,539.00	329,961,600	
熊谷組	103,500	1,364.00	141,174,000	
矢作建設工業	32,600	1,815.00	59,169,000	
ピーエス・コンストラクション	15,800	2,131.00	33,669,800	
日本ハウスホールディングス	37,200	297.00	11,048,400	貸付有価証券 28,300株
新日本建設	24,500	2,195.00	53,777,500	
東亜道路工業	26,800	1,512.00	40,521,600	
東亜建設工業	64,300	2,129.00	136,894,700	
日本国土開発	53,400	524.00	27,981,600	
若築建設	5,200	3,245.00	16,874,000	
五洋建設	247,100	1,636.00	404,255,600	
世紀東急工業	27,400	1,420.00	38,908,000	
福田組	6,000	7,210.00	43,260,000	
住友林業	452,100	1,340.50	606,040,050	
大和ハウス工業	482,200	4,381.00	2,112,518,200	
ライト工業	33,200	3,975.00	131,970,000	
積水ハウス	519,500	3,319.00	1,724,220,500	
日特建設	16,700	1,096.00	18,303,200	
北陸電気工事	10,000	1,594.00	15,940,000	

ユアテック	36,800	2,304.00	84,787,200	
日本リーテック	13,600	2,744.00	37,318,400	
四電工	21,900	1,885.00	41,281,500	
中電工	23,200	5,060.00	117,392,000	
関電工	95,500	5,935.00	566,792,500	
きんでん	119,600	6,916.00	827,153,600	
東京エネシス	16,300	2,352.00	38,337,600	
トーエネック	33,700	2,061.00	69,455,700	
日本電設工業	32,700	4,410.00	144,207,000	
エクシオグループ	166,400	2,830.00	470,912,000	
新日本空調	22,600	3,245.00	73,337,000	
クラフティア	37,700	8,738.00	329,422,600	
三機工業	107,100	2,463.00	263,787,300	
日揮ホールディングス	178,600	2,528.50	451,590,100	
中外炉工業	4,700	3,965.00	18,635,500	
太平電業	34,700	2,602.00	90,289,400	
高砂熱学工業	93,300	4,667.00	435,431,100	
朝日工業社	18,100	3,865.00	69,956,500	
明星工業	29,300	1,690.00	49,517,000	
大氣社	44,600	4,525.00	201,815,000	
ダイダン	100,800	2,493.00	251,294,400	
日比谷総合設備	25,200	2,955.00	74,466,000	
飛島ホールディングス	17,900	1,936.00	34,654,400	
フィル・カンパニー	3,100	611.00	1,894,100	貸付有価証券 2,300株
テスホールディングス	42,500	805.00	34,212,500	貸付有価証券 32,400株
インフロニア・ホールディングス	182,600	2,604.50	475,581,700	
東洋エンジニアリング	31,500	1,892.00	59,598,000	貸付有価証券 24,000株
レイズネクスト	25,200	2,153.00	54,255,600	
ニップン	61,900	2,703.00	167,315,700	
日清製粉グループ本社	173,800	1,962.50	341,082,500	
日東富士製粉	12,400	1,718.00	21,303,200	
昭和産業	14,800	3,300.00	48,840,000	
中部飼料	22,200	1,778.00	39,471,600	
フィード・ワン	23,000	1,180.00	27,140,000	

日本甜菜製糖	7,700	4,495.00	34,611,500	貸付有価証券 5,800株
ＤＭ三井製糖	14,600	3,205.00	46,793,000	
ウェルネオシュガー	9,800	2,561.00	25,097,800	
森永製菓	68,700	2,562.50	176,043,750	
中村屋	4,400	3,120.00	13,728,000	貸付有価証券 2,300株
江崎グリコ	50,000	5,350.00	267,500,000	
ｍｅｉｔｏ	7,800	2,970.00	23,166,000	貸付有価証券 5,800株
井村屋グループ	9,600	2,286.00	21,945,600	
不二家	12,000	2,347.00	28,164,000	貸付有価証券 8,600株
山崎製パン	117,100	3,140.00	367,694,000	
モロゾフ	17,000	1,486.00	25,262,000	貸付有価証券 13,000株
亀田製菓	33,300	1,245.00	41,458,500	
寿スピリッツ	93,100	2,396.00	223,067,600	貸付有価証券 62,400株
カルビー	80,100	2,854.00	228,605,400	
森永乳業	65,100	5,268.00	342,946,800	
六甲バター	14,300	1,047.00	14,972,100	
ヤクルト本社	225,300	2,682.00	604,254,600	
明治ホールディングス	243,800	3,763.00	917,419,400	
雪印メグミルク	47,000	3,755.00	176,485,000	
プリマハム	23,500	2,375.00	55,812,500	
日本ハム	62,600	6,085.00	380,921,000	
丸大食品	17,600	2,227.00	39,195,200	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	19,300	2,637.00	50,894,100	
柿安本店	6,800	2,529.00	17,197,200	貸付有価証券 5,700株
伊藤ハム米久ホールディングス	30,600	4,845.00	148,257,000	
サッポロホールディングス	261,800	1,673.50	438,122,300	
アサヒグループホールディングス	1,313,900	1,543.50	2,028,004,650	
キリンホールディングス	650,600	2,719.50	1,769,306,700	
シマダヤ	7,500	1,605.00	12,037,500	貸付有価証券 5,700株
宝ホールディングス	144,200	2,134.50	307,794,900	
オエノンホールディングス	52,300	485.00	25,365,500	
コカ･コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	113,800	3,882.00	441,771,600	

ライフドリンク　カンパニー	31,300	1,760.00	55,088,000	
サントリービバレッジ&フード	123,200	4,339.00	534,564,800	
ダイドーグループホールディングス	19,800	2,549.00	50,470,200	貸付有価証券 15,100株
伊藤園	56,600	2,806.00	158,819,600	貸付有価証券 41,200株
キーコーヒー	19,600	1,960.00	38,416,000	貸付有価証券 15,000株
日清オイリオグループ	73,800	1,809.00	133,504,200	
不二製油	34,900	4,008.00	139,879,200	
Ｊ－オイルミルズ	20,000	2,049.00	40,980,000	
キッコーマン	579,800	1,598.50	926,810,300	
味の素	845,100	4,729.00	3,996,477,900	
ブルドックソース	8,900	1,749.00	15,566,100	貸付有価証券 6,700株
キユーピー	94,000	4,181.00	393,014,000	
ハウス食品グループ本社	65,500	3,510.00	229,905,000	
カゴメ	90,800	2,583.00	234,536,400	
アリアケジャパン	19,600	5,170.00	101,332,000	
エバラ食品工業	4,400	2,370.00	10,428,000	貸付有価証券 3,300株
ニチレイ	153,700	2,069.50	318,082,150	
東洋水産	81,000	10,115.00	819,315,000	
イートアンドホールディングス	8,300	2,003.00	16,624,900	貸付有価証券 6,900株
ヨシムラ・フード・ホールディングス	12,800	645.00	8,256,000	貸付有価証券 9,700株
日清食品ホールディングス	197,700	2,704.50	534,679,650	貸付有価証券 20,900株
フジッコ	20,000	1,506.00	30,120,000	貸付有価証券 15,200株
ロック・フィールド	19,600	1,250.00	24,500,000	貸付有価証券 15,000株
日本たばこ産業	1,063,200	6,164.00	6,553,564,800	
ケンコーマヨネーズ	10,900	1,985.00	21,636,500	
わらべや日洋ホールディングス	11,700	2,586.00	30,256,200	
なとり	11,000	1,899.00	20,889,000	貸付有価証券 8,300株
ファーマフーズ	23,200	544.00	12,620,800	貸付有価証券 17,700株
ユーグレナ	118,000	346.00	40,828,000	貸付有価証券 90,300株
紀文食品	15,200	1,048.00	15,929,600	貸付有価証券

				11,600株
ピックルスホールディングス	10,300	1,105.00	11,381,500	貸付有価証券 7,800株
オリオンビール	28,700	1,213.00	34,813,100	貸付有価証券 21,800株
理研ビタミン	15,300	2,986.00	45,685,800	
片倉工業	18,700	2,351.00	43,963,700	
グンゼ	27,600	3,740.00	103,224,000	
ユニチカ	61,400	1,216.00	74,662,400	貸付有価証券 47,000株
富士紡ホールディングス	24,900	3,625.00	90,262,500	
倉敷紡績	12,400	8,990.00	111,476,000	
シキボウ	11,900	1,010.00	12,019,000	
日本毛織	44,400	1,708.00	75,835,200	
帝国繊維	18,300	3,325.00	60,847,500	
帝人	157,800	1,619.50	255,557,100	
東レ	1,199,700	1,113.00	1,335,266,100	
セーレン	38,700	3,395.00	131,386,500	
小松マテーレ	23,500	696.00	16,356,000	
ワコールホールディングス	34,900	4,462.00	155,723,800	
ＴＳＩホールディングス	54,200	1,180.00	63,956,000	
ワールド	58,800	1,535.00	90,258,000	
三陽商会	8,400	3,725.00	31,290,000	
オンワードホールディングス	103,700	729.00	75,597,300	
ルックホールディングス	5,700	2,694.00	15,355,800	貸付有価証券 4,200株
ゴールドウイン	104,000	2,128.00	221,312,000	
特種東海製紙	31,100	1,816.00	56,477,600	
王子ホールディングス	674,100	785.20	529,303,320	
日本製紙	100,400	1,214.00	121,885,600	
北越コーポレーション	100,000	930.00	93,000,000	貸付有価証券 66,000株
大王製紙	89,800	953.00	85,579,400	
レンゴー	180,100	1,389.50	250,248,950	
トーモク	10,300	3,795.00	39,088,500	
ザ・パック	35,700	1,283.00	45,803,100	
北の達人コーポレーション	75,000	119.00	8,925,000	貸付有価証券 57,100株
東洋紡	76,900	1,728.00	132,883,200	

クラレ	225,100	1,687.00	379,743,700	
旭化成	1,179,800	1,756.00	2,071,728,800	
レゾナック・ホールディングス	172,000	15,335.00	2,637,620,000	
住友化学	1,432,200	549.00	786,277,800	
住友精化	37,000	1,255.00	46,435,000	
日産化学	90,200	7,097.00	640,149,400	
ラサ工業	29,000	1,851.00	53,679,000	貸付有価証券 22,000株
クレハ	26,500	3,675.00	97,387,500	貸付有価証券 20,200株
多木化学	6,900	5,240.00	36,156,000	
テイカ	12,700	2,241.00	28,460,700	
石原産業	29,500	2,903.00	85,638,500	
日本曹達	37,700	3,460.00	130,442,000	
東ソー	259,200	2,771.00	718,243,200	
トクヤマ	62,300	4,656.00	290,068,800	
セントラル硝子	22,500	4,005.00	90,112,500	
東亞合成	71,800	1,694.00	121,629,200	
大阪ソーダ	62,200	1,770.00	110,094,000	
関東電化工業	34,400	3,860.00	132,784,000	
デンカ	70,600	3,817.00	269,480,200	
信越化学工業	1,582,800	6,695.00	10,596,846,000	
日本カーバイド工業	8,800	3,560.00	31,328,000	
堺化学工業	14,700	4,540.00	66,738,000	
第一稀元素化学工業	17,800	1,839.00	32,734,200	貸付有価証券 13,400株
日本酸素ホールディングス	201,500	5,275.00	1,062,912,500	
日本化学工業	7,100	4,865.00	34,541,500	貸付有価証券 5,300株
日本パーカライジング	88,100	1,748.00	153,998,800	
高圧ガス工業	25,900	1,080.00	27,972,000	
四国化成ホールディングス	20,100	5,980.00	120,198,000	
戸田工業	4,100	1,655.00	6,785,500	貸付有価証券 3,000株
ステラ　ケミファ	9,500	7,680.00	72,960,000	
保土谷化学工業	11,200	2,139.00	23,956,800	
日本触媒	109,600	2,001.00	219,309,600	
大日精化工業	48,000	1,023.00	49,104,000	

カネカ	43,900	5,459.00	239,650,100	
三菱瓦斯化学	126,600	4,426.00	560,331,600	
三井化学	320,300	2,004.50	642,041,350	
東京応化工業	84,900	9,387.00	796,956,300	
大阪有機化学工業	14,900	5,260.00	78,374,000	
三菱ケミカルグループ	1,245,200	1,019.50	1,269,481,400	
ＫＨネオケム	29,600	2,616.00	77,433,600	
ダイセル	195,100	1,298.00	253,239,800	
住友ベークライト	58,600	6,114.00	358,280,400	
積水化学工業	371,900	2,377.50	884,192,250	
日本ゼオン	128,700	2,153.50	277,155,450	
アイカ工業	44,900	3,462.00	155,443,800	
ＵＢＥ	91,700	3,018.00	276,750,600	
積水樹脂	21,100	2,153.00	45,428,300	
旭有機材	11,800	6,680.00	78,824,000	
ニチバン	11,000	1,826.00	20,086,000	
リケンテクノス	30,700	1,552.00	47,646,400	
大倉工業	9,100	4,755.00	43,270,500	
積水化成品工業	28,100	543.00	15,258,300	
群栄化学工業	4,200	4,550.00	19,110,000	
ダイキョーニシカワ	37,700	1,002.00	37,775,400	
森六	9,600	2,309.00	22,166,400	
恵和	11,500	1,198.00	13,777,000	
日本化薬	127,600	2,076.00	264,897,600	
カーリット	15,400	2,194.00	33,787,600	貸付有価証券 11,700株
日本精化	11,100	2,410.00	26,751,000	
扶桑化学工業	56,700	3,715.00	210,640,500	
トリケミカル研究所	21,600	3,330.00	71,928,000	
ＡＤＥＫＡ	69,000	3,833.00	264,477,000	
日油	204,300	2,591.00	529,341,300	
ハリマ化成グループ	13,900	1,095.00	15,220,500	
花王	422,000	6,049.00	2,552,678,000	貸付有価証券 321,300株
第一工業製薬	7,100	10,150.00	72,065,000	
石原ケミカル	7,600	3,025.00	22,990,000	貸付有価証券 1,700株

三洋化成工業	10,900	4,995.00	54,445,500	
大日本塗料	19,700	1,290.00	25,413,000	
日本ペイントホールディングス	945,100	965.00	912,021,500	
関西ペイント	141,900	2,469.50	350,422,050	貸付有価証券 60,600株
中国塗料	36,500	3,205.00	116,982,500	
藤倉化成	20,500	1,048.00	21,484,000	
太陽ホールディングス	85,400	4,996.00	426,658,400	
ＤＩＣ	63,200	4,650.00	293,880,000	貸付有価証券 48,200株
サカタインクス	39,600	2,347.00	92,941,200	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	33,400	4,010.00	133,934,000	
富士フイルムホールディングス	1,074,500	3,521.00	3,783,314,500	
資生堂	345,500	2,529.00	873,769,500	
ライオン	204,500	1,679.00	343,355,500	
高砂香料工業	67,000	1,104.00	73,968,000	
ミルボン	27,900	2,598.00	72,484,200	
コーセーホールディングス	40,300	5,217.00	210,245,100	
コタ	20,600	1,130.00	23,278,000	貸付有価証券 14,700株
ポーラ・オルビスホールディングス	91,400	1,266.50	115,758,100	貸付有価証券 69,600株
ノエビアホールディングス	15,900	4,340.00	69,006,000	
新日本製薬	10,200	1,925.00	19,635,000	貸付有価証券 7,800株
Ｉ－ｎｅ	4,700	1,303.00	6,124,100	貸付有価証券 3,600株
アクシージア	11,200	347.00	3,886,400	貸付有価証券 7,300株
エステー	16,000	1,462.00	23,392,000	
コニシ	56,100	1,419.00	79,605,900	
長谷川香料	34,100	3,105.00	105,880,500	
小林製薬	46,700	5,536.00	258,531,200	
荒川化学工業	15,100	1,676.00	25,307,600	
メック	13,000	9,080.00	118,040,000	
日本高純度化学	4,400	5,100.00	22,440,000	貸付有価証券 3,300株
ＪＣＵ	19,400	6,710.00	130,174,000	
ＯＡＴアグリオ	6,600	2,608.00	17,212,800	
デクセリアルズ	152,400	3,686.00	561,746,400	

アース製薬	16,200	4,685.00	75,897,000	
北興化学工業	12,800	1,908.00	24,422,400	
大成ラミックグループ	5,200	2,182.00	11,346,400	
クミアイ化学工業	79,700	734.00	58,499,800	
日本農薬	27,200	1,020.00	27,744,000	
アキレス	9,700	1,124.00	10,902,800	
有沢製作所	31,300	2,198.00	68,797,400	
日東電工	541,200	2,958.00	1,600,869,600	
レック	17,800	938.00	16,696,400	貸付有価証券 13,500株
三光合成	22,400	766.00	17,158,400	
ＺＡＣＲＯＳ	56,300	1,229.00	69,192,700	
未来工業	8,500	2,982.00	25,347,000	貸付有価証券 6,400株
ＪＳＰ	12,500	2,537.00	31,712,500	貸付有価証券 7,900株
エフピコ	33,700	2,456.00	82,767,200	
信越ポリマー	38,400	2,199.00	84,441,600	
ニフコ	66,600	4,285.00	285,381,000	
バルカー	14,900	7,550.00	112,495,000	
ユニ・チャーム	1,113,900	902.50	1,005,294,750	
協和キリン	209,600	2,382.00	499,267,200	
武田薬品工業	1,585,800	5,070.00	8,040,006,000	
アステラス製薬	1,563,300	2,140.50	3,346,243,650	
住友ファーマ	179,100	1,418.50	254,053,350	
塩野義製薬	650,300	2,797.50	1,819,214,250	
日本新薬	46,700	4,044.00	188,854,800	
中外製薬	557,900	7,560.00	4,217,724,000	
科研製薬	26,400	3,820.00	100,848,000	
エーザイ	232,600	3,740.00	869,924,000	
ロート製薬	188,300	2,413.00	454,367,900	
小野薬品工業	397,700	2,224.00	884,484,800	
持田製薬	21,800	3,190.00	69,542,000	
参天製薬	299,800	1,942.00	582,211,600	
扶桑薬品工業	6,900	2,036.00	14,048,400	貸付有価証券 5,200株
ツムラ	61,200	3,751.00	229,561,200	
キッセイ薬品工業	27,800	3,860.00	107,308,000	

生化学工業	30,200	727.00	21,955,400	
栄研化学	25,200	2,724.00	68,644,800	
ＪＣＲファーマ	77,600	458.00	35,540,800	
東和薬品	24,000	3,740.00	89,760,000	
富士製薬工業	13,200	2,271.00	29,977,200	
ゼリア新薬工業	23,800	2,139.00	50,908,200	
ネクセラファーマ	78,200	980.00	76,636,000	
第一三共	1,636,400	2,487.50	4,070,545,000	
杏林製薬	35,900	1,149.00	41,249,100	
大幸薬品	37,000	258.00	9,546,000	貸付有価証券 28,900株
ダイト	22,000	1,194.00	26,268,000	
大塚ホールディングス	396,900	10,265.00	4,074,178,500	
ペプチドリーム	86,400	991.40	85,656,960	
セルソース	10,500	315.00	3,307,500	
あすか製薬ホールディングス	17,200	2,445.00	42,054,000	
サワイグループホールディングス	92,100	1,720.00	158,412,000	
日本コークス工業	180,800	99.00	17,899,200	貸付有価証券 137,800株
ニチレキグループ	18,900	2,105.00	39,784,500	
ユシロ	9,200	3,155.00	29,026,000	
出光興産	731,600	1,332.00	974,491,200	
ＥＮＥＯＳホールディングス	2,518,100	1,208.50	3,043,123,850	
コスモエネルギーホールディングス	98,700	3,462.00	341,699,400	
横浜ゴム	99,500	6,859.00	682,470,500	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	112,600	3,658.00	411,890,800	
ブリヂストン	975,700	3,417.00	3,333,966,900	
住友ゴム工業	192,300	2,034.50	391,234,350	
藤倉コンポジット	14,700	2,512.00	36,926,400	
オカモト	9,400	5,690.00	53,486,000	
フコク	9,400	1,770.00	16,638,000	
ニッタ	17,500	5,800.00	101,500,000	
三ツ星ベルト	22,700	3,925.00	89,097,500	
バンドー化学	26,400	2,190.00	57,816,000	
日東紡績	22,600	17,840.00	403,184,000	
ＡＧＣ	173,400	6,941.00	1,203,569,400	
日本板硝子	99,200	470.00	46,624,000	

日本電気硝子	59,500	5,831.00	346,944,500	
オハラ	6,800	1,418.00	9,642,400	貸付有価証券 300株
住友大阪セメント	29,800	5,266.00	156,926,800	
太平洋セメント	110,000	4,130.00	454,300,000	
日本ヒューム	31,200	1,080.00	33,696,000	貸付有価証券 23,700株
日本コンクリート工業	34,600	319.00	11,037,400	貸付有価証券 26,400株
三谷セキサン	29,200	1,402.00	40,938,400	
アジアパイルホールディングス	27,800	1,475.00	41,005,000	
東海カーボン	179,400	1,796.50	322,292,100	
日本カーボン	10,200	4,630.00	47,226,000	
東洋炭素	15,300	7,780.00	119,034,000	貸付有価証券 5,800株
ノリタケ	37,400	3,775.00	141,185,000	
ＴＯＴＯ	110,500	7,500.00	828,750,000	
ＮＧＫ	198,000	5,933.00	1,174,734,000	
日本特殊陶業	145,600	9,918.00	1,444,060,800	
ＭＡＲＵＷＡ	7,400	64,680.00	478,632,000	
品川リフラ	21,900	1,854.00	40,602,600	
ヨータイ	10,400	1,721.00	17,898,400	
フジミインコーポレーテッド	53,200	3,750.00	199,500,000	
ニチアス	139,500	3,560.00	496,620,000	
ニチハ	20,600	2,973.00	61,243,800	
日本製鉄	4,999,100	542.30	2,711,011,930	
神戸製鋼所	368,700	1,902.00	701,267,400	
中山製鋼所	37,700	606.00	22,846,200	
合同製鐵	10,300	2,553.00	26,295,900	貸付有価証券 7,800株
ＪＦＥホールディングス	594,900	1,582.50	941,429,250	
東京製鐵	51,200	1,671.00	85,555,200	
共英製鋼	20,900	1,717.00	35,885,300	
大和工業	33,000	11,335.00	374,055,000	
東京鐵鋼	22,500	1,798.00	40,455,000	貸付有価証券 16,800株
大阪製鐵	8,400	2,321.00	19,496,400	貸付有価証券 6,400株
ヨドコウ	105,800	1,274.00	134,789,200	
中部鋼鈑	16,700	2,042.00	34,101,400	貸付有価証券

				12,700株
丸一鋼管	184,200	1,578.00	290,667,600	
モリ工業	20,600	936.00	19,281,600	
大同特殊鋼	129,900	2,180.00	283,182,000	
日本冶金工業	12,400	4,405.00	54,622,000	
愛知製鋼	34,300	2,929.00	100,464,700	
大平洋金属	15,600	2,134.00	33,290,400	貸付有価証券 11,800株
新日本電工	100,400	443.00	44,477,200	
栗本鐵工所	42,500	1,380.00	58,650,000	
三菱製鋼	12,500	2,107.00	26,337,500	
日本精線	14,500	1,422.00	20,619,000	
エンビプロ・ホールディングス	16,100	822.00	13,234,200	貸付有価証券 12,200株
ＪＸ金属	702,500	3,392.00	2,382,880,000	貸付有価証券 404,100株
大紀アルミニウム工業所	27,400	1,831.00	50,169,400	
日本軽金属ホールディングス	54,000	3,065.00	165,510,000	
三井金属	45,800	36,980.00	1,693,684,000	
三菱マテリアル	122,600	4,471.00	548,144,600	
住友金属鉱山	251,400	7,844.00	1,971,981,600	
ＤＯＷＡホールディングス	49,600	8,997.00	446,251,200	
古河機械金属	22,000	3,625.00	79,750,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	32,300	2,570.00	83,011,000	貸付有価証券 24,800株
ＵＡＣＪ	111,300	2,961.00	329,559,300	
ＣＫサンエツ	4,700	4,740.00	22,278,000	貸付有価証券 3,600株
古河電気工業	61,100	41,040.00	2,507,544,000	
住友電気工業	633,200	10,630.00	6,730,916,000	
フジクラ	1,416,000	4,194.00	5,938,704,000	
ＳＷＣＣ	26,700	12,300.00	328,410,000	
平河ヒューテック	11,600	3,575.00	41,470,000	貸付有価証券 2,100株
リョービ	21,600	2,634.00	56,894,400	
ＡＲＥホールディングス	81,100	3,030.00	245,733,000	
稲葉製作所	10,200	1,732.00	17,666,400	貸付有価証券 7,800株
宮地エンジニアリンググループ	23,900	1,531.00	36,590,900	貸付有価証券 18,200株

トーカロ	52,900	2,963.00	156,742,700	
ＳＵＭＣＯ	349,000	3,200.00	1,116,800,000	
川田テクノロジーズ	41,700	1,192.00	49,706,400	
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	12,400	6,540.00	81,096,000	
東洋製罐グループホールディングス	91,600	3,846.00	352,293,600	
ホッカンホールディングス	9,800	2,263.00	22,177,400	
コロナ	10,200	910.00	9,282,000	貸付有価証券 7,700株
横河ブリッジホールディングス	31,600	2,764.00	87,342,400	
三和ホールディングス	176,200	3,646.00	642,425,200	
文化シヤッター	57,600	1,874.00	107,942,400	
三協立山	23,100	621.00	14,345,100	
アルインコ	14,000	1,034.00	14,476,000	
ＬＩＸＩＬ	286,600	1,739.00	498,397,400	
ノーリツ	32,300	2,224.00	71,835,200	
長府製作所	18,200	1,990.00	36,218,000	
リンナイ	93,800	3,536.00	331,676,800	
日東精工	23,900	753.00	17,996,700	
岡部	31,400	903.00	28,354,200	
ジーテクト	23,400	2,091.00	48,929,400	
東プレ	32,300	2,671.00	86,273,300	
高周波熱錬	27,500	1,276.00	35,090,000	
東京製綱	10,800	2,002.00	21,621,600	
サンコール	18,100	1,482.00	26,824,200	貸付有価証券 13,700株
パイオラックス	19,700	1,546.00	30,456,200	貸付有価証券 2,500株
エイチワン	18,900	1,515.00	28,633,500	
日本発條	138,200	3,774.00	521,566,800	
中央発條	11,900	3,785.00	45,041,500	貸付有価証券 9,100株
立川ブラインド工業	9,300	2,431.00	22,608,300	
ＧＭＳグループ	23,600	360.00	8,496,000	貸付有価証券 18,000株
日本製鋼所	54,400	7,091.00	385,750,400	
前澤ホールディングス	12,700	1,426.00	18,110,200	
三浦工業	83,300	3,120.00	259,896,000	
タクマ	53,500	3,395.00	181,632,500	

ツガミ	38,300	6,710.00	256,993,000	
オークマ	31,400	4,050.00	127,170,000	
芝浦機械	21,400	3,905.00	83,567,000	
アマダ	253,100	2,824.00	714,754,400	
アイダエンジニアリング	34,000	1,108.00	37,672,000	
ＦＵＪＩ	71,500	7,355.00	525,882,500	
牧野フライス製作所	18,200	14,490.00	263,718,000	
オーエスジー	63,900	3,282.00	209,719,800	貸付有価証券 49,100株
旭ダイヤモンド工業	43,100	1,226.00	52,840,600	貸付有価証券 33,000株
ＤＭＧ森精機	122,900	3,305.00	406,184,500	
ソディック	43,700	1,801.00	78,703,700	
ディスコ	86,500	70,060.00	6,060,190,000	
日東工器	6,400	1,594.00	10,201,600	
日進工具	15,000	850.00	12,750,000	
冨士ダイス	13,300	957.00	12,728,100	貸付有価証券 200株
リケンＮＰＲ	20,600	3,885.00	80,031,000	
島精機製作所	27,700	891.00	24,680,700	貸付有価証券 21,100株
オプトラン	29,500	3,550.00	104,725,000	
イワキポンプ	12,000	3,010.00	36,120,000	
フリュー	18,800	1,371.00	25,774,800	
ヤマシンフィルタ	37,200	520.00	19,344,000	貸付有価証券 29,100株
日阪製作所	21,000	1,606.00	33,726,000	
やまびこ	29,300	3,620.00	106,066,000	
野村マイクロ・サイエンス	32,400	3,965.00	128,466,000	貸付有価証券 24,600株
平田機工	25,700	2,622.00	67,385,400	
ＰＥＧＡＳＵＳ	19,800	521.00	10,315,800	貸付有価証券 15,000株
マルマエ	13,800	1,915.00	26,427,000	貸付有価証券 10,600株
タツモ	11,800	3,500.00	41,300,000	
ナブテスコ	102,000	4,517.00	460,734,000	
三井海洋開発	45,400	9,606.00	436,112,400	
レオン自動機	20,800	1,412.00	29,369,600	
ＳＭＣ	50,900	61,840.00	3,147,656,000	

ホソカワミクロン	13,600	4,960.00	67,456,000	
ユニオンツール	7,900	22,370.00	176,723,000	貸付有価証券 6,000株
瑞光	15,300	878.00	13,433,400	貸付有価証券 11,700株
オイレス工業	22,100	2,669.00	58,984,900	
日精エー・エス・ビー機械	7,000	8,810.00	61,670,000	
サトー	24,600	2,306.00	56,727,600	
技研製作所	16,200	1,732.00	28,058,400	貸付有価証券 12,900株
日本エアーテック	8,400	1,234.00	10,365,600	
ワイエイシイホールディングス	15,600	1,313.00	20,482,800	貸付有価証券 11,800株
小松製作所	865,500	6,568.00	5,684,604,000	
住友重機械工業	106,200	4,858.00	515,919,600	
日立建機	71,500	5,267.00	376,590,500	
日工	34,600	847.00	29,306,200	
巴工業	19,900	1,754.00	34,904,600	
井関農機	16,800	1,748.00	29,366,400	貸付有価証券 100株
ＴＯＷＡ	64,900	2,704.00	175,489,600	
北川鉄工所	7,100	1,615.00	11,466,500	
ローツェ	105,500	3,867.00	407,968,500	
ハーモニック・ドライブ・システムズ	48,000	6,240.00	299,520,000	
クボタ	908,000	2,775.50	2,520,154,000	
荏原実業	18,900	2,280.00	43,092,000	
三菱化工機	18,900	3,615.00	68,323,500	
月島ホールディングス	24,000	2,519.00	60,456,000	
ＴＥＩＫＯＫＵ	12,300	2,943.00	36,198,900	
新東工業	36,300	1,168.00	42,398,400	
澁谷工業	16,800	3,920.00	65,856,000	
アイチ　コーポレーション	29,700	1,361.00	40,421,700	
小森コーポレーション	42,600	1,420.00	60,492,000	
鶴見製作所	25,300	2,100.00	53,130,000	
酒井重工業	7,100	2,039.00	14,476,900	
荏原製作所	364,600	5,265.00	1,919,619,000	
酉島製作所	13,500	2,609.00	35,221,500	
ＡＩＲＭＡＮ	18,000	1,679.00	30,222,000	

ダイキン工業	233,700	23,300.00	5,445,210,000	
オルガノ	24,600	14,375.00	353,625,000	
トーヨーカネツ	14,900	2,142.00	31,915,800	
栗田工業	108,100	8,200.00	886,420,000	
椿本チエイン	77,600	2,544.00	197,414,400	
木村化工機	13,700	1,143.00	15,659,100	貸付有価証券 10,300株
アネスト岩田	33,300	1,609.00	53,579,700	
ダイフク	302,900	6,368.00	1,928,867,200	
サムコ	4,800	11,760.00	56,448,000	貸付有価証券 3,600株
タダノ	94,700	1,283.00	121,500,100	
ＣＫＤ	54,200	6,190.00	335,498,000	
平和	53,100	2,090.00	110,979,000	
理想科学工業	28,700	988.00	28,355,600	
ＳＡＮＫＹＯ	168,100	1,637.50	275,263,750	
日本金銭機械	21,700	960.00	20,832,000	
マースグループホールディングス	15,100	2,973.00	44,892,300	
ガリレイ	26,400	3,380.00	89,232,000	
ダイコク電機	8,900	2,057.00	18,307,300	貸付有価証券 6,700株
竹内製作所	32,600	7,380.00	240,588,000	
アマノ	47,200	3,632.00	171,430,400	
ＪＵＫＩ	27,800	491.00	13,649,800	
ジャノメ	13,200	1,264.00	16,684,800	
マックス	98,800	1,604.00	158,475,200	
グローリー	47,000	3,951.00	185,697,000	
新晃工業	48,200	1,232.00	59,382,400	
大和冷機工業	27,500	1,652.00	45,430,000	
セガサミーホールディングス	147,000	2,219.50	326,266,500	
ＴＰＲ	41,000	1,420.00	58,220,000	
ツバキ・ナカシマ	41,500	378.00	15,687,000	
ホシザキ	115,500	5,218.00	602,679,000	
大豊工業	13,600	1,139.00	15,490,400	
日本精工	332,200	1,100.00	365,420,000	
ＮＴＮ	434,400	412.90	179,363,760	
ジェイテクト	169,400	2,020.00	342,188,000	

不二越	13,200	5,420.00	71,544,000	
日本トムソン	48,800	1,920.00	93,696,000	
ＴＨＫ	95,000	6,951.00	660,345,000	
ＹＵＳＨＩＮ	14,200	668.00	9,485,600	
前澤給装工業	12,900	1,429.00	18,434,100	
イーグル工業	19,800	2,875.00	56,925,000	
ＰＩＬＬＡＲ	16,600	8,700.00	144,420,000	
キッツ	64,000	2,230.00	142,720,000	
マキタ	223,300	5,436.00	1,213,858,800	
三井Ｅ＆Ｓ	89,100	3,899.00	347,400,900	
カナデビア	147,000	1,280.00	188,160,000	
三菱重工業	3,362,700	3,578.00	12,031,740,600	
ＩＨＩ	935,300	2,439.50	2,281,664,350	
キオクシアホールディングス	108,600	70,500.00	7,656,300,000	
日清紡ホールディングス	135,000	2,014.00	271,890,000	
イビデン	224,700	17,400.00	3,909,780,000	
コニカミノルタ	401,700	597.00	239,814,900	
ブラザー工業	222,800	3,793.00	845,080,400	
ミネベアミツミ	312,300	4,396.00	1,372,870,800	
日立製作所	4,520,800	4,784.00	21,627,507,200	
三菱電機	1,965,900	5,572.00	10,953,994,800	
富士電機	129,000	13,270.00	1,711,830,000	
安川電機	194,900	5,988.00	1,167,061,200	
シンフォニアテクノロジー	19,800	13,280.00	262,944,000	
明電舎	33,300	8,910.00	296,703,000	
山洋電気	20,800	6,260.00	130,208,000	
デンヨー	13,100	3,500.00	45,850,000	
ＰＨＣホールディングス	34,200	1,085.00	37,107,000	貸付有価証券 26,000株
ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	205,800	7,835.00	1,612,443,000	
ソシオネクスト	155,700	2,302.50	358,499,250	
東芝テック	23,000	3,110.00	71,530,000	
芝浦メカトロニクス	56,000	4,355.00	243,880,000	
マブチモーター	173,500	1,520.50	263,806,750	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,600	230.00	2,898,000	貸付有価証券 9,700株
トレックス・セミコンダクター	7,200	2,323.00	16,725,600	

東光高岳	9,800	7,070.00	69,286,000	
ダイヘン	16,700	14,730.00	245,991,000	
ヤーマン	35,600	723.00	25,738,800	貸付有価証券 27,100株
ＪＶＣケンウッド	142,100	1,149.00	163,272,900	
ミマキエンジニアリング	15,200	1,774.00	26,964,800	
大崎電気工業	34,300	1,405.00	48,191,500	
オムロン	150,800	5,487.00	827,439,600	
日東工業	21,500	4,345.00	93,417,500	
ＩＤＥＣ	22,900	3,130.00	71,677,000	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	73,500	6,412.00	471,282,000	
ＢＵＦＦＡＬＯ	9,800	2,597.00	25,450,600	貸付有価証券 5,400株
テクノメディカ	3,700	1,982.00	7,333,400	
日本電気	1,178,500	4,010.00	4,725,785,000	
富士通	1,651,500	3,362.00	5,552,343,000	
沖電気工業	86,900	2,950.00	256,355,000	
電気興業	6,600	3,290.00	21,714,000	
サンケン電気	18,300	7,915.00	144,844,500	貸付有価証券 13,900株
アイホン	9,400	2,640.00	24,816,000	
ルネサスエレクトロニクス	1,740,400	4,308.00	7,497,643,200	
セイコーエプソン	223,400	2,823.50	630,769,900	
ワコム	108,200	881.00	95,324,200	
アルバック	45,900	8,213.00	376,976,700	
アクセル	8,600	1,188.00	10,216,800	
ＥＩＺＯ	25,300	2,539.00	64,236,700	
日本信号	45,400	1,544.00	70,097,600	
京三製作所	41,800	956.00	39,960,800	
能美防災	24,400	4,290.00	104,676,000	
ホーチキ	42,300	1,960.00	82,908,000	
エレコム	43,200	1,786.00	77,155,200	
パナソニック　ホールディングス	2,120,300	3,756.00	7,963,846,800	
シャープ	216,100	636.20	137,482,820	貸付有価証券 165,700株
アンリツ	117,400	3,834.00	450,111,600	
ソニーグループ	6,129,900	3,385.00	20,749,711,500	
ＴＤＫ	1,550,300	3,640.00	5,643,092,000	

帝国通信工業	8,000	3,015.00	24,120,000	
タムラ製作所	71,500	946.00	67,639,000	
アルプスアルパイン	138,500	2,035.00	281,847,500	
日本電波工業	22,000	4,270.00	93,940,000	貸付有価証券 16,500株
鈴木	9,800	3,160.00	30,968,000	
メイコー	16,100	30,900.00	497,490,000	
日本トリム	4,100	4,570.00	18,737,000	
フォスター電機	16,600	2,811.00	46,662,600	
ＳＭＫ	4,300	3,390.00	14,577,000	
ヨコオ	16,000	5,200.00	83,200,000	
ホシデン	36,200	2,729.00	98,789,800	
ヒロセ電機	26,100	26,725.00	697,522,500	
日本航空電子工業	42,000	2,274.00	95,508,000	
ＴＯＡ	18,100	1,562.00	28,272,200	
マクセル	37,700	2,125.00	80,112,500	
古野電気	23,400	5,760.00	134,784,000	
スミダコーポレーション	31,200	1,482.00	46,238,400	
アイコム	6,900	3,010.00	20,769,000	貸付有価証券 4,900株
リオン	7,600	3,600.00	27,360,000	
横河電機	188,200	4,757.00	895,267,400	
新電元工業	7,600	3,100.00	23,560,000	
アズビル	431,700	1,528.50	659,853,450	
日本光電工業	148,000	1,394.00	206,312,000	
チノー	14,800	1,625.00	24,050,000	
日本電子材料	10,900	6,950.00	75,755,000	
堀場製作所	33,700	24,740.00	833,738,000	
アドバンテスト	535,100	25,235.00	13,503,248,500	
エスペック	17,500	4,090.00	71,575,000	
キーエンス	177,800	72,890.00	12,959,842,000	
日置電機	9,400	12,490.00	117,406,000	
シスメックス	460,500	1,467.00	675,553,500	
日本マイクロニクス	29,300	12,610.00	369,473,000	
メガチップス	11,400	10,610.00	120,954,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	9,800	5,780.00	56,644,000	貸付有価証券 6,400株

コーセル	22,300	1,396.00	31,130,800	
イリソ電子工業	14,800	3,005.00	44,474,000	
オプテックスグループ	30,300	4,250.00	128,775,000	
千代田インテグレ	4,600	3,115.00	14,329,000	
レーザーテック	75,200	40,650.00	3,056,880,000	
スタンレー電気	75,600	3,546.00	268,077,600	
ウシオ電機	66,900	3,978.00	266,128,200	
日本セラミック	14,600	3,790.00	55,334,000	
山一電機	17,500	8,660.00	151,550,000	
図研	14,900	4,595.00	68,465,500	
日本電子	41,200	6,282.00	258,818,400	
カシオ計算機	142,200	1,765.00	250,983,000	貸付有価証券 2,600株
ファナック	848,600	6,763.00	5,739,081,800	
日本シイエムケイ	57,700	754.00	43,505,800	
エンプラス	5,200	11,660.00	60,632,000	
大真空	26,500	1,106.00	29,309,000	
ローム	349,000	4,739.00	1,653,911,000	
浜松ホトニクス	276,300	2,368.50	654,416,550	
三井ハイテック	92,400	774.00	71,517,600	貸付有価証券 70,700株
京セラ	1,104,300	3,557.00	3,927,995,100	
太陽誘電	95,300	15,655.00	1,491,921,500	
村田製作所	1,695,900	8,650.00	14,669,535,000	
双葉電子工業	37,400	583.00	21,804,200	
ニチコン	46,800	4,200.00	196,560,000	
日本ケミコン	23,400	4,245.00	99,333,000	
ＫＯＡ	32,700	2,618.00	85,608,600	
市光工業	39,400	528.00	20,803,200	
小糸製作所	184,300	2,788.50	513,920,550	
ミツバ	33,700	1,116.00	37,609,200	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	126,800	12,980.00	1,645,864,000	
キヤノン	797,700	4,324.00	3,449,254,800	
リコー	416,400	1,458.00	607,111,200	
象印マホービン	48,600	1,407.00	68,380,200	貸付有価証券 37,100株
東京エレクトロン	373,200	61,830.00	23,074,956,000	

イノテック	12,000	4,100.00	49,200,000	
トヨタ紡織	87,300	2,182.50	190,532,250	
ＡＲＣＨＩＯＮ	267,300	295.00	78,853,500	貸付有価証券 204,200株
ユニプレス	32,900	1,214.00	39,940,600	
モリタホールディングス	28,100	2,435.00	68,423,500	
三櫻工業	27,100	1,000.00	27,100,000	貸付有価証券 20,600株
デンソー	1,740,900	1,882.50	3,277,244,250	
東海理化電機製作所	47,400	2,858.00	135,469,200	
川崎重工業	669,500	2,859.50	1,914,435,250	
名村造船所	55,400	3,415.00	189,191,000	貸付有価証券 32,100株
日本車輌製造	6,800	3,150.00	21,420,000	
日産自動車	2,714,700	326.40	886,078,080	
いすゞ自動車	457,700	2,151.50	984,741,550	
トヨタ自動車	9,445,800	2,814.00	26,580,481,200	
三菱自動車工業	679,300	325.00	220,772,500	貸付有価証券 519,000株
武蔵精密工業	39,200	5,390.00	211,288,000	
日産車体	27,000	959.00	25,893,000	
新明和工業	51,200	2,174.00	111,308,800	
極東開発工業	29,300	2,078.00	60,885,400	
トピー工業	12,800	2,696.00	34,508,800	
ティラド	3,100	14,350.00	44,485,000	
曙ブレーキ工業	109,100	112.00	12,219,200	
タチエス	32,800	2,165.00	71,012,000	
ＮＯＫ	66,100	2,895.00	191,359,500	
フタバ産業	47,600	950.00	45,220,000	
カヤバ	30,200	3,910.00	118,082,000	
大同メタル工業	34,700	1,230.00	42,681,000	貸付有価証券 26,400株
プレス工業	73,100	804.00	58,772,400	
アイシン	453,900	2,328.00	1,056,679,200	
マツダ	587,800	1,114.00	654,809,200	
本田技研工業	3,313,300	1,437.50	4,762,868,750	
スズキ	1,305,500	1,844.00	2,407,342,000	
ＳＵＢＡＲＵ	524,700	2,535.50	1,330,376,850	

ヤマハ発動機	879,500	1,219.50	1,072,550,250	
エクセディ	29,100	5,990.00	174,309,000	
豊田合成	54,700	4,650.00	254,355,000	
愛三工業	29,500	1,837.00	54,191,500	
ヨロズ	16,600	843.00	13,993,800	貸付有価証券 12,700株
エフ・シー・シー	34,600	3,450.00	119,370,000	
シマノ	74,700	15,890.00	1,186,983,000	
テイ・エス　テック	65,900	1,810.00	119,279,000	
リガク・ホールディングス	107,200	2,390.00	256,208,000	貸付有価証券 81,500株
北里コーポレーション	14,000	1,185.00	16,590,000	貸付有価証券 3,800株
テルモ	1,180,600	2,308.50	2,725,415,100	
日機装	41,400	3,570.00	147,798,000	
日本エム・ディ・エム	14,100	794.00	11,195,400	
島津製作所	236,100	3,782.00	892,930,200	
ＪＭＳ	16,400	434.00	7,117,600	
長野計器	11,600	3,760.00	43,616,000	
ブイ・テクノロジー	8,700	5,920.00	51,504,000	
東京計器	14,800	5,150.00	76,220,000	貸付有価証券 9,600株
愛知時計電機	8,500	2,890.00	24,565,000	
インターアクション	9,200	1,865.00	17,158,000	貸付有価証券 7,000株
東京精密	33,700	16,925.00	570,372,500	
マニー	71,100	1,683.00	119,661,300	
ニコン	221,700	1,825.00	404,602,500	
オリンパス	962,700	1,803.00	1,735,748,100	
理研計器	25,200	3,565.00	89,838,000	
タムロン	90,800	1,043.00	94,704,400	
ＨＯＹＡ	337,500	25,710.00	8,677,125,000	
ノーリツ鋼機	50,600	1,981.00	100,238,600	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	24,100	2,698.00	65,021,800	
朝日インテック	211,600	3,765.00	796,674,000	
シチズン時計	147,100	2,185.00	321,413,500	
メニコン	66,300	1,649.00	109,328,700	
松風	16,100	2,087.00	33,600,700	

セイコーグループ	49,600	6,710.00	332,816,000	
ニプロ	148,100	1,737.00	257,249,700	
三井松島ホールディングス	30,400	1,432.00	43,532,800	
テクセンドフォトマスク	66,000	3,640.00	240,240,000	
トランザクション	19,100	1,355.00	25,880,500	貸付有価証券 2,600株
ニホンフラッシュ	16,700	711.00	11,873,700	貸付有価証券 500株
前田工繊	36,200	1,774.00	64,218,800	
アートネイチャー	16,000	850.00	13,600,000	
フルヤ金属	15,300	8,060.00	123,318,000	貸付有価証券 300株
バンダイナムコホールディングス	475,100	3,656.00	1,736,965,600	
ＳＨＯＥＩ	46,400	1,915.00	88,856,000	
フランスベッドホールディングス	25,400	1,253.00	31,826,200	貸付有価証券 19,400株
パイロットコーポレーション	27,200	4,881.00	132,763,200	
萩原工業	11,900	1,658.00	19,730,200	貸付有価証券 9,000株
フジシールインターナショナル	36,000	2,611.00	93,996,000	
タカラトミー	87,100	2,908.00	253,286,800	
広済堂ホールディングス	57,500	513.00	29,497,500	貸付有価証券 43,800株
プロネクサス	18,400	1,038.00	19,099,200	貸付有価証券 14,000株
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	215,400	3,967.00	854,491,800	
大日本印刷	383,400	2,543.50	975,177,900	
共同印刷	17,900	1,541.00	27,583,900	
ＮＩＳＳＨＡ	31,900	1,416.00	45,170,400	
ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	9,700	3,070.00	29,779,000	
アシックス	683,300	4,380.00	2,992,854,000	
ツツミ	4,200	2,619.00	10,999,800	
ローランド	14,100	4,320.00	60,912,000	
小松ウオール工業	13,100	2,440.00	31,964,000	
ヤマハ	276,900	1,099.00	304,313,100	
河合楽器製作所	4,800	3,095.00	14,856,000	
クリナップ	19,900	873.00	17,372,700	
ピジョン	105,100	1,984.00	208,518,400	
キングジム	15,700	819.00	12,858,300	貸付有価証券 12,000株

リンテック	38,500	5,540.00	213,290,000	
イトーキ	39,000	2,408.00	93,912,000	
任天堂	1,111,900	7,215.00	8,022,358,500	
三菱鉛筆	23,900	2,540.00	60,706,000	貸付有価証券 18,300株
タカラスタンダード	40,200	2,944.00	118,348,800	
コクヨ	351,600	814.20	286,272,720	
ナカバヤシ	19,100	550.00	10,505,000	
グローブライド	16,700	2,478.00	41,382,600	
オカムラ	53,500	2,230.00	119,305,000	
美津濃	47,700	3,480.00	165,996,000	
グリムス	6,300	2,354.00	14,830,200	
東京電力ホールディングス	1,601,800	512.20	820,441,960	
中部電力	654,800	2,755.00	1,803,974,000	
関西電力	963,100	2,318.50	2,232,947,350	
中国電力	308,700	883.90	272,859,930	
北陸電力	181,700	857.80	155,862,260	
東北電力	467,800	1,015.50	475,050,900	
四国電力	165,500	1,470.00	243,285,000	
九州電力	409,600	1,649.00	675,430,400	
北海道電力	200,300	923.90	185,057,170	貸付有価証券 153,400株
沖縄電力	45,400	910.00	41,314,000	
電源開発	133,800	3,936.00	526,636,800	
エフオン	12,900	338.00	4,360,200	
イーレックス	36,400	746.00	27,154,400	貸付有価証券 27,800株
レノバ	48,500	920.00	44,620,000	貸付有価証券 36,900株
東京瓦斯	289,400	6,305.00	1,824,667,000	
大阪瓦斯	317,300	5,517.00	1,750,544,100	
東邦瓦斯	243,400	1,253.00	304,980,200	
北海道瓦斯	53,000	750.00	39,750,000	
広島ガス	37,700	392.00	14,778,400	貸付有価証券 28,700株
西部ガスホールディングス	20,400	2,229.00	45,471,600	貸付有価証券 15,500株
静岡ガス	40,500	1,267.00	51,313,500	
メタウォーター	23,500	3,150.00	74,025,000	

ＳＢＳホールディングス	15,800	4,560.00	72,048,000	
東武鉄道	183,500	2,903.50	532,792,250	
相鉄ホールディングス	68,500	2,485.00	170,222,500	
東急	456,700	1,736.50	793,059,550	
京浜急行電鉄	201,600	1,503.00	303,004,800	
小田急電鉄	269,400	1,728.50	465,657,900	
京王電鉄	397,500	759.60	301,941,000	
京成電鉄	309,300	1,090.00	337,137,000	
富士急行	21,900	2,277.00	49,866,300	貸付有価証券 16,600株
東日本旅客鉄道	980,000	3,460.00	3,390,800,000	
西日本旅客鉄道	423,800	2,617.00	1,109,084,600	
東海旅客鉄道	731,800	3,507.00	2,566,422,600	
東京地下鉄	283,000	1,358.00	384,314,000	貸付有価証券 215,900株
西武ホールディングス	183,000	2,856.00	522,648,000	
鴻池運輸	30,300	2,635.00	79,840,500	
西日本鉄道	51,400	2,877.00	147,877,800	
ハマキョウレックス	55,600	1,864.00	103,638,400	
サカイ引越センター	22,500	2,866.00	64,485,000	
近鉄グループホールディングス	190,000	3,648.00	693,120,000	
阪急阪神ホールディングス	234,000	4,632.00	1,083,888,000	
ＮＡＮＫＡＩ	84,800	2,790.50	236,634,400	
京阪ホールディングス	92,300	3,230.00	298,129,000	
神戸電鉄	4,800	2,381.00	11,428,800	貸付有価証券 3,600株
名古屋鉄道	196,100	1,880.00	368,668,000	
山陽電気鉄道	13,400	1,909.00	25,580,600	貸付有価証券 10,200株
ヤマトホールディングス	215,600	1,805.00	389,158,000	
山九	40,500	8,576.00	347,328,000	
丸全昭和運輸	11,000	7,570.00	83,270,000	
センコーグループホールディングス	128,400	1,954.00	250,893,600	
ニッコンホールディングス	75,600	5,872.00	443,923,200	貸付有価証券 58,100株
福山通運	19,000	6,480.00	123,120,000	
セイノーホールディングス	87,300	2,762.50	241,166,250	
神奈川中央交通	5,000	3,485.00	17,425,000	貸付有価証券 3,500株

ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	55,000	751.00	41,305,000	
九州旅客鉄道	133,600	3,569.00	476,818,400	
ＳＧホールディングス	297,900	1,450.50	432,103,950	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	177,600	5,065.00	899,544,000	
日本郵船	353,100	5,566.00	1,965,354,600	
商船三井	337,600	5,689.00	1,920,606,400	
川崎汽船	382,300	2,596.00	992,450,800	貸付有価証券 291,300株
ＮＳユナイテッド海運	11,100	7,010.00	77,811,000	
飯野海運	65,100	1,433.00	93,288,300	
乾汽船	22,500	1,558.00	35,055,000	貸付有価証券 17,100株
日本航空	406,700	2,637.00	1,072,467,900	
ＡＮＡホールディングス	482,700	2,823.00	1,362,662,100	貸付有価証券 367,600株
三菱倉庫	201,400	1,410.50	284,074,700	
三井倉庫ホールディングス	54,800	3,861.00	211,582,800	
住友倉庫	51,700	3,860.00	199,562,000	
澁澤倉庫	28,300	1,435.00	40,610,500	
日本トランスシティ	44,600	1,078.00	48,078,800	
中央倉庫	9,500	1,798.00	17,081,000	
安田倉庫	12,100	2,226.00	26,934,600	貸付有価証券 9,200株
上組	77,900	4,759.00	370,726,100	
キユーソー流通システム	10,100	3,210.00	32,421,000	
エーアイテイー	11,100	2,199.00	24,408,900	
ＭＩＸＩ	33,200	2,700.00	89,640,000	
クロスキャット	10,200	947.00	9,659,400	
システナ	254,700	412.00	104,936,400	
デジタルアーツ	9,400	3,625.00	34,075,000	
日鉄ソリューションズ	48,600	3,256.00	158,241,600	貸付有価証券 37,000株
キューブシステム	10,500	1,019.00	10,699,500	貸付有価証券 7,200株
コア	7,900	2,027.00	16,013,300	貸付有価証券 5,900株
ディー・エヌ・エー	73,100	2,661.00	194,519,100	
手間いらず	2,200	2,324.00	5,112,800	
ラクーンホールディングス	13,400	639.00	8,562,600	貸付有価証券 10,200株

ソリトンシステムズ	9,200	2,087.00	19,200,400	
ソフトクリエイトホールディングス	14,700	1,654.00	24,313,800	
ＴＩＳ	182,100	3,245.00	590,914,500	
グリーホールディングス	59,800	396.00	23,680,800	
GMOペパボ	2,200	1,600.00	3,520,000	
コーエーテクモホールディングス	111,700	1,487.00	166,097,900	
三菱総合研究所	8,500	4,555.00	38,717,500	
ファインデックス	12,400	827.00	10,254,800	
ＫＬａｂ	49,800	236.00	11,752,800	貸付有価証券 38,300株
ポールトゥウィンホールディングス	25,400	287.00	7,289,800	
ネクソン	421,300	2,207.00	929,809,100	
アイスタイル	68,200	392.00	26,734,400	貸付有価証券 52,100株
エムアップホールディングス	43,700	675.00	29,497,500	
エイチームホールディングス	13,900	917.00	12,746,300	貸付有価証券 10,500株
セルシス	24,100	1,941.00	46,778,100	
エニグモ	19,900	348.00	6,925,200	貸付有価証券 15,300株
コロプラ	60,600	374.00	22,664,400	
ブロードリーフ	65,100	818.00	53,251,800	
デジタルハーツホールディングス	11,100	694.00	7,703,400	貸付有価証券 8,400株
メディアドゥ	6,100	1,311.00	7,997,100	貸付有価証券 4,600株
じげん	51,200	397.00	20,326,400	貸付有価証券 36,900株
フィックスターズ	24,600	2,387.00	58,720,200	貸付有価証券 18,800株
オプティム	18,400	433.00	7,967,200	貸付有価証券 14,100株
セレス	8,100	1,769.00	14,328,900	貸付有価証券 6,100株
ＳＨＩＦＴ	160,000	675.20	108,032,000	貸付有価証券 121,800株
セック	5,400	3,300.00	17,820,000	貸付有価証券 4,000株
テクマトリックス	35,500	1,825.00	64,787,500	
プロシップ	14,300	1,691.00	24,181,300	貸付有価証券 10,900株
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	41,400	2,257.00	93,439,800	
GMOペイメントゲートウェイ	40,700	7,841.00	319,128,700	

システムリサーチ	13,300	1,732.00	23,035,600	貸付有価証券 10,100株
インターネットイニシアティブ	97,500	3,107.00	302,932,500	
さくらインターネット	25,100	2,668.00	66,966,800	貸付有価証券 18,800株
GMOグローバルサイン・ホールディングス	5,400	1,968.00	10,627,200	
ＳＲＡホールディングス	10,100	4,450.00	44,945,000	
朝日ネット	19,200	609.00	11,692,800	
ｅＢＡＳＥ	22,000	393.00	8,646,000	
アバントグループ	20,000	1,126.00	22,520,000	
アドソル日進	14,300	1,358.00	19,419,400	
フリービット	9,300	1,443.00	13,419,900	
コムチュア	23,600	1,304.00	30,774,400	
アステリア	14,000	1,675.00	23,450,000	貸付有価証券 10,600株
アイル	10,000	2,410.00	24,100,000	
マークラインズ	10,600	1,316.00	13,949,600	
ｇｕｍｉ	31,500	253.00	7,969,500	貸付有価証券 11,500株
テラスカイ	6,000	2,398.00	14,388,000	貸付有価証券 4,500株
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	18,600	820.00	15,252,000	
ネオジャパン	4,700	1,536.00	7,219,200	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	3,600	2,231.00	8,031,600	
ラクス	167,800	975.90	163,756,020	
ダブルスタンダード	6,300	1,171.00	7,377,300	
オープンドア	10,400	230.00	2,392,000	貸付有価証券 8,000株
アカツキ	8,700	3,020.00	26,274,000	
Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	5,700	937.00	5,340,900	
カナミックネットワーク	22,400	486.00	10,886,400	貸付有価証券 1,200株
チェンジホールディングス	34,400	936.00	32,198,400	貸付有価証券 26,300株
オークネット	32,000	1,437.00	45,984,000	
オロ	7,400	2,034.00	15,051,600	貸付有価証券 5,700株
ユーザーローカル	7,600	1,791.00	13,611,600	
ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ	21,200	2,688.00	56,985,600	貸付有価証券 16,200株
マネーフォワード	40,600	4,002.00	162,481,200	貸付有価証券 30,900株

GMOフィナンシャルゲート	2,900	5,900.00	17,110,000	
Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ	15,600	441.00	6,879,600	貸付有価証券 10,000株
プラスアルファ・コンサルティング	22,500	2,676.00	60,210,000	
電算システムホールディングス	7,900	2,885.00	22,791,500	貸付有価証券 2,200株
Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	68,200	823.00	56,128,600	貸付有価証券 52,200株
ビジョナル	24,100	8,011.00	193,065,100	
ハイマックス	5,600	1,132.00	6,339,200	
野村総合研究所	347,600	4,650.00	1,616,340,000	
日本システム技術	16,500	1,618.00	26,697,000	
インテージホールディングス	13,400	1,705.00	22,847,000	貸付有価証券 10,200株
ソースネクスト	92,600	111.00	10,278,600	貸付有価証券 70,900株
シンプレクス・ホールディングス	141,300	1,038.00	146,669,400	
ＨＥＲＯＺ	7,100	763.00	5,417,300	貸付有価証券 5,400株
メルカリ	76,700	3,682.00	282,409,400	
ＩＰＳ	5,200	3,775.00	19,630,000	貸付有価証券 3,900株
システムサポートホールディングス	12,500	964.00	12,050,000	
ボードルア	9,600	2,592.00	24,883,200	貸付有価証券 3,500株
ＮＥ	17,400	252.00	4,384,800	貸付有価証券 13,200株
イーソル	12,000	799.00	9,588,000	貸付有価証券 900株
ウイングアーク１ｓｔ	18,600	2,378.00	44,230,800	
サーバーワークス	3,700	2,019.00	7,470,300	貸付有価証券 2,800株
Ｓａｎｓａｎ	50,900	1,549.00	78,844,100	
ギフティ	13,900	1,111.00	15,442,900	貸付有価証券 10,500株
メドレー	21,800	2,106.00	45,910,800	貸付有価証券 15,300株
ベース	7,500	2,947.00	22,102,500	
ＪＭＤＣ	26,100	2,677.00	69,869,700	貸付有価証券 19,800株
フォーカスシステムズ	11,900	1,535.00	18,266,500	
クレスコ	30,700	1,470.00	45,129,000	
フジ・メディア・ホールディングス	140,100	4,122.00	577,492,200	

オービック	330,900	3,956.00	1,309,040,400	
ジャストシステム	25,600	3,885.00	99,456,000	
ＴＤＣソフト	33,400	953.00	31,830,200	
ＬＩＮＥヤフー	2,744,300	407.50	1,118,302,250	
トレンドマイクロ	103,000	6,217.00	640,351,000	
ＩＤホールディングス	23,000	1,084.00	24,932,000	
日本オラクル	34,100	8,966.00	305,740,600	
アルファシステムズ	5,600	3,160.00	17,696,000	貸付有価証券 3,900株
フューチャー	38,000	1,543.00	58,634,000	
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	10,900	1,781.00	19,412,900	
オービックビジネスコンサルタント	30,100	5,976.00	179,877,600	
アイティフォー	18,600	1,632.00	30,355,200	
東計電算	5,000	4,195.00	20,975,000	
大塚商会	202,000	2,928.50	591,557,000	
サイボウズ	24,500	2,339.00	57,305,500	貸付有価証券 18,700株
電通総研	65,000	2,106.00	136,890,000	
デジタルガレージ	25,400	1,873.00	47,574,200	
ＥＭシステムズ	23,500	496.00	11,656,000	貸付有価証券 17,900株
ウェザーニューズ	25,200	2,089.00	52,642,800	貸付有価証券 21,200株
ＣＩＪ	43,100	500.00	21,550,000	貸付有価証券 32,800株
ビジネスエンジニアリング	20,900	1,050.00	21,945,000	貸付有価証券 15,900株
WOWOW	13,400	1,004.00	13,453,600	貸付有価証券 10,200株
スカラ	16,600	332.00	5,511,200	貸付有価証券 11,900株
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	28,400	2,875.00	81,650,000	貸付有価証券 21,600株
日本ビジネスシステムズ	9,700	1,551.00	15,044,700	
トランヴィア	10,500	832.00	8,736,000	
セラク	5,600	1,156.00	6,473,600	貸付有価証券 1,200株
システムソフト	62,300	45.00	2,803,500	貸付有価証券 47,600株
アルゴグラフィックス	63,800	1,226.00	78,218,800	
マーベラス	33,100	454.00	15,027,400	
エイベックス	30,500	1,189.00	36,264,500	

ＢＩＰＲＯＧＹ	60,200	4,520.00	272,104,000	
都築電気	11,400	3,855.00	43,947,000	
ＴＢＳホールディングス	88,000	5,913.00	520,344,000	
日本テレビホールディングス	157,800	2,885.50	455,331,900	
朝日放送グループホールディングス	22,300	805.00	17,951,500	
テレビ朝日ホールディングス	43,300	3,360.00	145,488,000	
スカパーＪＳＡＴ	118,700	3,165.00	375,685,500	
テレビ東京ホールディングス	11,000	3,630.00	39,930,000	
ビジョン	37,200	1,009.00	37,534,800	
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	59,900	1,603.00	96,019,700	貸付有価証券 4,200株
日本通信	144,300	114.00	16,450,200	貸付有価証券 110,100株
ＮＴＴ	48,933,800	149.00	7,291,136,200	
ＫＤＤＩ	2,504,500	2,752.00	6,892,384,000	
ソフトバンク	28,667,100	214.80	6,157,693,080	
光通信	17,500	36,480.00	638,400,000	
エムティーアイ	12,100	581.00	7,030,100	
ＧＭＯインターネットグループ	57,600	3,171.00	182,649,600	
ファイバーゲート	6,900	743.00	5,126,700	貸付有価証券 1,100株
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	99,000	3,268.00	323,532,000	貸付有価証券 64,000株
学研ホールディングス	32,600	968.00	31,556,800	
ゼンリン	26,700	857.00	22,881,900	
松竹	10,200	10,550.00	107,610,000	貸付有価証券 7,700株
東宝	451,900	1,318.50	595,830,150	
東映	29,400	5,620.00	165,228,000	
ピー・シー・エー	11,700	1,296.00	15,163,200	貸付有価証券 4,900株
ビジネスブレイン太田昭和	19,200	1,006.00	19,315,200	
ＤＴＳ	141,600	1,003.00	142,024,800	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	293,100	2,480.00	726,888,000	
シーイーシー	21,600	1,978.00	42,724,800	
カプコン	354,200	2,869.00	1,016,199,800	
アイ・エス・ビー	8,400	2,313.00	19,429,200	
ＮＳＷ	7,900	2,492.00	19,686,800	
アイネス	13,900	2,138.00	29,718,200	

ＴＫＣ	27,500	3,410.00	93,775,000	
ＮＳＤ	62,900	2,557.50	160,866,750	
コナミグループ	76,300	19,425.00	1,482,127,500	
福井コンピュータホールディングス	9,600	3,125.00	30,000,000	
ＪＢＣＣホールディングス	47,300	1,183.00	55,955,900	
ミロク情報サービス	15,000	1,748.00	26,220,000	
ソフトバンクグループ	3,415,800	6,461.00	22,069,483,800	
リョーサン菱洋ホールディングス	35,900	2,818.00	101,166,200	
高千穂交易	14,900	2,085.00	31,066,500	貸付有価証券 11,300株
あらた	28,800	2,494.00	71,827,200	
トーメンデバイス	2,700	14,300.00	38,610,000	貸付有価証券 2,000株
東京エレクトロン　デバイス	18,700	3,885.00	72,649,500	
円谷フィールズホールディングス	34,800	1,379.00	47,989,200	
双日	181,400	5,089.00	923,144,600	
アルフレッサ　ホールディングス	178,000	2,199.00	391,422,000	
横浜冷凍	47,300	1,934.00	91,478,200	
ラサ商事	9,800	1,771.00	17,355,800	
アルコニックス	28,900	2,310.00	66,759,000	
神戸物産	163,600	2,673.50	437,384,600	
あい　ホールディングス	34,100	2,695.00	91,899,500	
ダイワボウホールディングス	70,600	3,452.00	243,711,200	
マクニカホールディングス	130,900	3,227.00	422,414,300	
ラクト・ジャパン	8,000	3,230.00	25,840,000	貸付有価証券 6,000株
バイタルケーエスケー・ホールディングス	25,900	1,571.00	40,688,900	
八洲電機	14,100	2,758.00	38,887,800	
メディアスホールディングス	12,200	861.00	10,504,200	貸付有価証券 9,300株
レスター	16,000	4,410.00	70,560,000	
ＴＯＫＡＩホールディングス	102,100	1,117.00	114,045,700	
三洋貿易	23,100	1,504.00	34,742,400	
ビューティガレージ	5,100	1,469.00	7,491,900	貸付有価証券 3,900株
ウイン・パートナーズ	13,700	1,199.00	16,426,300	貸付有価証券 10,400株
シップヘルスケアホールディングス	69,000	2,122.50	146,452,500	
明治電機工業	9,300	2,018.00	18,767,400	

コメダホールディングス	46,100	2,720.00	125,392,000	
アセンテック	23,400	407.00	9,523,800	
ＭＩＲＡＩＮＩホールディングス	28,300	1,851.00	52,383,300	
ユニソルホールディングス	16,100	2,018.00	32,489,800	貸付有価証券 12,300株
ヤマエグループホールディングス	18,500	2,946.00	54,501,000	
小野建	20,000	1,311.00	26,220,000	
伯東	11,200	4,475.00	50,120,000	
コンドーテック	15,800	1,454.00	22,973,200	貸付有価証券 8,100株
ナガイレーベン	20,400	1,669.00	34,047,600	
松田産業	14,300	6,110.00	87,373,000	
第一興商	62,200	1,680.00	104,496,000	
メディパルホールディングス	200,900	2,680.00	538,412,000	
ＳＰＫ	15,200	1,219.00	18,528,800	
アズワン	60,100	2,166.50	130,206,650	
スズデン	10,700	2,086.00	22,320,200	
シモジマ	14,100	1,281.00	18,062,100	貸付有価証券 6,100株
ドウシシャ	22,400	2,886.00	64,646,400	
高速	12,600	2,957.00	37,258,200	貸付有価証券 9,600株
たけびし	7,200	2,340.00	16,848,000	
リックス	4,700	3,380.00	15,886,000	
丸文	16,800	1,638.00	27,518,400	
ハピネット	25,600	2,710.00	69,376,000	
橋本総業ホールディングス	6,400	1,333.00	8,531,200	貸付有価証券 4,800株
日本ライフライン	47,400	1,340.00	63,516,000	
タカショー	15,200	391.00	5,943,200	貸付有価証券 11,500株
ＩＤＯＭ	56,800	1,328.00	75,430,400	
進和	11,000	3,025.00	33,275,000	
ダイトロン	15,500	3,435.00	53,242,500	
シークス	30,100	1,393.00	41,929,300	
オーハシテクニカ	17,100	1,035.00	17,698,500	
白銅	5,300	3,250.00	17,225,000	貸付有価証券 4,000株
伊藤忠商事	6,318,900	1,855.50	11,724,718,950	
丸紅	1,434,600	4,795.00	6,878,907,000	

長瀬産業	321,200	1,100.00	353,320,000	
蝶理	10,100	3,905.00	39,440,500	
豊田通商	564,600	6,092.00	3,439,543,200	
三共生興	24,500	877.00	21,486,500	
兼松	157,200	2,063.50	324,382,200	
三井物産	2,664,900	4,849.00	12,922,100,100	
日本紙パルプ商事	99,800	1,098.00	109,580,400	
カメイ	17,500	3,455.00	60,462,500	
スターゼン	42,800	1,174.00	50,247,200	
山善	57,000	1,728.00	98,496,000	
椿本興業	13,000	2,650.00	34,450,000	貸付有価証券 9,800株
住友商事	1,111,600	6,338.00	7,045,320,800	
内田洋行	34,600	1,954.00	67,608,400	
三菱商事	3,452,100	4,615.00	15,931,441,500	
第一実業	17,400	2,958.00	51,469,200	貸付有価証券 13,300株
キヤノンマーケティングジャパン	88,600	3,415.00	302,569,000	
西華産業	27,000	2,821.00	76,167,000	
佐藤商事	13,000	3,120.00	40,560,000	
東京産業	19,100	790.00	15,089,000	
ＹＵＡＳＡ	16,200	5,310.00	86,022,000	
神鋼商事	14,100	2,352.00	33,163,200	
阪和興業	154,500	1,687.00	260,641,500	
正栄食品工業	12,500	4,065.00	50,812,500	貸付有価証券 8,900株
カナデン	15,000	2,472.00	37,080,000	
ＲＹＯＤＥＮ	14,400	3,860.00	55,584,000	
岩谷産業	186,800	1,830.00	341,844,000	
極東貿易	10,500	1,727.00	18,133,500	
アステナホールディングス	35,500	494.00	17,537,000	
三愛オブリ	43,900	2,078.00	91,224,200	
稲畑産業	42,800	3,795.00	162,426,000	
ＧＳＩクレオス	10,900	2,337.00	25,473,300	
明和産業	26,800	868.00	23,262,400	貸付有価証券 3,700株
ワキタ	31,100	1,672.00	51,999,200	
東邦ホールディングス	53,400	4,158.00	222,037,200	

サンゲツ	47,200	2,876.00	135,747,200	
ミツウロコグループホールディングス	22,800	1,814.00	41,359,200	
シナネンホールディングス	3,700	8,350.00	30,895,000	貸付有価証券 300株
伊藤忠エネクス	46,600	2,006.00	93,479,600	
サンリオ	933,500	887.40	828,387,900	貸付有価証券 718,000株
サンワテクノス	10,700	3,745.00	40,071,500	貸付有価証券 8,000株
新光商事	22,700	1,578.00	35,820,600	貸付有価証券 17,300株
トーホー	22,000	1,295.00	28,490,000	貸付有価証券 16,700株
三信電気	10,800	2,749.00	29,689,200	
東陽テクニカ	17,300	2,028.00	35,084,400	貸付有価証券 13,100株
モスフードサービス	27,700	3,590.00	99,443,000	
加賀電子	34,900	4,565.00	159,318,500	
ソーダニッカ	18,300	1,108.00	20,276,400	貸付有価証券 13,900株
立花エレテック	11,200	3,065.00	34,328,000	
フォーバル	7,400	1,000.00	7,400,000	貸付有価証券 5,000株
ＰＡＬＴＡＣ	28,800	6,634.00	191,059,200	
三谷産業	32,800	625.00	20,500,000	貸付有価証券 25,000株
コーア商事ホールディングス	16,800	762.00	12,801,600	貸付有価証券 12,700株
ＫＰＰグループホールディングス	49,200	943.00	46,395,600	
ヤマタネ	15,100	2,014.00	30,411,400	貸付有価証券 1,300株
泉州電業	12,000	6,880.00	82,560,000	
トラスコ中山	39,500	2,217.00	87,571,500	
オートバックスセブン	65,400	1,490.00	97,446,000	
モリト	13,400	1,738.00	23,289,200	
加藤産業	23,300	5,960.00	138,868,000	
イエローハット	47,400	1,709.00	81,006,600	
ＪＫホールディングス	12,400	1,425.00	17,670,000	
日伝	10,500	2,496.00	26,208,000	貸付有価証券 8,000株
杉本商事	15,100	1,148.00	17,334,800	
因幡電機産業	98,200	2,661.00	261,310,200	

東テク	20,900	3,790.00	79,211,000	
ミスミグループ本社	265,300	3,638.00	965,161,400	
スズケン	62,300	5,096.00	317,480,800	
ジェコス	13,500	1,469.00	19,831,500	
インターメスティック	8,300	2,238.00	18,575,400	
サンエー	42,600	3,205.00	136,533,000	
カワチ薬品	14,800	3,405.00	50,394,000	貸付有価証券 11,300株
エービーシー・マート	98,900	2,753.00	272,271,700	
ハードオフコーポレーション	7,600	2,428.00	18,452,800	
アスクル	36,100	1,179.00	42,561,900	貸付有価証券 27,400株
ゲオホールディングス	21,400	2,103.00	45,004,200	
アンドエスティHD	26,100	3,510.00	91,611,000	貸付有価証券 20,000株
くら寿司	44,200	1,550.00	68,510,000	貸付有価証券 34,000株
キャンドゥ	6,800	3,235.00	21,998,000	貸付有価証券 5,200株
パルグループホールディングス	74,000	1,448.00	107,152,000	
エディオン	89,500	2,569.00	229,925,500	
サーラコーポレーション	39,800	998.00	39,720,400	
ハローズ	8,600	3,845.00	33,067,000	
あみやき亭	13,900	1,344.00	18,681,600	貸付有価証券 10,700株
大黒天物産	6,800	4,510.00	30,668,000	
ハニーズホールディングス	16,900	1,381.00	23,338,900	貸付有価証券 12,700株
アルペン	18,300	2,045.00	37,423,500	貸付有価証券 14,000株
クオールホールディングス	23,500	1,934.00	45,449,000	貸付有価証券 17,800株
ジンズホールディングス	12,800	9,120.00	116,736,000	
ビックカメラ	112,700	1,788.50	201,563,950	
ＤＣＭホールディングス	97,600	1,493.00	145,716,800	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	266,700	1,914.00	510,463,800	貸付有価証券 102,700株
Ｊ．フロント　リテイリング	215,900	2,335.50	504,234,450	
ドトール・日レスホールディングス	33,500	2,670.00	89,445,000	
マツキヨココカラ＆カンパニー	327,300	2,388.00	781,592,400	
ブロンコビリー	11,100	4,285.00	47,563,500	貸付有価証券 8,400株

ＺＯＺＯ	296,700	1,110.50	329,485,350	
トレジャー・ファクトリー	13,200	1,963.00	25,911,600	
物語コーポレーション	36,500	4,780.00	174,470,000	貸付有価証券 9,600株
三越伊勢丹ホールディングス	293,100	3,612.00	1,058,677,200	
Ｈａｍｅｅ	9,500	407.00	3,866,500	貸付有価証券 7,100株
クリエイトＳＤホールディングス	26,800	3,280.00	87,904,000	
シュッピン	20,200	1,072.00	21,654,400	
オイシックス・ラ・大地	28,000	1,596.00	44,688,000	貸付有価証券 21,500株
ネクステージ	43,100	3,640.00	156,884,000	
ジョイフル本田	51,400	2,244.00	115,341,600	貸付有価証券 39,000株
エターナルホスピタリティグループ	7,800	2,642.00	20,607,600	貸付有価証券 5,900株
ホットランドホールディングス	14,600	1,638.00	23,914,800	貸付有価証券 11,000株
すかいらーくホールディングス	257,100	2,731.50	702,268,650	貸付有価証券 196,400株
ＳＦＰホールディングス	10,600	2,259.00	23,945,400	貸付有価証券 7,500株
綿半ホールディングス	14,800	1,328.00	19,654,400	
ヨシックスホールディングス	5,600	3,175.00	17,780,000	貸付有価証券 4,200株
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	93,000	844.00	78,492,000	貸付有価証券 4,000株
あさひ	16,000	1,281.00	20,496,000	
コスモス薬品	31,900	6,150.00	196,185,000	
セブン&アイ・ホールディングス	2,076,900	1,941.00	4,031,262,900	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	282,800	708.00	200,222,400	貸付有価証券 217,500株
ツルハホールディングス	294,000	2,102.00	617,988,000	
サンマルクホールディングス	16,900	2,438.00	41,202,200	
トリドールホールディングス	53,100	3,856.00	204,753,600	
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	27,000	335.00	9,045,000	貸付有価証券 20,600株
ＪＭホールディングス	27,300	1,269.00	34,643,700	貸付有価証券 18,300株
ユニシアホールディングス	5,800	1,552.00	9,001,600	貸付有価証券 4,400株
バロックジャパンリミテッド	22,400	721.00	16,150,400	貸付有価証券 17,300株
クスリのアオキホールディングス	44,600	3,802.00	169,569,200	貸付有価証券 36,900株

力の源ホールディングス	14,100	1,515.00	21,361,500	貸付有価証券 10,700株
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	108,000	9,863.00	1,065,204,000	
ブルーゾーンホールディングス	111,500	1,770.50	197,410,750	
メディカルシステムネットワーク	19,000	496.00	9,424,000	
Ｊａｐａｎ　Ｅｙｅｗｅａｒ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	6,200	2,175.00	13,485,000	
ノジマ	184,400	1,573.00	290,061,200	
カッパ・クリエイト	29,600	1,439.00	42,594,400	貸付有価証券 22,700株
良品計画	410,600	3,647.00	1,497,458,200	
アドヴァングループ	12,400	927.00	11,494,800	貸付有価証券 1,600株
アルビス	6,300	2,464.00	15,523,200	貸付有価証券 4,700株
Ｇ－７ホールディングス	20,700	1,360.00	28,152,000	
イオン北海道	55,600	845.00	46,982,000	貸付有価証券 42,700株
コジマ	31,400	1,438.00	45,153,200	貸付有価証券 23,900株
コーナン商事	20,800	4,165.00	86,632,000	
エコス	7,100	2,271.00	16,124,100	貸付有価証券 2,400株
ワタミ	22,700	935.00	21,224,500	貸付有価証券 300株
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	1,900,200	849.00	1,613,269,800	
西松屋チェーン	41,800	1,968.00	82,262,400	
ゼンショーホールディングス	96,200	7,927.00	762,577,400	
幸楽苑	18,000	1,090.00	19,620,000	貸付有価証券 13,700株
サイゼリヤ	27,400	5,260.00	144,124,000	
ＶＴホールディングス	74,000	442.00	32,708,000	
魚力	6,700	2,193.00	14,693,100	
ユナイテッドアローズ	20,200	2,524.00	50,984,800	
ハイデイ日高	30,500	2,604.00	79,422,000	貸付有価証券 23,200株
コロワイド	106,100	1,853.50	196,656,350	貸付有価証券 81,300株
壱番屋	74,700	883.00	65,960,100	貸付有価証券 57,000株
スギホールディングス	101,100	2,994.00	302,693,400	
薬王堂ホールディングス	10,700	1,688.00	18,061,600	
ダブルエー	7,900	1,412.00	11,154,800	貸付有価証券

				1,000株
スクロール	32,500	1,628.00	52,910,000	
ヨンドシーホールディングス	18,000	1,865.00	33,570,000	貸付有価証券 13,800株
木曽路	28,600	2,304.00	65,894,400	貸付有価証券 22,000株
ＳＲＳホールディングス	31,300	1,188.00	37,184,400	貸付有価証券 23,900株
千趣会	38,100	118.00	4,495,800	貸付有価証券 29,100株
リテールパートナーズ	28,200	1,346.00	37,957,200	貸付有価証券 21,700株
Ｊｏｓｈｉｎ	20,600	3,730.00	76,838,000	貸付有価証券 15,700株
日本瓦斯	90,100	2,747.00	247,504,700	
ロイヤルホールディングス	72,900	1,233.00	89,885,700	貸付有価証券 55,600株
チヨダ	18,600	977.00	18,172,200	
ライフコーポレーション	36,100	2,727.00	98,444,700	
リンガーハット	26,000	2,090.00	54,340,000	貸付有価証券 19,700株
ＭｒＭａｘＨＤ	16,300	734.00	11,964,200	
ＡＯＫＩホールディングス	40,500	1,612.00	65,286,000	
オークワ	25,100	788.00	19,778,800	貸付有価証券 19,100株
コメリ	25,100	3,595.00	90,234,500	貸付有価証券 4,100株
青山商事	120,900	693.00	83,783,700	
しまむら	132,600	3,387.00	449,116,200	
高島屋	272,600	2,014.00	549,016,400	
松屋	35,400	1,487.00	52,639,800	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	91,500	2,585.00	236,527,500	
近鉄百貨店	11,000	1,790.00	19,690,000	貸付有価証券 8,300株
丸井グループ	109,800	2,838.00	311,612,400	
アクシアル　リテイリング	51,600	1,089.00	56,192,400	
イオン	2,219,600	1,423.00	3,158,490,800	
イズミ	99,900	930.00	92,907,000	
平和堂	30,800	2,550.00	78,540,000	貸付有価証券 23,700株
フジ	28,900	1,962.00	56,701,800	
ゼビオホールディングス	22,600	1,065.00	24,069,000	

ケーズホールディングス	128,100	2,137.50	273,813,750	
シルバーライフ	5,500	745.00	4,097,500	貸付有価証券 4,100株
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	16,600	3,435.00	57,021,000	
ブックオフグループホールディングス	13,900	1,971.00	27,396,900	貸付有価証券 10,500株
ギフトホールディングス	10,700	4,050.00	43,335,000	貸付有価証券 8,100株
アインホールディングス	19,000	6,017.00	114,323,000	
Ｇｅｎｋｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｄｉｎｉｎｇ	10,800	2,773.00	29,948,400	貸付有価証券 8,100株
ヤマダホールディングス	578,900	685.70	396,951,730	
アークランズ	56,100	1,896.00	106,365,600	貸付有価証券 42,200株
ニトリホールディングス	304,300	2,707.50	823,892,250	
グルメ杵屋	15,600	943.00	14,710,800	貸付有価証券 11,900株
ケーユーホールディングス	13,500	1,138.00	15,363,000	
吉野家ホールディングス	69,400	3,107.00	215,625,800	貸付有価証券 52,700株
松屋フーズホールディングス	8,900	4,700.00	41,830,000	貸付有価証券 6,800株
サガミホールディングス	30,400	1,584.00	48,153,600	貸付有価証券 23,200株
王将フードサービス	38,900	2,675.00	104,057,500	
ミニストップ	13,700	1,815.00	24,865,500	貸付有価証券 200株
アークス	31,700	3,320.00	105,244,000	
バローホールディングス	36,000	3,610.00	129,960,000	
ベルク	8,400	6,400.00	53,760,000	
大庄	13,000	1,089.00	14,157,000	貸付有価証券 10,000株
ファーストリテイリング	126,900	79,130.00	10,041,597,000	
サンドラッグ	55,600	3,858.00	214,504,800	
サックスバー　ホールディングス	16,300	737.00	12,013,100	貸付有価証券 12,900株
ベルーナ	45,600	952.00	43,411,200	
いよぎんホールディングス	229,100	3,040.00	696,464,000	
しずおかフィナンシャルグループ	385,500	2,973.00	1,146,091,500	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	147,300	3,069.00	452,063,700	
楽天銀行	92,800	4,762.00	441,913,600	
京都フィナンシャルグループ	240,300	4,494.00	1,079,908,200	

めぶきフィナンシャルグループ	818,100	1,375.50	1,125,296,550	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	22,400	12,030.00	269,472,000	貸付有価証券 17,000株
九州フィナンシャルグループ	338,700	1,428.00	483,663,600	
ゆうちょ銀行	1,900,900	3,177.00	6,039,159,300	
富山第一銀行	55,600	2,537.00	141,057,200	
横浜フィナンシャルグループ	912,700	1,691.50	1,543,832,050	
西日本フィナンシャルホールディングス	107,000	4,084.00	436,988,000	
三十三フィナンシャルグループ	68,000	1,682.00	114,376,000	
第四北越フィナンシャルグループ	164,900	2,095.00	345,465,500	
ひろぎんホールディングス	243,500	2,055.50	500,514,250	
おきなわフィナンシャルグループ	14,900	6,330.00	94,317,000	
十六フィナンシャルグループ	123,000	2,163.00	266,049,000	
ＣＣＩグループ	182,700	991.00	181,055,700	
プロクレアホールディングス	21,400	3,645.00	78,003,000	
あいちフィナンシャルグループ	179,500	1,352.00	242,684,000	
ＳＢＩ新生銀行	297,500	1,445.00	429,887,500	貸付有価証券 226,700株
あおぞら銀行	111,500	2,748.50	306,457,750	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	11,040,000	3,183.00	35,140,320,000	
りそなホールディングス	2,146,300	2,139.00	4,590,935,700	
三井住友トラストグループ	603,600	5,918.00	3,572,104,800	
三井住友フィナンシャルグループ	3,814,900	6,227.00	23,755,382,300	
千葉銀行	515,300	2,433.50	1,253,982,550	
群馬銀行	315,700	2,313.00	730,214,100	
武蔵野銀行	73,200	2,473.00	181,023,600	
千葉興業銀行	33,100	2,408.00	79,704,800	
筑波銀行	76,800	687.00	52,761,600	貸付有価証券 37,600株
七十七銀行	168,000	3,256.00	547,008,000	
秋田銀行	11,700	6,280.00	73,476,000	
山形銀行	22,500	3,350.00	75,375,000	
岩手銀行	44,400	2,000.00	88,800,000	
東邦銀行	201,300	770.00	155,001,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	139,700	6,860.00	958,342,000	
スルガ銀行	117,900	2,363.00	278,597,700	
八十二長野銀行	360,900	2,331.00	841,257,900	

山梨中央銀行	21,200	6,070.00	128,684,000	
大垣共立銀行	36,100	7,410.00	267,501,000	
福井銀行	16,800	5,770.00	96,936,000	
清水銀行	7,000	2,467.00	17,269,000	
滋賀銀行	120,000	2,226.00	267,120,000	
南都銀行	131,500	1,765.00	232,097,500	
百五銀行	164,600	1,980.00	325,908,000	
紀陽銀行	58,100	4,460.00	259,126,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	105,600	6,449.00	681,014,400	
山陰合同銀行	109,500	2,134.00	233,673,000	
百十四銀行	68,400	2,489.00	170,247,600	
四国銀行	27,500	2,901.00	79,777,500	
阿波銀行	25,900	6,820.00	176,638,000	
大分銀行	54,500	2,361.00	128,674,500	
宮崎銀行	51,000	2,072.00	105,672,000	
佐賀銀行	11,000	5,500.00	60,500,000	
琉球銀行	37,200	2,529.00	94,078,800	
セブン銀行	548,600	286.00	156,899,600	
みずほフィナンシャルグループ	2,435,100	7,614.00	18,540,851,400	
山口フィナンシャルグループ	171,600	2,889.00	495,752,400	
名古屋銀行	32,800	5,880.00	192,864,000	
北洋銀行	226,100	1,006.00	227,456,600	
愛媛銀行	25,500	2,064.00	52,632,000	
京葉銀行	75,600	2,500.00	189,000,000	
栃木銀行	94,700	977.00	92,521,900	
北日本銀行	5,600	5,410.00	30,296,000	
東和銀行	34,600	1,476.00	51,069,600	
トモニホールディングス	167,200	883.00	147,637,600	
フィデアホールディングス	18,100	2,015.00	36,471,500	
池田泉州ホールディングス	242,700	1,018.00	247,068,600	
ＦＰＧ	55,700	1,521.00	84,719,700	
ジャパンインベストメントアドバイザー	28,400	2,010.00	57,084,000	
ＳＢＩホールディングス	614,700	2,865.00	1,761,115,500	
ジャフコ　グループ	46,900	2,221.50	104,188,350	貸付有価証券 35,700株
大和証券グループ本社	1,251,400	1,563.00	1,955,938,200	

野村ホールディングス	2,873,200	1,387.00	3,985,128,400	
岡三証券グループ	138,300	924.00	127,789,200	
丸三証券	58,200	1,048.00	60,993,600	
東洋証券	54,000	618.00	33,372,000	貸付有価証券 41,300株
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	207,800	720.00	149,616,000	
水戸証券	48,000	641.00	30,768,000	
いちよし証券	32,800	1,270.00	41,656,000	
松井証券	120,600	945.00	113,967,000	
マネックスグループ	185,400	635.00	117,729,000	
極東証券	24,000	1,547.00	37,128,000	
岩井コスモホールディングス	18,300	3,860.00	70,638,000	
アイザワ証券グループ	18,400	1,458.00	26,827,200	貸付有価証券 2,300株
スパークス・グループ	19,300	2,127.00	41,051,100	貸付有価証券 14,700株
ライフネット生命保険	37,500	1,649.00	61,837,500	
かんぽ生命保険	593,100	1,568.00	929,980,800	
ＦＰパートナー	7,900	2,018.00	15,942,200	貸付有価証券 6,000株
ＳＯＭＰＯホールディングス	869,200	6,146.00	5,342,103,200	
アニコム　ホールディングス	55,100	1,189.00	65,513,900	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	1,091,100	4,597.00	5,015,786,700	
ソニーフィナンシャルグループ	5,806,200	147.00	853,511,400	
第一ライフグループ	3,369,000	1,732.00	5,835,108,000	
東京海上ホールディングス	1,799,200	7,406.00	13,324,875,200	
Ｔ＆Ｄホールディングス	389,200	4,686.00	1,823,791,200	
ＮＳグループ	23,400	1,403.00	32,830,200	
ムニノバホールディングス	289,800	424.00	122,875,200	
全国保証	100,700	2,865.50	288,555,850	
ジェイリース	13,200	1,263.00	16,671,600	
ＳＢＩアルヒ	17,800	790.00	14,062,000	貸付有価証券 13,700株
プレミアグループ	29,700	1,889.00	56,103,300	
ネットプロテクションズホールディングス	52,900	352.00	18,620,800	
クレディセゾン	98,600	4,211.00	415,204,600	
芙蓉総合リース	48,300	4,314.00	208,366,200	
みずほリース	131,500	1,273.00	167,399,500	

東京センチュリー	130,800	2,417.00	316,143,600	
日本証券金融	64,300	2,298.00	147,761,400	
リコーリース	16,600	6,190.00	102,754,000	
イオンフィナンシャルサービス	100,500	1,506.00	151,353,000	
アコム	312,300	451.90	141,128,370	
ジャックス	21,000	3,550.00	74,550,000	
オリエントコーポレーション	68,500	847.00	58,019,500	
オリックス	1,045,700	6,167.00	6,448,831,900	
三菱ＨＣキャピタル	877,300	1,325.50	1,162,861,150	
日本取引所グループ	959,900	2,074.00	1,990,832,600	
イー・ギャランティ	28,700	1,723.00	49,450,100	
ＮＥＣキャピタルソリューション	8,600	4,130.00	35,518,000	
ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	51,200	160.00	8,192,000	貸付有価証券 39,000株
大東建託	297,800	3,087.00	919,308,600	
いちご	149,100	445.00	66,349,500	
日本駐車場開発	209,800	245.00	51,401,000	
スター・マイカ・ホールディングス	18,700	1,534.00	28,685,800	
ＳＲＥホールディングス	8,800	2,532.00	22,281,600	貸付有価証券 6,600株
ヒューリック	510,500	1,727.50	881,888,750	
野村不動産ホールディングス	488,300	955.30	466,472,990	
三重交通グループホールディングス	43,500	531.00	23,098,500	貸付有価証券 33,200株
ディア・ライフ	30,200	996.00	30,079,200	
地主	14,500	2,913.00	42,238,500	
ＪＰＭＣ	9,700	1,314.00	12,745,800	
フージャースホールディングス	30,500	1,160.00	35,380,000	
オープンハウスグループ	54,300	8,844.00	480,229,200	
東急不動産ホールディングス	478,600	1,349.50	645,870,700	
飯田グループホールディングス	149,200	2,191.00	326,897,200	
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	9,300	1,040.00	9,672,000	貸付有価証券 8,000株
ケイアイスター不動産	14,800	3,875.00	57,350,000	
グッドコムアセット	18,600	1,418.00	26,374,800	貸付有価証券 14,100株
ジェイ・エス・ビー	7,400	6,860.00	50,764,000	貸付有価証券 5,600株
ロードスターキャピタル	10,100	2,816.00	28,441,600	

アズーム	3,200	4,405.00	14,096,000	貸付有価証券 800株
霞ヶ関キャピタル	17,400	5,680.00	98,832,000	
パーク２４	125,200	1,852.50	231,933,000	
パラカ	5,100	1,970.00	10,047,000	
三井不動産	2,564,000	1,546.50	3,965,226,000	
三菱地所	1,051,600	4,162.00	4,376,759,200	
平和不動産	36,300	2,403.00	87,228,900	
東京建物	165,900	3,332.00	552,778,800	
京阪神ビルディング	26,200	2,105.00	55,151,000	
住友不動産	497,700	3,490.00	1,736,973,000	
テーオーシー	31,700	968.00	30,685,600	
レオパレス２１	155,600	618.00	96,160,800	
スターツコーポレーション	32,400	4,540.00	147,096,000	
フジ住宅	22,500	779.00	17,527,500	貸付有価証券 13,500株
空港施設	25,000	898.00	22,450,000	
明和地所	14,400	785.00	11,304,000	貸付有価証券 10,900株
ゴールドクレスト	9,600	3,330.00	31,968,000	
エスリード	8,300	4,870.00	40,421,000	貸付有価証券 5,700株
日神グループホールディングス	28,600	649.00	18,561,400	貸付有価証券 21,700株
エスコン	39,300	1,103.00	43,347,900	
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	111,900	416.00	46,550,400	
カチタス	47,200	3,450.00	162,840,000	
トーセイ	52,000	1,571.00	81,692,000	
サンフロンティア不動産	26,100	2,401.00	62,666,100	
ＦＪネクストホールディングス	16,300	1,787.00	29,128,100	貸付有価証券 2,900株
グランディハウス	17,000	518.00	8,806,000	
日本空港ビルデング	62,000	4,677.00	289,974,000	
ＬＩＦＵＬＬ	54,300	192.00	10,425,600	
ジェイエイシーリクルートメント	66,200	861.00	56,998,200	
日本M&Aセンターホールディングス	291,300	637.50	185,703,750	
フィットイージー	4,200	2,291.00	9,622,200	貸付有価証券 3,100株
メンバーズ	6,400	1,008.00	6,451,200	
ＵＴグループ	359,100	176.00	63,201,600	

アイティメディア	9,900	1,157.00	11,454,300	貸付有価証券 7,500株
Ｅ・Ｊホールディングス	12,200	1,579.00	19,263,800	
オープンアップグループ	55,000	1,910.00	105,050,000	
コシダカホールディングス	50,200	972.00	48,794,400	貸付有価証券 4,600株
パソナグループ	18,800	1,510.00	28,388,000	貸付有価証券 14,300株
リンクアンドモチベーション	43,500	560.00	24,360,000	貸付有価証券 11,000株
エス・エム・エス	69,900	2,057.00	143,784,300	
パーソルホールディングス	1,666,000	247.50	412,335,000	
クックパッド	36,700	120.00	4,404,000	貸付有価証券 20,900株
学情	8,400	1,531.00	12,860,400	貸付有価証券 6,700株
スタジオアリス	9,200	1,814.00	16,688,800	貸付有価証券 7,000株
ＮＪＳ	4,000	5,010.00	20,040,000	貸付有価証券 3,200株
ＡＬＳＯＫ	305,300	1,080.50	329,876,650	
カカクコム	118,600	3,353.00	397,665,800	
ルネサンス	14,300	994.00	14,214,200	貸付有価証券 10,900株
ディップ	32,000	1,781.00	56,992,000	貸付有価証券 24,600株
新日本科学	19,500	1,102.00	21,489,000	貸付有価証券 14,800株
エムスリー	361,100	1,651.00	596,176,100	
ワールドホールディングス	8,400	2,364.00	19,857,600	
博報堂ＤＹホールディングス	233,100	1,189.50	277,272,450	
ぐるなび	35,000	124.00	4,340,000	貸付有価証券 26,700株
タカミヤ	25,100	374.00	9,387,400	
ファンコミュニケーションズ	26,800	411.00	11,014,800	貸付有価証券 20,400株
ライク	9,600	1,415.00	13,584,000	貸付有価証券 7,300株
エスプール	47,800	246.00	11,758,800	貸付有価証券 36,400株
ＷＤＢホールディングス	8,100	1,750.00	14,175,000	
アドウェイズ	20,100	263.00	5,286,300	貸付有価証券 15,100株
バリューコマース	16,400	454.00	7,445,600	貸付有価証券 12,400株

インフォマート	172,800	357.00	61,689,600	
ＪＰホールディングス	46,900	592.00	27,764,800	貸付有価証券 35,800株
グロービング	5,800	2,151.00	12,475,800	
ＣＬホールディングス	5,500	1,087.00	5,978,500	貸付有価証券 4,200株
プレステージ・インターナショナル	67,800	683.00	46,307,400	
アミューズ	10,000	1,814.00	18,140,000	
ドリームインキュベータ	5,800	2,814.00	16,321,200	貸付有価証券 4,200株
クイック	45,300	721.00	32,661,300	
電通グループ	176,700	3,123.00	551,834,100	貸付有価証券 135,300株
テイクアンドギヴ・ニーズ	8,900	673.00	5,989,700	
イオンファンタジー	7,900	2,479.00	19,584,100	貸付有価証券 6,000株
シーティーエス	22,500	829.00	18,652,500	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	7,200	840.00	6,048,000	貸付有価証券 3,900株
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	57,400	3,462.00	198,718,800	
アルプス技研	15,200	2,323.00	35,309,600	
サニックスホールディングス	23,400	226.00	5,288,400	貸付有価証券 17,700株
日本空調サービス	19,700	1,523.00	30,003,100	
オリエンタルランド	1,076,800	2,292.50	2,468,564,000	
ダスキン	41,500	4,270.00	177,205,000	
明光ネットワークジャパン	24,200	682.00	16,504,400	貸付有価証券 18,400株
ファルコホールディングス	7,200	2,562.00	18,446,400	
ラウンドワン	173,100	1,002.50	173,532,750	
リゾートトラスト	173,200	1,687.50	292,275,000	
ビー・エム・エル	24,400	3,660.00	89,304,000	
リソー教育グループ	57,800	190.00	10,982,000	貸付有価証券 44,100株
早稲田アカデミー	8,900	2,549.00	22,686,100	貸付有価証券 6,800株
ユー・エス・エス	346,600	1,914.00	663,392,400	
サイバーエージェント	404,500	1,397.50	565,288,750	
楽天グループ	1,442,100	722.50	1,041,917,250	
クリーク・アンド・リバー社	10,800	1,272.00	13,737,600	
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	34,400	583.00	20,055,200	

テー・オー・ダブリュー	33,200	354.00	11,752,800	
GMOインターネット	4,600	456.00	2,097,600	貸付有価証券 3,500株
山田コンサルティンググループ	8,000	1,659.00	13,272,000	
セントラルスポーツ	7,700	2,282.00	17,571,400	貸付有価証券 5,900株
フルキャストホールディングス	14,100	1,536.00	21,657,600	貸付有価証券 10,100株
エン	29,900	1,222.00	36,537,800	
弁護士ドットコム	6,800	2,171.00	14,762,800	貸付有価証券 5,200株
アイ・アールジャパンホールディングス	9,700	713.00	6,916,100	
ＫｅｅＰｅｒ技研	11,300	2,771.00	31,312,300	貸付有価証券 8,700株
Ｇｕｎｏｓｙ	14,800	445.00	6,586,000	貸付有価証券 11,300株
イー・ガーディアン	5,600	1,650.00	9,240,000	貸付有価証券 4,200株
ジャパンマテリアル	56,000	2,118.00	118,608,000	
ベクトル	25,000	1,435.00	35,875,000	
チャーム・ケア・コーポレーション	15,300	1,326.00	20,287,800	
キャリアリンク	6,800	2,160.00	14,688,000	貸付有価証券 2,600株
ＩＢＪ	14,200	804.00	11,416,800	
アサンテ	9,100	1,351.00	12,294,100	貸付有価証券 6,900株
バリューＨＲ	16,500	1,376.00	22,704,000	貸付有価証券 12,300株
M&Aキャピタルパートナーズ	14,800	3,450.00	51,060,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	7,400	969.00	7,170,600	貸付有価証券 5,600株
シグマクシス・ホールディングス	51,700	556.00	28,745,200	
ウィルグループ	17,000	1,017.00	17,289,000	貸付有価証券 13,000株
リクルートホールディングス	1,272,000	11,380.00	14,475,360,000	
エラン	16,300	711.00	11,589,300	
日本郵政	1,502,800	2,205.00	3,313,674,000	
ベルシステム２４ホールディングス	24,900	1,390.00	34,611,000	
鎌倉新書	18,400	457.00	8,408,800	貸付有価証券 14,100株
エアトリ	15,100	784.00	11,838,400	
アトラエ	13,900	692.00	9,618,800	貸付有価証券 10,600株
ストライクグループ	27,000	1,244.00	33,588,000	貸付有価証券

				19,800株
インソース	39,900	593.00	23,660,700	
ベイカレント	134,300	5,831.00	783,103,300	
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	4,100	969.00	3,972,900	貸付有価証券 3,100株
アイモバイル	27,300	465.00	12,694,500	
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	11,800	942.00	11,115,600	貸付有価証券 9,000株
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	154,500	1,610.00	248,745,000	
エル・ティー・エス	2,600	1,620.00	4,212,000	
ミダックホールディングス	9,300	2,045.00	19,018,500	貸付有価証券 7,000株
キュービーネットホールディングス	8,900	1,263.00	11,240,700	貸付有価証券 6,700株
オープングループ	25,700	203.00	5,217,100	
マネジメントソリューションズ	10,200	1,390.00	14,178,000	
プロレド・パートナーズ	4,800	355.00	1,704,000	
フロンティア・マネジメント	7,300	604.00	4,409,200	貸付有価証券 5,600株
アンビスホールディングス	39,400	349.00	13,750,600	貸付有価証券 30,100株
カーブスホールディングス	50,100	868.00	43,486,800	貸付有価証券 38,100株
Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ	7,000	1,167.00	8,169,000	貸付有価証券 5,300株
ダイレクトマーケティングミックス	19,500	307.00	5,986,500	
ポピンズ	2,800	1,390.00	3,892,000	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	16,700	1,588.00	26,519,600	
リログループ	81,400	1,810.00	147,334,000	
東祥	15,400	742.00	11,426,800	
ビーウィズ	4,800	1,485.00	7,128,000	貸付有価証券 3,600株
サンウェルズ	14,500	148.00	2,146,000	貸付有価証券 11,000株
ＴＲＥホールディングス	42,000	1,739.00	73,038,000	
人・夢・技術グループ	7,600	1,534.00	11,658,400	
ＮＩＳＳＯホールディングス	16,100	573.00	9,225,300	貸付有価証券 8,300株
大栄環境	39,900	3,845.00	153,415,500	
ＧＥＮＯＶＡ	10,900	557.00	6,071,300	貸付有価証券 3,300株
日本管財ホールディングス	19,200	2,675.00	51,360,000	

クオンツ総研ホールディングス	21,700	1,127.00	24,455,900	貸付有価証券 16,500株
エイチ・アイ・エス	53,200	1,084.00	57,668,800	
ラックランド	8,300	1,223.00	10,150,900	
共立メンテナンス	69,700	2,651.50	184,809,550	
イチネンホールディングス	17,400	2,170.00	37,758,000	
建設技術研究所	18,900	2,626.00	49,631,400	
スペース	13,400	1,399.00	18,746,600	
燦ホールディングス	15,400	1,346.00	20,728,400	
スバル興業	6,200	3,810.00	23,622,000	
タナベコンサルティンググループ	15,500	724.00	11,222,000	貸付有価証券 11,700株
ナガワ	4,900	4,820.00	23,618,000	貸付有価証券 1,000株
東京都競馬	13,400	4,720.00	63,248,000	
カナモト	25,800	5,510.00	142,158,000	
ニシオホールディングス	15,100	3,890.00	58,739,000	
トランス・コスモス	23,400	3,765.00	88,101,000	
乃村工藝社	79,800	1,094.00	87,301,200	
藤田観光	36,500	1,787.00	65,225,500	貸付有価証券 29,000株
ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	9,100	1,946.00	17,708,600	
トーカイ	13,300	2,301.00	30,603,300	
セコム	341,100	6,547.00	2,233,181,700	
セントラル警備保障	8,900	2,713.00	24,145,700	
丹青社	38,700	1,324.00	51,238,800	貸付有価証券 29,500株
メイテックグループホールディングス	67,400	3,072.00	207,052,800	
応用地質	16,200	2,788.00	45,165,600	貸付有価証券 12,300株
船井総研ホールディングス	73,200	1,074.00	78,616,800	
学究社	7,400	2,569.00	19,010,600	
ナック	18,900	492.00	9,298,800	貸付有価証券 14,300株
ダイセキ	35,100	3,865.00	135,661,500	
ステップ	6,700	2,286.00	15,316,200	
合　計	366,105,200		956,572,857,500	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

外国株式インデックス　マザーファンド

貸借対照表

	2026年 6月 10日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	7,184,832,639
コール・ローン	1,375,048,778
株式	1,094,439,572,874
投資信託受益証券	205,713,914
投資証券	16,812,973,507
派生商品評価勘定	1,067,713,619
未収入金	37,524,729
未収配当金	1,288,480,803
未収利息	26,938
差入委託証拠金	11,422,401,571
流動資産合計	1,133,834,289,372
資産合計	1,133,834,289,372
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	95,132,070
前受金	971,934,519
未払解約金	496,464,246
流動負債合計	1,563,530,835
負債合計	1,563,530,835
純資産の部	
元本等	
元本	117,928,877,660
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,014,341,880,877
元本等合計	1,132,270,758,537
純資産合計	1,132,270,758,537
負債純資産合計	1,133,834,289,372

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2026年 6月 10日現在

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)新株予約権証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(金融商品取引所等に上場されるまでの間は、気配相場又は取得価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 (3)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 (4)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4.収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式及び投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (3)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2026年 6月 10日現在	
1．	計算期間の末日における受益権の総数	117,928,877,660口
2．	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 9.6013円 (1万口当たり純資産額) (96,013円)

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	2026年 6月 10日現在
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	2026年 6月 10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	2026年 6月 10日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 6月 11日
期首元本額	116,725,571,679円
期中追加設定元本額	12,599,719,087円
期中一部解約元本額	11,396,413,106円
期末元本額	117,928,877,660円
期末元本額の内訳	
ＳＢＩ資産設計オープン（資産成長型）	1,045,164,407円
ＳＢＩ資産設計オープン（分配型）	4,259,035円
ＳＭＴ　グローバル株式インデックス・オープン	32,307,053,384円
世界経済インデックスファンド	16,210,693,420円
外国株式インデックス・オープン	791,044,110円
ＤＣマイセレクション２５	370,496,697円
ＤＣマイセレクション５０	2,361,133,027円
ＤＣマイセレクション７５	3,548,517,347円
ＤＣ外国株式インデックス・オープン	14,288,949,579円
ＤＣマイセレクションＳ２５	325,216,896円
ＤＣマイセレクションＳ５０	1,843,580,797円
ＤＣマイセレクションＳ７５	2,491,536,783円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５	79,873,488円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５	76,887,728円
ＤＣ世界経済インデックスファンド	8,532,868,790円
外国株式インデックス・オープン（ＳＭＡ専用）	487,864,440円
マイセレクション５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	1,120,605円
マイセレクション７５ＶＡ１（適格機関投資家専用）	2,143,935円
外国株式インデックス・オープンＶＡ１（適格機関投資家専用）	7,308,100円
バランス３０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	2,613,644円
バランス５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	11,528,947円
バランス２５ＶＡ２（適格機関投資家専用）	2,884,802円
バランス５０ＶＡ２（適格機関投資家専用）	11,320,980円
バランスＡ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	40,312,464円
バランスＢ（３７．５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	67,598,247円
バランスＣ（５０）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	560,771,998円
世界バランスＶＡ１（適格機関投資家専用）	35,209,305円
世界バランスＶＡ２（適格機関投資家専用）	5,651,597円
バランスＤ（３５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	54,307,719円
バランスＥ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	17,498,433円
グローバル・バランスファンド・シリーズ１	581,816,000円
ＦＯＦｓ用外国株式インデックス・オープン（適格機関投資家専用）	462,974,760円
外国株式ファンド・シリーズ１	1,257,835,024円
コア投資戦略ファンド（安定型）	40,702,056円
コア投資戦略ファンド（成長型）	110,959,784円
分散投資コア戦略ファンドＡ	1,038,883,010円
分散投資コア戦略ファンドＳ	5,170,175,713円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	1,752,893,167円

ＤＣ世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	825,192,324円
コア投資戦略ファンド（切替型）	38,140,465円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	374,740,619円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	17,620,988円
ＳＭＴ　インデックスバランス・オープン	78,929,774円
サテライト投資戦略ファンド（株式型）	21,072,231円
外国株式ＳＭＴＢセレクション（ＳＭＡ専用）	2,696,017,122円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン	315,834,675円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	1,648,826,117円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	227,831,722円
ＳＭＴ　８資産インデックスバランス・オープン	5,936,401円
Ｍｙ　ＳＭＴ　グローバル株式インデックス（ノーロード）	5,840,214,702円
グローバル経済コア	2,021,942,770円
ＳＢＩ資産設計オープン（つみたてＮＩＳＡ対応型）	15,959,539円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５	6,377,264円
コア投資戦略ファンド（切替型ワイド）	37,129,202円
コア投資戦略ファンド（積極成長型）	12,814,316円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０３０	196,979,890円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０４０	255,447,103円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０５０	135,223,333円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０６０	187,711,559円
１０資産分散投資ファンド	45,391,617円
グローバル１０資産バランスファンド	30,621,700円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（株式特化型）	71,691,125円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５	99,196,604円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０	37,008,944円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５	30,023,572円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０	26,860,111円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５	13,010,258円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０	4,245,951円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５	3,002,661円
ＤＣマイセレクションＳ５０（２０２４－２０２６リスク抑制型）	201,246,551円
ＤＣ全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）	2,631,956,763円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０６５	50,984円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０	25,233円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５	18,176円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０７０	28,215円
ＦＯＦｓ用　外国株式インデックス・ファンドＳ（適格機関投資家専用）	67,639,377円
外株インデックス・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	424,716,625円
外株インデックス・ファンド２（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	86,327,632円
世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	1,649,574,307円
ＦＯＦｓ用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	87,802,312円
ダイナミック・リスクコントロール・バランス戦略ファンド（適格機関投資家専用）	34,526,129円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	70,391,667円
ファンドラップ運用戦略Ｆ（中庸型）（適格機関投資家専用）	101,678,606円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ１（適格機関投資家専用）	12,813円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ２（適格機関投資家専用）	10,971円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ３（適格機関投資家専用）	12,878円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ４（適格機関投資家専用）	15,616円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ５（適格機関投資家専用）	12,529円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ６（適格機関投資家専用）	8,601円
外国株式インデックスファンドＴ（一般投資家私募／適格機関投資家転売制限付）	1,130,059,596円
ＳＭＴＡＭ海外バランスファンド２０２１－０４（適格機関投資家専用）	120,117,202円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2026年 6月 10日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	△22,235,027,582
投資信託受益証券	2,418,920
投資証券	44,727,317
合計	△22,187,881,345

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「外国株式インデックス　マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

株式関連

(2026年 6月 10日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	19,948,498,198	－	20,920,432,717	971,934,519
合計		19,948,498,198	－	20,920,432,717	971,934,519

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

(2026年 6月 10日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	1,115,960,300	－	1,116,607,330	647,030
	アメリカドル	1,115,960,300	－	1,116,607,330	647,030
合計		1,115,960,300	－	1,116,607,330	647,030

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式

通 貨	銘　柄	株式数(株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BAKER HUGHES CO	83,242	63.55	5,290,029.10	
	CHENIERE ENERGY INC	18,099	239.40	4,332,900.60	
	CHEVRON CORP	154,582	186.76	28,869,734.32	
	CONOCOPHILLIPS	103,013	116.79	12,030,888.27	
	DEVON ENERGY CORPORATION	88,438	44.07	3,897,462.66	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	15,274	194.24	2,966,821.76	
	EOG RESOURCES INC	43,341	137.33	5,952,019.53	
	EQT CORPORATION	52,808	52.69	2,782,453.52	
	EXPAND ENERGY CORP	21,232	88.78	1,884,976.96	
	EXXON MOBIL	348,875	148.91	51,950,976.25	
	HALLIBURTON CO	70,302	39.62	2,785,365.24	
	KINDER MORGAN INC	160,038	31.34	5,015,590.92	
	MARATHON PETROLEUM CORP	25,448	258.15	6,569,401.20	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	63,797	56.55	3,607,720.35	
	ONEOK INC	52,881	87.79	4,642,422.99	
	PHILLIPS 66	33,656	179.00	6,024,424.00	
	SLB LTD	125,996	55.85	7,036,876.60	
	TARGA RESOURCES CORP	17,764	264.17	4,692,715.88	
	TECHNIPFMC PLC	33,570	68.39	2,295,852.30	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	4,797	382.11	1,832,981.67	
	VALERO ENERGY CORP	25,092	253.78	6,367,847.76	
	WILLIAMS COS	102,639	71.59	7,347,926.01	
	AIR PRODUCTS&CHEMICALS	17,479	282.98	4,946,207.42	
	AMCOR PLC	36,258	38.83	1,407,898.14	
	AMRIZE LTD	42,259	52.69	2,226,626.71	
	AVERY DENNISON CORP	6,638	159.35	1,057,765.30	
	BALL CORP	20,614	54.18	1,116,866.52	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	12,885	108.58	1,399,053.30	
	COEUR MINING INC	84,500	16.09	1,359,605.00	
	CORTEVA INC	58,239	75.01	4,368,507.39	
	CRH PLC	56,375	103.70	5,846,087.50	
	DOW INC	56,967	33.22	1,892,443.74	

	DUPONT DE NEMOURS INC	34,119	47.06	1,605,640.14	
	ECOLAB INC	21,334	264.44	5,641,562.96	
	FREEPORT-MCMORAN INC	120,630	64.25	7,750,477.50	
	INT'L PAPER CO	39,891	34.12	1,361,080.92	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	19,307	75.78	1,463,084.46	
	LINDE PLC	38,894	515.59	20,053,357.46	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	19,745	63.64	1,256,571.80	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	5,017	572.25	2,870,978.25	
	NEWMONT CORPORATION	91,487	98.54	9,015,128.98	
	NUCOR CORP	18,727	254.32	4,762,650.64	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	7,847	227.33	1,783,858.51	
	PPG INDUSTRIES INC	18,784	116.36	2,185,706.24	
	RELIANCE INC	4,126	401.80	1,657,826.80	
	RPM INTERNATIONAL INC	10,456	107.41	1,123,078.96	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	19,348	310.55	6,008,521.40	
	SMURFIT WESTROCK PLC	40,860	41.36	1,689,969.60	
	STEEL DYNAMICS INC	11,618	269.80	3,134,536.40	
	VULCAN MATERIALS CO	11,702	279.00	3,264,858.00	
	3 M COMPANY	43,663	156.39	6,828,456.57	
	AERCAP HOLDINGS NV	14,679	139.02	2,040,674.58	
	ALLEGION PLC	7,721	131.05	1,011,837.05	
	AMETEK INC	19,226	229.80	4,418,134.80	
	AXON ENTERPRISE INC	6,065	452.51	2,744,473.15	
	BLOOM ENERGY CORP- A	22,661	259.61	5,883,022.21	
	BOEING CO	62,661	214.51	13,441,411.11	
	CARLISLE COS INC	3,456	347.68	1,201,582.08	
	CARRIER GLOBAL CORP	61,321	71.24	4,368,508.04	
	CATERPILLAR	39,053	914.70	35,721,779.10	
	CNH INDUSTRIAL NV	57,961	10.74	622,501.14	
	COMFORT SYSTEMS USA INC	2,953	1,831.56	5,408,596.68	
	CUMMINS INC	11,413	669.23	7,637,921.99	
	CURTISS-WRIGHT CORP	3,010	733.57	2,208,045.70	
	DEERE&CO	20,992	577.33	12,119,311.36	
	DOVER CORP	10,657	220.97	2,354,877.29	
	EATON CORP	32,565	401.72	13,082,011.80	
	EMCOR GROUP INC	3,640	827.78	3,013,119.20	

	EMERSON ELECTRIC CO	47,171	142.42	6,718,093.82	
	FASTENAL CO	100,872	46.58	4,698,617.76	
	FERGUSON ENTERPRISES INC	16,260	235.44	3,828,254.40	
	FORTIVE CORP	26,005	62.78	1,632,593.90	
	FTAI AVIATION LTD	8,373	233.75	1,957,188.75	
	GE AEROSPACE	87,696	330.44	28,978,266.24	
	GE VERNOVA INC	22,623	920.15	20,816,553.45	
	GENERAL DYNAMICS CORP	19,323	345.68	6,679,574.64	
	GRACO INC	13,378	75.86	1,014,855.08	
	GRAINGER (WW) INC	3,706	1,329.80	4,928,238.80	
	HEICO CORP	3,640	326.42	1,188,168.80	
	HEICO CORP-CLASS A	5,700	241.83	1,378,431.00	
	HONEYWELL INTL INC	53,355	215.70	11,508,673.50	
	HOWMET AEROSPACE INC	33,652	257.16	8,653,948.32	
	HUBBELL INC	4,458	486.47	2,168,683.26	
	IDEX CORP	5,916	222.14	1,314,180.24	
	ILLINOIS TOOL WORKS	22,905	256.55	5,876,277.75	
	INGERSOLL-RAND INC	31,562	73.91	2,332,747.42	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	12,700	61.13	776,351.00	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	51,373	147.75	7,590,360.75	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	15,677	308.17	4,831,181.09	
	LENNOX INTERNATIONAL INC	2,526	529.04	1,336,355.04	
	LOCKHEED MARTIN CORP	17,409	530.13	9,229,033.17	
	MASCO CORP	18,934	72.35	1,369,874.90	
	MASTEC INC	5,128	353.08	1,810,594.24	
	NORDSON CORP	4,121	290.13	1,195,625.73	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	11,325	548.67	6,213,687.75	
	OTIS WORLDWIDE CORP	30,534	71.27	2,176,158.18	
	PACCAR INC	43,301	119.69	5,182,696.69	
	PARKER HANNIFIN CORP	10,443	905.53	9,456,449.79	
	PENTAIR PLC	14,383	74.58	1,072,684.14	
	QUANTA SERVICES INC	12,490	691.95	8,642,455.50	
	ROCKET LAB CORP	43,666	108.23	4,725,971.18	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	9,907	460.47	4,561,876.29	
	RTX CORP	112,973	181.56	20,511,377.88	
	SNAP-ON INC	4,000	387.26	1,549,040.00	

	TEXTRON	13,876	93.29	1,294,492.04	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	18,577	470.76	8,745,308.52	
	TRANSDIGM GROUP INC	4,740	1,257.24	5,959,317.60	
	UNITED RENTALS INC	5,364	1,094.17	5,869,127.88	
	VERTIV HOLDINGS CO-A	30,507	289.52	8,832,386.64	
	WABTEC CORP	14,283	265.77	3,795,992.91	
	WATSCO INC	2,656	386.11	1,025,508.16	
	XYLEM INC	19,668	110.87	2,180,591.16	
	AUTOMATIC DATA PROCESS	33,190	231.17	7,672,532.30	
	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS LLC	9,640	150.04	1,446,385.60	
	CINTAS CORP	30,225	179.87	5,436,570.75	
	COPART INC	76,214	31.31	2,386,260.34	
	EQUIFAX INC	10,261	168.37	1,727,644.57	
	JACOBS SOLUTIONS INC	11,026	125.44	1,383,101.44	
	LEIDOS HOLDINGS	10,976	123.52	1,355,755.52	
	PAYCHEX INC	26,671	100.28	2,674,567.88	
	REPUBLIC SERVICES INC	18,062	210.18	3,796,271.16	
	ROLLINS INC	25,466	47.53	1,210,398.98	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	19,331	68.69	1,327,846.39	
	TRANSUNION	15,741	69.92	1,100,610.72	
	VERALTO CORP	20,685	86.16	1,782,219.60	
	VERISK ANALYTICS INC	10,892	182.55	1,988,334.60	
	WASTE CONNECTIONS INC	21,460	157.58	3,381,666.80	
	WASTE MANAGEMENT INC	33,818	221.30	7,483,923.40	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	9,892	191.65	1,895,801.80	
	CSX CORP	156,116	47.28	7,381,164.48	
	DELTA AIR LINES INC	15,193	81.17	1,233,215.81	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	12,280	166.34	2,042,655.20	
	FEDEX CORP	18,843	331.76	6,251,353.68	
	FEDEX FREIGHT HOLDING CO	9,421	188.46	1,775,481.66	
	GRAB HOLDINGS LTD - CL A	190,364	3.30	628,201.20	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	6,352	287.19	1,824,230.88	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	18,844	312.32	5,885,358.08	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	15,745	248.73	3,916,253.85	
	UBER TECHNOLOGIES INC	149,588	70.38	10,528,003.44	
	UNION PACIFIC CORP	49,830	271.28	13,517,882.40	

	UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	6,611	109.63	724,763.93	
	UNITED PARCEL SERVICE B	62,506	107.87	6,742,522.22	
	XPO INC	9,607	227.58	2,186,361.06	
	APTIV PLC	17,890	68.48	1,225,107.20	
	FORD MOTOR COMPANY	320,913	14.95	4,797,649.35	
	GENERAL MOTORS CO	78,250	83.76	6,554,220.00	
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	75,764	15.73	1,191,767.72	
	TESLA INC	236,217	396.68	93,702,559.56	
	DECKERS OUTDOOR CORP	12,618	112.48	1,419,272.64	
	DR HORTON INC	22,687	151.07	3,427,325.09	
	GARMIN LTD	13,708	237.85	3,260,447.80	
	LENNAR CORP-CL A	18,864	92.56	1,746,051.84	
	LULULEMON ATHLETICA INC	8,710	121.36	1,057,045.60	
	NIKE B	100,678	44.65	4,495,272.70	
	NVR INC	247	6,406.57	1,582,422.79	
	PULTE GROUP INC	16,747	122.78	2,056,196.66	
	SHARKNINJA INC	7,146	128.48	918,118.08	
	TAPESTRY INC	16,749	145.62	2,438,989.38	
	AIRBNB INC-CLASS A	34,827	131.35	4,574,526.45	
	BOOKING HOLDINGS INC	66,050	163.99	10,831,539.50	
	CARNIVAL CORP LTD	105,658	27.73	2,929,896.34	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	110,522	29.88	3,302,397.36	
	COMPASS GROUP PLC	142,673	32.78	4,676,820.94	
	DARDEN RESTAURANTS INC	9,207	200.91	1,849,778.37	
	DOMINO'S PIZZA INC	2,848	317.69	904,781.12	
	DOORDASH INC - A	30,886	155.67	4,808,023.62	
	EXPEDIA GROUP INC	9,628	231.06	2,224,645.68	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	14,432	111.31	1,606,425.92	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	19,635	342.57	6,726,361.95	
	HYATT HOTELS CORP - CL A	3,787	194.08	734,980.96	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	11,975	160.20	1,918,395.00	
	LAS VEGAS SANDS CORP	25,065	51.65	1,294,607.25	
	MARRIOTT INTL A	18,223	393.61	7,172,755.03	
	MCDONALD'S CORP	59,626	282.25	16,829,438.50	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	20,538	282.26	5,797,055.88	
	STARBUCKS CORP	95,626	97.41	9,314,928.66	

	YUM BRANDS INC	22,162	151.63	3,360,424.06	
	ALPHABET INC-CL A	488,662	364.26	178,000,020.12	
	ALPHABET INC-CL C	387,967	362.29	140,556,564.43	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	7,192	135.37	973,581.04	
	ECHOSTAR CORP-A	13,116	116.77	1,531,555.32	
	ELECTRONIC ARTS INC	19,733	202.48	3,995,537.84	
	FOX CORP - CLASS A	20,639	68.32	1,410,056.48	
	FOX CORP- CLASS B	10,345	60.90	630,010.50	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	17,869	87.97	1,572,025.27	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT	14,157	162.66	2,302,777.62	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	184,322	584.59	107,752,797.98	
	NETFLIX INC	353,428	81.41	28,772,573.48	
	NEWS CORP-CLASS A	33,479	27.20	910,628.80	
	OMNICOM GROUP	25,739	75.63	1,946,640.57	
	REDDIT INC-CL A	8,378	178.11	1,492,205.58	
	ROBLOX CORP -CLASS A	47,263	43.00	2,032,309.00	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	12,442	496.22	6,173,969.24	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	14,644	212.05	3,105,260.20	
	THE WALT DISNEY CO	148,690	99.33	14,769,377.70	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	195,287	26.56	5,186,822.72	
	AMAZON.COM	812,380	244.19	198,375,072.20	
	AUTOZONE INC	1,383	3,137.75	4,339,508.25	
	BEST BUY COMPANY INC	15,285	75.12	1,148,209.20	
	BURLINGTON STORES INC	5,108	324.42	1,657,137.36	
	CARVANA CO	52,500	69.61	3,654,525.00	
	DICK'S SPORTING GOODS INC	4,950	219.58	1,086,921.00	
	EBAY	36,732	108.66	3,991,299.12	
	GENUINE PARTS CO	12,631	99.41	1,255,647.71	
	HOME DEPOT	83,599	321.33	26,862,866.67	
	LOWES COMPANIES	47,008	217.37	10,218,128.96	
	MERCADOLIBRE INC	3,728	1,641.16	6,118,244.48	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	68,700	89.49	6,147,963.00	
	ROSS STORES INC	26,819	229.45	6,153,619.55	
	SEA LTD-ADR	30,978	84.87	2,629,102.86	
	TJX COMPANIES INC	92,899	164.87	15,316,258.13	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	39,591	29.96	1,186,146.36	

	ULTA BEAUTY INC	3,920	477.90	1,873,368.00	
	WILLIAMS-SONOMA INC	10,460	213.17	2,229,758.20	
	CASEY'S GENERAL STORES INC	3,026	761.18	2,303,330.68	
	COSTCO WHOLESALE CORP	37,237	968.59	36,067,385.83	
	DOLLAR GENERAL CORP	18,484	109.38	2,021,779.92	
	DOLLAR TREE INC	16,318	112.15	1,830,063.70	
	KROGER CO	50,844	62.99	3,202,663.56	
	SYSCO CORP	40,090	77.55	3,108,979.50	
	TARGET (DAYTON HUDSON)	37,356	126.61	4,729,643.16	
	WALMART INC	368,034	118.88	43,751,881.92	
	ALTRIA GROUP INC	140,280	71.56	10,038,436.80	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	40,618	80.12	3,254,314.16	
	BUNGE GLOBAL SA	11,604	126.68	1,469,994.72	
	COCA-COLA CO	325,137	81.34	26,446,643.58	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	18,127	96.87	1,755,962.49	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	13,126	140.09	1,838,821.34	
	GENERAL MILLS INC	43,531	33.72	1,467,865.32	
	HERSHEY FOODS CORPORATION	12,890	175.84	2,266,577.60	
	KEURIG DR PEPPER INC	104,376	31.48	3,285,756.48	
	KRAFT HEINZ CO/THE	68,964	23.43	1,615,826.52	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	21,231	48.63	1,032,463.53	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	105,013	62.93	6,608,468.09	
	MONSTER BEVERAGE CORP	58,348	90.15	5,260,072.20	
	PEPSICO INC	114,718	142.78	16,379,436.04	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	130,813	178.49	23,348,812.37	
	TYSON FOODS INC	23,306	56.47	1,316,089.82	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	19,346	97.03	1,877,142.38	
	CLOROX COMPANY	9,570	98.48	942,453.60	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	61,938	87.80	5,438,156.40	
	ESTEE LAUDER CO-CL A	18,800	86.56	1,627,328.00	
	KENVUE INC	164,183	17.92	2,942,159.36	
	KIMBERLY-CLARK CORP	26,877	100.52	2,701,676.04	
	PROCTER & GAMBLE CO	195,062	148.67	28,999,867.54	
	ABBOTT LABORATORIES	146,184	91.25	13,339,290.00	
	BECTON DICKINSON & CO	23,549	152.04	3,580,389.96	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	124,740	48.96	6,107,270.40	

	CARDINAL HEALTH	19,867	212.67	4,225,114.89	
	CENCORA INC	15,511	279.57	4,336,410.27	
	CENTENE CORP	40,934	66.21	2,710,240.14	
	COOPER COS INC/THE	16,443	68.62	1,128,318.66	
	CVS HEALTH CORP	106,781	97.06	10,364,163.86	
	DEXCOM INC	33,277	78.19	2,601,928.63	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	49,293	87.54	4,315,109.22	
	ELEVANCE HEALTH INC	18,351	424.43	7,788,714.93	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	36,836	66.01	2,431,544.36	
	HCA HEALTHCARE INC	13,503	374.90	5,062,274.70	
	HUMANA INC	9,955	363.18	3,615,456.90	
	IDEXX LABORATORIES INC	6,644	578.89	3,846,145.16	
	INSULET CORP	5,246	159.61	837,314.06	
	INTUITIVE SURGICAL INC	29,811	426.61	12,717,670.71	
	LABCORP HOLDINGS INC	6,548	271.24	1,776,079.52	
	MCKESSON CORP	10,179	784.23	7,982,677.17	
	MEDLINE INC-CL A	31,008	36.01	1,116,598.08	
	MEDTRONIC PLC	107,761	81.98	8,834,246.78	
	QUEST DIAGNOSTICS	8,679	204.53	1,775,115.87	
	RESMED INC	12,254	196.94	2,413,302.76	
	STERIS PLC	8,172	212.88	1,739,655.36	
	STRYKER CORP	28,683	314.01	9,006,748.83	
	THE CIGNA GROUP	21,912	295.00	6,464,040.00	
	TPG INC-CVR-RTS	18,875	—	—	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	76,185	413.00	31,464,405.00	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	12,491	167.68	2,094,490.88	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	15,254	89.63	1,367,216.02	
	ABBVIE INC	148,459	225.42	33,465,627.78	
	AGILENT TECHNOLOGIES	23,720	135.48	3,213,585.60	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	11,039	297.69	3,286,199.91	
	AMGEN	45,246	344.56	15,590,187.99	
	BIOGEN INC	12,520	199.10	2,492,732.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	171,370	56.48	9,678,977.60	
	DANAHER CORP	53,460	188.41	10,072,398.60	
	ELI LILLY & CO	67,407	1,144.68	77,159,444.76	
	GILEAD SCIENCES INC	104,180	125.50	13,074,590.00	

	ILLUMINA INC	13,628	160.03	2,180,888.84	
	INCYTE CORP	14,198	103.23	1,465,659.54	
	INSMED INC	16,990	99.04	1,682,689.60	
	IQVIA HOLDINGS INC	14,379	186.25	2,678,088.75	
	JOHNSON & JOHNSON	202,164	237.00	47,912,868.00	
	MERCK & CO	207,517	119.60	24,819,033.20	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,627	1,162.79	1,891,859.33	
	NATERA INC	11,301	222.82	2,518,088.82	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	8,925	165.24	1,474,767.00	
	PFIZER	477,445	25.70	12,270,336.50	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	8,604	616.18	5,301,612.72	
	REVOLUTION MEDICINES INC	13,578	149.55	2,030,589.90	
	ROYALTY PHARMA PLC- CL A	34,501	55.63	1,919,290.63	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	97,733	34.45	3,366,901.85	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	31,192	494.07	15,411,031.44	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	3,618	553.14	2,001,260.52	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	21,349	445.77	9,516,743.73	
	WATERS CORP	7,936	371.15	2,945,446.40	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	5,767	334.66	1,929,984.22	
	ZOETIS INC	35,994	82.20	2,958,706.80	
	BANK OF AMERICA CORP	569,778	54.42	31,007,318.76	
	CITIGROUP	143,157	134.73	19,287,542.61	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	35,671	65.67	2,342,514.57	
	FIFTH THIRD BANCORP	76,007	52.71	4,006,328.97	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	766	2,100.68	1,609,120.88	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	162,712	16.82	2,736,815.84	
	JPMORGAN CHASE & CO	225,129	312.70	70,397,838.30	
	KEY CORP	71,223	22.10	1,574,028.30	
	M & T BANK CORP	13,791	225.43	3,108,905.13	
	PINNACLE FINANCIAL PARTNERS	12,100	95.20	1,151,920.00	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	33,741	232.18	7,833,985.38	
	REGIONS FINL CORP	70,810	28.60	2,025,166.00	
	TRUIST FINANCIAL CORP	106,342	49.43	5,256,485.06	
	US BANCORP	130,286	56.02	7,298,621.72	
	WELLS FARGO & CO	259,495	82.00	21,278,590.00	
	AFFIRM HOLDINGS INC	21,591	65.11	1,405,790.01	

	AMERICAN EXPRESS	45,083	318.38	14,353,525.54	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	7,816	449.19	3,510,869.04	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	35,188	132.70	4,669,447.60	
	ARES MANAGEMENT CORP - A	17,123	130.61	2,236,435.03	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	56,752	143.25	8,129,724.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	116,728	487.77	56,936,416.56	
	BLACKROCK INC	12,388	1,011.96	12,536,160.48	
	BLACKSTONE INC	61,541	120.29	7,402,766.89	
	BLOCK INC	42,921	68.29	2,931,075.09	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	51,334	183.35	9,412,088.90	
	CARLYLE GROUP INC/THE	21,978	45.14	992,086.92	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	8,803	290.60	2,558,151.80	
	CME GROUP INC	30,452	255.94	7,793,884.88	
	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	17,785	155.50	2,765,567.50	
	COREBRIDGE FINANCIAL INC	19,249	27.59	531,079.91	
	CORPAY INC	4,988	357.84	1,784,905.92	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	41,835	39.98	1,672,563.30	
	FISERV INC	44,901	54.03	2,426,001.03	
	FUTU HOLDINGS LTD-ADR	4,316	91.31	394,093.96	
	GLOBAL PAYMENTS INC	20,749	63.81	1,323,993.69	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	24,760	1,032.01	25,552,567.60	
	INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	35,016	86.33	3,022,931.28	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	47,543	141.56	6,730,187.08	
	KKR & CO INC	52,382	95.84	5,020,290.88	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	6,365	288.28	1,834,902.20	
	MASTERCARD INC-CLASS A	69,075	495.24	34,208,703.00	
	MOODY'S CORP	13,270	449.94	5,970,703.80	
	MORGAN STANLEY	99,461	210.25	20,911,675.25	
	MSCI INC	5,981	607.54	3,633,696.74	
	NASDAQ INC	38,169	87.52	3,340,550.88	
	NORTHERN TRUST CORP	15,902	170.60	2,712,881.20	
	PAYPAL HOLDINGS INC	75,007	41.46	3,109,790.22	
	PRICE T ROWE GROUP INC	18,275	105.91	1,935,505.25	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	15,486	151.37	2,344,115.82	
	ROBINHOOD MARKETS INC - A	62,997	83.77	5,277,258.69	
	ROCKET COS INC-CLASS A	73,400	13.18	967,412.00	

	S&P GLOBAL INC	25,389	424.82	10,785,754.98	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	137,842	88.77	12,236,234.34	
	SOFI TECHNOLOGIES INC	107,038	16.47	1,762,915.86	
	STATE STREET CORP	22,335	163.25	3,646,188.75	
	SYNCHRONY FINANCIAL	29,196	72.33	2,111,746.68	
	TOAST INC-CLASS A	40,481	25.00	1,012,025.00	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	9,061	99.68	903,200.48	
	VISA INC-CLASS A SHARES	141,100	325.05	45,864,555.00	
	AFLAC	38,341	115.61	4,432,603.01	
	ALLSTATE CORP	21,674	217.18	4,707,159.32	
	AMERICAN INT'L GROUP	46,081	73.92	3,406,307.52	
	AON PLC	17,084	331.59	5,664,883.56	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	29,737	90.41	2,688,522.17	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	21,082	217.05	4,575,848.10	
	BROWN & BROWN INC	23,755	59.11	1,404,158.05	
	CHUBB LTD	29,347	325.13	9,541,590.11	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	13,067	163.83	2,140,766.61	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,166	228.62	495,190.92	
	EVEREST GROUP LTD	3,288	331.85	1,091,122.80	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	20,461	47.69	975,785.09	
	HARTFORD INSURANCE GROUP INC	22,068	128.97	2,846,109.96	
	LOEWS CORP	16,402	106.95	1,754,193.90	
	MARKEL GROUP INC	1,007	1,815.35	1,828,057.45	
	MARSH & MCLENNAN COS	40,107	165.52	6,638,510.64	
	METLIFE INC	45,055	85.57	3,855,356.35	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	18,536	106.66	1,977,049.76	
	PROGRESSIVE CORP	49,098	200.13	9,825,982.74	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	29,466	103.70	3,055,624.20	
	TRAVELERS COS INC/THE	18,877	300.25	5,667,819.25	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	7,737	261.16	2,020,594.92	
	WR BERKLEY CORP	22,485	67.22	1,511,441.70	
	WEYERHAEUSER CO	63,311	24.65	1,560,616.15	
	ACCENTURE PLC-CL A	50,746	173.47	8,802,908.62	
	ADOBE INC	35,108	237.88	8,351,491.04	
	APPLOVIN CORP-CLASS A	19,268	520.84	10,035,545.12	
	ATLASSIAN CORP-CL A	13,277	95.61	1,269,413.97	

	AUTODESK INC	17,030	224.08	3,816,082.40	
	CADENCE DESIGN SYSTEMS	23,173	390.90	9,058,325.70	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	7,058	127.43	899,400.94	
	CIRCLE INTERNET GROUP INC	12,466	81.10	1,010,992.60	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	26,041	236.13	6,149,061.33	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	42,121	52.94	2,229,885.74	
	COREWEAVE INC-CL A	22,830	98.45	2,247,613.50	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	21,293	644.93	13,732,494.49	
	DATADOG INC - CLASS A	26,220	227.34	5,960,854.80	
	FAIR ISAAC CORP	2,084	1,225.15	2,553,212.60	
	FORTINET INC	53,845	138.39	7,451,609.55	
	GEN DIGITAL INC	43,555	24.97	1,087,568.35	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	78,733	277.49	21,847,620.17	
	INTUIT INC	22,648	293.78	6,653,529.44	
	IREN LTD	26,801	54.02	1,447,790.02	
	MICROSOFT CORP	592,097	403.41	238,857,850.77	
	MONGODB INC	6,399	340.28	2,177,451.72	
	NEBIUS GROUP NV	17,050	220.12	3,753,046.00	
	OKTA INC	14,591	119.96	1,750,336.36	
	ORACLE CORP	144,838	205.81	29,809,108.78	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	182,794	132.07	24,141,603.58	
	PALO ALTO NETWORKS INC	67,345	260.52	17,544,719.40	
	PTC INC	9,741	136.97	1,334,224.77	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	8,456	335.37	2,835,888.72	
	SALESFORCE INC	66,946	175.35	11,738,981.10	
	SAMSARA INC-CL A	29,377	33.62	987,654.74	
	SERVICENOW INC	87,795	106.97	9,391,431.15	
	SNOWFLAKE INC	27,565	239.66	6,606,227.90	
	STRATEGY INC	21,911	117.02	2,564,025.22	
	SYNOPSYS INC	16,020	465.27	7,453,625.40	
	TRIMBLE IMS HOLDINGS	17,718	52.95	938,168.10	
	TWILIO INC - A	12,842	204.69	2,628,628.98	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	3,339	308.92	1,031,483.88	
	VERISIGN INC	6,723	283.89	1,908,592.47	
	WORKDAY INC-CLASS A	17,601	140.23	2,468,188.23	
	ZOOM COMMUNICATIONS INC	20,869	96.83	2,020,745.27	

	ZSCALER INC	8,789	125.84	1,106,007.76	
	AMPHENOL CORPORATION	103,191	154.07	15,898,637.37	
	APPLE INC	1,232,242	290.55	358,027,913.10	
	ARISTA NETWORKS INC	89,646	152.16	13,640,535.36	
	CDW CORP/DE	11,273	133.33	1,503,029.09	
	CIENA CORP	11,868	439.34	5,214,087.12	
	CISCO SYSTEMS	331,529	120.36	39,902,830.44	
	COHERENT CORP	15,570	355.94	5,541,985.80	
	CORNING	66,604	173.94	11,585,099.76	
	DELL TECHNOLOGIES -C	25,710	381.78	9,815,563.80	
	EVERPURE INC-A	26,350	70.00	1,844,500.00	
	F5 INC	4,851	395.23	1,917,260.73	
	FABRINET	3,007	586.00	1,762,102.00	
	FLEX LTD	30,058	147.21	4,424,838.18	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	112,780	48.27	5,443,890.60	
	HP INC	77,024	24.94	1,920,978.56	
	IONQ INC	28,466	56.69	1,613,737.54	
	JABIL INC	9,340	362.38	3,384,629.20	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	14,395	331.43	4,770,934.85	
	LUMENTUM HOLDINGS INC	5,787	821.76	4,755,525.12	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	13,950	414.07	5,776,276.50	
	NETAPP INC	16,563	165.00	2,732,895.00	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	18,333	846.01	15,509,901.33	
	SUPER MICRO COMPUTER INC	42,160	40.64	1,713,382.40	
	TE CONNECTIVITY PLC	24,629	210.91	5,194,502.39	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	3,888	619.26	2,407,682.88	
	WESTERN DIGITAL CORP	29,308	517.72	15,173,337.76	
	AST SPACEMOBILE INC	18,362	88.71	1,628,893.02	
	AT&T INC	583,361	22.71	13,248,128.31	
	COMCAST CORP-CL A	300,899	23.85	7,176,441.15	
	MILLICOM INTL CELLULAR S.A.	7,802	87.36	681,582.72	
	T-MOBILE US INC	41,204	179.46	7,394,469.84	
	VERIZON COMMUNICATIONS	350,843	45.78	16,061,592.54	
	ALLIANT ENERGY CORPORATION	20,778	72.37	1,503,703.86	
	AMEREN CORPORATION	23,221	107.99	2,507,635.79	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	45,027	127.76	5,752,649.52	

	AMERICAN WATER WORKS CO INC	17,869	125.53	2,243,095.57	
	ATMOS ENERGY CORP	13,886	167.62	2,327,571.32	
	CENTERPOINT ENERGY INC	57,629	42.39	2,442,893.31	
	CMS ENERGY CORP	23,697	72.63	1,721,113.11	
	CONSOLIDATED EDISON INC	30,923	106.40	3,290,207.20	
	CONSTELLATION ENERGY	25,537	251.65	6,426,386.05	
	DOMINION ENERGY INC	71,304	66.25	4,723,890.00	
	DTE ENERGY COMPANY	17,461	145.95	2,548,432.95	
	DUKE ENERGY CORP	65,319	123.82	8,087,798.58	
	EDISON INTL	30,900	71.26	2,201,934.00	
	ENTERGY CORP	37,180	109.66	4,077,158.80	
	EVERGY INC	18,475	82.27	1,519,938.25	
	EVERSOURCE ENERGY	31,546	69.41	2,189,607.86	
	EXELON CORP	85,855	45.33	3,891,807.15	
	FIRSTENERGY CORP	47,081	45.91	2,161,488.71	
	NEXTERA ENERGY INC	175,027	84.83	14,847,540.41	
	NISOURCE INC	40,714	46.33	1,886,279.62	
	NRG ENERGY INC	16,549	129.96	2,150,708.04	
	PG&E CORP	189,959	16.58	3,149,520.22	
	PPL CORPORATION	63,132	35.75	2,256,969.00	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE	40,266	78.59	3,164,504.94	
	SEMPRA	54,659	90.87	4,966,863.33	
	SOUTHERN CO	94,619	92.95	8,794,836.05	
	VISTRA CORP	28,416	146.22	4,154,987.52	
	WEC ENERGY GROUP INC	26,668	113.10	3,016,150.80	
	XCEL ENERGY INC	52,388	77.87	4,079,453.56	
	ADVANCED MICRO DEVICES	136,840	475.50	65,068,104.20	
	ANALOG DEVICES	40,977	404.62	16,580,113.74	
	APPLIED MATERIALS	66,611	499.21	33,252,877.31	
	ASTERA LABS INC	11,429	341.70	3,905,289.30	
	BROADCOM INC	377,528	392.16	148,051,380.48	
	CREDO TECHNOLOGY GROUP HOLDI	13,933	234.32	3,264,780.56	
	ENTEGRIS INC	12,389	134.35	1,664,462.15	
	FIRST SOLAR INC	7,921	262.19	2,076,806.99	
	INTEL CORP	368,753	107.92	39,795,823.76	
	KLA CORP	11,002	2,139.37	23,537,348.74	

	LAM RESEARCH CORP	104,814	327.16	34,290,948.24	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	70,769	266.88	18,886,830.72	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	44,977	91.47	4,114,046.19	
	MICRON TECHNOLOGY	94,655	935.89	88,586,667.95	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	3,911	1,531.98	5,991,573.78	
	NVIDIA CORP	1,937,609	208.19	403,390,817.71	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	20,641	297.41	6,138,839.81	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	33,013	117.00	3,862,521.00	
	QNITY ELECTRONICS INC	17,059	144.70	2,468,437.30	
	QUALCOMM	89,557	205.42	18,396,798.94	
	TERADYNE INC	13,141	369.21	4,851,788.61	
	TEXAS INSTRUMENTS	76,419	288.63	22,056,815.97	
	CBRE GROUP INC-A	24,774	136.10	3,371,741.40	
	COSTAR GROUP INC	33,027	33.93	1,120,606.11	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	98,700	7.24	714,588.00	
アメリカドル 小計		30,552,214		5,267,287,670.07 (845,136,306,662)	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	40,448	31.70	1,282,201.60	
	CAMECO CORP	37,878	142.51	5,397,993.78	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	175,078	62.38	10,921,365.64	
	CENOVUS ENERGY INC	111,293	38.56	4,291,458.08	
	ENBRIDGE	183,129	77.52	14,196,160.08	
	IMPERIAL OIL	12,177	165.88	2,019,920.76	
	KEYERA CORP	18,607	57.38	1,067,669.66	
	PEMBINA PIPELINE CORP	45,941	67.13	3,084,019.33	
	SUNCOR ENERGY	98,973	85.32	8,444,376.36	
	TC ENERGY CORP	87,393	95.13	8,313,696.09	
	TOURMALINE OIL CORP	25,009	63.03	1,576,317.27	
	WHITECAP RESOURCES INC	98,000	16.45	1,612,100.00	
	AGNICO EAGLE MINES	42,014	222.81	9,361,139.34	
	ALAMOS GOLD INC-CLASS A	34,053	48.78	1,661,105.34	
	BARRICK MINING CORP	144,290	54.53	7,868,133.70	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	12,156	83.45	1,014,418.20	
	EQUINOX GOLD CORP	62,919	14.59	917,988.21	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	65,267	40.59	2,649,187.53	
	FRANCO-NEVADA CORP	15,641	295.61	4,623,636.01	

	IVANHOE MINES LTD-CL A	51,847	11.35	588,463.45	
	KINROSS GOLD CORP	108,451	35.20	3,817,475.20	
	LUNDIN GOLD INC	8,772	76.30	669,303.60	
	LUNDIN MINING CORP	54,579	37.16	2,028,155.64	
	LUNR ROYALTIES CORP	1,842	20.20	37,208.40	
	NUTRIEN LTD	40,384	92.53	3,736,731.52	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	37,635	64.22	2,416,919.70	
	TECK RESOURCES LTD-CL B	38,429	86.45	3,322,187.05	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	36,991	156.89	5,803,517.99	
	ATKINSREALIS GROUP INC	13,652	82.14	1,121,375.28	
	BOMBARDIER INC-B	7,086	305.83	2,167,111.38	
	CAE INC	25,999	35.69	927,904.31	
	STANTEC INC	9,001	103.04	927,463.04	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	6,843	221.68	1,516,956.24	
	WSP GLOBAL INC	11,316	184.57	2,088,594.12	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORPORATION	32,579	26.47	862,366.13	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	21,771	49.84	1,085,066.64	
	RB GLOBAL INC	14,445	148.05	2,138,582.25	
	THOMSON REUTERS CORP	13,263	114.87	1,523,520.81	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	42,237	167.87	7,090,325.19	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	74,891	125.88	9,427,279.08	
	TFI INTERNATIONAL INC	5,837	222.46	1,298,499.02	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	20,254	92.16	1,866,608.64	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	18,887	82.54	1,558,932.98	
	RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	26,949	101.46	2,734,245.54	
	CANADIAN TIRE CORP -CL A	4,513	180.79	815,905.27	
	DOLLARAMA INC	22,000	177.88	3,913,360.00	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	63,541	82.33	5,231,330.53	
	EMPIRE CO LTD 'A'	6,930	48.82	338,322.60	
	LOBLAW COMPANIES LTD	51,652	66.30	3,424,527.60	
	METRO INC	18,840	94.16	1,773,974.40	
	WESTON (GEORGE) LTD	15,678	104.54	1,638,978.12	
	SAPUTO INC	20,898	41.91	875,835.18	
	BANK MONTREAL	59,527	230.67	13,731,093.09	
	BANK NOVA SCOTIA	105,212	113.87	11,980,490.44	
	CANADIAN IMPERIAL BANK	77,158	154.53	11,923,225.74	

	NATIONAL BANK OF CANADA	31,446	207.27	6,517,812.42	
	ROYAL BANK OF CANADA	117,314	276.01	32,379,837.14	
	TORONTO-DOMINION BANK	140,383	159.93	22,451,453.19	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	28,524	65.77	1,876,023.48	
	BROOKFIELD CORP	167,235	63.48	10,616,077.80	
	IGM FINANCIAL INC	7,685	81.32	624,944.20	
	TMX GROUP LTD	23,425	50.44	1,181,557.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,542	2,252.14	3,472,799.88	
	GREAT-WEST LIFECO INC	23,788	81.33	1,934,678.04	
	IA FINANCIAL CORP INC	6,977	177.79	1,240,440.83	
	INTACT FINANCIAL CORP	14,911	277.77	4,141,828.47	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	139,940	54.14	7,576,351.60	
	POWER CORP OF CANADA	43,577	84.74	3,692,714.98	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	43,614	103.08	4,495,731.12	
	CGI INC - CL A	16,084	93.73	1,507,553.32	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,662	2,975.35	4,945,031.70	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	6,984	104.24	728,012.16	
	SHOPIFY INC - CLASS A	102,906	154.13	15,860,901.78	
	CELESTICA INC	9,356	515.94	4,827,134.64	
	BCE INC	26,064	34.25	892,692.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	27,881	52.35	1,459,570.35	
	TELUS CORP	32,908	17.09	562,397.72	
	ALTAGAS INCOME LTD	24,395	54.89	1,339,041.55	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	11,295	54.19	612,076.05	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	10,324	50.75	523,943.00	
	EMERA INC	25,484	72.09	1,837,141.56	
	FORTIS INC	42,588	77.81	3,313,772.28	
	HYDRO ONE LTD	29,579	56.21	1,662,635.59	
	FIRSTSERVICE CORP	2,690	199.48	536,601.20	
カナダドル 小計		3,640,716		349,515,478.20 (40,194,279,993)	
ユーロ	BOLLORE SE	81,810	5.46	447,091.65	
	ENI	152,490	23.12	3,526,331.25	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	39,662	18.98	752,983.07	
	NESTE OIL OYJ	32,766	27.97	916,465.02	
	OMV AG	12,549	58.30	731,606.70	

	REPSOL SA	89,536	22.69	2,031,571.84	
	TENARIS SA	26,993	26.33	710,725.69	
	TOTALENERGIES SE	165,312	76.47	12,641,408.64	
	AIR LIQUIDE	53,484	168.42	9,007,775.28	
	AKZO NOBEL	12,357	57.18	706,573.26	
	ARCELORMITTAL	38,717	56.40	2,183,638.80	
	BASF SE	74,913	48.52	3,635,153.32	
	BUZZI SPA	6,467	43.70	282,607.90	
	DSM-FIRMENICH AG	16,194	71.60	1,159,490.40	
	EVONIK INDUSTRIES AG	16,037	15.50	248,573.50	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	10,765	174.55	1,879,030.75	
	STORA ENSO OYJ R	42,169	10.01	422,322.53	
	SYENSQO SA	7,191	64.05	460,583.55	
	SYMRISE AG	10,018	81.22	813,661.96	
	UPM KYMMENE OYJ	42,324	25.11	1,062,755.64	
	ACS ACTIV. CONST. Y SVCS	16,638	117.10	1,948,309.80	
	AIRBUS SE	49,874	175.74	8,764,856.76	
	ALSTOM	24,388	16.40	400,085.14	
	BOUYGUES ORD	16,606	48.57	806,553.42	
	BRENNTAG SE	9,500	55.24	524,780.00	
	CSG NV	16,100	14.20	228,620.00	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	39,278	41.25	1,620,217.50	
	DASSAULT AVIATION SA	1,214	295.40	358,615.60	
	EIFFAGE	5,924	123.15	729,540.60	
	FERROVIAL NV	45,325	56.62	2,566,301.50	
	GEA GROUP AG	13,382	54.75	732,664.50	
	HENSOLDT AG	7,517	77.86	585,273.62	
	HOCHTIEF AG	1,682	462.20	777,420.40	
	KINGSPAN GROUP PLC	12,398	82.40	1,021,595.20	
	KNORR-BREMSE AG	5,022	98.40	494,164.80	
	KONE OYJ-B	26,369	49.93	1,316,604.17	
	LEGRAND SA	22,132	138.20	3,058,642.40	
	LEONARDO SPA	31,340	52.03	1,630,620.20	
	METSO CORPORATION	51,970	15.25	792,542.50	
	MTU AERO ENGINES AG	4,525	303.50	1,373,337.50	
	PRYSMIAN SPA	23,634	142.40	3,365,481.60	

	RATIONAL AG	483	654.50	316,123.50	
	REXEL SA	17,411	36.04	627,492.44	
	RHEINMETALL AG	3,829	1,207.20	4,622,368.80	
	SAFRAN SA	29,570	295.60	8,740,892.00	
	SAINT-GOBAIN	36,177	75.46	2,729,916.42	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	46,018	263.45	12,123,442.10	
	SIEMENS	61,849	264.30	16,346,690.70	
	SIEMENS ENERGY AG	64,309	148.30	9,537,024.70	
	THALES SA	7,942	231.50	1,838,573.00	
	VINCI S.A.	39,327	122.75	4,827,389.25	
	WARTSILA OYJ	41,917	35.18	1,474,640.06	
	BUREAU VERITAS SA	25,073	25.27	633,594.71	
	VERISURE PLC	10,550	10.77	113,623.50	
	WOLTERS KLUWER	19,155	64.30	1,231,666.50	
	ADP	2,382	103.20	245,822.40	
	AENA SME SA	62,950	25.00	1,573,750.00	
	AYVENS SA	41,437	11.23	465,337.51	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	45,343	8.09	366,915.55	
	DHL GROUP	75,420	51.74	3,902,230.80	
	GETLINK	21,115	18.24	385,137.60	
	INPOST SA	15,470	15.29	236,536.30	
	INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	100,647	4.74	477,871.95	
	RYANAIR HOLDINGS PLC	35,048	23.96	839,750.08	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	24,617	68.72	1,691,680.24	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	4,991	69.00	344,379.00	
	CONTINENTAL AG	8,168	68.34	558,201.12	
	DR ING HC F PORSCHE AG	10,254	48.29	495,165.66	
	FERRARI NV	10,026	308.55	3,093,522.30	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	58,663	47.70	2,798,518.41	
	MICHELIN	57,385	32.11	1,842,632.35	
	PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	11,745	30.84	362,215.80	
	RENAULT SA	17,081	27.12	463,236.72	
	STELLANTIS NV	166,407	6.03	1,003,933.43	
	VOLKSWAGEN AG-PFD	15,328	87.28	1,337,827.84	
	ADIDAS AG	14,066	167.35	2,353,945.10	
	HERMES INTERNATIONAL	2,171	1,665.50	3,615,800.50	

	KERING	5,534	255.20	1,412,276.80	
	LVMH	20,709	492.30	10,195,040.70	
	MONCLER SPA	18,908	55.86	1,056,200.88	
	ACCOR	14,436	45.62	658,570.32	
	AMADEUS IT GROUP SA-A SHS	36,772	52.12	1,916,556.64	
	DELIVERY HERO SE	13,414	37.98	509,463.72	
	SODEXO	6,173	48.90	301,859.70	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	4,827	50.90	245,694.30	
	PUBLICIS GROUPE	19,211	88.90	1,707,857.90	
	SCOUT24 SE	7,536	75.10	565,953.60	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	89,096	17.95	1,599,718.68	
	D'IETEREN GROUP	2,217	161.80	358,710.60	
	INDITEX	87,257	55.70	4,860,214.90	
	PROSUS	109,821	39.84	4,375,268.64	
	ZALANDO SE	17,664	24.50	432,768.00	
	CARREFOUR	49,441	16.26	804,157.86	
	JERONIMO MARTINS	21,861	17.82	389,563.02	
	KESKO OYJ-B SHS	20,083	21.22	426,161.26	
	KONINKLIJKE AHOLD NV	71,081	35.75	2,541,145.75	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	75,423	69.88	5,270,559.24	
	DANONE (GROUPE)	51,810	65.30	3,383,193.00	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	78,177	5.58	436,384.01	
	HEINEKEN HOLDING NV	9,512	62.80	597,353.60	
	HEINEKEN NV	23,160	68.84	1,594,334.40	
	KERRY GROUP PLC-A	13,413	75.40	1,011,340.20	
	LOTUS BAKERIES	38	11,220.00	426,360.00	
	MAGNUM ICE CREAM CO NV/THE	39,306	15.05	591,633.91	
	PERNOD-RICARD	15,339	63.38	972,185.82	
	BEIERSDORF AG	7,430	70.54	524,112.20	
	HENKEL AG & CO KGAA	8,780	63.75	559,725.00	
	HENKEL AG & CO KGAA -PFD	11,575	68.32	790,804.00	
	LOREAL	20,161	384.55	7,752,912.55	
	BIOMERIEUX	3,044	71.30	217,037.20	
	ESSILORLUXOTTICA	25,496	179.70	4,581,631.20	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG	16,985	38.63	656,130.55	
	FRESENIUS SE&CO KGAA	33,689	37.17	1,252,220.13	

	KONINKLIJKE PHILIPS	69,465	22.78	1,582,412.70	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	28,637	35.09	1,004,872.33	
	ABIVAX SA	4,492	85.80	385,413.60	
	ARGENX SE	4,935	758.00	3,740,730.00	
	BAYER	82,458	35.49	2,926,434.42	
	EUROFINS SCIENTIFIC	10,220	64.98	664,095.60	
	FINANCIERE DE TUBIZE	1,681	228.80	384,612.80	
	IPSEN	3,532	157.90	557,702.80	
	MERCK KGAA	10,703	138.15	1,478,619.45	
	ORION OYJ-CLASS B	10,139	69.75	707,195.25	
	QIAGEN N.V.	15,262	31.74	484,415.88	
	RECORDATI SPA	8,597	50.95	438,017.15	
	SANOFI	90,135	77.04	6,944,000.40	
	SARTORIUS AG-VORZUG	1,824	235.70	429,916.80	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,582	177.70	458,821.40	
	UCB (GROUPE)	11,023	262.30	2,891,332.90	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	47,025	33.38	1,569,694.50	
	AIB GROUP PLC	150,470	9.93	1,495,069.92	
	BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	159,500	10.37	1,654,015.00	
	BANCO BILBAO VIZCAYA	472,883	19.35	9,152,650.46	
	BANCO BPM SPA	84,059	13.52	1,136,897.97	
	BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	670,356	0.91	615,923.09	
	BANCO DE SABADELL SA	420,800	2.83	1,190,864.00	
	BANCO SANTANDER SA	1,202,106	10.48	12,600,475.09	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	88,378	17.00	1,502,867.89	
	BANKINTER SA	51,888	13.89	720,724.32	
	BAWAG GROUP AG	7,199	153.70	1,106,486.30	
	BNP PARIBAS	81,615	93.39	7,622,024.85	
	BPER BANCA SPA	117,669	12.62	1,485,688.79	
	CAIXABANK	294,797	11.37	3,353,315.87	
	COMMERZBANK AG	56,622	36.97	2,093,315.34	
	CREDIT AGRICOLE SA	87,162	16.43	1,432,507.47	
	ERSTE GROUP BANK AG	25,376	102.90	2,611,190.40	
	FINECOBANK SPA	41,585	21.44	891,582.40	
	ING GROEP NV-CVA	245,116	25.14	6,162,216.24	
	INTESA SANPAOLO	1,198,681	5.64	6,767,752.92	

	KBC GROEP NV	18,057	110.95	2,003,424.15	
	NORDEA BANK ABP	257,724	15.92	4,104,254.70	
	RAIFFEISEN BANK INTERNATIONA	5,288	48.12	254,458.56	
	SOCIETE GENERALE	53,515	70.36	3,765,315.40	
	UNICREDIT SPA	115,475	71.62	8,270,319.50	
	ADYEN NV	2,044	823.10	1,682,416.40	
	AMUNDI SA	4,626	80.65	373,086.90	
	BANCA MEDIOLANUM SPA	22,661	19.73	447,214.83	
	CVC CAPITAL PARTNERS PLC	15,281	12.86	196,513.66	
	DEUTSCHE BANK NAMEN	152,344	27.35	4,166,608.40	
	DEUTSCHE BOERSE	15,743	245.70	3,868,055.10	
	EURONEXT NV	6,480	141.10	914,328.00	
	EXOR NV	7,825	66.25	518,406.25	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	9,138	80.35	734,238.30	
	POSTE ITALIANE SPA	42,677	26.67	1,138,195.59	
	SOFINA	1,238	213.00	263,694.00	
	AEGON LTD	101,846	7.19	732,680.12	
	AGEAS	11,086	64.45	714,492.70	
	ALLIANZ SE-REG	31,930	377.90	12,066,347.00	
	ASR NEDERLAND NV	11,959	63.60	760,592.40	
	AXA SA	131,605	40.17	5,286,572.85	
	GENERALI	72,151	40.75	2,940,153.25	
	HANNOVER RUECKVERSICHERUNG SE	4,455	228.20	1,016,631.00	
	MAPFRE SA	37,129	3.94	146,288.26	
	MUENCHENER RUECKVERSICH.	10,966	456.20	5,002,689.20	
	NN GROUP NV	22,941	71.46	1,639,363.86	
	SAMPO OYJ-A SHS	201,580	8.92	1,799,303.08	
	TALANX AG	5,053	99.10	500,752.30	
	UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	31,592	22.84	721,561.28	
	CAPGEMINI SA	12,235	100.50	1,229,617.50	
	DASSAULT SYSTEMES SA	49,764	19.69	979,853.16	
	INDRA SISTEMAS SA	6,302	54.50	343,459.00	
	NEMETSCHEK SE	5,455	62.50	340,937.50	
	SAP SE	87,646	154.70	13,558,836.20	
	NOKIA OYJ	421,721	11.97	5,048,000.37	
	CELLNEX TELECOM SA	42,906	28.26	1,212,523.56	

	DEUTSCHE TELEKOM	288,198	27.78	8,006,140.44	
	ELISA A	10,227	39.38	402,739.26	
	KPN (KON.)	290,883	4.35	1,265,341.05	
	ORANGE	153,281	17.65	2,706,176.05	
	TELECOM ITALIA ORD	1,490,535	0.75	1,123,267.17	
	TELEFONICA	297,657	3.87	1,152,230.24	
	ACCIONA SA	2,181	241.40	526,493.40	
	E.ON SE	197,271	18.01	3,553,837.06	
	EDP RENEWABLES SA	21,752	13.80	300,177.60	
	EDP SA	235,657	4.41	1,041,368.28	
	ELIA GROUP SA/NV	3,975	134.40	534,240.00	
	ENDESA	25,972	36.85	957,068.20	
	ENEL	640,374	9.70	6,212,268.17	
	ENGIE	146,393	26.76	3,917,476.68	
	FORTUM OYJ	32,550	20.76	675,738.00	
	IBERDROLA SA	520,859	19.94	10,388,532.75	
	ITALGAS SPA	49,743	10.51	523,047.64	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	25,245	29.18	736,649.10	
	REDEIA CORP SA	30,678	14.96	458,942.88	
	RWE STAMM	52,507	56.04	2,942,492.28	
	SNAM SPA	147,559	6.32	933,753.35	
	TERNA SPA	118,094	10.11	1,193,930.34	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	50,881	34.13	1,736,568.53	
	VERBUND AG	6,430	59.65	383,549.50	
	ASM INTERNATIONAL NV	3,856	895.20	3,451,891.20	
	ASML HOLDING NV	32,579	1,508.40	49,142,163.60	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,357	287.10	1,825,094.70	
	INFINEON TECHNOLOGIES	109,611	75.66	8,293,168.26	
	STMICROELECTRONICS NV	53,041	61.52	3,263,082.32	
	VONOVIA SE	61,810	19.78	1,222,910.85	
ユーロ 小計		16,605,841		533,164,906.11 (98,694,155,770)	
イギリスポンド	BP PLC	1,317,833	5.29	6,975,290.06	
	SHELL PLC-NEW	475,509	31.82	15,133,073.92	
	ANGLO AMERICAN PLC	89,631	37.68	3,377,296.08	
	ANTOFAGASTA PLC	29,856	38.46	1,148,261.76	

	ENDEAVOUR MINING PLC	17,904	38.10	682,142.40	
	FRESNILLO PLC	13,914	28.68	399,053.52	
	GLENCORE PLC	787,993	5.69	4,485,256.15	
	RIO TINTO PLC REG	93,321	74.69	6,970,145.49	
	BAE SYSTEMS PLC	240,047	19.33	4,641,308.74	
	BUNZL PLC	29,337	25.54	749,266.98	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	101,116	4.53	458,763.29	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	704,950	12.25	8,637,047.40	
	SMITHS GROUP PLC	26,476	24.69	653,692.44	
	SPIRAX GROUP PLC	5,514	67.95	374,676.30	
	SUNBELT RENTALS HOLDINGS INC	33,317	60.90	2,029,005.30	
	EXPERIAN PLC	70,884	26.19	1,856,451.96	
	INTERTEK GROUP PLC	13,890	55.25	767,422.50	
	RELX PLC	146,201	26.02	3,804,150.02	
	RENTOKIL INITIAL PLC	212,020	4.45	943,701.02	
	PEARSON	55,305	11.55	638,772.75	
	INFORMA PLC	110,598	8.09	894,959.01	
	KINGFISHER PLC	153,717	2.80	431,176.18	
	NEXT PLC	8,464	137.65	1,165,069.60	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	179,339	3.61	648,489.82	
	SAINSBURY (J) PLC	148,335	3.03	450,790.06	
	TESCO PLC	525,585	4.55	2,396,142.01	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	25,740	18.89	486,228.60	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO	168,549	44.75	7,542,567.75	
	COCA-COLA HBC AG-CDI	17,960	44.16	793,113.60	
	DIAGEO	186,883	15.08	2,819,130.05	
	IMPERIAL BRANDS PLC	68,478	27.38	1,874,927.64	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	54,356	45.40	2,467,762.40	
	UNILEVER PLC	183,391	42.84	7,857,387.39	
	SMITH & NEPHEW PLC	68,595	11.54	791,929.27	
	ASTRAZENECA	126,382	136.32	17,228,394.24	
	GSK PLC	335,128	19.03	6,379,161.48	
	HALEON PLC	747,630	3.35	2,508,298.65	
	BARCLAYS	1,134,161	4.47	5,080,474.19	
	HSBC HOLDINGS PLC (GB)	1,442,279	13.11	18,914,046.80	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	4,828,476	0.98	4,740,597.73	

	NATWEST GROUP PLC	669,848	5.93	3,972,198.64	
	STANDARD CHARTERED PLC	161,358	18.11	2,922,193.38	
	3I GROUP PLC	75,987	21.79	1,655,756.73	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	37,924	91.28	3,461,702.72	
	M&G PLC	131,539	3.11	409,349.36	
	SCHRODERS PLC	39,932	5.83	232,803.56	
	WISE GROUP PLC-CL A	49,048	7.82	383,555.36	
	ADMIRAL GROUP PLC	24,854	33.38	829,626.52	
	AVIVA PLC	247,334	6.07	1,501,812.04	
	LEGAL & GENERAL GROUP	498,200	2.69	1,344,641.80	
	PRUDENTIAL	212,226	9.16	1,943,990.16	
	STANDARD LIFE PLC	51,001	7.64	389,902.64	
	THE SAGE GROUP PLC	76,660	8.51	652,683.24	
	HALMA PLC	31,069	46.28	1,437,873.32	
	AIRTEL AFRICA PLC	37,221	3.47	129,231.31	
	BT GROUP PLC	464,863	1.97	917,871.99	
	VODAFONE GROUP PLC	1,570,550	1.09	1,725,249.17	
	CENTRICA PLC	453,631	1.85	839,670.98	
	NATIONAL GRID PLC	417,438	11.99	5,007,168.81	
	SEVERN TRENT PLC	22,744	29.14	662,760.16	
	SSE PLC	107,749	23.58	2,540,721.42	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	50,580	13.00	657,540.00	
イギリスポンド 小計		20,410,820		183,813,727.86 (39,446,425,998)	
スイスフラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	574	691.00	396,634.00	
	GIVAUDAN-REG	742	3,147.00	2,335,074.00	
	HOLCIM LTD	42,259	72.00	3,042,648.00	
	SIKA AG-BR	12,257	150.90	1,849,581.30	
	ABB LTD	130,941	80.52	10,543,369.32	
	BELIMO HOLDING AG-REG	749	893.50	669,231.50	
	GEBERIT AG-REG	2,530	503.60	1,274,108.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	2,048	252.50	517,120.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3,092	263.20	813,814.40	
	VAT GROUP AG	2,266	608.40	1,378,634.40	
	SGS SA	12,959	90.20	1,168,901.80	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	3,781	191.00	722,171.00	

	CIE FINANCIERE RICHEMON SA-(REGD)	45,121	167.75	7,569,047.75	
	SWATCH GROUP AG(BEARER)	2,483	201.20	499,579.60	
	AVOLTA AG	7,820	47.96	375,047.20	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	280	1,122.00	314,160.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	8	94,000.00	752,000.00	
	LINDT & SPRUENGLI AG-PC	82	9,180.00	752,760.00	
	NESTLE SA - REGISTERED	216,257	77.73	16,809,656.61	
	ALCON INC	41,942	53.70	2,252,285.40	
	SONOVA HOLDING AG-REG	3,887	205.40	798,389.80	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	8,540	95.28	813,691.20	
	GALDERMA GROUP AG	14,992	165.50	2,481,176.00	
	LONZA GROUP AG-REG	5,661	495.30	2,803,893.30	
	NOVARTIS	156,121	118.38	18,481,603.98	
	ROCHE HOLDING AG	58,969	318.80	18,799,317.20	
	ROCHE HOLDING AG-BR	3,271	324.20	1,060,458.20	
	SANDOZ GROUP AG	37,337	64.60	2,411,970.20	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	2,487	118.00	293,466.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	15,289	64.72	989,504.08	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,825	703.00	1,282,975.00	
	UBS GROUP AG	266,448	37.92	10,103,708.16	
	HELVETIA BALOISE HOLDING AG	7,269	199.40	1,449,438.60	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,514	844.60	2,123,324.40	
	SWISS RE LTD	24,330	118.60	2,885,538.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	12,557	554.60	6,964,112.20	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	12,006	89.52	1,074,777.12	
	SWISSCOM	2,174	647.50	1,407,665.00	
	BKW AG	1,744	144.90	252,705.60	
	SWISS PRIME SITE-REG	6,734	128.30	863,972.20	
スイスフラン 小計		1,172,346		131,377,510.52 (26,375,349,011)	
スウェーデンクローナ	BOLIDEN AB	22,252	515.60	11,473,131.20	
	SCA SV CELLULOSA B	59,490	102.40	6,091,776.00	
	ADDTECH AB-B SHARES	20,615	324.40	6,687,506.00	
	ALFA LAVAL AB	25,134	530.20	13,326,046.80	
	ASSA ABLOY AB-B	81,977	329.80	27,036,014.60	
	ATLAS COPCO A	211,360	179.25	37,886,280.00	

	ATLAS COPCO B	135,444	159.30	21,576,229.20	
	BEIJER REF AB	52,981	125.20	6,633,221.20	
	EPIROC AB-A	53,479	259.80	13,893,844.20	
	EPIROC AB-B	28,804	223.40	6,434,813.60	
	INDUTRADE AB	22,644	192.30	4,354,441.20	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	14,002	192.25	2,691,884.50	
	LIFCO AB-B SHS	17,970	304.60	5,473,662.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	122,848	36.28	4,456,925.44	
	SAAB AB-B	25,552	524.10	13,391,803.20	
	SANDVIK AB	87,594	369.90	32,401,020.60	
	SKANSKA B	25,507	237.40	6,055,361.80	
	SKF AB-B	21,050	240.70	5,066,735.00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	16,653	411.20	6,847,713.60	
	VOLVO B	124,872	318.90	39,821,680.80	
	SECURITAS B	29,769	155.30	4,623,125.70	
	EVOLUTION AB	10,297	701.40	7,222,315.80	
	HENNES & MAURITZ B	32,696	167.10	5,463,501.60	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	44,340	260.60	11,555,004.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	14,335	435.80	6,247,193.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN A	114,774	182.40	20,934,777.60	
	SVENSKA HANDELSBK A	120,736	133.95	16,172,587.20	
	SWEDBANK AB-A	71,421	334.10	23,861,756.10	
	EQT AB	47,121	290.50	13,688,650.50	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	11,818	512.00	6,050,816.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	11,168	497.50	5,556,080.00	
	INVESTOR AB-B SHS	152,677	377.75	57,673,736.75	
	LUNDBERGS AB-B SHS	7,280	531.00	3,865,680.00	
	ERICSSON (LM) B	214,689	111.45	23,927,089.05	
	HEXAGON AB-B SHS	172,099	81.94	14,101,792.06	
	OCTAVE INTELLIGENCE PLC-SDR	17,209	178.00	3,063,202.00	
	TELE2 AB-B SHS	46,762	176.60	8,258,169.20	
	TELIA CO AB	198,022	49.58	9,817,930.76	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	56,700	50.20	2,846,340.00	
	SAGAX AB-B	17,402	160.30	2,789,540.60	
スウェーデンクローナ 小計		2,561,543		519,319,378.86 (8,792,077,084)	

ノルウェークローネ	AKER BP ASA	29,320	344.70	10,106,604.00	
	EQUINOR ASA	66,436	346.20	23,000,143.20	
	VAR ENERGI ASA	78,000	47.45	3,701,100.00	
	NORSK HYDRO	100,517	113.10	11,368,472.70	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,498	473.90	5,922,802.20	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	39,970	313.80	12,542,586.00	
	MOWI ASA	31,968	190.30	6,083,510.40	
	ORKLA	53,335	99.20	5,290,832.00	
	SALMAR ASA	5,423	521.50	2,828,094.50	
	DNB BANK ASA	71,795	285.80	20,519,011.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,574	252.80	4,695,507.20	
	TELENOR ASA	51,193	149.60	7,658,472.80	
ノルウェークローネ 小計		559,029		113,717,136.00 (1,918,408,084)	
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	30,112	383.60	11,550,963.20	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	7,550	199.90	1,509,245.00	
	VESTAS WIND SYSYEMS A/S	83,415	168.90	14,088,793.50	
	A P MOLLER - MAERSK A/S - A	219	16,840.00	3,687,960.00	
	A P MOLLER-MAERSK A/S-B	306	17,280.00	5,287,680.00	
	DSV A/S	16,193	1,557.00	25,212,501.00	
	PANDORA A/S	6,512	616.00	4,011,392.00	
	CARLSBERG AS-B	6,817	847.80	5,779,452.60	
	COLOPLAST-B	9,737	386.70	3,765,297.90	
	DEMANT A/S	8,512	256.00	2,179,072.00	
	GENMAB A/S	4,878	1,610.50	7,856,019.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	270,319	269.50	72,850,970.50	
	DANSKE BANK A/S	53,617	329.40	17,661,439.80	
	TRYG A/S	29,772	148.70	4,427,096.40	
	ORSTED A/S	37,341	160.60	5,996,964.60	
デンマーククローネ 小計		565,300		185,864,847.50 (4,603,872,272)	
オーストラリアドル	SANTOS	292,069	7.87	2,298,583.03	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	159,719	31.09	4,965,663.71	
	BHP GROUP LTD	426,500	60.08	25,624,120.00	
	EVOLUTION MINING LTD	162,152	11.30	1,832,317.60	
	FORTESCUE LTD	137,312	19.75	2,711,912.00	

	LYNAS RARE EARTHS LTD	76,032	17.28	1,313,832.96	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	107,682	19.22	2,069,648.04	
	PLS GROUP LTD	263,674	5.86	1,545,129.64	
	RIO TINTO LTD	32,909	181.23	5,964,098.07	
	SOUTH32 LTD	346,773	4.53	1,570,881.69	
	SGH LTD	12,630	41.60	525,408.00	
	BRAMBLES LTD	108,007	17.51	1,891,202.57	
	COMPUTERSHARE LIMITED	44,376	35.67	1,582,891.92	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	85,000	9.22	783,700.00	
	TRANSURBAN GROUP	261,181	15.13	3,951,668.53	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	46,210	51.71	2,389,519.10	
	LOTTERY CORP LTD/THE	182,013	5.29	962,848.77	
	CAR GROUP LTD	29,334	27.05	793,484.70	
	REA GROUP LTD	3,586	152.58	547,151.88	
	WESFARMERS LTD	95,288	79.99	7,622,087.12	
	COLES GROUP LTD	108,486	22.61	2,452,868.46	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	102,533	36.48	3,740,403.84	
	COCHLEAR LIMITED	4,783	102.64	490,927.12	
	PRO MEDICUS LTD	5,485	165.79	909,358.15	
	SIGMA HEALTHCARE LTD	444,126	2.92	1,296,847.92	
	SONIC HEALTHCARE LTD	41,829	19.75	826,122.75	
	CSL LIMITED	39,224	99.47	3,901,611.28	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	257,131	34.27	8,811,879.37	
	COMMONWEALTH BANK OF AUST	140,460	160.48	22,541,020.80	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	254,446	35.96	9,149,878.16	
	WESTPAC BANKING	287,079	34.71	9,964,512.09	
	ASX LTD	14,549	47.90	696,897.10	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	31,627	238.04	7,528,491.08	
	WASHINGTON H SOUL PATTINSON	27,812	43.24	1,202,590.88	
	INSURANCE AUSTRALIA GRP.	166,662	7.71	1,284,964.02	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	232,183	4.84	1,123,765.72	
	QBE INSURANCE GROUP	127,819	22.87	2,923,220.53	
	SUNCORP GROUP LTD	80,738	17.82	1,438,751.16	
	WISETECH GLOBAL LTD	19,625	38.00	745,750.00	
	XERO LTD	11,340	78.42	889,282.80	
	TELSTRA GROUP LTD	308,467	5.08	1,567,012.36	

	ORIGIN ENERGY LIMITED	155,535	10.92	1,698,442.20	
オーストラリアドル 小計		5,734,386		156,130,747.12 (17,599,057,815)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	157,673	8.29	1,307,109.17	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	49,293	38.30	1,887,921.90	
	INFRATIL LTD	73,511	15.17	1,115,161.87	
	CONTACT ENERGY LTD	68,904	9.52	655,966.08	
	MERIDIAN ENERGY LTD	110,544	5.80	641,155.20	
ニュージーランドドル 小計		459,925		5,607,314.22 (522,994,197)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	237,496	66.85	15,876,607.60	
	SWIRE PACIFIC A	44,500	82.05	3,651,225.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	107,000	115.10	12,315,700.00	
	MTR CORP	125,000	31.28	3,910,000.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	120,000	33.88	4,065,600.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	174,000	30.94	5,383,560.00	
	SANDS CHINA LTD	198,000	14.80	2,930,400.00	
	WH GROUP LTD	658,301	8.79	5,786,465.79	
	BOC HONG KONG HOLDINGS -R	281,500	47.90	13,483,850.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	96,300	384.00	36,979,200.00	
	AIA GROUP LTD	861,800	71.00	61,187,800.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	37,500	57.30	2,148,750.00	
	CLP HOLDINGS	136,500	72.75	9,930,375.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	904,657	6.79	6,142,621.03	
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	112,000	55.95	6,266,400.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	194,496	44.86	8,725,090.56	
	HENDERSON LAND DEVELOPMEN	125,228	27.24	3,411,210.72	
	SINO LAND CO	315,400	11.47	3,617,638.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	105,000	117.20	12,306,000.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	123,000	22.62	2,782,260.00	
香港ドル 小計		4,957,678		220,900,753.70 (4,521,838,428)	
シンガポールドル	KEPPEL LTD	112,800	10.51	1,185,528.00	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING	147,400	10.59	1,560,966.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	206,800	3.41	705,188.00	
	SINGAPORE AIRLINES	135,932	6.94	943,368.08	

	WILMAR INTERNATIONAL LTD	178,600	3.39	605,454.00	
	DBS GROUP	173,360	63.76	11,053,433.60	
	OCBC BANK	289,400	23.80	6,887,720.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	95,400	38.38	3,661,452.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	66,000	21.71	1,432,860.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	622,143	4.32	2,687,657.76	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	84,100	6.14	516,374.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	189,800	2.53	480,194.00	
シンガポールドル 小計		2,301,735		31,720,195.44 (3,954,239,563)	
イスラエルシェケル	ICL LTD	59,427	16.57	984,705.39	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,146	2,458.00	5,274,868.00	
	BANK HAPOALIM BM	109,957	68.90	7,576,037.30	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	112,512	67.15	7,555,180.80	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	99,500	29.69	2,954,155.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	12,503	204.80	2,560,614.40	
	HAREL INSURANCE INVESTMENTS	9,931	166.40	1,652,518.40	
	PHOENIX FINANCIAL LTD	18,222	172.90	3,150,583.80	
	ENLIGHT RENEWABLE ENERGY LTD	11,683	291.20	3,402,089.60	
	OPC ENERGY LTD	14,309	108.10	1,546,802.90	
	NOVA LTD	2,440	1,542.30	3,763,212.00	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	9,380	698.50	6,551,930.00	
	AZRIELI GROUP	5,718	430.00	2,458,740.00	
イスラエルシェケル 小計		467,728		49,431,437.59 (2,680,567,997)	
合　計		89,989,261		1,094,439,572,874 (1,094,439,572,874)	

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWA WRT	1,490.00	—	
	カナダドル 小計		1,490.00	— (—)	
新株予約権証券合計				— (—)	
投資信託受	オーストラリアドル	APA GROUP	111,107	1,148,846.38	

益証券	オーストラリアドル 小計		111,107	1,148,846.38 (129,497,963)	
	香港ドル	HKT TRUST AND HKT LTD	315,000	3,723,300.00	
	香港ドル 小計		315,000	3,723,300.00 (76,215,951)	
投資信託受益証券合計			426,107	205,713,914 (205,713,914)	
投資証券	アメリカドル	AMERICAN TOWER CORPORATION	39,120	7,465,269.60	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	58,442	1,268,775.82	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	11,673	2,181,100.05	
		CROWN CASTLE INC	36,601	3,388,154.57	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	27,829	5,146,416.97	
		EQUINIX INC	8,139	8,626,037.76	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	34,627	2,349,788.22	
		ESSEX PROPERTY TRUST	5,205	1,482,279.90	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	17,564	2,603,511.72	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	24,610	1,176,850.20	
		INVITATION HOMES INC	45,008	1,341,238.40	
		IRON MOUNTAIN INC	24,968	3,149,463.52	
		KIMCO REALTY CORP	56,577	1,425,174.63	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	9,195	1,277,277.45	
		PROLOGIS INC	77,581	11,444,749.12	
		PUBLIC STORAGE	12,826	4,141,002.36	
		REALTY INCOME CORP	75,597	4,630,316.25	
		REGENCY CENTERS CORP	12,511	995,250.05	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	8,933	1,829,299.74	
		SIMON PROPERTY GROUP	27,265	5,777,180.85	
		SUN COMMUNITIES INC	10,890	1,358,309.70	
		VENTAS INC	38,069	3,139,550.43	
		VICI PROPERTIES INC	91,691	2,569,181.82	
		WELLTOWER INC	59,134	12,227,137.18	
		WP CAREY INC	16,024	1,209,651.76	
	アメリカドル 小計		830,079	92,202,968.07 (14,793,966,226)	
	ユーロ	COVIVIO(FP)	4,962	263,482.20	
		GECINA SA	3,139	226,635.80	

		KLEPIERRE	17,225	613,210.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	10,455	1,019,362.50	
	ユーロ 小計		35,781	2,122,690.50 (392,931,238)	
	イギリスポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	68,516	431,650.80	
		SEGRO PLC	103,047	731,839.79	
	イギリスポンド 小計		171,563	1,163,490.59 (249,685,080)	
	オーストラリアドル	GOODMAN GROUP	172,354	5,377,444.80	
		SCENTRE GROUP	381,283	1,418,372.76	
		STOCKLAND	207,412	800,610.32	
		VICINITY CENTERS	305,149	762,872.50	
	オーストラリアドル 小計		1,066,198	8,359,300.38 (942,260,338)	
	香港ドル	LINK REIT	246,000	9,333,240.00	
	香港ドル 小計		246,000	9,333,240.00 (191,051,422)	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	284,138	696,138.10	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	549,912	1,253,799.36	
	シンガポールドル 小計		834,050	1,949,937.46 (243,079,203)	
投資証券合計			3,183,671	16,812,973,507 (16,812,973,507)	
合計				17,018,687,421 (17,018,687,421)	

有価証券明細表注記

1.券面総額欄の数値は、証券数又は口数を表示しております。

2.通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。

3.合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

4.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

5.外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株予約権 証券 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式　515銘柄	98.3%	—	—	—	76.0%
	投資証券　25銘柄	—	—	—	1.7%	1.3%
カナダド	株式　84銘柄	100.0%	—	—	—	3.6%

ル	新株予約権証券 1銘柄	—	—	—	—	—
ユーロ	株式 215銘柄	99.6%	—	—	—	8.9%
	投資証券 4銘柄	—	—	—	0.4%	0.0%
イギリスポンド	株式 62銘柄	99.4%	—	—	—	3.5%
	投資証券 2銘柄	—	—	—	0.6%	0.0%
スイスフラン	株式 40銘柄	100.0%	—	—	—	2.4%
スウェーデンクローナ	株式 40銘柄	100.0%	—	—	—	0.8%
ノルウェークローネ	株式 12銘柄	100.0%	—	—	—	0.2%
デンマーククローネ	株式 15銘柄	100.0%	—	—	—	0.4%
オーストラリアドル	株式 42銘柄	94.3%	—	—	—	1.6%
	投資信託受益証券 1銘柄	—	—	0.7%	—	0.0%
	投資証券 4銘柄	—	—	—	5.0%	0.1%
ニュージーランドドル	株式 5銘柄	100.0%	—	—	—	0.0%
香港ドル	株式 20銘柄	94.4%	—	—	—	0.4%
	投資信託受益証券 1銘柄	—	—	1.6%	—	0.0%
	投資証券 1銘柄	—	—	—	4.0%	0.0%
シンガポールドル	株式 12銘柄	94.2%	—	—	—	0.4%
	投資証券 2銘柄	—	—	—	5.8%	0.0%
イスラエルシェケル	株式 13銘柄	100.0%	—	—	—	0.2%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

国内債券インデックス　マザーファンド

貸借対照表

	2026年 6月 10日現在
項目	金額（円）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	625,567,454
国債証券	641,981,813,690
地方債証券	39,840,269,790
特殊債券	35,365,503,079
社債券	38,763,005,000
未収入金	693,428,000
未収利息	2,574,743,073
前払費用	242,969,631
流動資産合計	760,087,299,717
資産合計	760,087,299,717
負債の部	
流動負債	
未払金	700,000,000
未払解約金	387,798,498
流動負債合計	1,087,798,498
負債合計	1,087,798,498
純資産の部	
元本等	
元本	637,910,242,466
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	121,089,258,753
元本等合計	758,999,501,219
純資産合計	758,999,501,219
負債純資産合計	760,087,299,717

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2026年 6月 10日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 債券先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。
3.収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2026年 6月 10日現在
1.　計算期間の末日における受益権の総数	637,910,242,466口

2．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.1898円
	(1万口当たり純資産額)	(11,898円)

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

	2026年 6月 10日現在
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、債券価格の変動による価格変動リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理等を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	2026年 6月 10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2026年 6月 10日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 6月 11日
期首元本額	560,799,105,580円

期中追加設定元本額	133,188,707,808円
期中一部解約元本額	56,077,570,922円
期末元本額	637,910,242,466円
期末元本額の内訳	
エマージング株式オープン	2,227,240円
ＳＢＩ資産設計オープン（資産成長型）	6,476,494,816円
ＳＢＩ資産設計オープン（分配型）	27,135,483円
ＳＭＴ　国内債券インデックス・オープン	14,477,053,126円
世界経済インデックスファンド	19,172,791,236円
ＤＣマイセレクション２５	32,990,705,808円
ＤＣマイセレクション５０	47,327,854,040円
ＤＣマイセレクション７５	18,148,729,436円
ＤＣ日本債券インデックス・オープン	395,225,833円
ＤＣ日本債券インデックス・オープンＳ	82,338,453,564円
ＤＣ日本債券インデックス・オープンＰ	53,857,735,323円
ＤＣマイセレクションＳ２５	28,812,707,607円
ＤＣマイセレクションＳ５０	37,607,315,255円
ＤＣマイセレクションＳ７５	12,865,361,150円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５	3,807,847,256円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５	1,872,907,374円
ＤＣ世界経済インデックスファンド	8,776,924,191円
国内バランス６０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	2,500,013円
マイセレクション５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	24,353,082円
マイセレクション７５ＶＡ１（適格機関投資家専用）	10,713,479円
国内バランス６０ＶＡ２（適格機関投資家専用）	1,720,150円
バランス３０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	40,161,557円
バランス５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	75,907,341円
バランス２５ＶＡ２（適格機関投資家専用）	22,687,263円
バランス５０ＶＡ２（適格機関投資家専用）	25,967,927円
バランスＡ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	1,082,595,363円
バランスＢ（３７．５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	749,752,798円
バランスＣ（５０）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	3,597,076,742円
世界バランスＶＡ１（適格機関投資家専用）	69,211,419円
世界バランスＶＡ２（適格機関投資家専用）	33,947,934円
バランスＤ（３５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	844,207,910円
バランスＥ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	925,357,587円
バランスＦ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	1,322,385,295円
国内バランス２５ＶＡ１（適格機関投資家専用）	83,177,324円
グローバル・バランスファンド・シリーズ１	8,523,332,572円
日本債券ファンド・シリーズ１	22,902,847,320円
分散投資コア戦略ファンドＡ	13,440,828,312円
分散投資コア戦略ファンドＳ	18,670,305,418円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	767,564,514円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	3,223,704,532円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	151,704,832円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	71,413,051円
ＳＭＴ　インデックスバランス・オープン	98,825,134円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン	82,932,771円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	275,252,485円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	354,220,038円
ＳＭＴ　８資産インデックスバランス・オープン	44,980,945円
グローバル経済コア	2,139,094,061円
ＳＢＩ資産設計オープン（つみたてＮＩＳＡ対応型）	87,330,907円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５	79,085,807円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０３０	492,705,907円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０４０	371,522,609円

ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０５０	139,499,532円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０６０	127,949,715円
Ｍｙ　ＳＭＴ　国内債券インデックス（ノーロード）	3,469,422,753円
１０資産分散投資ファンド	621,387,490円
グローバル１０資産バランスファンド	1,391,518,703円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５	1,508,441,122円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０	428,880,509円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５	286,687,128円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０	246,581,416円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５	119,436,843円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０	71,088,206円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５	95,666,722円
ＤＣマイセレクションＳ５０（２０２４－２０２６リスク抑制型）	11,579,298,221円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０６５	267,180円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０	803,913円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５	579,081円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０７０	15,639円
ＦＯＦｓ用　国内債券インデックス・ファンドＰ（適格機関投資家専用）	155,285,064,204円
ＦＯＦｓ用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	63,092,255円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	19,050,824円
ファンドラップ運用戦略Ｆ（中庸型）（適格機関投資家専用）	1,062,471,948円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ１（適格機関投資家専用）	194,742円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ２（適格機関投資家専用）	114,794円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ３（適格機関投資家専用）	65,870円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ４（適格機関投資家専用）	46,008円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ５（適格機関投資家専用）	114,686円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ６（適格機関投資家専用）	175,489円
国内債券インデックスファンドＴ（一般投資家私募／適格機関投資家転売制限付）	11,745,484,336円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2026年 6月 10日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	△34,886,640
地方債証券	△32,721,850
特殊債券	△83,910,170
社債券	△13,780,000
合計	△165,298,660

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「国内債券インデックス　マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第４７４回利付国債（２年）	2,870,000,000	2,856,367,500	
	第４７５回利付国債（２年）	1,001,000,000	997,846,850	
	第４７６回利付国債（２年）	1,990,000,000	1,982,537,500	
	第４７７回利付国債（２年）	4,890,000,000	4,875,183,300	
	第４７８回利付国債（２年）	1,640,000,000	1,634,161,600	
	第４７９回利付国債（２年）	3,380,000,000	3,366,040,600	
	第４８０回利付国債（２年）	4,350,000,000	4,335,688,500	
	第４８１回利付国債（２年）	2,030,000,000	2,028,680,500	
	第４８２回利付国債（２年）	2,111,000,000	2,108,867,890	
	第４８３回利付国債（２年）	2,920,000,000	2,921,022,000	
	第４８４回利付国債（２年）	2,990,000,000	2,990,269,100	
	第１５４回利付国債（５年）	5,360,000,000	5,284,156,000	
	第１５５回利付国債（５年）	2,770,000,000	2,728,533,100	
	第１５６回利付国債（５年）	4,445,000,000	4,371,835,300	
	第１５７回利付国債（５年）	4,490,000,000	4,398,673,400	
	第１５８回利付国債（５年）	3,189,000,000	3,118,618,770	
	第１５９回利付国債（５年）	1,679,000,000	1,634,892,670	
	第１６０回利付国債（５年）	2,130,000,000	2,078,241,000	
	第１６１回利付国債（５年）	3,019,000,000	2,951,555,540	
	第１６２回利付国債（５年）	1,680,000,000	1,636,336,800	
	第１６３回利付国債（５年）	4,070,000,000	3,973,174,700	
	第１６４回利付国債（５年）	2,270,000,000	2,196,565,500	
	第１６５回利付国債（５年）	2,410,000,000	2,337,892,800	
	第１６６回利付国債（５年）	2,930,000,000	2,849,454,300	
	第１６７回利付国債（５年）	1,810,000,000	1,753,491,800	
	第１６８回利付国債（５年）	5,491,000,000	5,349,442,020	
	第１６９回利付国債（５年）	300,000,000	291,432,000	
	第１７０回利付国債（５年）	3,490,000,000	3,387,324,200	
	第１７１回利付国債（５年）	2,480,000,000	2,392,406,400	
	第１７２回利付国債（５年）	2,170,000,000	2,099,605,200	
	第１７３回利付国債（５年）	1,517,000,000	1,466,559,750	
	第１７４回利付国債（５年）	5,317,000,000	5,156,745,620	
	第１７５回利付国債（５年）	4,860,000,000	4,727,467,800	
	第１７６回利付国債（５年）	650,000,000	634,543,000	

	第１７７回利付国債（５年）	1,800,000,000	1,763,190,000	
	第１７８回利付国債（５年）	7,050,000,000	6,856,759,500	
	第１７９回利付国債（５年）	4,112,000,000	3,984,774,720	
	第１８０回利付国債（５年）	1,720,000,000	1,673,560,000	
	第１８１回利付国債（５年）	5,092,000,000	4,978,041,040	
	第１８２回利付国債（５年）	2,193,000,000	2,153,021,610	
	第１８３回利付国債（５年）	6,569,000,000	6,485,508,010	
	第１８４回利付国債（５年）	1,863,000,000	1,851,598,440	
	第１８５回利付国債（５年）	2,304,000,000	2,310,520,320	
	第１回利付国債（４０年）	871,000,000	711,711,520	
	第２回利付国債（４０年）	1,234,000,000	956,189,580	
	第３回利付国債（４０年）	990,000,000	755,360,100	
	第４回利付国債（４０年）	860,000,000	641,826,600	
	第５回利付国債（４０年）	1,651,000,000	1,157,070,330	
	第６回利付国債（４０年）	1,841,000,000	1,245,381,270	
	第７回利付国債（４０年）	2,066,000,000	1,316,930,380	
	第８回利付国債（４０年）	1,860,000,000	1,081,441,200	
	第９回利付国債（４０年）	3,340,000,000	1,328,652,000	
	第１０回利付国債（４０年）	2,653,000,000	1,269,089,080	
	第１１回利付国債（４０年）	2,186,000,000	992,684,460	
	第１２回利付国債（４０年）	2,341,000,000	913,949,810	
	第１３回利付国債（４０年）	3,082,000,000	1,192,333,340	
	第１４回利付国債（４０年）	2,930,000,000	1,213,195,800	
	第１５回利付国債（４０年）	3,375,000,000	1,556,347,500	
	第１６回利付国債（４０年）	3,394,000,000	1,733,519,440	
	第１７回利付国債（４０年）	3,277,000,000	2,228,687,700	
	第１８回利付国債（４０年）	1,983,000,000	1,707,838,920	
	第３４８回利付国債（１０年）	4,700,000,000	4,633,495,000	
	第３４９回利付国債（１０年）	3,230,000,000	3,171,989,200	
	第３５０回利付国債（１０年）	6,670,000,000	6,522,793,100	
	第３５１回利付国債（１０年）	5,095,000,000	4,961,154,350	
	第３５２回利付国債（１０年）	7,080,000,000	6,865,546,800	
	第３５３回利付国債（１０年）	6,085,000,000	5,874,033,050	
	第３５４回利付国債（１０年）	3,870,000,000	3,718,334,700	
	第３５５回利付国債（１０年）	5,817,000,000	5,561,226,510	
	第３５６回利付国債（１０年）	5,624,000,000	5,348,817,680	

	第３５７回利付国債（１０年）	4,340,000,000	4,104,207,800	
	第３５８回利付国債（１０年）	6,148,000,000	5,779,796,280	
	第３５９回利付国債（１０年）	6,945,000,000	6,490,935,900	
	第３６０回利付国債（１０年）	6,410,000,000	5,953,608,000	
	第３６１回利付国債（１０年）	6,650,000,000	6,137,019,000	
	第３６２回利付国債（１０年）	6,470,000,000	5,933,119,400	
	第３６３回利付国債（１０年）	7,341,000,000	6,690,367,170	
	第３６４回利付国債（１０年）	6,535,000,000	5,916,919,700	
	第３６５回利付国債（１０年）	7,146,000,000	6,425,611,740	
	第３６６回利付国債（１０年）	7,090,000,000	6,370,152,300	
	第３６７回利付国債（１０年）	6,440,000,000	5,745,639,200	
	第３６８回利付国債（１０年）	6,820,000,000	6,042,724,600	
	第３６９回利付国債（１０年）	6,498,000,000	5,834,294,280	
	第３７０回利付国債（１０年）	6,270,000,000	5,595,536,100	
	第３７１回利付国債（１０年）	6,833,000,000	6,011,468,410	
	第３７２回利付国債（１０年）	6,874,000,000	6,186,874,960	
	第３７３回利付国債（１０年）	6,714,000,000	5,913,422,640	
	第３７４回利付国債（１０年）	7,050,000,000	6,265,899,000	
	第３７５回利付国債（１０年）	6,440,000,000	5,825,688,400	
	第３７６回利付国債（１０年）	7,115,000,000	6,293,288,650	
	第３７７回利付国債（１０年）	6,465,000,000	5,829,231,900	
	第３７８回利付国債（１０年）	6,770,000,000	6,176,406,400	
	第３７９回利付国債（１０年）	6,140,000,000	5,621,599,800	
	第３８０回利付国債（１０年）	5,992,000,000	5,555,662,560	
	第３８１回利付国債（１０年）	5,740,000,000	5,489,391,600	
	第３８２回利付国債（１０年）	4,342,000,000	4,247,822,020	
	第１回利付国債（３０年）	110,000,000	114,020,500	
	第２回利付国債（３０年）	262,000,000	268,188,440	
	第３回利付国債（３０年）	120,000,000	122,364,000	
	第４回利付国債（３０年）	110,000,000	114,765,200	
	第５回利付国債（３０年）	50,000,000	50,574,500	
	第６回利付国債（３０年）	580,000,000	591,095,400	
	第７回利付国債（３０年）	880,000,000	889,521,600	
	第８回利付国債（３０年）	850,000,000	830,790,000	
	第９回利付国債（３０年）	240,000,000	228,585,600	
	第１０回利付国債（３０年）	230,000,000	213,888,500	

	第１１回利付国債（３０年）	260,000,000	250,564,600	
	第１２回利付国債（３０年）	390,000,000	384,777,900	
	第１３回利付国債（３０年）	970,000,000	947,379,600	
	第１４回利付国債（３０年）	750,000,000	751,230,000	
	第１５回利付国債（３０年）	1,134,000,000	1,140,860,700	
	第１６回利付国債（３０年）	400,000,000	401,512,000	
	第１７回利付国債（３０年）	1,130,000,000	1,122,451,600	
	第１８回利付国債（３０年）	1,115,000,000	1,095,799,700	
	第１９回利付国債（３０年）	830,000,000	812,985,000	
	第２０回利付国債（３０年）	945,000,000	937,931,400	
	第２１回利付国債（３０年）	960,000,000	934,080,000	
	第２２回利付国債（３０年）	640,000,000	631,564,800	
	第２３回利付国債（３０年）	520,000,000	511,992,000	
	第２４回利付国債（３０年）	780,000,000	765,905,400	
	第２５回利付国債（３０年）	519,000,000	498,712,290	
	第２６回利付国債（３０年）	1,560,000,000	1,507,100,400	
	第２７回利付国債（３０年）	1,486,000,000	1,439,770,540	
	第２８回利付国債（３０年）	1,706,000,000	1,641,052,580	
	第２９回利付国債（３０年）	2,182,000,000	2,059,895,280	
	第３０回利付国債（３０年）	2,350,000,000	2,175,982,500	
	第３１回利付国債（３０年）	2,309,000,000	2,092,854,510	
	第３２回利付国債（３０年）	2,900,000,000	2,637,869,000	
	第３３回利付国債（３０年）	3,080,000,000	2,673,255,200	
	第３４回利付国債（３０年）	2,835,000,000	2,504,155,500	
	第３５回利付国債（３０年）	3,028,000,000	2,578,432,840	
	第３６回利付国債（３０年）	3,236,000,000	2,731,604,680	
	第３７回利付国債（３０年）	2,955,000,000	2,433,176,550	
	第３８回利付国債（３０年）	1,924,000,000	1,544,837,320	
	第３９回利付国債（３０年）	1,920,000,000	1,558,195,200	
	第４０回利付国債（３０年）	1,550,000,000	1,231,816,000	
	第４１回利付国債（３０年）	1,670,000,000	1,298,324,800	
	第４２回利付国債（３０年）	1,890,000,000	1,461,196,800	
	第４３回利付国債（３０年）	1,830,000,000	1,406,849,100	
	第４４回利付国債（３０年）	1,810,000,000	1,383,600,200	
	第４５回利付国債（３０年）	2,018,000,000	1,480,384,620	
	第４６回利付国債（３０年）	2,359,000,000	1,721,149,990	

	第４７回利付国債（３０年）	2,239,000,000	1,654,889,680	
	第４８回利付国債（３０年）	2,070,000,000	1,463,490,000	
	第４９回利付国債（３０年）	2,175,000,000	1,529,025,000	
	第５０回利付国債（３０年）	2,370,000,000	1,454,777,100	
	第５１回利付国債（３０年）	2,337,000,000	1,256,791,860	
	第５２回利付国債（３０年）	2,330,000,000	1,307,875,600	
	第５３回利付国債（３０年）	2,098,000,000	1,197,454,480	
	第５４回利付国債（３０年）	2,290,000,000	1,362,733,200	
	第５５回利付国債（３０年）	2,052,000,000	1,211,459,760	
	第５６回利付国債（３０年）	1,960,000,000	1,148,011,200	
	第５７回利付国債（３０年）	2,007,000,000	1,166,327,910	
	第５８回利付国債（３０年）	2,620,000,000	1,510,692,000	
	第５９回利付国債（３０年）	1,805,000,000	1,005,150,350	
	第６０回利付国債（３０年）	1,832,000,000	1,067,414,800	
	第６１回利付国債（３０年）	1,670,000,000	915,059,800	
	第６２回利付国債（３０年）	1,855,000,000	951,448,050	
	第６３回利付国債（３０年）	1,660,000,000	817,765,800	
	第６４回利付国債（３０年）	2,026,000,000	987,857,340	
	第６５回利付国債（３０年）	1,754,000,000	846,550,560	
	第６６回利付国債（３０年）	1,534,000,000	732,899,180	
	第６７回利付国債（３０年）	1,336,000,000	673,824,960	
	第６８回利付国債（３０年）	1,890,000,000	943,903,800	
	第６９回利付国債（３０年）	2,160,000,000	1,102,766,400	
	第７０回利付国債（３０年）	2,867,000,000	1,450,587,320	
	第７１回利付国債（３０年）	1,898,000,000	951,638,220	
	第７２回利付国債（３０年）	2,180,000,000	1,083,154,800	
	第７３回利付国債（３０年）	2,145,000,000	1,056,755,700	
	第７４回利付国債（３０年）	2,131,000,000	1,146,563,240	
	第７５回利付国債（３０年）	2,360,000,000	1,378,712,000	
	第７６回利付国債（３０年）	2,086,000,000	1,247,344,560	
	第７７回利付国債（３０年）	2,140,000,000	1,345,632,000	
	第７８回利付国債（３０年）	2,270,000,000	1,346,791,000	
	第７９回利付国債（３０年）	2,106,000,000	1,174,684,680	
	第８０回利付国債（３０年）	1,983,000,000	1,301,046,300	
	第８１回利付国債（３０年）	2,190,000,000	1,358,960,700	
	第８２回利付国債（３０年）	2,276,000,000	1,485,294,840	

	第８３回利付国債（３０年）	1,977,000,000	1,421,344,380	
	第８４回利付国債（３０年）	2,162,000,000	1,514,459,380	
	第８５回利付国債（３０年）	2,150,000,000	1,577,885,000	
	第８６回利付国債（３０年）	1,830,000,000	1,373,982,300	
	第８７回利付国債（３０年）	1,905,000,000	1,562,290,500	
	第８８回利付国債（３０年）	1,600,000,000	1,424,496,000	
	第８９回利付国債（３０年）	1,597,000,000	1,478,279,020	
	第９０回利付国債（３０年）	1,205,000,000	1,179,923,950	
	第９７回利付国債（２０年）	900,000,000	911,142,000	
	第９８回利付国債（２０年）	440,000,000	444,892,800	
	第９９回利付国債（２０年）	1,410,000,000	1,427,089,200	
	第１００回利付国債（２０年）	480,000,000	487,017,600	
	第１０１回利付国債（２０年）	715,000,000	727,927,200	
	第１０２回利付国債（２０年）	1,180,000,000	1,202,986,400	
	第１０３回利付国債（２０年）	400,000,000	407,004,000	
	第１０４回利付国債（２０年）	160,000,000	162,156,800	
	第１０５回利付国債（２０年）	1,180,000,000	1,196,767,800	
	第１０６回利付国債（２０年）	1,580,000,000	1,605,927,800	
	第１０７回利付国債（２０年）	1,100,000,000	1,115,917,000	
	第１０８回利付国債（２０年）	840,000,000	848,072,400	
	第１０９回利付国債（２０年）	920,000,000	928,556,000	
	第１１０回利付国債（２０年）	1,100,000,000	1,116,225,000	
	第１１１回利付国債（２０年）	970,000,000	987,072,000	
	第１１２回利付国債（２０年）	990,000,000	1,004,562,900	
	第１１３回利付国債（２０年）	2,020,000,000	2,049,209,200	
	第１１４回利付国債（２０年）	1,430,000,000	1,449,991,400	
	第１１５回利付国債（２０年）	1,100,000,000	1,119,030,000	
	第１１６回利付国債（２０年）	1,660,000,000	1,687,323,600	
	第１１７回利付国債（２０年）	1,980,000,000	2,005,581,600	
	第１１８回利付国債（２０年）	660,000,000	665,326,200	
	第１１９回利付国債（２０年）	1,412,000,000	1,412,522,440	
	第１２０回利付国債（２０年）	1,070,000,000	1,062,167,600	
	第１２１回利付国債（２０年）	2,040,000,000	2,045,242,800	
	第１２２回利付国債（２０年）	750,000,000	748,807,500	
	第１２３回利付国債（２０年）	1,920,000,000	1,937,606,400	
	第１２４回利付国債（２０年）	760,000,000	763,640,400	

	第１２５回利付国債（２０年）	1,640,000,000	1,660,073,600	
	第１２６回利付国債（２０年）	1,090,000,000	1,093,564,300	
	第１２７回利付国債（２０年）	1,020,000,000	1,018,653,600	
	第１２８回利付国債（２０年）	2,120,000,000	2,114,170,000	
	第１２９回利付国債（２０年）	825,000,000	818,771,250	
	第１３０回利付国債（２０年）	2,113,000,000	2,092,820,850	
	第１３１回利付国債（２０年）	1,290,000,000	1,271,217,600	
	第１３２回利付国債（２０年）	1,230,000,000	1,208,622,600	
	第１３３回利付国債（２０年）	1,810,000,000	1,787,537,900	
	第１３４回利付国債（２０年）	1,520,000,000	1,497,671,200	
	第１３５回利付国債（２０年）	920,000,000	901,278,000	
	第１３６回利付国債（２０年）	1,240,000,000	1,208,070,000	
	第１３７回利付国債（２０年）	1,400,000,000	1,367,114,000	
	第１３８回利付国債（２０年）	1,330,000,000	1,283,888,900	
	第１３９回利付国債（２０年）	1,567,000,000	1,521,431,640	
	第１４０回利付国債（２０年）	2,890,000,000	2,814,166,400	
	第１４１回利付国債（２０年）	2,300,000,000	2,232,449,000	
	第１４２回利付国債（２０年）	1,522,000,000	1,486,400,420	
	第１４３回利付国債（２０年）	2,560,000,000	2,460,748,800	
	第１４４回利付国債（２０年）	1,550,000,000	1,480,374,000	
	第１４５回利付国債（２０年）	3,265,000,000	3,146,513,150	
	第１４６回利付国債（２０年）	3,430,000,000	3,292,457,000	
	第１４７回利付国債（２０年）	3,764,000,000	3,573,165,200	
	第１４８回利付国債（２０年）	3,520,000,000	3,302,710,400	
	第１４９回利付国債（２０年）	3,650,000,000	3,407,165,500	
	第１５０回利付国債（２０年）	3,390,000,000	3,124,630,800	
	第１５１回利付国債（２０年）	4,117,000,000	3,712,134,220	
	第１５２回利付国債（２０年）	3,267,000,000	2,929,812,930	
	第１５３回利付国債（２０年）	3,618,000,000	3,253,956,840	
	第１５４回利付国債（２０年）	3,015,000,000	2,671,561,350	
	第１５５回利付国債（２０年）	3,685,000,000	3,183,766,300	
	第１５６回利付国債（２０年）	2,952,000,000	2,382,765,840	
	第１５７回利付国債（２０年）	2,664,000,000	2,085,912,000	
	第１５８回利付国債（２０年）	3,490,000,000	2,801,318,300	
	第１５９回利付国債（２０年）	3,040,000,000	2,447,504,000	
	第１６０回利付国債（２０年）	2,713,000,000	2,191,588,530	

	第１６１回利付国債（２０年）	2,960,000,000	2,344,260,800	
	第１６２回利付国債（２０年）	3,010,000,000	2,363,452,000	
	第１６３回利付国債（２０年）	3,070,000,000	2,389,810,800	
	第１６４回利付国債（２０年）	3,980,000,000	3,032,561,000	
	第１６５回利付国債（２０年）	2,754,000,000	2,079,407,700	
	第１６６回利付国債（２０年）	2,566,000,000	1,972,740,800	
	第１６７回利付国債（２０年）	2,838,000,000	2,104,802,700	
	第１６８回利付国債（２０年）	2,750,000,000	1,992,237,500	
	第１６９回利付国債（２０年）	1,970,000,000	1,392,927,900	
	第１７０回利付国債（２０年）	2,310,000,000	1,617,207,900	
	第１７１回利付国債（２０年）	2,318,000,000	1,607,533,000	
	第１７２回利付国債（２０年）	2,313,000,000	1,614,404,610	
	第１７３回利付国債（２０年）	3,177,000,000	2,196,768,420	
	第１７４回利付国債（２０年）	3,070,000,000	2,102,919,300	
	第１７５回利付国債（２０年）	3,276,000,000	2,260,964,160	
	第１７６回利付国債（２０年）	2,830,000,000	1,936,314,300	
	第１７７回利付国債（２０年）	3,010,000,000	2,005,292,100	
	第１７８回利付国債（２０年）	3,090,000,000	2,076,294,600	
	第１７９回利付国債（２０年）	3,513,000,000	2,339,833,650	
	第１８０回利付国債（２０年）	2,920,000,000	2,035,006,400	
	第１８１回利付国債（２０年）	3,047,000,000	2,144,478,600	
	第１８２回利付国債（２０年）	2,960,000,000	2,141,204,800	
	第１８３回利付国債（２０年）	2,870,000,000	2,170,781,900	
	第１８４回利付国債（２０年）	3,170,000,000	2,261,953,500	
	第１８５回利付国債（２０年）	3,443,000,000	2,439,158,920	
	第１８６回利付国債（２０年）	2,821,000,000	2,130,955,190	
	第１８７回利付国債（２０年）	2,613,000,000	1,893,902,400	
	第１８８回利付国債（２０年）	2,393,000,000	1,818,105,680	
	第１８９回利付国債（２０年）	2,373,000,000	1,887,650,310	
	第１９０回利付国債（２０年）	2,400,000,000	1,867,176,000	
	第１９１回利付国債（２０年）	2,670,000,000	2,140,485,600	
	第１９２回利付国債（２０年）	2,513,000,000	2,143,965,950	
	第１９３回利付国債（２０年）	1,987,000,000	1,715,973,200	
	第１９４回利付国債（２０年）	1,994,000,000	1,771,629,120	
	第１９５回利付国債（２０年）	2,124,000,000	2,030,055,480	
	第１９６回利付国債（２０年）	1,226,000,000	1,203,932,000	

国債証券合計		752,599,000,000	641,981,813,690	
地方債証券	第５回東京都公募公債（東京グリーンボンド（３０年)）	100,000,000	47,575,000	
	第６回東京都公募公債（東京ソーシャルボンド（５年)）	100,000,000	97,047,000	
	第７回東京都公募公債（３年）	200,000,000	198,080,000	
	第９回東京都公募公債（３０年）	100,000,000	91,330,000	
	第９回東京都公募公債（東京ソーシャルボンド（５年)）	100,000,000	97,528,000	
	第１１回東京都公募公債（３０年）	100,000,000	86,915,000	
	第１３回東京都公募公債（３０年）	100,000,000	81,437,000	
	第１５回東京都公募公債（３０年）	100,000,000	76,285,000	
	第１６回東京都公募公債（２０年）	200,000,000	201,874,000	
	第１７回東京都公募公債（２０年）	100,000,000	101,143,000	
	第１９回東京都公募公債（２０年）	100,000,000	101,211,000	
	第１９回東京都公募公債（３０年）	100,000,000	49,154,000	
	第２６回東京都公募公債（２０年）	200,000,000	194,130,000	
	第２７回東京都公募公債（２０年）	200,000,000	191,978,000	
	第３０回東京都公募公債（２０年）	100,000,000	92,228,000	
	第３８回東京都公募公債（２０年）	200,000,000	130,426,000	
	第７７４回東京都公募公債	130,000,000	127,596,300	
	第７８１回東京都公募公債	300,000,000	291,807,000	
	第８００回東京都公募公債	200,000,000	188,212,000	
	第８３０回東京都公募公債	300,000,000	266,595,000	
	第８６６回東京都公募公債	300,000,000	275,826,000	
	第８７３回東京都公募公債	200,000,000	191,644,000	
	平成２９年度第１３回北海道公募公債	108,000,000	106,008,480	
	平成３０年度第１４回北海道公募公債	200,000,000	192,856,000	
	令和２年度第２１回北海道公募公債	300,000,000	275,091,000	
	令和４年度第１０回北海道公募公債	200,000,000	178,342,000	
	令和５年度第６回北海道公募公債	100,000,000	89,091,000	
	第３９回１号宮城県公募公債（１０年）	100,000,000	88,024,000	
	第４回神奈川県公募公債（３０年）	200,000,000	190,772,000	
	第１１回神奈川県公募公債（２０年）	100,000,000	101,049,000	
	第１５回神奈川県公募公債（２０年）	200,000,000	199,634,000	
	第１７回神奈川県公募公債（２０年）	100,000,000	99,336,000	
	第２０回神奈川県公募公債（２０年）	100,000,000	96,885,000	

	第２７回神奈川県公募公債（２０年）	100,000,000	90,944,000	
	第４３回神奈川県公募公債（２０年）	100,000,000	67,735,000	
	第４８回神奈川県公募公債（２０年）	200,000,000	131,422,000	
	第１００回神奈川県公募公債（５年）	300,000,000	291,138,000	
	第２４３回神奈川県公募公債	200,000,000	188,178,000	
	第２６０回神奈川県公募公債	208,000,000	187,220,800	
	第２６２回神奈川県公募公債	100,000,000	89,714,000	
	第６回大阪府公募公債（２０年）	200,000,000	200,202,000	
	第７回大阪府公募公債（２０年）	300,000,000	295,443,000	
	第１０回大阪府公募公債（２０年）	100,000,000	96,547,000	
	第１３回大阪府公募公債（２０年）	100,000,000	87,239,000	
	第１８回大阪府公募公債（２０年）	200,000,000	134,368,000	
	第１９回大阪府公募公債（２０年）	200,000,000	134,798,000	
	第２０２回大阪府公募公債（５年）	112,000,000	108,871,840	
	第２１１回大阪府公募公債（５年）	110,000,000	106,155,500	
	第２１３回大阪府公募公債（５年）	172,000,000	166,282,720	
	第２１４回大阪府公募公債（５年）	108,000,000	104,158,440	
	第２３１回大阪府公募公債（５年）	370,000,000	358,870,400	
	第４３０回大阪府公募公債（１０年）	147,000,000	143,626,350	
	第４３９回大阪府公募公債（１０年）	200,000,000	192,852,000	
	第４４０回大阪府公募公債（１０年）	100,000,000	96,269,000	
	第４５８回大阪府公募公債（１０年）	100,000,000	92,759,000	
	第４６５回大阪府公募公債（１０年）	160,000,000	146,257,600	
	第４６８回大阪府公募公債（１０年）	182,000,000	165,352,460	
	第４６９回大阪府公募公債（１０年）	200,000,000	181,218,000	
	平成２１年度第３回京都府公募公債（２０年）	100,000,000	101,351,000	
	平成２３年度第５回京都府公募公債（２０年）	100,000,000	98,179,000	
	平成２６年度第９回京都府公募公債（１５年）	100,000,000	97,199,000	
	平成２８年度第５回京都府公募公債（２０年）	100,000,000	77,605,000	
	平成２９年度第５回京都府公募公債（２０年）	100,000,000	77,497,000	
	令和元年度第５回京都府公募公債（２０年）	300,000,000	202,686,000	
	令和２年度第１２回京都府公募公債	140,500,000	129,122,310	
	令和６年度第４回京都府公募公債	245,440,000	219,359,545	
	第２回兵庫県公募公債（２０年）	300,000,000	303,840,000	
	第３回兵庫県公募公債（１５年）	100,000,000	100,068,000	
	第６回兵庫県公募公債（１５年）	100,000,000	99,595,000	

	第７回兵庫県公募公債（１５年）	100,000,000	98,732,000	
	第８回兵庫県公募公債（１５年）	200,000,000	196,702,000	
	第９回兵庫県公募公債（２０年）	400,000,000	406,044,000	
	第１３回兵庫県公募公債（２０年）	200,000,000	195,766,000	
	第１５回兵庫県公募公債（２０年）	400,000,000	385,328,000	
	第２２回兵庫県公募公債（２０年）	100,000,000	91,017,000	
	第３４回兵庫県公募公債（２０年）	100,000,000	76,415,000	
	第３５回兵庫県公募公債（２０年）	100,000,000	74,757,000	
	第４１回兵庫県公募公債（２０年）	200,000,000	134,086,000	
	令和元年度第１７回兵庫県公募公債	300,000,000	282,291,000	
	第４回静岡県公募公債（３年）	500,000,000	493,835,000	
	第５回静岡県公募公債（２０年）	100,000,000	101,183,000	
	第９回静岡県公募公債（３０年）	100,000,000	70,816,000	
	第１２回静岡県公募公債（３０年）	100,000,000	55,263,000	
	第１３回静岡県公募公債（２０年）	100,000,000	98,117,000	
	第１５回静岡県公募公債（２０年）	100,000,000	96,355,000	
	第１８回静岡県公募公債（２０年）	100,000,000	91,860,000	
	平成２９年度第１１回静岡県公募公債	100,000,000	98,580,000	
	平成３０年度第６回静岡県公募公債	300,000,000	291,894,000	
	令和２年度第１１回静岡県公募公債	310,000,000	285,919,200	
	令和５年度第７回静岡県公募公債	165,000,000	147,208,050	
	令和６年度第４回静岡県公募公債（５年）	130,000,000	126,025,900	
	令和７年度第５回静岡県公募公債	100,000,000	92,068,000	
	令和７年度第７回静岡県公募公債	100,000,000	90,844,000	
	平成２１年度第５回愛知県公募公債（２０年）	100,000,000	101,657,000	
	平成２４年度第１４回愛知県公募公債（１５年）	100,000,000	99,865,000	
	平成２６年度第４回愛知県公募公債（２０年）	100,000,000	92,651,000	
	平成２９年度第６回愛知県公募公債（１０年）	200,000,000	197,574,000	
	平成２９年度第１２回愛知県公募公債（２０年）	300,000,000	229,584,000	
	平成３０年度第１回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	97,561,000	
	平成３０年度第６回愛知県公募公債（３０年）	100,000,000	54,117,000	
	令和元年度第１６回愛知県公募公債（１０年）	200,000,000	187,534,000	
	令和２年度第７回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	92,926,000	
	令和２年度第１３回愛知県公募公債（２０年）	100,000,000	66,878,000	
	令和３年度第６回愛知県公募公債（３０年）	200,000,000	95,388,000	
	令和５年度第６回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	88,460,000	

	平成２０年度第１回広島県公募公債（２０年）	100,000,000	101,696,000	
	平成２１年度第１回広島県公募公債（２０年）	200,000,000	202,888,000	
	平成３０年度第１回広島県公募公債	200,000,000	194,930,000	
	令和２年度第１回広島県公募公債（２０年）	200,000,000	133,824,000	
	令和２年度第７回広島県公募公債	390,000,000	357,552,000	
	令和３年度第１回広島県公募公債	100,000,000	66,642,000	
	令和４年度第２回広島県公募公債	100,000,000	89,121,000	
	第１回埼玉県公募公債（１５年）	100,000,000	97,280,000	
	第２回埼玉県公募公債（１０年）	100,000,000	89,177,000	
	第５回埼玉県公募公債（５年）	300,000,000	289,953,000	
	第６回埼玉県公募公債（２０年）	100,000,000	101,508,000	
	第６回埼玉県公募公債（３０年）	100,000,000	59,637,000	
	第７回埼玉県公募公債（１５年）	600,000,000	483,246,000	
	第７回埼玉県公募公債（２０年）	200,000,000	203,348,000	
	第８回埼玉県公募公債（１５年）	200,000,000	157,692,000	
	第１０回埼玉県公募公債（２０年）	200,000,000	199,634,000	
	第１８回埼玉県公募公債（２０年）	200,000,000	156,430,000	
	第２３回埼玉県公募公債（２０年）	100,000,000	73,853,000	
	第２８回埼玉県公募公債（２０年）	200,000,000	131,940,000	
	令和２年度第７回埼玉県公募公債	100,000,000	92,347,000	
	令和２年度第８回埼玉県公募公債	100,000,000	91,898,000	
	令和３年度第８回埼玉県公募公債	150,000,000	134,602,500	
	平成１９年度第１回福岡県公募公債（２０年）	400,000,000	405,012,000	
	平成２０年度第２回福岡県公募公債（２０年）	100,000,000	101,046,000	
	平成２３年度第１回福岡県公募公債（２０年）	200,000,000	199,358,000	
	平成２４年度第１回福岡県公募公債（３０年）	100,000,000	82,896,000	
	平成２６年度第４回福岡県公募公債（２０年）	100,000,000	88,923,000	
	平成３０年度第１回福岡県公募公債（３０年）	100,000,000	54,117,000	
	平成３０年度第１回福岡県公募公債（２０年）	100,000,000	74,832,000	
	令和元年度第３回福岡県公募公債（３０年）	200,000,000	94,260,000	
	令和２年度第１回福岡県公募公債	300,000,000	279,633,000	
	令和３年度第２回福岡県公募公債	100,000,000	90,960,000	
	令和３年度第１回福岡県公募公債（１５年）	100,000,000	77,627,000	
	令和５年度第１回福岡県公募公債（グリーンボンド・１０年）	100,000,000	88,940,000	
	令和５年度第３回福岡県公募公債	100,000,000	88,686,000	

	令和７年度第６回福岡県公募公債	100,000,000	91,870,000	
	令和７年度第７回福岡県公募公債	100,000,000	97,034,000	
	第５回千葉県公募公債（２０年）	200,000,000	203,016,000	
	第６回千葉県公募公債（２０年）	100,000,000	101,592,000	
	第１３回千葉県公募公債（２０年）	100,000,000	96,355,000	
	第２０回千葉県公募公債（２０年）	100,000,000	79,318,000	
	平成３０年度第１回千葉県公募公債	400,000,000	389,860,000	
	令和元年度第７回千葉県公募公債	300,000,000	281,016,000	
	令和２年度第７回千葉県公募公債	100,000,000	92,576,000	
	令和４年度第６回千葉県公募公債	130,000,000	115,937,900	
	令和６年度第１回千葉県公募公債	100,000,000	88,001,000	
	平成３０年度第１回新潟県公募公債	100,000,000	74,982,000	
	令和３年度第１回長野県公募公債（１０年）	300,000,000	274,239,000	
	令和４年度第１回長野県公募公債（１０年）	300,000,000	268,194,000	
	令和６年度第１回長野県公募公債（１０年）	300,000,000	267,093,000	
	令和５年度第１回茨城県公募公債	100,000,000	88,746,000	
	令和６年度第１回茨城県公募公債	100,000,000	88,808,000	
	第１回群馬県公募公債（２０年）	200,000,000	198,886,000	
	第３回群馬県公募公債（２０年）	100,000,000	96,750,000	
	第２１回群馬県公募公債（１０年）	100,000,000	94,305,000	
	第２４回群馬県公募公債（１０年）	200,000,000	180,000,000	
	第２８回群馬県公募公債（１０年）	100,000,000	88,634,000	
	第３０回群馬県公募公債（１０年）	100,000,000	89,142,000	
	平成２９年度第１回岐阜県公募公債（１０年）	100,000,000	98,400,000	
	第１７４回共同発行市場公募地方債	594,300,000	585,171,552	
	第１７５回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,433,000	
	第１８１回共同発行市場公募地方債	300,000,000	292,701,000	
	第２１９回共同発行市場公募地方債	100,000,000	90,716,000	
	第２２０回共同発行市場公募地方債	200,000,000	180,448,000	
	第２２８回共同発行市場公募地方債	200,000,000	178,076,000	
	第２３３回共同発行市場公募地方債	200,000,000	177,178,000	
	第２４３回共同発行市場公募地方債	100,000,000	88,768,000	
	第２４４回共同発行市場公募地方債	100,000,000	87,946,000	
	第２４５回共同発行市場公募地方債	100,000,000	88,967,000	
	第２５５回共同発行市場公募地方債	300,000,000	267,396,000	
	第２６７回共同発行市場公募地方債	200,000,000	183,720,000	

	第２６８回共同発行市場公募地方債	500,000,000	454,030,000	
	第２６９回共同発行市場公募地方債	300,000,000	273,231,000	
	第２７３回共同発行市場公募地方債	600,000,000	561,000,000	
	第２７５回共同発行市場公募地方債	200,000,000	192,366,000	
	第２７７回共同発行市場公募地方債	450,000,000	441,036,000	
	令和４年度第３回長崎県公募公債（１０年）	100,000,000	89,357,000	
	令和７年度第１回滋賀県公募公債	115,140,000	105,898,863	
	令和４年度第１回熊本市公募公債	101,000,000	89,582,960	
	令和３年度第２回奈良県公募公債（２０年）	200,000,000	132,266,000	
	平成２９年度第１回静岡市公募公債	100,000,000	98,313,000	
	平成３０年度第１回浜松市公募公債	200,000,000	192,324,000	
	令和２年度第１回静岡市公募公債	200,000,000	184,372,000	
	第１３回大阪市公募公債（２０年）	200,000,000	201,344,000	
	第１５回大阪市公募公債（３０年）	100,000,000	47,481,000	
	第１９回大阪市公募公債（２０年）	100,000,000	87,719,000	
	第１９回大阪市公募公債（３０年）	100,000,000	70,086,000	
	第２１回大阪市公募公債（２０年）	100,000,000	84,501,000	
	第２２回大阪市公募公債（２０年）	600,000,000	469,914,000	
	第２４回大阪市公募公債（２０年）	100,000,000	78,564,000	
	令和３年度第２回大阪市公募公債	200,000,000	182,088,000	
	令和７年度第４回大阪市公募公債	100,000,000	90,951,000	
	第１回名古屋市公募公債（１５年）	100,000,000	100,017,000	
	第１回名古屋市公募公債（３０年）	100,000,000	98,728,000	
	第５回名古屋市公募公債（３０年）	100,000,000	92,613,000	
	第９回名古屋市公募公債（２０年）	100,000,000	101,095,000	
	第１１回名古屋市公募公債（３０年）	100,000,000	75,218,000	
	第５１２回名古屋市公募公債（１０年）	300,000,000	279,630,000	
	第５２８回名古屋市公募公債（１０年）	100,000,000	89,142,000	
	第５３３回名古屋市公募公債（１０年）	200,000,000	182,824,000	
	令和２年度第１回京都市公募公債	200,000,000	185,434,000	
	令和４年度第２回京都市公募公債	200,000,000	177,952,000	
	令和５年度第７回京都市公募公債	100,000,000	96,780,000	
	令和７年度第４回京都市公募公債	200,000,000	196,736,000	
	平成２０年度第１回神戸市公募公債（２０年）	200,000,000	203,312,000	
	平成２１年度第１１回神戸市公募公債（２０年）	100,000,000	101,394,000	
	平成２４年度第１２回神戸市公募公債（２０年）	100,000,000	96,169,000	

	令和２年度第９回神戸市公募公債（３０年）	100,000,000	48,861,000	
	令和３年度第６回神戸市公募公債（３０年）	100,000,000	47,619,000	
	令和７年度第８回神戸市公募公債（５年）	500,000,000	484,190,000	
	第１９回横浜市公募公債（２０年）	200,000,000	202,782,000	
	第２０回横浜市公募公債（２０年）	300,000,000	303,096,000	
	平成２９年度第２回横浜市公募公債	100,000,000	98,855,000	
	平成３０年度第１回横浜市公募公債	100,000,000	97,631,000	
	平成３０年度第４回横浜市公募公債	100,000,000	96,990,000	
	第３０回横浜市公募公債（２０年）	200,000,000	181,194,000	
	令和２年度第１回横浜市公募公債	300,000,000	279,780,000	
	令和３年度第２回横浜市公募公債	100,000,000	91,035,000	
	平成２５年度第１０回札幌市公募公債（２０年）	100,000,000	92,877,000	
	平成２６年度第５回札幌市公募公債（１５年）	100,000,000	97,448,000	
	平成２６年度第１０回札幌市公募公債（２０年）	100,000,000	88,917,000	
	令和５年度第３回札幌市公募公債（１０年）	200,000,000	176,608,000	
	令和７年度第９回札幌市公募公債（５年）	200,000,000	197,846,000	
	第１１回川崎市公募公債（２０年）	100,000,000	99,439,000	
	第１３回川崎市公募公債（３０年）	200,000,000	121,702,000	
	第１７回川崎市公募公債（２０年）	100,000,000	94,436,000	
	第２７回川崎市公募公債（２０年）	100,000,000	74,956,000	
	第３０回川崎市公募公債（２０年）	400,000,000	272,140,000	
	第９３回川崎市公募公債	100,000,000	92,439,000	
	第１５回北九州市公募公債（２０年）	100,000,000	95,143,000	
	第１７回北九州市公募公債（２０年）	100,000,000	92,367,000	
	令和７年度第３回北九州市公募公債	100,000,000	93,886,000	
	平成２１年度第３回福岡市公募公債（２０年）	100,000,000	101,194,000	
	平成２５年度第６回福岡市公募公債（２０年）	100,000,000	92,874,000	
	２０１９年度第７回福岡市公募公債（２０年）	100,000,000	67,744,000	
	２０２０年度第８回福岡市公募公債（３０年）	200,000,000	97,876,000	
	２０２３年度第８回福岡市公募公債（１０年）	100,000,000	87,978,000	
	平成２９年度第６回広島市公募公債	170,000,000	166,464,000	
	令和元年度第２回広島市公募公債（２０年）	200,000,000	135,124,000	
	令和元年度第５回広島市公募公債	284,000,000	267,437,120	
	令和元年度第６回広島市公募公債	550,000,000	515,867,000	
	令和元年度第５回千葉市公募公債	200,000,000	187,344,000	
	令和３年度第８回千葉市公募公債	300,000,000	267,336,000	

	令和４年度第１回千葉市公募公債	100,000,000	89,251,000	
	令和４年度第５回千葉市公募公債	100,000,000	88,616,000	
	第２５回さいたま市公募公債	500,000,000	469,210,000	
	平成２９年度第５回福井県公募公債	100,000,000	97,570,000	
	令和元年度第１回福井県公募公債	100,000,000	68,668,000	
	令和５年度第２回福井県公募公債	100,000,000	88,132,000	
	平成３０年度第３回岡山県公募公債（１０年）	100,000,000	95,842,000	
	令和７年度第３回秋田県公募公債（１０年）	200,000,000	182,416,000	
	第１１３回福岡北九州高速道路債券	100,000,000	101,322,000	
地方債証券合計		44,332,380,000	39,840,269,790	
特殊債券	第３７回新関西国際空港株式会社社債	100,000,000	63,088,000	
	第１回国立大学法人東京大学債券	100,000,000	41,252,000	
	第４９回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	200,000,000	193,886,000	
	第７２回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	111,100,000	99,840,015	
	第１０９回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	40,506,000	
	第１２９回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	33,136,000	
	第２１回道路債券	100,000,000	102,050,000	
	第２８回道路債券	200,000,000	204,132,000	
	第３３回道路債券	200,000,000	204,198,000	
	第３４回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,497,000	
	第３６回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	83,920,000	
	第３７回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,642,000	
	第４６回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	163,758,000	
	第４７回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,779,000	
	第８４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	76,800,000	
	第８６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,806,000	
	第９０回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	202,126,000	
	第９４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	202,652,000	
	第９５回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	96,636,000	
	第１０９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	87,728,000	
	第１２５回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,394,000	
	第１３１回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	91,570,000	
	第１５３回政府保証日本高速道路保有・債務返済	100,000,000	98,073,000	

	機構債券			
	第１５３回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	62,974,000	
	第１５８回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	175,970,000	
	第１７１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	95,815,000	
	第１７４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	96,156,000	
	第１８１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	95,918,000	
	第１８８回日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	460,530,000	
	第１９６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	95,813,000	
	第２０８回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	47,968,000	
	第２１４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	185,224,000	
	第２２３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	91,628,000	
	第２２８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	182,000,000	
	第２３９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	88,348,000	
	第２４２回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	177,186,000	
	第２４７回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	134,308,000	
	第２５９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	86,526,000	
	第２７７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	53,441,000	
	第２８６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	77,412,000	
	第３０２回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	78,039,000	
	第３０４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	319,196,000	
	第３１２回日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	233,151,000	
	第３１４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	77,770,000	
	第３１４回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	67,994,000	
	第３１６回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	80,084,000	
	第３１７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	187,124,000	
	第３１８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	800,000,000	789,712,000	
	第３２１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,578,000	
	第３２８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	76,566,000	

	第３３１回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	82,093,000	
	第３３９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	120,000,000	117,411,600	
	第３４８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	194,660,000	
	第３６１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	223,500,000	
	第３６３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	214,000,000	207,085,660	
	第３６６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	110,000,000	106,261,100	
	第３８３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	115,000,000	109,462,750	
	第３８５回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	94,917,000	
	第３９３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	94,159,000	
	第４００回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	184,220,000	
	第４０３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	120,000,000	111,806,400	
	第４１５回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	130,954,000	
	第４１６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	139,503,000	
	第４１９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	64,239,000	
	第４３６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	71,518,000	
	第４７４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	239,568,000	
	第４７７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	256,092,000	
	第４７９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	81,801,000	
	第２回公営企業債券（３０年）	300,000,000	297,078,000	
	第３回地方公共団体金融機構債券（１５年）	100,000,000	98,644,000	
	第５回公営企業債券（３０年）	300,000,000	301,647,000	
	第７回公営企業債券（３０年）	200,000,000	198,780,000	
	第８回公営企業債券（３０年）	100,000,000	97,677,000	
	第８回地方公共団体金融機構債券（２０年）	200,000,000	200,440,000	
	第１０回地方公共団体金融機構債券（２０年）	200,000,000	197,882,000	
	第１１回地方公共団体金融機構債券（３０年）	200,000,000	94,142,000	
	第１２回地方公共団体金融機構債券（３０年）	300,000,000	142,734,000	
	第１３回地方公共団体金融機構債券（３０年）	100,000,000	47,435,000	

	第１５回政府保証地方公共団体金融機構債券（４年）	200,000,000	194,898,000	
	第１７回政府保証地方公共団体金融機構債券（４年）	500,000,000	489,390,000	
	第１９回地方公共団体金融機構債券（２０年）	500,000,000	489,900,000	
	第２３回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	96,333,000	
	第２４回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	96,230,000	
	第３２回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	94,073,000	
	第３４回地方公共団体金融機構債券（２０年）	500,000,000	468,185,000	
	第３６回地方公共団体金融機構債券（２０年）	200,000,000	185,564,000	
	第４３回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	87,789,000	
	第４５回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	87,880,000	
	第８６回地方公共団体金融機構債券（２０年）	300,000,000	200,682,000	
	第９８回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,768,000	
	第９９回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,653,000	
	第１０５回政府保証地方公共団体金融機構債券	110,000,000	107,693,300	
	第１１１回政府保証地方公共団体金融機構債券	156,000,000	151,491,600	
	第１１３回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	96,835,000	
	第１１６回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	96,026,000	
	第１１９回政府保証地方公共団体金融機構債券	311,000,000	296,874,380	
	第１１９回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	95,421,000	
	第１２０回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	94,817,000	
	Ｆ１４３回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,966,000	
	第１６９回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	177,136,000	
	第１７０回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	88,241,000	
	Ｆ２０６回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,313,000	
	Ｆ２２６回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,339,000	
	Ｆ２４６回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	94,331,000	
	Ｆ４３７回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	48,954,000	
	Ｆ４４１回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,382,000	
	第３３回首都高速道路株式会社社債	200,000,000	194,154,000	
	第３５回首都高速道路株式会社社債	300,000,000	291,903,000	
	第３１回阪神高速道路株式会社社債	100,000,000	98,497,000	
	第４回株式会社日本政策金融公庫社債	100,000,000	101,131,000	
	第１８回株式会社日本政策金融公庫社債	100,000,000	100,033,000	
	第４６回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	98,750,000	
	第４７回政府保証日本政策金融公庫債券	210,000,000	206,627,400	

	第５３回政府保証日本政策金融公庫債券	187,000,000	181,311,460	
	第１１７回都市再生債券	200,000,000	189,302,000	
	第１５９回都市再生債券	200,000,000	67,452,000	
	第１６１回都市再生債券	100,000,000	38,317,000	
	第１６５回都市再生債券	400,000,000	193,924,000	
	第１７１回都市再生債券	200,000,000	81,012,000	
	第１９１回都市再生債券	100,000,000	57,485,000	
	第６２回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	93,026,000	
	第３０回政府保証中部国際空港債券	240,000,000	214,267,200	
	第２回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	45,276,000	44,385,873	
	第３回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	33,244,000	32,608,042	
	第４回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	57,924,000	56,767,836	
	第６回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	70,206,000	68,107,542	
	第７回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	25,333,000	24,607,462	
	第８回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	94,722,000	90,605,381	
	第９回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	63,746,000	61,241,419	
	第１２回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,233,000	
	第２５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	11,434,000	11,497,001	
	第２８回政府保証住宅金融支援機構債券（グリーンボンド）	200,000,000	164,508,000	
	第２８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	13,637,000	13,603,998	
	第２９回政府保証住宅金融支援機構債券	600,000,000	455,196,000	
	第３０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	14,367,000	14,278,355	
	第３１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	14,229,000	14,138,788	
	第３４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	30,356,000	30,090,081	
	第３６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	13,429,000	13,399,456	
	第４５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	14,205,000	14,117,639	
	第４６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	13,730,000	13,690,320	
	第４８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	13,080,000	13,063,650	
	第５０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,666,000	27,412,302	
	第５１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	14,576,000	14,394,383	
	第５５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	19,536,000	18,751,238	
	第５６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,799,000	18,097,609	
	第５７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,953,000	18,261,973	
	第６０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,428,000	38,388,407	
	第６６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	51,346,000	46,644,760	

	第６７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	26,817,000	24,184,643	
	第６８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,376,000	75,735,423	
	第６９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,295,000	25,705,724	
	第７０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	24,059,000	22,209,103	
	第７２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,860,000	20,946,160	
	第７３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,553,000	25,123,100	
	第７５回一般担保住宅金融支援機構債券	150,000,000	149,332,500	
	第７８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,917,000	64,995,430	
	第７９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,680,000	88,828,238	
	第８４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,053,000	25,137,732	
	第８５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	29,551,000	26,358,309	
	第８７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	30,776,000	27,118,580	
	第８８回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	98,149,000	
	第８９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,551,000	82,818,166	
	第９０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,676,000	28,231,410	
	第９２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	69,054,000	58,473,546	
	第９４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	39,246,000	33,160,907	
	第９６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	41,435,000	34,775,152	
	第９７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,524,000	34,036,512	
	第９８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	129,057,000	108,139,441	
	第９９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	87,268,000	72,711,697	
	第１００回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	42,645,000	35,284,899	
	第１０４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	45,756,000	37,529,528	
	第１０８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	51,917,000	40,291,745	
	第１１３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,438,000	44,541,445	
	第１１４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	56,359,000	43,250,460	
	第１１５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,400,000	44,036,132	
	第１１６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,578,000	44,342,545	
	第１１７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,985,000	44,343,448	
	第１１９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	116,610,000	89,313,931	
	第１２２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	60,259,000	45,698,015	
	第１２３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	241,600,000	182,896,032	
	第１２４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	59,750,000	44,969,642	
	第１２５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	59,465,000	44,743,844	
	第１２６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	60,895,000	45,740,061	
	第１２７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	124,826,000	93,227,546	

	第１２８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	121,154,000	90,886,096	
	第１２９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	125,014,000	93,422,962	
	第１３０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	62,289,000	46,414,025	
	第１３１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	123,648,000	91,556,398	
	第１３３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	62,395,000	46,275,251	
	第１３４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	126,324,000	93,045,205	
	第１３５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	125,514,000	92,354,456	
	第１３５回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	81,631,000	
	第１３７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,210,000	47,447,979	
	第１３８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	62,803,000	46,597,941	
	第１４０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	63,533,000	46,419,115	
	第１４２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	132,080,000	95,895,363	
	第１４３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	65,608,000	47,445,737	
	第１４４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,754,000	46,979,674	
	第１４５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	133,552,000	96,349,754	
	第１４６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,704,000	48,329,823	
	第１４８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	205,518,000	145,054,604	
	第１４９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	139,240,000	98,107,111	
	第１５３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,020,000	50,765,096	
	第１５４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,681,000	50,990,279	
	第１６０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	147,498,000	104,680,805	
	第１６２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	74,537,000	52,704,367	
	第１６３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	150,418,000	106,149,982	
	第１６４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	151,858,000	106,781,989	
	第１６５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	75,506,000	53,318,561	
	第１６６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	151,004,000	107,415,185	
	第１６８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	149,746,000	106,111,513	
	第１６９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	76,946,000	54,372,351	
	第１７１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	77,601,000	54,215,938	
	第１７２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	230,802,000	161,242,893	
	第１７３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	77,861,000	54,432,625	
	第１７５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	79,597,000	55,983,753	
	第１７８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	78,643,000	56,071,672	
	第１８１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	80,871,000	57,144,257	
	第１８３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	81,006,000	57,179,705	
	第１８４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	164,828,000	116,104,843	

	第１８７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,576,000	59,780,069	
	第１８８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	165,910,000	123,032,219	
	第１９１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,620,000	60,946,295	
	第１９２回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	76,179,000	
	第１９３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,189,000	61,228,767	
	第１９４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	84,087,000	61,732,471	
	第１９６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	171,778,000	127,278,909	
	第１９７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,745,000	64,485,365	
	第１９９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,577,000	64,649,643	
	第２０６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,424,000	67,612,592	
	第２１１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	92,585,000	70,504,403	
	第２１２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	280,764,000	213,568,751	
	第２１３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	185,516,000	142,993,877	
	第２１４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	188,616,000	148,520,010	
	第２１８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	190,902,000	154,527,532	
	第２２０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	289,350,000	238,551,714	
	第２２２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,323,000	81,118,720	
	第２２３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	293,013,000	249,160,674	
	第２２４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,911,000	84,718,471	
	第２２５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	295,227,000	265,916,863	
	第２６３回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	50,238,000	
	第２９０回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	93,024,000	
	第２９９回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	39,484,000	
	第３２０回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	47,779,000	
	第３５４回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	233,838,000	
	第３５６回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	79,685,000	
	い第８７４号商工債	100,000,000	97,857,000	
	い第８７６号商工債	400,000,000	390,264,000	
	い第８７８号商工債	100,000,000	97,241,000	
	い第８８８号商工債	200,000,000	193,636,000	
	い第９０２号商工債	100,000,000	96,829,000	
	い第９０４号商工債	400,000,000	387,556,000	
	第３９４回信金中金債（５年）	100,000,000	98,385,000	
	第４１１回信金中金債（５年）	200,000,000	193,230,000	
	第４１６回信金中金債（５年）	500,000,000	483,225,000	
	第４２７回信金中金債（５年）	100,000,000	97,086,000	

	第１９回韓国輸出入銀行円貨債券	400,000,000	396,196,000	
	第２１回国際協力機構債券	100,000,000	94,906,000	
	第６４回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	94,146,000	
	第６７回東日本高速道路株式会社社債	200,000,000	188,036,000	
	第７３回東日本高速道路株式会社社債	500,000,000	464,670,000	
	第１０６回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	97,365,000	
	第１１１回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	96,721,000	
	第１１４回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	96,776,000	
	第１３１回東日本高速道路株式会社社債	200,000,000	197,852,000	
	第９８回中日本高速道路株式会社社債	200,000,000	196,596,000	
	第１００回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	97,699,000	
	第１０１回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	97,424,000	
	第１０３回中日本高速道路株式会社社債	400,000,000	389,420,000	
	第１０４回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	96,912,000	
	第１０５回中日本高速道路株式会社社債	200,000,000	193,690,000	
	第１０７回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	96,750,000	
	第１０９回中日本高速道路株式会社社債	300,000,000	290,106,000	
	第１１１回中日本高速道路株式会社社債	500,000,000	487,650,000	
	第１１２回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	97,258,000	
	第１１３回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	97,459,000	
	第７１回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,619,000	
	第７４回西日本高速道路株式会社社債	200,000,000	197,036,000	
	第７７回西日本高速道路株式会社社債	200,000,000	195,356,000	
	第７８回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	97,366,000	
	第８０回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	97,456,000	
	第８２回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	97,446,000	
	第８５回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	96,786,000	
	第９１回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	96,950,000	
	第９３回西日本高速道路株式会社社債	300,000,000	289,071,000	
	第９９回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	96,663,000	
	第１００回西日本高速道路株式会社社債	200,000,000	194,566,000	
	第１０６回西日本高速道路株式会社社債	600,000,000	583,776,000	
	第１０８回西日本高速道路株式会社社債	300,000,000	276,726,000	
	第１２７回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	200,000,000	166,874,000	
特殊債券合計		41,709,429,000	35,365,503,079	
社債券	第４７回フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）	100,000,000	98,929,000	

	円貨社債			
	第３３回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	200,000,000	195,706,000	
	第３８回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	200,000,000	198,474,000	
	第４２回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	96,427,000	
	第２３回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債	100,000,000	97,199,000	
	第２７回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債	200,000,000	198,156,000	
	第３０回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債	200,000,000	193,088,000	
	第８回ビー・エヌ・ピー・パリバ円貨社債（２０２３）	400,000,000	390,896,000	
	第１２回オーストラリア・ニュージーランド銀行円貨社債	600,000,000	594,738,000	
	第３９回大成建設株式会社無担保社債	100,000,000	93,079,000	
	第２４回清水建設株式会社無担保社債	100,000,000	98,185,000	
	第３２回清水建設株式会社無担保社債	100,000,000	98,080,000	
	第３７回清水建設株式会社無担保社債	100,000,000	94,707,000	
	第５０回鹿島建設株式会社無担保社債	100,000,000	93,294,000	
	第５２回鹿島建設株式会社無担保社債	100,000,000	95,187,000	
	第１１回戸田建設株式会社無担保社債	100,000,000	97,617,000	
	第９回五洋建設株式会社無担保社債	100,000,000	96,746,000	
	第１０回五洋建設株式会社無担保社債	100,000,000	97,345,000	
	第１１回五洋建設株式会社無担保社債	100,000,000	98,660,000	
	第２５回大和ハウス工業株式会社無担保社債	100,000,000	90,394,000	
	第２６回積水ハウス株式会社無担保社債	100,000,000	90,180,000	
	第９回日揮ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	193,918,000	
	第３回パーソルホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定	100,000,000	96,987,000	
	第１７回日本ハム株式会社無担保社債	100,000,000	90,241,000	
	第３７回サッポロホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	194,496,000	
	第２７回キリンホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	95,343,000	
	第１８回宝ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	177,968,000	
	第１２回サントリーホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	88,506,000	
	第２７回味の素株式会社無担保社債	200,000,000	192,600,000	
	第４回キユーピー株式会社無担保社債	100,000,000	98,087,000	

	第２９回株式会社ニチレイ無担保社債	200,000,000	199,770,000	
	第１８回日本たばこ産業株式会社社債	100,000,000	97,021,000	
	第７回日鉄興和不動産株式会社無担保社債	100,000,000	96,857,000	
	第８回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	100,000,000	96,817,000	
	第９回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	100,000,000	96,527,000	
	第６回ヒューリック株式会社無担保社債	100,000,000	96,777,000	
	第１５回ヒューリック株式会社無担保社債	200,000,000	193,730,000	
	第１６回ヒューリック株式会社無担保社債	200,000,000	197,320,000	
	第１０回Ｊ．フロント　リテイリング株式会社無担保社債	100,000,000	97,427,000	
	第４６回東洋紡株式会社無担保社債	100,000,000	97,156,000	
	第２５回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	94,162,000	
	第２８回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,232,000	
	第３４回東レ株式会社無担保社債	100,000,000	74,190,000	
	第１２回株式会社クラレ無担保社債	100,000,000	98,811,000	
	第２６回旭化成株式会社無担保社債	400,000,000	395,800,000	
	第３５回王子ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	96,531,000	
	第４回株式会社レゾナック・ホールディングス無担保社債	100,000,000	96,625,000	
	第２回日産化学株式会社無担保社債	200,000,000	200,110,000	
	第９回株式会社クレハ無担保社債	100,000,000	96,360,000	
	第２５回三菱瓦斯化学株式会社無担保社債	100,000,000	96,530,000	
	第６２回三井化学株式会社無担保社債	200,000,000	183,056,000	
	第２４回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	97,720,000	
	第４２回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	64,063,000	
	第２２回ＵＢＥ株式会社無担保社債	100,000,000	99,039,000	
	第４回株式会社野村総合研究所無担保社債	100,000,000	97,627,000	
	第１４回株式会社野村総合研究所無担保社債	100,000,000	89,757,000	
	第６回株式会社電通無担保社債	200,000,000	186,706,000	
	第２回株式会社ＡＤＥＫＡ無担保社債	100,000,000	96,862,000	
	第１６回武田薬品工業株式会社無担保社債	300,000,000	266,595,000	
	第１１回テルモ株式会社無担保社債	200,000,000	193,566,000	
	第９回第一三共株式会社無担保社債	100,000,000	95,866,000	
	第１０回第一三共株式会社無担保社債	100,000,000	92,789,000	

	第１０回関西ペイント株式会社無担保社債	200,000,000	198,342,000	
	第２３回株式会社オリエンタルランド無担保社債	100,000,000	93,236,000	
	第２６回株式会社オリエンタルランド無担保社債	100,000,000	95,848,000	
	第２７回株式会社オリエンタルランド無担保社債	100,000,000	92,861,000	
	第１３回ヤフー株式会社無担保社債	100,000,000	94,224,000	
	第２７回ＬＩＮＥヤフー株式会社無担保社債	100,000,000	97,325,000	
	第１３回住友三井オートサービス株式会社無担保社債	200,000,000	194,022,000	
	第１４回住友三井オートサービス株式会社無担保社債	100,000,000	96,797,000	
	第１５回住友三井オートサービス株式会社無担保社債	100,000,000	98,838,000	
	第２回サワイグループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	97,249,000	
	第２０回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	198,246,000	
	第２６回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	91,619,000	
	第２８回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,010,000	
	第２９回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	199,844,000	
	第４回ＥＮＥＯＳホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	90,086,000	
	第１４回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	95,801,000	
	第１１回住友理工株式会社無担保社債	100,000,000	89,403,000	
	第５回ＡＧＣ株式会社無担保社債	100,000,000	91,614,000	
	第２０回住友大阪セメント株式会社無担保社債	100,000,000	96,972,000	
	第２２回住友大阪セメント株式会社無担保社債	100,000,000	99,970,000	
	第７２回株式会社神戸製鋼所無担保社債	100,000,000	98,986,000	
	第２４回三井金属鉱業株式会社無担保社債	100,000,000	96,838,000	
	第４１回三菱マテリアル株式会社無担保社債	100,000,000	99,814,000	
	第３４回住友金属鉱山株式会社無担保社債	100,000,000	98,346,000	
	第１回株式会社ＵＡＣＪ無担保社債	100,000,000	99,985,000	
	第３１回住友電気工業株式会社無担保社債	100,000,000	88,243,000	
	第１４回三和ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	94,085,000	
	第１７回株式会社ＬＩＸＩＬ無担保社債	100,000,000	96,978,000	
	第１０回住友重機械工業株式会社無担保社債	100,000,000	97,090,000	
	第１７回株式会社クボタ無担保社債	100,000,000	89,375,000	
	第３５回ダイキン工業株式会社無担保社債	200,000,000	183,914,000	

	第３回グローリー株式会社無担保社債	100,000,000	96,853,000	
	第５９回日本精工株式会社無担保社債	100,000,000	88,883,000	
	第２２回ＴＨＫ株式会社無担保社債	100,000,000	96,981,000	
	第１７回株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	98,948,000	
	第２０回株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	93,523,000	
	第２３回株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	89,304,000	
	第２２回セイコーエプソン株式会社無担保社債	100,000,000	92,770,000	
	第２３回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	91,296,000	
	第２６回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	90,189,000	
	第２７回パナソニック株式会社無担保社債	300,000,000	296,964,000	
	第３０回パナソニック株式会社無担保社債	200,000,000	194,870,000	
	第３１回パナソニック株式会社無担保社債	200,000,000	199,054,000	
	第４３回ソニーグループ株式会社無担保社債	100,000,000	91,094,000	
	第１４回ＴＤＫ株式会社無担保社債	100,000,000	91,614,000	
	第１８回株式会社デンソー無担保社債	100,000,000	97,715,000	
	第７回スタンレー電気株式会社無担保社債	100,000,000	93,521,000	
	第３５回三菱重工業株式会社無担保社債	100,000,000	98,664,000	
	第２８回ＪＡ三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	95,351,000	
	第３５回ＪＡ三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	97,651,000	
	第２７回トヨタ自動車株式会社無担保社債	200,000,000	182,306,000	
	第３２回マツダ株式会社無担保社債	100,000,000	96,495,000	
	第８回株式会社ＳＵＢＡＲＵ無担保社債	100,000,000	93,932,000	
	第４回オリックス銀行株式会社無担保社債	200,000,000	193,740,000	
	第６回オリックス銀行株式会社無担保社債	100,000,000	96,867,000	
	第２５回株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホール	100,000,000	98,440,000	
	第１回スギホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,651,000	
	第２８回オリンパス株式会社無担保社債	100,000,000	98,846,000	
	第９回凸版印刷株式会社無担保社債	100,000,000	79,057,000	
	第１２回ＴＯＰＰＡＮホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	96,855,000	
	第６回大日本印刷株式会社無担保社債	100,000,000	67,670,000	
	第８６回伊藤忠商事株式会社無担保社債	200,000,000	200,560,000	
	第８９回伊藤忠商事株式会社無担保社債	100,000,000	100,629,000	
	第１０８回丸紅株式会社無担保社債	100,000,000	98,850,000	
	第１１１回丸紅株式会社無担保社債	100,000,000	94,277,000	
	第１１９回丸紅株式会社無担保社債	100,000,000	95,337,000	

	第１０回長瀬産業株式会社無担保社債	100,000,000	89,726,000	
	第３４回豊田通商株式会社無担保社債	100,000,000	96,932,000	
	第７０回三井物産株式会社無担保社債	100,000,000	96,465,000	
	第７３回三井物産株式会社無担保社債	200,000,000	190,340,000	
	第５３回住友商事株式会社無担保社債	100,000,000	98,749,000	
	第５６回住友商事株式会社無担保社債	100,000,000	97,010,000	
	第６０回住友商事株式会社無担保社債	300,000,000	269,073,000	
	第７０回住友商事株式会社無担保社債	200,000,000	198,900,000	
	第３回岩谷産業株式会社無担保社債	100,000,000	95,745,000	
	第４４回株式会社丸井グループ無担保社債	100,000,000	96,583,000	
	第９９回株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	96,605,000	
	第１０６回株式会社クレディセゾン無担保社債	200,000,000	197,686,000	
	第１１５回株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	95,116,000	
	第２２回三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ無担保社債（劣後特	100,000,000	94,238,000	
	第２４回株式会社りそなホールディングス無担保社債	100,000,000	98,618,000	
	第２３回株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	101,931,000	
	第４１回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	100,000,000	96,872,000	
	第９回みずほリース株式会社無担保社債	100,000,000	96,492,000	
	第３３回みずほリース株式会社無担保社債	100,000,000	96,554,000	
	第１８回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	400,000,000	369,260,000	
	第２５回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	93,993,000	
	第２６回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	200,000,000	175,454,000	
	第３０回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	300,000,000	268,680,000	
	第３４回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	90,141,000	
	第３８回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	88,462,000	
	第４１回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	92,671,000	
	第４４回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	97,948,000	
	第４９回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,715,000	
	第３４回東京センチュリー株式会社無担保社債	100,000,000	96,774,000	
	第９６回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	300,000,000	296,037,000	
	第９７回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	96,982,000	
	第４２回ＳＢＩホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	97,336,000	
	第１０８回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	300,000,000	282,009,000	

	第４４回リコーリース株式会社無担保社債	100,000,000	96,800,000	
	第４７回リコーリース株式会社無担保社債	100,000,000	92,488,000	
	第２６回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	98,985,000	
	第２８回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	200,000,000	199,390,000	
	第８７回アコム株式会社無担保社債	200,000,000	193,630,000	
	第８９回アコム株式会社無担保社債	200,000,000	197,938,000	
	第３８回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	98,384,000	
	第３９回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	98,905,000	
	第４２回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	98,906,000	
	第８０回日立キャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	94,214,000	
	第２１２回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	98,203,000	
	第２２６回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	97,082,000	
	第４６回三井住友ファイナンス＆リース株式会社無担保社債	100,000,000	98,930,000	
	第５４回三井住友ファイナンス＆リース株式会社無担保社債	200,000,000	195,458,000	
	第１９回三菱ＨＣキャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	96,795,000	
	第５２回三菱ＵＦＪリース株式会社無担保社債	200,000,000	197,524,000	
	第５６回三菱ＵＦＪリース株式会社無担保社債	100,000,000	98,088,000	
	第６４回三菱ＵＦＪリース株式会社無担保社債	100,000,000	96,783,000	
	第３１回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	98,525,000	
	第３９回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	98,273,000	
	第５回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	197,610,000	
	第１０回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	100,000,000	95,094,000	
	第１８回ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社無担保社債	100,000,000	91,964,000	
	第２８回ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社無担保社債	500,000,000	495,205,000	
	第２９回ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社無担保社債	100,000,000	97,892,000	
	第６回株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス無担保社債	100,000,000	92,323,000	
	第８４回三井不動産株式会社無担保社債	200,000,000	177,892,000	
	第８６回三井不動産株式会社無担保社債	200,000,000	149,438,000	
	第１３１回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	69,417,000	
	第１３５回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	90,305,000	
	第１４６回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	199,568,000	

	第１０９回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	90,505,000	
	第１７回日本ビルファンド投資法人無担保投資法人債	100,000,000	73,672,000	
	第１３２回東武鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	89,380,000	
	第１３５回東武鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	89,076,000	
	第８６回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	58,011,000	
	第８９回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	72,909,000	
	第４５回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	68,724,000	
	第８４回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	70,289,000	
	第８６回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	50,553,000	
	第４２回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	69,393,000	
	第５１回京成電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	96,958,000	
	第５７回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	202,988,000	
	第１０９回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	87,096,000	
	第１２５回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	59,625,000	
	第１３３回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	48,588,000	
	第１３６回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	55,397,000	
	第１３９回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	43,838,000	
	第１４７回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	93,462,000	
	第１５９回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	97,640,000	
	第１６５回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	66,168,000	
	第１７２回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	42,383,000	
	第２０４回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	172,894,000	
	第１７回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	101,412,000	
	第４６回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	45,154,000	
	第５０回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	57,929,000	
	第７５回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	66,048,000	
	第８４回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	395,472,000	
	第４７回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	88,629,000	
	第７１回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	75,609,000	
	第７２回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	89,269,000	
	第３１回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	48,382,000	

	第３７回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	39,762,000	
	第４０回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	35,532,000	
	第５４回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	43,075,000	
	第５６回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	50,673,000	
	第４７回西日本鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	78,478,000	
	第５３回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	102,022,000	
	第５６回名古屋鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	74,347,000	
	第１０回センコーグループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	89,088,000	
	第１１回センコーグループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	96,295,000	
	第１３回センコーグループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	94,755,000	
	第１１回ニッコンホールディングス株式会社無担保社債（社債間限	200,000,000	193,648,000	
	第３０回株式会社商船三井無担保社債	100,000,000	99,000,000	
	第７回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	89,690,000	
	第９回横浜高速鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	177,972,000	
	第２６回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	199,446,000	
	第４回ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス株式会社無	100,000,000	92,796,000	
	第１３回日本航空株式会社無担保社債	100,000,000	87,384,000	
	第１１回澁澤倉庫株式会社無担保社債	100,000,000	100,010,000	
	第２５回ＫＤＤＩ株式会社無担保社債	100,000,000	96,665,000	
	第３２回ＫＤＤＩ株式会社無担保社債	100,000,000	99,191,000	
	第３９回ＫＤＤＩ株式会社無担保社債	100,000,000	89,333,000	
	第４２回ＫＤＤＩ株式会社無担保社債	200,000,000	192,872,000	
	第４３回ＫＤＤＩ株式会社無担保社債	100,000,000	93,474,000	
	第２１回ソフトバンク株式会社無担保社債	100,000,000	97,449,000	
	第２６回ソフトバンク株式会社無担保社債	200,000,000	193,982,000	
	第３１回株式会社光通信無担保社債	200,000,000	150,458,000	
	第３３回株式会社光通信無担保社債	100,000,000	88,849,000	
	第３６回株式会社光通信無担保社債	100,000,000	87,179,000	
	第５１９回中部電力株式会社社債	100,000,000	77,593,000	
	第５４０回中部電力株式会社社債	100,000,000	66,250,000	
	第５４５回中部電力株式会社社債	100,000,000	89,906,000	
	第５１０回関西電力株式会社社債	400,000,000	395,592,000	
	第５１１回関西電力株式会社社債	100,000,000	98,589,000	

	第５２４回関西電力株式会社社債	100,000,000	96,978,000	
	第５３６回関西電力株式会社社債	100,000,000	92,027,000	
	第５３８回関西電力株式会社社債	100,000,000	91,573,000	
	第３９８回中国電力株式会社社債	100,000,000	98,826,000	
	第４００回中国電力株式会社社債	100,000,000	98,474,000	
	第４１６回中国電力株式会社社債	200,000,000	190,958,000	
	第４１７回中国電力株式会社社債	100,000,000	69,480,000	
	第４２５回中国電力株式会社社債	100,000,000	92,916,000	
	第４４８回中国電力株式会社社債	300,000,000	264,696,000	
	第４５７回中国電力株式会社社債	100,000,000	88,900,000	
	第３２３回北陸電力株式会社社債	100,000,000	76,373,000	
	第３３０回北陸電力株式会社社債	200,000,000	190,874,000	
	第３３９回北陸電力株式会社社債	200,000,000	157,922,000	
	第４９６回東北電力株式会社社債	100,000,000	98,493,000	
	第５０８回東北電力株式会社社債	100,000,000	95,953,000	
	第５２１回東北電力株式会社社債	200,000,000	186,988,000	
	第５２７回東北電力株式会社社債	100,000,000	91,000,000	
	第５３５回東北電力株式会社社債	100,000,000	96,758,000	
	第３０９回四国電力株式会社社債	100,000,000	93,381,000	
	第３１２回四国電力株式会社社債	100,000,000	65,725,000	
	第３１４回四国電力株式会社社債	100,000,000	90,403,000	
	第３２１回四国電力株式会社社債	100,000,000	50,766,000	
	第４６５回九州電力株式会社社債	100,000,000	97,136,000	
	第４６８回九州電力株式会社社債	100,000,000	97,080,000	
	第４７６回九州電力株式会社社債	100,000,000	95,688,000	
	第４８４回九州電力株式会社社債	200,000,000	188,896,000	
	第４８９回九州電力株式会社社債	100,000,000	93,458,000	
	第４９４回九州電力株式会社社債	100,000,000	90,371,000	
	第５１６回九州電力株式会社社債	200,000,000	176,616,000	
	第３３２回北海道電力株式会社社債	100,000,000	79,985,000	
	第３５０回北海道電力株式会社社債	100,000,000	73,227,000	
	第３８５回北海道電力株式会社社債	100,000,000	88,867,000	
	第４０５回北海道電力株式会社無担保社債	100,000,000	91,514,000	
	第３６回沖縄電力株式会社社債	100,000,000	88,714,000	
	第４４回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	76,800,000	
	第５０回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	98,822,000	

	第５７回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	97,102,000	
	第５８回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	72,108,000	
	第８１回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	68,080,000	
	第８４回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	98,474,000	
	第８６回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	88,406,000	
	第９回東京電力パワーグリッド株式会社社債	200,000,000	190,938,000	
	第３１回東京電力パワーグリッド株式会社社債	200,000,000	191,856,000	
	第３９回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	94,734,000	
	第４２回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	89,454,000	
	第４５回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	91,600,000	
	第４８回東京電力パワーグリッド株式会社社債	300,000,000	228,183,000	
	第６４回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	90,589,000	
	第６７回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	77,586,000	
	第６９回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	90,654,000	
	第７５回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	89,920,000	
	第８２回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	97,135,000	
	第８３回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	92,573,000	
	第８５回東京電力パワーグリッド株式会社無担保社債	100,000,000	98,248,000	
	第８７回東京電力パワーグリッド株式会社無担保社債	100,000,000	91,639,000	
	第９回株式会社ＪＥＲＡ無担保社債	100,000,000	89,138,000	
	第４回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	100,000,000	94,340,000	
	第５回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	100,000,000	87,446,000	
	第６回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	200,000,000	186,640,000	
	第７回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	100,000,000	97,371,000	
	第５１回東京瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	99,010,000	
	第６４回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	48,829,000	
	第６５回東京瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	184,714,000	
	第３６回大阪瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	48,683,000	
	第４１回大阪瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	181,004,000	
	第４２回大阪瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	65,523,000	
	第６回日本空港ビルデング株式会社無担保社債	100,000,000	92,413,000	
	第１１回ＳＣＳＫ株式会社無担保社債	100,000,000	97,905,000	
	第７回株式会社ファーストリテイリング無担保社	200,000,000	194,808,000	

	債			
社債券合計		42,600,000,000	38,763,005,000	
合計			755,950,591,559	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券インデックス　マザーファンド

貸借対照表

	2026年 6月 10日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	779,743,714
コール・ローン	4,308,880,739
国債証券	517,907,483,495
派生商品評価勘定	103,873,481
未収利息	3,985,993,961
前払金	5,491,005
前払費用	432,789,091
差入委託証拠金	226,338,728
流動資産合計	527,750,594,214
資産合計	527,750,594,214
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	54,433,531
未払解約金	91,778,917
流動負債合計	146,212,448
負債合計	146,212,448
純資産の部	
元本等	
元本	128,302,358,048
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	399,302,023,718
元本等合計	527,604,381,766
純資産合計	527,604,381,766
負債純資産合計	527,750,594,214

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2026年 6月 10日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引 債券先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4.収益及び費用の計上基準	(1)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (2)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		2026年 6月 10日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	128,302,358,048口
2.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 4.1122円 (1万口当たり純資産額) (41,122円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	2026年 6月 10日現在
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引及び為替予約取引を行っております。債券先物取引に係る主要なリスクは、債券

	価格の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

２．金融商品の時価等に関する事項

	2026年 6月 10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	2026年 6月 10日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 6月 11日
期首元本額	108,067,483,799円
期中追加設定元本額	25,729,854,052円
期中一部解約元本額	5,494,979,803円
期末元本額	128,302,358,048円
期末元本額の内訳	
外国債券オープン（毎月決算型）	949,000,948円
グローバル・インカム&プラス（毎月決算型）	388,897,335円
財産四分法ファンド（毎月決算型）	295,418,218円
ＳＢＩ資産設計オープン（資産成長型）	2,278,492,699円
ＳＢＩ資産設計オープン（分配型）	9,286,366円

ＳＭＴ　グローバル債券インデックス・オープン	7,125,405,883 円
世界経済インデックスファンド	38,422,613,305 円
ＤＣマイセレクション２５	1,622,842,703 円
ＤＣマイセレクション５０	1,742,615,624 円
ＤＣマイセレクション７５	1,552,346,543 円
ＤＣ外国債券インデックス・オープン	2,141,552,638 円
ＤＣマイセレクションＳ２５	1,419,129,620 円
ＤＣマイセレクションＳ５０	1,356,035,640 円
ＤＣマイセレクションＳ７５	1,085,057,656 円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５	92,135,994 円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５	58,753,366 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド	18,895,348,205 円
外国債券インデックス・オープン（ＳＭＡ専用）	412,137,540 円
マイセレクション５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	880,815 円
マイセレクション７５ＶＡ１（適格機関投資家専用）	946,900 円
外国債券インデックス・オープンＶＡ１（適格機関投資家専用）	5,944,438 円
バランス３０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	13,494,301 円
バランス５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	26,849,631 円
バランス２５ＶＡ２（適格機関投資家専用）	32,736,770 円
バランス５０ＶＡ２（適格機関投資家専用）	42,824,459 円
バランスＡ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	311,438,053 円
バランスＢ（３７．５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	277,690,035 円
バランスＣ（５０）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	1,285,926,766 円
世界バランスＶＡ１（適格機関投資家専用）	41,612,096 円
世界バランスＶＡ２（適格機関投資家専用）	15,586,884 円
バランスＤ（３５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	240,589,808 円
バランスＥ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	90,302,091 円
バランスＦ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	125,014,969 円
ＦＯＦｓ用外国債券オープン（適格機関投資家専用）	546,273,392 円
グローバル債券ファンド・シリーズ１（適格機関投資家専用）	785,424,356 円
グローバル・バランスファンド・シリーズ１	675,224,307 円
外国債券ファンド・シリーズ１	1,111,462,624 円
分散投資コア戦略ファンドＡ	1,135,808,819 円
分散投資コア戦略ファンドＳ	2,604,608,495 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	1,308,866,369 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	5,431,249,357 円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	270,090,428 円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	118,316,629 円
ＳＭＴ　グローバル債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）	1,152,815,595 円
ＳＭＴ　インデックスバランス・オープン	169,294,951 円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン	706,582,493 円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	1,220,105,915 円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	1,474,219,814 円
ＳＭＴ　８資産インデックスバランス・オープン	14,000,143 円
グローバル経済コア	4,803,584,523 円
ＳＢＩ資産設計オープン（つみたてＮＩＳＡ対応型）	30,566,037 円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５	3,671,171 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０３０	78,000,733 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０４０	194,795,458 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０５０	118,726,965 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０６０	182,117,250 円
Ｍｙ　ＳＭＴ　グローバル債券インデックス（ノーロード）	1,906,794,574 円
１０資産分散投資ファンド	35,365,683 円
グローバル１０資産バランスファンド	71,441,367 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５	146,818,644 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０	47,865,447 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５	35,674,031 円

ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０	31,404,494円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５	15,211,309円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０	6,620,034円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５	7,021,529円
ＤＣマイセレクションＳ５０（２０２４－２０２６リスク抑制型）	544,646,173円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０６５	24,510円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０	59,003円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５	42,503円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０７０	28,385円
ＦＯＦｓ用　外国債券インデックス・ファンドＰ（適格機関投資家専用）	17,860,501,213円
ＦＯＦｓ用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	246,765,548円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	151,120,747円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ１（適格機関投資家専用）	27,504円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ２（適格機関投資家専用）	17,419円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ３（適格機関投資家専用）	15,032円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ４（適格機関投資家専用）	9,294円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ５（適格機関投資家専用）	17,904円
グローバル１０資産バランス・アクティブ型ファンドＮ６（適格機関投資家専用）	14,603円
外国債券インデックスファンドＴ（一般投資家私募／適格機関投資家転売制限付）	700,136,975円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2026年 6月10日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	△2,252,217,985
合計	△2,252,217,985

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「外国債券インデックス　マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

債券関連

(2026年 6月10日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引				
	買建	2,934,644,428	－	2,929,153,423	△5,491,005
合計		2,934,644,428	－	2,929,153,423	△5,491,005

(注)1.時価の算定方法

債券先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.債券先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

(2026年 6月10日現在)

区分	種類	契約額等(円)	時価	評価損益

			うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	16,789,846,024	－	16,883,055,431	93,209,407
	アメリカドル	7,908,982,783	－	7,979,457,902	70,475,119
	カナダドル	645,612,730	－	644,833,392	△779,338
	ユーロ	5,033,591,721	－	5,034,470,429	878,708
	イギリスポンド	980,924,050	－	984,004,719	3,080,669
	オフショア人民元	2,220,734,740	－	2,240,288,989	19,554,249
	売建	12,890,122,084	－	12,928,400,536	△38,278,452
	アメリカドル	6,087,096,443	－	6,120,291,600	△33,195,157
	カナダドル	491,128,812	－	489,800,742	1,328,070
	ユーロ	3,876,612,500	－	3,873,584,169	3,028,331
	イギリスポンド	744,747,848	－	746,494,800	△1,746,952
	オフショア人民元	1,690,536,481	－	1,698,229,225	△7,692,744
合計		29,679,968,108	－	29,811,455,967	54,930,955

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	T 0.375% 07/31/27	16,100,000.00	15,449,396.42	
		T 0.375% 09/30/27	8,260,000.00	7,877,652.36	
		T 0.5% 05/31/27	3,500,000.00	3,385,000.15	
		T 0.5% 06/30/27	6,960,000.00	6,711,112.07	
		T 0.5% 08/31/27	4,660,000.00	4,464,953.50	
		T 0.5% 10/31/27	7,500,000.00	7,140,234.37	
		T 0.625% 05/15/30	9,100,000.00	7,923,398.39	
		T 0.625% 08/15/30	6,900,000.00	5,953,675.76	

		T 0.625% 11/30/27	15,500,000.00	14,739,531.25	
		T 0.625% 12/31/27	9,600,000.00	9,100,125.02	
		T 0.75% 01/31/28	8,500,000.00	8,049,931.63	
		T 0.875% 11/15/30	9,850,000.00	8,520,827.11	
		T 1.125% 02/15/31	16,130,000.00	14,019,553.37	
		T 1.125% 02/29/28	8,000,000.00	7,605,312.48	
		T 1.125% 05/15/40	2,910,000.00	1,818,352.14	
		T 1.125% 08/15/40	5,200,000.00	3,214,960.94	
		T 1.125% 08/31/28	12,030,000.00	11,263,087.50	
		T 1.25% 03/31/28	11,980,000.00	11,384,275.81	
		T 1.25% 04/30/28	9,500,000.00	9,006,630.89	
		T 1.25% 05/15/50	5,550,000.00	2,602,863.30	
		T 1.25% 05/31/28	9,500,000.00	8,985,107.41	
		T 1.25% 06/30/28	9,000,000.00	8,491,464.81	
		T 1.25% 08/15/31	9,230,000.00	7,941,585.77	
		T 1.25% 09/30/28	9,500,000.00	8,897,158.21	
		T 1.375% 08/15/50	8,570,000.00	4,142,557.25	
		T 1.375% 10/31/28	8,600,000.00	8,058,972.62	
		T 1.375% 11/15/31	12,580,000.00	10,812,657.43	
		T 1.375% 11/15/40	6,000,000.00	3,830,156.28	
		T 1.375% 12/31/28	8,680,000.00	8,097,321.06	
		T 1.5% 02/15/30	6,470,000.00	5,878,096.06	
		T 1.5% 11/30/28	7,500,000.00	7,034,472.67	
		T 1.625% 05/15/31	6,480,000.00	5,725,307.83	
		T 1.625% 08/15/29	6,750,000.00	6,241,376.97	
		T 1.625% 11/15/50	6,900,000.00	3,556,599.61	
		T 1.75% 01/31/29	10,200,000.00	9,586,207.04	
		T 1.75% 08/15/41	7,080,000.00	4,688,287.50	
		T 1.75% 11/15/29	3,000,000.00	2,768,085.93	
		T 1.875% 02/15/32	11,720,000.00	10,289,564.85	
		T 1.875% 02/15/41	7,900,000.00	5,417,054.64	
		T 1.875% 02/15/51	6,600,000.00	3,618,785.14	
		T 1.875% 02/28/29	8,470,000.00	7,973,049.17	
		T 1.875% 11/15/51	3,300,000.00	1,789,025.40	
		T 1% 07/31/28	10,120,000.00	9,473,466.39	
		T 2.25% 02/15/52	4,300,000.00	2,555,392.56	

		T 2.25% 05/15/41	6,460,000.00	4,656,246.87	
		T 2.25% 08/15/27	7,530,000.00	7,375,576.19	
		T 2.25% 08/15/46	2,740,000.00	1,764,196.10	
		T 2.25% 08/15/49	5,500,000.00	3,375,195.34	
		T 2.25% 11/15/27	7,650,000.00	7,456,359.37	
		T 2.375% 02/15/42	5,500,000.00	3,965,800.79	
		T 2.375% 03/31/29	9,900,000.00	9,430,330.04	
		T 2.375% 05/15/29	6,010,000.00	5,714,312.68	
		T 2.375% 05/15/51	7,450,000.00	4,598,046.87	
		T 2.375% 11/15/49	4,100,000.00	2,577,714.85	
		T 2.5% 02/15/45	8,310,000.00	5,754,675.00	
		T 2.5% 02/15/46	6,650,000.00	4,528,234.37	
		T 2.5% 05/15/46	1,450,000.00	983,592.76	
		T 2.625% 02/15/29	7,740,000.00	7,437,807.41	
		T 2.625% 05/31/27	13,400,000.00	13,230,439.08	
		T 2.625% 07/31/29	15,200,000.00	14,504,125.00	
		T 2.75% 02/15/28	8,550,000.00	8,361,465.83	
		T 2.75% 05/31/29	5,700,000.00	5,473,335.96	
		T 2.75% 08/15/32	8,900,000.00	8,135,851.51	
		T 2.75% 08/15/42	7,100,000.00	5,363,273.40	
		T 2.75% 08/15/47	4,050,000.00	2,828,197.25	
		T 2.75% 11/15/42	6,020,000.00	4,523,935.96	
		T 2.75% 11/15/47	3,050,000.00	2,123,562.50	
		T 2.875% 04/30/29	11,300,000.00	10,901,410.12	
		T 2.875% 05/15/28	12,770,000.00	12,473,945.55	
		T 2.875% 05/15/32	10,100,000.00	9,338,554.73	
		T 2.875% 05/15/43	6,650,000.00	5,047,765.62	
		T 2.875% 05/15/49	5,080,000.00	3,563,342.17	
		T 2.875% 05/15/52	8,100,000.00	5,534,736.31	
		T 2.875% 08/15/28	17,220,000.00	16,766,966.08	
		T 2.875% 08/15/45	5,300,000.00	3,885,562.50	
		T 2.875% 11/15/46	940,000.00	678,232.03	
		T 2% 02/15/50	2,750,000.00	1,580,820.31	
		T 2% 08/15/51	9,850,000.00	5,535,045.86	
		T 2% 11/15/41	6,200,000.00	4,244,214.83	
		T 3.125% 02/15/42	1,050,000.00	844,470.70	

		T 3.125% 02/15/43	4,600,000.00	3,637,953.14	
		T 3.125% 05/15/48	4,780,000.00	3,547,656.25	
		T 3.125% 08/15/44	5,040,000.00	3,900,487.50	
		T 3.125% 08/31/27	6,150,000.00	6,082,974.59	
		T 3.125% 08/31/29	7,150,000.00	6,919,719.73	
		T 3.125% 11/15/28	10,410,000.00	10,163,372.42	
		T 3.25% 05/15/42	4,150,000.00	3,381,115.22	
		T 3.25% 06/30/29	6,500,000.00	6,326,201.18	
		T 3.375% 05/15/33	13,630,000.00	12,807,408.23	
		T 3.375% 05/15/44	7,110,000.00	5,736,048.02	
		T 3.375% 08/15/42	2,300,000.00	1,899,656.25	
		T 3.375% 09/15/27	9,000,000.00	8,926,171.92	
		T 3.375% 11/15/48	5,300,000.00	4,095,906.25	
		T 3.5% 01/31/30	9,000,000.00	8,782,382.79	
		T 3.5% 02/15/33	11,200,000.00	10,634,750.00	
		T 3.5% 02/15/39	770,000.00	685,390.23	
		T 3.5% 04/30/30	7,750,000.00	7,548,833.01	
		T 3.5% 10/15/28	8,000,000.00	7,881,875.04	
		T 3.5% 10/31/27	5,900,000.00	5,853,214.82	
		T 3.5% 11/30/30	1,930,000.00	1,871,496.87	
		T 3.625% 02/15/44	8,390,000.00	7,033,835.19	
		T 3.625% 02/15/53	9,550,000.00	7,547,484.37	
		T 3.625% 03/31/28	3,560,000.00	3,528,989.05	
		T 3.625% 03/31/30	12,000,000.00	11,748,281.28	
		T 3.625% 05/15/53	3,400,000.00	2,684,937.50	
		T 3.625% 05/31/28	13,000,000.00	12,874,316.39	
		T 3.625% 08/15/43	4,700,000.00	3,962,503.91	
		T 3.625% 08/31/30	6,180,000.00	6,032,983.60	
		T 3.625% 09/30/30	2,800,000.00	2,732,406.26	
		T 3.625% 10/31/30	14,030,000.00	13,682,538.35	
		T 3.625% 12/31/30	7,920,000.00	7,715,193.71	
		T 3.75% 04/15/28	1,300,000.00	1,291,214.84	
		T 3.75% 05/15/28	10,900,000.00	10,821,869.12	
		T 3.75% 05/31/30	10,000,000.00	9,826,562.50	
		T 3.75% 06/30/30	13,000,000.00	12,766,152.36	
		T 3.75% 08/31/31	8,000,000.00	7,802,031.28	

		T 3.75% 10/31/32	5,890,000.00	5,691,902.74	
		T 3.75% 11/15/43	6,130,000.00	5,244,262.87	
		T 3.75% 12/31/30	6,160,000.00	6,032,228.10	
		T 3.875% 02/15/43	2,500,000.00	2,193,164.05	
		T 3.875% 03/15/28	9,400,000.00	9,360,343.75	
		T 3.875% 03/31/31	11,000,000.00	10,818,671.82	
		T 3.875% 07/15/28	12,000,000.00	11,932,968.72	
		T 3.875% 07/31/27	17,910,000.00	17,877,817.87	
		T 3.875% 08/15/33	11,070,000.00	10,712,819.58	
		T 3.875% 08/15/34	13,770,000.00	13,224,847.90	
		T 3.875% 08/15/40	1,450,000.00	1,310,210.93	
		T 3.875% 09/30/29	8,540,000.00	8,454,933.57	
		T 3.875% 09/30/32	8,100,000.00	7,888,798.81	
		T 3.875% 10/15/27	11,000,000.00	10,971,425.74	
		T 3.875% 11/30/29	8,130,000.00	8,042,348.43	
		T 3.875% 12/31/29	12,890,000.00	12,743,980.53	
		T 3.875% 12/31/32	4,000,000.00	3,888,593.76	
		T 3% 02/15/47	3,920,000.00	2,882,884.38	
		T 3% 02/15/48	1,000,000.00	727,148.44	
		T 3% 02/15/49	2,340,000.00	1,685,257.02	
		T 3% 05/15/42	2,450,000.00	1,928,513.67	
		T 3% 05/15/45	7,050,000.00	5,297,414.06	
		T 3% 05/15/47	4,310,000.00	3,160,863.10	
		T 3% 08/15/48	3,750,000.00	2,713,183.57	
		T 3% 08/15/52	5,200,000.00	3,641,320.33	
		T 3% 11/15/44	9,900,000.00	7,484,167.94	
		T 3% 11/15/45	6,600,000.00	4,925,250.00	
		T 4.125% 02/15/36	14,940,000.00	14,475,459.37	
		T 4.125% 03/31/29	10,230,000.00	10,213,616.03	
		T 4.125% 03/31/31	6,800,000.00	6,759,226.58	
		T 4.125% 03/31/32	10,000,000.00	9,903,906.20	
		T 4.125% 07/31/31	10,630,000.00	10,556,918.75	
		T 4.125% 08/15/44	650,000.00	581,610.35	
		T 4.125% 08/15/53	4,300,000.00	3,713,789.08	
		T 4.125% 08/31/30	9,200,000.00	9,157,234.35	
		T 4.125% 10/31/27	8,860,000.00	8,864,326.16	

		T 4.125% 10/31/31	11,000,000.00	10,912,343.75	
		T 4.125% 11/15/27	3,640,000.00	3,641,706.25	
		T 4.125% 11/15/32	8,000,000.00	7,896,562.48	
		T 4.25% 01/15/28	5,700,000.00	5,711,132.78	
		T 4.25% 02/15/28	17,000,000.00	17,034,199.24	
		T 4.25% 02/15/54	7,900,000.00	6,968,664.10	
		T 4.25% 02/28/29	6,900,000.00	6,913,341.77	
		T 4.25% 02/28/31	9,000,000.00	8,996,308.56	
		T 4.25% 03/31/33	5,800,000.00	5,756,500.00	
		T 4.25% 05/15/35	11,980,000.00	11,766,606.25	
		T 4.25% 05/15/39	900,000.00	860,765.62	
		T 4.25% 06/30/31	7,830,000.00	7,822,965.21	
		T 4.25% 08/15/35	14,000,000.00	13,732,851.58	
		T 4.25% 08/15/54	9,400,000.00	8,295,500.00	
		T 4.25% 11/15/34	10,180,000.00	10,023,522.30	
		T 4.25% 11/15/40	740,000.00	695,715.62	
		T 4.375% 01/31/32	7,460,000.00	7,485,060.97	
		T 4.375% 02/15/38	1,000,000.00	983,457.03	
		T 4.375% 05/15/34	12,830,000.00	12,772,615.77	
		T 4.375% 05/15/40	1,900,000.00	1,819,843.75	
		T 4.375% 05/15/41	650,000.00	617,119.13	
		T 4.375% 07/15/27	12,800,000.00	12,849,500.03	
		T 4.375% 08/15/43	1,500,000.00	1,396,640.62	
		T 4.375% 08/31/28	10,420,000.00	10,467,622.63	
		T 4.375% 11/15/39	960,000.00	923,287.49	
		T 4.375% 11/30/30	4,500,000.00	4,522,500.00	
		T 4.5% 02/15/36	1,090,000.00	1,095,960.93	
		T 4.5% 05/15/38	550,000.00	545,692.38	
		T 4.5% 05/31/29	11,000,000.00	11,094,101.59	
		T 4.5% 08/15/39	1,700,000.00	1,660,886.72	
		T 4.5% 11/15/33	9,270,000.00	9,318,522.70	
		T 4.5% 11/15/54	6,350,000.00	5,842,992.18	
		T 4.5% 12/31/31	15,100,000.00	15,248,345.72	
		T 4.625% 02/15/35	10,990,000.00	11,102,261.09	
		T 4.625% 02/15/40	1,380,000.00	1,359,353.90	
		T 4.625% 02/15/55	7,600,000.00	7,139,695.28	

		T 4.625% 04/30/31	7,070,000.00	7,180,606.82	
		T 4.625% 05/15/54	9,450,000.00	8,875,617.18	
		T 4.625% 06/15/27	9,000,000.00	9,057,257.10	
		T 4.625% 09/30/30	8,250,000.00	8,372,460.93	
		T 4.625% 11/15/55	8,310,000.00	7,813,996.87	
		T 4.75% 02/15/41	750,000.00	743,613.28	
		T 4.75% 02/15/56	10,480,000.00	10,061,618.69	
		T 4.75% 05/15/55	5,750,000.00	5,512,587.90	
		T 4.75% 08/15/55	5,820,000.00	5,581,971.07	
		T 4.75% 11/15/53	3,880,000.00	3,713,963.27	
		T 4.875% 10/31/28	7,900,000.00	8,025,751.96	
		T 4.875% 10/31/30	4,960,000.00	5,083,418.73	
		T 4% 01/31/29	3,800,000.00	3,783,152.35	
		T 4% 01/31/33	7,420,000.00	7,261,455.45	
		T 4% 02/15/34	11,600,000.00	11,275,335.95	
		T 4% 02/28/30	10,350,000.00	10,271,970.72	
		T 4% 06/30/32	9,520,000.00	9,352,842.22	
		T 4% 07/31/30	9,980,000.00	9,891,115.62	
		T 4% 10/31/29	9,550,000.00	9,486,582.07	
		T 4% 11/15/35	18,650,000.00	17,915,656.25	
		T 4% 11/15/52	6,650,000.00	5,625,614.24	
		T 5.0% 05/15/37	400,000.00	416,882.81	
		T 5.25% 11/15/28	1,300,000.00	1,333,058.59	
		T 5.375% 02/15/31	1,950,000.00	2,044,605.45	
		T 6.125% 11/15/27	1,450,000.00	1,491,970.69	
		T 6.25% 05/15/30	1,050,000.00	1,126,412.11	
	アメリカドル 小計		1,578,230,000.00	1,445,008,954.46 (231,851,686,743)	
	カナダドル	CAN 0.5% 12/01/30	4,760,000.00	4,246,203.17	
		CAN 1.25% 06/01/30	3,950,000.00	3,681,307.01	
		CAN 1.5% 06/01/31	3,500,000.00	3,232,983.46	
		CAN 1.5% 12/01/31	3,730,000.00	3,412,338.87	
		CAN 1.75% 12/01/53	2,920,000.00	1,872,754.61	
		CAN 1% 06/01/27	810,000.00	797,671.16	
		CAN 2.25% 02/01/28	2,080,000.00	2,061,273.69	
		CAN 2.25% 06/01/29	240,000.00	235,251.22	

		CAN 2.5% 05/01/28	900,000.00	894,165.93	
		CAN 2.5% 08/01/27	3,620,000.00	3,612,052.72	
		CAN 2.5% 11/01/27	320,000.00	318,883.27	
		CAN 2.5% 12/01/32	2,920,000.00	2,787,619.52	
		CAN 2.75% 03/01/30	3,280,000.00	3,244,419.70	
		CAN 2.75% 03/01/31	2,650,000.00	2,604,194.61	
		CAN 2.75% 06/01/33	2,520,000.00	2,431,482.02	
		CAN 2.75% 09/01/27	2,340,000.00	2,341,418.46	
		CAN 2.75% 09/01/30	3,740,000.00	3,687,393.16	
		CAN 2.75% 12/01/48	1,220,000.00	1,023,994.27	
		CAN 2.75% 12/01/55	3,110,000.00	2,494,491.81	
		CAN 2.75% 12/01/64	900,000.00	696,645.14	
		CAN 2% 06/01/28	410,000.00	403,370.20	
		CAN 2% 06/01/32	1,920,000.00	1,791,074.09	
		CAN 2% 12/01/51	4,200,000.00	2,930,003.45	
		CAN 3.25% 06/01/35	3,950,000.00	3,888,744.78	
		CAN 3.25% 06/01/36	2,390,000.00	2,334,709.19	
		CAN 3.25% 09/01/28	3,240,000.00	3,264,338.52	
		CAN 3.25% 12/01/33	1,810,000.00	1,797,758.93	
		CAN 3.25% 12/01/34	2,860,000.00	2,825,192.28	
		CAN 3.25% 12/01/35	3,930,000.00	3,854,027.40	
		CAN 3.5% 03/01/28	7,070,000.00	7,150,092.63	
		CAN 3.5% 09/01/29	3,600,000.00	3,653,577.79	
		CAN 3.5% 12/01/45	960,000.00	925,129.94	
		CAN 3.5% 12/01/57	3,250,000.00	3,026,679.17	
		CAN 3% 06/01/34	4,000,000.00	3,893,195.84	
		CAN 4.0% 06/01/41	740,000.00	766,476.37	
		CAN 4% 03/01/29	2,180,000.00	2,239,211.50	
		CAN 5.75% 06/01/29	1,490,000.00	1,607,326.89	
		CAN 5.75% 06/01/33	1,620,000.00	1,863,490.27	
		CAN 5% 06/01/37	810,000.00	914,901.71	
	カナダドル 小計		99,940,000.00	94,805,844.75 (10,902,672,146)	
	メキシコペソ	MBONO 10% 11/20/36	20,220,000.00	21,410,605.56	
		MBONO 7.5% 05/26/33	36,850,000.00	34,187,354.97	
		MBONO 7.5% 06/03/27	53,140,000.00	53,400,198.41	

		MBONO 7.75% 05/29/31	48,580,000.00	46,953,881.17	
		MBONO 7.75% 11/13/42	55,080,000.00	46,819,472.83	
		MBONO 7.75% 11/23/34	50,270,000.00	46,354,147.97	
		MBONO 8.5% 02/28/30	25,900,000.00	25,975,546.41	
		MBONO 8.5% 03/01/29	38,390,000.00	38,855,425.38	
		MBONO 8.5% 03/02/28	8,610,000.00	8,757,833.70	
		MBONO 8.5% 05/31/29	48,130,000.00	48,621,820.25	
		MBONO 8.5% 11/18/38	32,600,000.00	30,487,622.03	
		MBONO 8% 02/21/36	18,200,000.00	16,874,858.00	
		MBONO 8% 04/15/32	23,090,000.00	22,217,245.78	
		MBONO 8% 04/29/55	9,430,000.00	7,959,653.74	
		MBONO 8% 07/31/53	42,340,000.00	35,840,014.85	
		MBONO 8% 11/07/47	26,880,000.00	23,000,385.94	
	メキシコペソ 小計		537,710,000.00	507,716,066.99 (4,669,718,526)	
	ユーロ	BGB 0.1% 06/22/30	1,520,000.00	1,358,500.18	
		BGB 0.35% 06/22/32	2,700,000.00	2,290,891.05	
		BGB 0.4% 06/22/40	1,020,000.00	634,612.84	
		BGB 0.65% 06/22/71	720,000.00	213,485.01	
		BGB 0.8% 06/22/27	1,510,000.00	1,482,654.20	
		BGB 0.8% 06/22/28	1,770,000.00	1,703,478.26	
		BGB 0.9% 06/22/29	1,790,000.00	1,691,479.06	
		BGB 0% 10/22/27	1,240,000.00	1,196,182.19	
		BGB 0% 10/22/31	1,620,000.00	1,377,494.55	
		BGB 1.25% 04/22/33	1,040,000.00	917,262.85	
		BGB 1.4% 06/22/53	1,050,000.00	558,655.04	
		BGB 1.45% 06/22/37	800,000.00	640,058.12	
		BGB 1.6% 06/22/47	1,160,000.00	737,824.33	
		BGB 1.7% 06/22/50	1,100,000.00	672,759.69	
		BGB 1.9% 06/22/38	1,020,000.00	837,006.51	
		BGB 1% 06/22/31	1,670,000.00	1,513,241.70	
		BGB 2.15% 06/22/66	880,000.00	509,089.66	
		BGB 2.25% 06/22/57	940,000.00	597,054.62	
		BGB 2.6% 10/22/30	970,000.00	954,980.86	
		BGB 2.7% 10/22/29	1,240,000.00	1,233,616.65	
		BGB 2.75% 04/22/39	1,030,000.00	919,075.70	

		BGB 2.85% 10/22/34	1,860,000.00	1,784,959.04	
		BGB 3.1% 06/22/35	1,660,000.00	1,610,060.30	
		BGB 3.1% 08/22/31	610,000.00	610,696.49	
		BGB 3.3% 06/22/54	1,020,000.00	840,815.47	
		BGB 3.4% 06/22/36	1,460,000.00	1,435,645.83	
		BGB 3.45% 06/22/42	540,000.00	501,692.56	
		BGB 3.45% 06/22/43	580,000.00	534,910.56	
		BGB 3.5% 06/22/55	1,000,000.00	850,381.31	
		BGB 3.75% 06/22/45	1,130,000.00	1,069,229.62	
		BGB 3% 06/22/33	2,010,000.00	1,979,822.28	
		BGB 3% 06/22/34	1,700,000.00	1,657,801.06	
		BGB 4.25% 03/28/41	1,710,000.00	1,765,122.87	
		BGB 4.35% 06/22/56	730,000.00	718,507.85	
		BGB 4% 03/28/32	880,000.00	921,617.04	
		BGB 5.5% 03/28/28	2,040,000.00	2,137,883.07	
		BGB 5% 03/28/35	1,880,000.00	2,097,341.16	
		BKO 1.9% 09/16/27	1,900,000.00	1,882,691.00	
		BKO 2.1% 03/15/28	1,040,000.00	1,029,824.12	
		BKO 2.5% 06/14/28	1,410,000.00	1,405,106.76	
		BKO 2% 12/16/27	3,200,000.00	3,168,784.00	
		BTPS 0.25% 03/15/28	2,660,000.00	2,545,061.40	
		BTPS 0.45% 02/15/29	700,000.00	656,285.00	
		BTPS 0.5% 07/15/28	1,300,000.00	1,239,277.00	
		BTPS 0.6% 08/01/31	1,960,000.00	1,720,105.31	
		BTPS 0.9% 04/01/31	2,920,000.00	2,627,719.68	
		BTPS 0.95% 03/01/37	2,270,000.00	1,694,290.54	
		BTPS 0.95% 06/01/32	2,090,000.00	1,825,257.61	
		BTPS 0.95% 08/01/30	1,180,000.00	1,083,287.79	
		BTPS 0.95% 09/15/27	2,040,000.00	1,995,654.48	
		BTPS 0.95% 12/01/31	1,630,000.00	1,443,594.01	
		BTPS 1.35% 04/01/30	2,250,000.00	2,115,842.62	
		BTPS 1.45% 03/01/36	1,730,000.00	1,406,301.43	
		BTPS 1.5% 04/30/45	1,650,000.00	1,050,977.40	
		BTPS 1.65% 03/01/32	5,090,000.00	4,660,448.53	
		BTPS 1.65% 12/01/30	1,340,000.00	1,258,194.67	
		BTPS 1.7% 09/01/51	1,930,000.00	1,123,951.90	

		BTPS 1.8% 03/01/41	1,800,000.00	1,334,529.90	
		BTPS 2.05% 08/01/27	1,280,000.00	1,270,922.88	
		BTPS 2.1% 08/26/27	540,000.00	535,826.47	
		BTPS 2.15% 03/01/72	940,000.00	543,621.44	
		BTPS 2.15% 09/01/52	1,020,000.00	653,519.10	
		BTPS 2.2% 06/01/27	2,280,000.00	2,270,571.90	
		BTPS 2.25% 09/01/36	2,150,000.00	1,870,338.21	
		BTPS 2.35% 01/15/29	2,610,000.00	2,573,041.09	
		BTPS 2.4% 03/15/29	2,560,000.00	2,523,969.27	
		BTPS 2.45% 09/01/33	2,310,000.00	2,161,620.03	
		BTPS 2.45% 09/01/50	1,530,000.00	1,074,896.91	
		BTPS 2.5% 12/01/32	1,500,000.00	1,424,604.75	
		BTPS 2.65% 06/15/28	560,000.00	557,828.88	
		BTPS 2.65% 12/01/27	2,860,000.00	2,855,800.09	
		BTPS 2.7% 03/01/47	1,830,000.00	1,413,691.01	
		BTPS 2.7% 10/01/30	680,000.00	668,452.24	
		BTPS 2.7% 10/15/27	1,720,000.00	1,718,159.60	
		BTPS 2.8% 03/01/67	1,050,000.00	723,482.93	
		BTPS 2.8% 06/15/29	2,610,000.00	2,599,064.10	
		BTPS 2.8% 12/01/28	2,070,000.00	2,068,178.40	
		BTPS 2.85% 02/01/31	1,720,000.00	1,695,881.29	
		BTPS 2.95% 07/01/30	2,180,000.00	2,168,512.49	
		BTPS 2.95% 09/01/38	1,960,000.00	1,767,078.18	
		BTPS 2% 02/01/28	3,410,000.00	3,368,350.26	
		BTPS 3.1% 03/01/40	1,040,000.00	933,321.48	
		BTPS 3.15% 03/15/33	2,160,000.00	2,121,266.33	
		BTPS 3.15% 11/15/31	3,170,000.00	3,152,336.76	
		BTPS 3.25% 03/01/38	1,510,000.00	1,412,084.80	
		BTPS 3.25% 07/15/32	2,400,000.00	2,385,712.80	
		BTPS 3.25% 09/01/46	2,270,000.00	1,929,553.91	
		BTPS 3.25% 11/15/32	1,700,000.00	1,684,813.05	
		BTPS 3.35% 03/01/35	2,330,000.00	2,278,562.33	
		BTPS 3.35% 07/01/29	2,620,000.00	2,649,191.25	
		BTPS 3.4% 04/01/28	2,150,000.00	2,171,890.22	
		BTPS 3.45% 02/01/36	1,840,000.00	1,792,524.32	
		BTPS 3.45% 03/01/48	1,820,000.00	1,578,824.97	

		BTPS 3.45% 07/15/27	2,260,000.00	2,277,738.74	
		BTPS 3.45% 07/15/31	920,000.00	929,917.14	
		BTPS 3.5% 02/15/31	2,490,000.00	2,525,198.64	
		BTPS 3.5% 03/01/30	2,360,000.00	2,400,183.01	
		BTPS 3.6% 10/01/35	1,650,000.00	1,631,935.38	
		BTPS 3.65% 08/01/35	2,420,000.00	2,406,743.24	
		BTPS 3.7% 06/15/30	3,530,000.00	3,610,747.69	
		BTPS 3.8% 08/01/28	2,260,000.00	2,304,047.40	
		BTPS 3.85% 02/01/35	2,180,000.00	2,209,015.80	
		BTPS 3.85% 07/01/34	2,020,000.00	2,054,620.78	
		BTPS 3.85% 09/01/49	1,940,000.00	1,777,502.92	
		BTPS 3.85% 10/01/40	1,670,000.00	1,617,372.87	
		BTPS 3.85% 12/15/29	2,860,000.00	2,939,014.65	
		BTPS 3.95% 10/01/41	1,700,000.00	1,650,550.40	
		BTPS 3% 08/01/29	1,150,000.00	1,152,366.70	
		BTPS 3% 10/01/29	1,880,000.00	1,880,259.44	
		BTPS 4.05% 10/30/37	2,030,000.00	2,056,902.97	
		BTPS 4.1% 02/01/29	2,070,000.00	2,131,576.29	
		BTPS 4.1% 04/30/46	800,000.00	771,450.80	
		BTPS 4.15% 10/01/39	2,290,000.00	2,308,423.05	
		BTPS 4.2% 03/01/34	2,980,000.00	3,107,497.81	
		BTPS 4.3% 10/01/54	1,570,000.00	1,506,425.99	
		BTPS 4.35% 11/01/33	2,090,000.00	2,202,054.30	
		BTPS 4.4% 05/01/33	2,570,000.00	2,720,161.24	
		BTPS 4.45% 09/01/43	1,560,000.00	1,591,318.87	
		BTPS 4.5% 10/01/53	1,590,000.00	1,578,862.84	
		BTPS 4.65% 10/01/55	790,000.00	798,015.02	
		BTPS 4.75% 09/01/28	3,090,000.00	3,215,593.05	
		BTPS 4.75% 09/01/44	1,850,000.00	1,958,329.52	
		BTPS 4% 02/01/37	3,070,000.00	3,119,273.50	
		BTPS 4% 04/30/35	1,720,000.00	1,763,500.86	
		BTPS 4% 10/30/31	1,250,000.00	1,296,993.75	
		BTPS 4% 11/15/30	2,310,000.00	2,391,320.08	
		BTPS 5.0% 08/01/39	2,680,000.00	2,942,377.36	
		BTPS 5.25% 11/01/29	2,930,000.00	3,143,433.50	
		BTPS 5.75% 02/01/33	2,180,000.00	2,479,795.12	

		BTPS 5% 08/01/34	2,830,000.00	3,109,180.91	
		BTPS 5% 09/01/40	2,870,000.00	3,147,998.81	
		BTPS 6.5% 11/01/27	2,150,000.00	2,258,373.97	
		BTPS 6% 05/01/31	4,040,000.00	4,554,350.58	
		DBR 0.25% 02/15/29	3,370,000.00	3,163,520.10	
		DBR 0.25% 08/15/28	2,090,000.00	1,985,959.80	
		DBR 0.5% 02/15/28	1,360,000.00	1,312,884.50	
		DBR 0.5% 08/15/27	2,380,000.00	2,322,774.89	
		DBR 0% 02/15/30	1,960,000.00	1,777,202.56	
		DBR 0% 02/15/31	2,950,000.00	2,600,439.75	
		DBR 0% 02/15/32	3,620,000.00	3,094,894.55	
		DBR 0% 05/15/35	5,030,000.00	3,856,272.11	
		DBR 0% 05/15/36	3,210,000.00	2,373,000.52	
		DBR 0% 08/15/29	2,360,000.00	2,170,501.44	
		DBR 0% 08/15/30	3,050,000.00	2,728,385.93	
		DBR 0% 08/15/30	1,280,000.00	1,145,305.27	
		DBR 0% 08/15/31	4,120,000.00	3,577,792.53	
		DBR 0% 08/15/50	5,920,000.00	2,526,537.60	
		DBR 0% 08/15/52	3,600,000.00	1,431,378.85	
		DBR 0% 11/15/27	3,340,000.00	3,219,591.33	
		DBR 0% 11/15/28	1,990,000.00	1,867,929.42	
		DBR 1.25% 08/15/48	4,440,000.00	2,886,521.69	
		DBR 1.7% 08/15/32	2,600,000.00	2,436,834.40	
		DBR 1.8% 08/15/53	4,720,000.00	3,267,207.60	
		DBR 1% 05/15/38	3,040,000.00	2,374,072.80	
		DBR 2.1% 11/15/29	3,180,000.00	3,117,719.70	
		DBR 2.2% 02/15/34	3,210,000.00	3,048,896.52	
		DBR 2.3% 02/15/33	5,840,000.00	5,638,939.01	
		DBR 2.4% 11/15/30	3,220,000.00	3,173,784.95	
		DBR 2.5% 02/15/35	4,370,000.00	4,206,352.24	
		DBR 2.5% 07/04/44	3,470,000.00	3,019,553.22	
		DBR 2.5% 08/15/46	4,050,000.00	3,461,516.77	
		DBR 2.5% 08/15/54	2,870,000.00	2,319,605.75	
		DBR 2.5% 11/15/32	1,840,000.00	1,801,571.43	
		DBR 2.6% 05/15/41	3,200,000.00	2,905,984.00	
		DBR 2.6% 08/15/33	3,960,000.00	3,882,936.41	

		DBR 2.6% 08/15/34	3,560,000.00	3,466,694.18	
		DBR 2.6% 08/15/35	500,000.00	483,177.50	
		DBR 2.9% 02/15/36	3,780,000.00	3,731,812.56	
		DBR 2.9% 08/15/56	2,870,000.00	2,505,476.24	
		DBR 3.25% 07/04/42	2,560,000.00	2,506,825.59	
		DBR 3.4% 05/15/47	700,000.00	687,505.93	
		DBR 4.0% 01/04/37	2,710,000.00	2,926,378.59	
		DBR 4.25% 07/04/39	1,810,000.00	1,996,484.30	
		DBR 4.75% 07/04/28	2,530,000.00	2,635,633.82	
		DBR 4.75% 07/04/34	2,500,000.00	2,824,250.00	
		DBR 4.75% 07/04/40	2,360,000.00	2,735,204.60	
		DBR 5.5% 01/04/31	2,400,000.00	2,680,050.00	
		DBR 5.625% 01/04/28	2,190,000.00	2,288,911.35	
		DBR 6.25% 01/04/30	1,820,000.00	2,036,947.08	
		DBR 6.5% 07/04/27	3,220,000.00	3,350,635.40	
		FRTR 0.5% 05/25/29	5,230,000.00	4,878,449.86	
		FRTR 0.5% 05/25/40	4,610,000.00	2,869,477.21	
		FRTR 0.5% 05/25/72	1,550,000.00	393,314.05	
		FRTR 0.5% 06/25/44	2,870,000.00	1,530,460.50	
		FRTR 0.75% 02/25/28	5,200,000.00	5,023,226.00	
		FRTR 0.75% 05/25/28	7,120,000.00	6,842,409.00	
		FRTR 0.75% 05/25/52	3,460,000.00	1,505,169.20	
		FRTR 0.75% 05/25/53	3,440,000.00	1,448,326.00	
		FRTR 0.75% 11/25/28	6,620,000.00	6,292,449.02	
		FRTR 0% 05/25/32	5,290,000.00	4,366,246.96	
		FRTR 0% 11/25/29	6,420,000.00	5,804,620.51	
		FRTR 0% 11/25/30	7,150,000.00	6,248,456.50	
		FRTR 0% 11/25/31	6,450,000.00	5,430,848.40	
		FRTR 1.25% 05/25/34	5,750,000.00	4,850,513.12	
		FRTR 1.25% 05/25/36	7,330,000.00	5,820,824.46	
		FRTR 1.25% 05/25/38	4,990,000.00	3,719,595.90	
		FRTR 1.5% 05/25/31	6,580,000.00	6,093,507.70	
		FRTR 1.5% 05/25/50	3,530,000.00	2,019,134.40	
		FRTR 1.75% 05/25/66	1,760,000.00	872,900.16	
		FRTR 1.75% 06/25/39	3,570,000.00	2,764,895.38	
		FRTR 2.4% 09/24/28	8,450,000.00	8,365,510.54	

		FRTR 2.5% 05/25/30	7,920,000.00	7,771,899.96	
		FRTR 2.5% 05/25/43	3,180,000.00	2,524,670.37	
		FRTR 2.5% 09/24/27	4,040,000.00	4,026,417.52	
		FRTR 2.7% 02/25/31	4,300,000.00	4,222,324.80	
		FRTR 2.75% 02/25/29	5,550,000.00	5,529,428.92	
		FRTR 2.75% 02/25/30	6,490,000.00	6,434,627.32	
		FRTR 2.75% 10/25/27	5,660,000.00	5,657,447.90	
		FRTR 2% 05/25/48	3,090,000.00	2,062,522.47	
		FRTR 2% 11/25/32	5,150,000.00	4,754,518.62	
		FRTR 3.2% 05/25/35	6,340,000.00	6,127,655.96	
		FRTR 3.25% 05/25/45	3,280,000.00	2,851,972.30	
		FRTR 3.25% 05/25/55	2,740,000.00	2,177,794.47	
		FRTR 3.5% 11/25/33	5,720,000.00	5,730,153.00	
		FRTR 3.5% 11/25/35	3,750,000.00	3,689,407.50	
		FRTR 3.6% 05/25/42	2,740,000.00	2,556,854.97	
		FRTR 3.75% 05/25/56	2,110,000.00	1,834,475.14	
		FRTR 3% 05/25/33	5,870,000.00	5,723,176.62	
		FRTR 3% 05/25/54	2,800,000.00	2,131,360.00	
		FRTR 3% 06/25/49	1,830,000.00	1,464,887.55	
		FRTR 3% 11/25/34	5,250,000.00	5,028,030.00	
		FRTR 4.1% 05/25/46	1,120,000.00	1,088,494.40	
		FRTR 4.4% 05/25/57	860,000.00	835,191.79	
		FRTR 4.5% 04/25/41	4,150,000.00	4,338,463.95	
		FRTR 4.75% 04/25/35	4,900,000.00	5,314,699.25	
		FRTR 4% 04/25/55	2,210,000.00	2,026,362.81	
		FRTR 4% 04/25/60	2,270,000.00	2,050,854.20	
		FRTR 4% 10/25/38	2,490,000.00	2,502,674.10	
		FRTR 5.5% 04/25/29	4,220,000.00	4,518,628.30	
		FRTR 5.75% 10/25/32	4,370,000.00	4,975,140.99	
		IRISH 0.2% 10/18/30	910,000.00	814,670.67	
		IRISH 0.35% 10/18/32	520,000.00	442,438.10	
		IRISH 0.4% 05/15/35	950,000.00	749,502.50	
		IRISH 0.55% 04/22/41	410,000.00	271,543.82	
		IRISH 0.9% 05/15/28	840,000.00	813,011.08	
		IRISH 0% 10/18/31	950,000.00	817,507.55	
		IRISH 1.1% 05/15/29	980,000.00	935,668.47	

		IRISH 1.3% 05/15/33	680,000.00	609,726.93	
		IRISH 1.35% 03/18/31	770,000.00	720,706.80	
		IRISH 1.5% 05/15/50	900,000.00	592,290.90	
		IRISH 1.7% 05/15/37	950,000.00	812,185.11	
		IRISH 2.4% 05/15/30	930,000.00	917,047.98	
		IRISH 2.6% 10/18/34	450,000.00	434,138.17	
		IRISH 2% 02/18/45	1,100,000.00	865,550.40	
		IRISH 3.1% 06/18/36	530,000.00	524,503.10	
		IRISH 3.15% 10/18/55	290,000.00	258,743.80	
		IRISH 3% 10/18/43	830,000.00	771,891.70	
		NETHER 0.25% 07/15/29	1,500,000.00	1,391,305.86	
		NETHER 0.5% 01/15/40	1,540,000.00	1,060,966.83	
		NETHER 0.5% 07/15/32	1,710,000.00	1,482,561.45	
		NETHER 0.75% 07/15/27	1,440,000.00	1,411,711.20	
		NETHER 0.75% 07/15/28	1,540,000.00	1,480,681.12	
		NETHER 0% 01/15/29	2,030,000.00	1,894,156.95	
		NETHER 0% 01/15/38	1,340,000.00	917,832.32	
		NETHER 0% 01/15/52	2,110,000.00	853,307.21	
		NETHER 0% 07/15/30	2,700,000.00	2,412,769.94	
		NETHER 0% 07/15/31	1,760,000.00	1,525,268.80	
		NETHER 2.5% 01/15/30	1,520,000.00	1,506,319.24	
		NETHER 2.5% 01/15/33	1,660,000.00	1,617,294.84	
		NETHER 2.5% 07/15/33	1,170,000.00	1,134,708.70	
		NETHER 2.5% 07/15/34	1,350,000.00	1,298,646.00	
		NETHER 2.5% 07/15/35	1,530,000.00	1,457,992.46	
		NETHER 2.75% 01/15/47	2,220,000.00	1,963,985.16	
		NETHER 2% 01/15/54	1,690,000.00	1,224,252.20	
		NETHER 3.25% 01/15/44	1,470,000.00	1,423,559.02	
		NETHER 3.5% 01/15/56	850,000.00	833,665.12	
		NETHER 3.75% 01/15/42	2,190,000.00	2,267,082.52	
		NETHER 4% 01/15/37	3,000,000.00	3,211,734.00	
		NETHER 5.5% 01/15/28	1,600,000.00	1,670,926.40	
		OBL 1.3% 10/15/27	3,550,000.00	3,488,824.62	
		OBL 2.1% 04/12/29	3,360,000.00	3,307,231.20	
		OBL 2.2% 04/13/28	3,490,000.00	3,461,245.89	
		OBL 2.2% 10/10/30	2,640,000.00	2,581,978.08	

		OBL 2.4% 04/18/30	3,490,000.00	3,449,276.06	
		OBL 2.4% 10/19/28	3,470,000.00	3,448,930.16	
		OBL 2.5% 04/16/31	3,100,000.00	3,062,084.67	
		OBL 2.5% 10/11/29	2,090,000.00	2,077,062.90	
		PGB 0.3% 10/17/31	1,120,000.00	976,718.67	
		PGB 0.475% 10/18/30	1,330,000.00	1,203,439.78	
		PGB 0.7% 10/15/27	700,000.00	682,800.30	
		PGB 0.9% 10/12/35	640,000.00	516,190.40	
		PGB 1.15% 04/11/42	700,000.00	481,397.00	
		PGB 1.65% 07/16/32	720,000.00	666,689.83	
		PGB 1.95% 06/15/29	1,250,000.00	1,223,584.21	
		PGB 1% 04/12/52	780,000.00	406,317.21	
		PGB 2.125% 10/17/28	1,700,000.00	1,681,853.75	
		PGB 2.25% 04/18/34	990,000.00	925,284.91	
		PGB 2.875% 10/14/33	480,000.00	471,043.20	
		PGB 2.875% 10/20/34	810,000.00	787,986.42	
		PGB 3.25% 06/13/36	490,000.00	482,826.64	
		PGB 3.375% 06/15/40	420,000.00	403,934.26	
		PGB 3.5% 06/18/38	760,000.00	753,397.31	
		PGB 3.625% 06/12/54	530,000.00	490,608.88	
		PGB 3.875% 02/15/30	1,020,000.00	1,060,231.86	
		PGB 3% 06/15/35	470,000.00	458,781.83	
		PGB 4.1% 02/15/45	800,000.00	820,582.96	
		PGB 4.1% 04/15/37	1,150,000.00	1,214,051.31	
		RAGB 0.25% 10/20/36	1,360,000.00	997,561.70	
		RAGB 0.5% 02/20/29	1,800,000.00	1,696,654.80	
		RAGB 0.7% 04/20/71	540,000.00	187,897.59	
		RAGB 0.75% 02/20/28	1,310,000.00	1,268,147.46	
		RAGB 0.75% 03/20/51	930,000.00	479,597.74	
		RAGB 0.85% 06/30/20	230,000.00	70,115.50	
		RAGB 0.9% 02/20/32	1,740,000.00	1,553,593.80	
		RAGB 0% 02/20/30	2,110,000.00	1,904,591.50	
		RAGB 0% 02/20/31	1,670,000.00	1,460,521.88	
		RAGB 0% 10/20/28	1,290,000.00	1,210,581.15	
		RAGB 0% 10/20/40	650,000.00	391,343.55	
		RAGB 1.5% 02/20/47	1,080,000.00	735,056.64	

		RAGB 1.5% 11/02/86	800,000.00	376,687.54	
		RAGB 1.85% 05/23/49	1,070,000.00	760,772.14	
		RAGB 2.1% 09/20/17	650,000.00	382,338.61	
		RAGB 2.4% 05/23/34	1,640,000.00	1,555,822.90	
		RAGB 2.5% 10/20/29	740,000.00	733,058.80	
		RAGB 2.9% 02/20/33	2,050,000.00	2,031,329.62	
		RAGB 2.9% 02/20/34	1,440,000.00	1,418,058.00	
		RAGB 2.9% 05/23/29	620,000.00	622,834.45	
		RAGB 2.95% 02/20/35	1,530,000.00	1,500,566.74	
		RAGB 3.15% 06/20/44	1,080,000.00	1,007,033.04	
		RAGB 3.15% 10/20/53	1,140,000.00	1,012,357.04	
		RAGB 3.2% 02/20/36	450,000.00	446,576.62	
		RAGB 3.2% 07/15/39	840,000.00	813,650.04	
		RAGB 3.45% 10/20/30	800,000.00	819,188.87	
		RAGB 3.75% 03/20/56	190,000.00	186,507.51	
		RAGB 3.8% 01/26/62	420,000.00	417,313.68	
		RAGB 4.15% 03/15/37	1,550,000.00	1,663,904.07	
		RAGB 6.25% 07/15/27	1,180,000.00	1,225,423.03	
		RFGB 0.125% 04/15/36	440,000.00	321,261.16	
		RFGB 0.125% 04/15/52	460,000.00	179,377.00	
		RFGB 0.125% 09/15/31	1,260,000.00	1,086,942.15	
		RFGB 0.25% 09/15/40	500,000.00	311,281.56	
		RFGB 0.5% 04/15/43	690,000.00	410,394.40	
		RFGB 0.5% 09/15/27	540,000.00	525,434.49	
		RFGB 0.5% 09/15/28	780,000.00	742,545.37	
		RFGB 0.5% 09/15/29	860,000.00	798,774.31	
		RFGB 0.75% 04/15/31	510,000.00	460,062.58	
		RFGB 0% 09/15/30	770,000.00	681,818.83	
		RFGB 1.125% 04/15/34	640,000.00	549,029.03	
		RFGB 1.375% 04/15/47	570,000.00	368,624.13	
		RFGB 1.5% 09/15/32	940,000.00	856,829.03	
		RFGB 2.5% 04/15/30	460,000.00	454,083.03	
		RFGB 2.625% 04/15/32	210,000.00	205,502.43	
		RFGB 2.625% 07/04/42	540,000.00	469,036.57	
		RFGB 2.75% 04/15/38	470,000.00	435,555.96	
		RFGB 2.75% 07/04/28	640,000.00	640,630.01	

		RFGB 2.875% 04/15/29	640,000.00	641,601.08	
		RFGB 2.95% 04/15/55	640,000.00	530,348.80	
		RFGB 3.2% 04/15/45	380,000.00	349,600.69	
		RFGB 3.35% 09/15/36	470,000.00	468,082.87	
		RFGB 3.55% 04/15/41	310,000.00	304,546.11	
		RFGB 3% 09/15/33	970,000.00	961,643.45	
		RFGB 3% 09/15/34	1,120,000.00	1,101,177.00	
		RFGB 3% 09/15/35	740,000.00	721,633.56	
		SLOVGB 0.375% 04/21/36	450,000.00	328,505.95	
		SLOVGB 0.75% 04/09/30	260,000.00	239,456.55	
		SLOVGB 1.625% 01/21/31	320,000.00	300,820.76	
		SLOVGB 1.875% 03/09/37	490,000.00	409,249.04	
		SLOVGB 1% 05/14/32	290,000.00	256,653.00	
		SLOVGB 1% 06/12/28	290,000.00	280,139.99	
		SLOVGB 1% 10/09/30	350,000.00	321,775.66	
		SLOVGB 1% 10/13/51	290,000.00	144,188.14	
		SLOVGB 2% 10/17/47	430,000.00	291,403.35	
		SLOVGB 3.625% 01/16/29	320,000.00	325,491.61	
		SLOVGB 3.625% 06/08/33	430,000.00	437,307.24	
		SLOVGB 3.625% 11/04/37	240,000.00	235,067.75	
		SLOVGB 3.75% 02/23/35	550,000.00	557,358.23	
		SLOVGB 3.75% 02/27/40	220,000.00	213,605.99	
		SLOVGB 3.75% 03/06/34	550,000.00	561,603.57	
		SLOVGB 3% 11/06/31	200,000.00	198,270.00	
		SLOVGB 4% 10/19/32	400,000.00	417,502.80	
		SPGB 0.1% 04/30/31	2,660,000.00	2,322,368.03	
		SPGB 0.5% 04/30/30	3,030,000.00	2,771,083.47	
		SPGB 0.5% 10/31/31	3,400,000.00	2,982,952.60	
		SPGB 0.6% 10/31/29	3,560,000.00	3,308,450.40	
		SPGB 0.7% 04/30/32	2,870,000.00	2,510,458.97	
		SPGB 0.8% 07/30/27	2,440,000.00	2,390,200.82	
		SPGB 0.8% 07/30/29	3,120,000.00	2,933,539.44	
		SPGB 0.85% 07/30/37	2,040,000.00	1,527,450.00	
		SPGB 0% 01/31/28	2,960,000.00	2,835,040.14	
		SPGB 1.2% 10/31/40	1,910,000.00	1,361,701.59	
		SPGB 1.25% 10/31/30	2,970,000.00	2,770,897.14	

		SPGB 1.4% 04/30/28	3,160,000.00	3,085,542.33	
		SPGB 1.4% 07/30/28	2,970,000.00	2,891,091.64	
		SPGB 1.45% 04/30/29	2,980,000.00	2,874,327.59	
		SPGB 1.45% 10/31/27	2,610,000.00	2,568,221.73	
		SPGB 1.45% 10/31/71	1,020,000.00	462,350.86	
		SPGB 1.85% 07/30/35	2,790,000.00	2,456,217.95	
		SPGB 1.9% 10/31/52	2,200,000.00	1,412,931.81	
		SPGB 1.95% 07/30/30	3,500,000.00	3,377,208.12	
		SPGB 1% 07/30/42	2,010,000.00	1,316,759.74	
		SPGB 1% 10/31/50	2,650,000.00	1,390,772.77	
		SPGB 2.35% 07/30/33	2,730,000.00	2,583,448.43	
		SPGB 2.4% 05/31/28	3,330,000.00	3,308,926.16	
		SPGB 2.5% 05/31/27	2,330,000.00	2,326,224.23	
		SPGB 2.55% 10/31/32	2,660,000.00	2,575,097.82	
		SPGB 2.7% 01/31/30	670,000.00	666,386.69	
		SPGB 2.7% 10/31/48	2,190,000.00	1,755,369.54	
		SPGB 2.9% 10/31/46	2,150,000.00	1,816,416.75	
		SPGB 3.1% 07/30/31	2,770,000.00	2,785,125.02	
		SPGB 3.15% 04/30/33	2,560,000.00	2,555,216.28	
		SPGB 3.15% 04/30/35	2,950,000.00	2,896,215.71	
		SPGB 3.2% 10/31/35	3,200,000.00	3,139,214.40	
		SPGB 3.25% 04/30/34	2,700,000.00	2,690,613.45	
		SPGB 3.3% 04/30/36	1,860,000.00	1,831,415.94	
		SPGB 3.45% 07/30/43	2,220,000.00	2,080,480.79	
		SPGB 3.45% 07/30/66	1,580,000.00	1,347,260.47	
		SPGB 3.45% 10/31/34	2,310,000.00	2,326,986.58	
		SPGB 3.5% 01/31/41	1,350,000.00	1,295,977.22	
		SPGB 3.5% 05/31/29	2,500,000.00	2,549,884.50	
		SPGB 3.55% 10/31/33	2,460,000.00	2,509,094.22	
		SPGB 3.9% 07/30/39	1,850,000.00	1,878,582.87	
		SPGB 3% 01/31/33	2,290,000.00	2,267,636.43	
		SPGB 4.2% 01/31/37	2,710,000.00	2,862,643.46	
		SPGB 4.7% 07/30/41	2,190,000.00	2,401,122.57	
		SPGB 4.9% 07/30/40	2,400,000.00	2,687,561.99	
		SPGB 4% 10/31/54	2,270,000.00	2,200,241.87	
		SPGB 5.15% 10/31/28	3,660,000.00	3,860,677.80	

		SPGB 5.15% 10/31/44	1,730,000.00	1,995,963.61	
		SPGB 5.75% 07/30/32	2,500,000.00	2,870,787.50	
		SPGB 6.0% 01/31/29	910,000.00	984,500.33	
	ユーロ 小計		877,960,000.00	806,181,468.03 (149,232,251,547)	
	イギリスポンド	UKT 0.125% 01/31/28	1,510,000.00	1,415,325.43	
		UKT 0.25% 07/31/31	2,490,000.00	2,020,930.66	
		UKT 0.375% 10/22/30	1,980,000.00	1,671,138.43	
		UKT 0.5% 01/31/29	3,390,000.00	3,075,865.88	
		UKT 0.5% 10/22/61	2,520,000.00	593,334.00	
		UKT 0.625% 07/31/35	3,090,000.00	2,133,614.10	
		UKT 0.625% 10/22/50	1,850,000.00	638,435.00	
		UKT 0.875% 01/31/46	1,750,000.00	780,850.00	
		UKT 0.875% 07/31/33	3,890,000.00	2,998,878.80	
		UKT 0.875% 10/22/29	1,460,000.00	1,305,098.86	
		UKT 1.125% 01/31/39	2,030,000.00	1,278,120.29	
		UKT 1.125% 10/22/73	1,650,000.00	475,530.00	
		UKT 1.25% 07/22/27	2,010,000.00	1,946,282.31	
		UKT 1.25% 07/31/51	2,460,000.00	1,021,925.25	
		UKT 1.25% 10/22/41	2,480,000.00	1,431,129.60	
		UKT 1.5% 07/22/47	1,960,000.00	976,864.00	
		UKT 1.5% 07/31/53	2,480,000.00	1,064,551.35	
		UKT 1.625% 10/22/28	1,960,000.00	1,845,538.46	
		UKT 1.625% 10/22/54	1,640,000.00	718,211.03	
		UKT 1.625% 10/22/71	2,130,000.00	791,934.00	
		UKT 1.75% 01/22/49	1,700,000.00	870,108.88	
		UKT 1.75% 07/22/57	2,480,000.00	1,083,884.00	
		UKT 1.75% 09/07/37	3,620,000.00	2,605,136.62	
		UKT 1% 01/31/32	3,590,000.00	2,965,472.46	
		UKT 2.5% 07/22/65	1,590,000.00	826,323.00	
		UKT 3.25% 01/22/44	2,630,000.00	1,971,185.00	
		UKT 3.25% 01/31/33	3,960,000.00	3,649,829.94	
		UKT 3.5% 01/22/45	2,400,000.00	1,844,160.00	
		UKT 3.5% 07/22/68	1,840,000.00	1,240,896.00	
		UKT 3.75% 01/29/38	3,140,000.00	2,765,419.91	
		UKT 3.75% 07/22/52	1,400,000.00	1,047,760.00	

		UKT 3.75% 10/22/53	3,360,000.00	2,487,072.00	
		UKT 4.125% 03/07/31	2,680,000.00	2,641,967.04	
		UKT 4.125% 03/07/33	860,000.00	834,558.84	
		UKT 4.125% 07/22/29	4,370,000.00	4,337,239.54	
		UKT 4.25% 03/07/36	2,830,000.00	2,680,802.40	
		UKT 4.25% 06/07/32	3,270,000.00	3,225,558.37	
		UKT 4.25% 07/31/34	4,090,000.00	3,944,415.01	
		UKT 4.25% 09/07/39	2,030,000.00	1,845,630.08	
		UKT 4.25% 12/07/27	2,710,000.00	2,710,999.99	
		UKT 4.25% 12/07/40	3,440,000.00	3,081,896.00	
		UKT 4.25% 12/07/46	1,930,000.00	1,628,920.00	
		UKT 4.25% 12/07/49	1,550,000.00	1,284,330.00	
		UKT 4.25% 12/07/55	2,350,000.00	1,896,104.33	
		UKT 4.375% 01/31/40	2,520,000.00	2,307,561.06	
		UKT 4.375% 03/07/28	4,820,000.00	4,823,699.82	
		UKT 4.375% 03/07/30	5,070,000.00	5,064,181.86	
		UKT 4.375% 07/31/54	3,020,000.00	2,492,560.74	
		UKT 4.5% 03/07/35	4,140,000.00	4,037,700.60	
		UKT 4.5% 06/07/28	2,600,000.00	2,608,145.54	
		UKT 4.5% 09/07/34	1,390,000.00	1,364,326.70	
		UKT 4.5% 12/07/42	2,150,000.00	1,941,020.00	
		UKT 4.625% 01/31/34	3,610,000.00	3,584,080.20	
		UKT 4.75% 10/22/35	3,190,000.00	3,152,381.06	
		UKT 4.75% 10/22/43	3,270,000.00	3,011,169.29	
		UKT 4.75% 12/07/30	3,260,000.00	3,312,592.27	
		UKT 4.75% 12/07/38	2,010,000.00	1,936,233.00	
		UKT 4.875% 07/31/36	2,550,000.00	2,528,756.53	
		UKT 4% 01/22/60	1,700,000.00	1,298,035.00	
		UKT 4% 05/22/29	2,620,000.00	2,592,011.03	
		UKT 4% 10/22/31	4,180,000.00	4,080,869.79	
		UKT 4% 10/22/63	1,810,000.00	1,367,196.69	
		UKT 5.25% 01/31/41	620,000.00	616,496.02	
		UKT 5.375% 01/31/56	400,000.00	387,140.00	
		UKT 6.0% 12/07/28	2,010,000.00	2,093,009.78	
	イギリスポンド 小計		165,490,000.00	136,252,393.84 (29,239,763,718)	

	スウェーデンクローナ	SGB 0.125% 05/12/31	10,150,000.00	9,034,820.91	
		SGB 0.75% 05/12/28	8,940,000.00	8,676,925.57	
		SGB 0.75% 11/12/29	8,860,000.00	8,378,988.38	
		SGB 1.75% 11/11/33	6,540,000.00	6,133,157.90	
		SGB 2.25% 05/11/35	8,470,000.00	8,124,248.24	
		SGB 2.25% 06/01/32	5,300,000.00	5,200,882.05	
		SGB 2.5% 10/15/36	6,400,000.00	6,193,184.00	
		SGB 3.5% 03/30/39	4,820,000.00	5,106,754.32	
	スウェーデンクローナ 小計		59,480,000.00	56,848,961.37 (962,452,915)	
	ノルウェークローネ	NGB 1.25% 09/17/31	4,780,000.00	4,088,701.29	
		NGB 1.375% 08/19/30	6,550,000.00	5,799,903.82	
		NGB 1.75% 09/06/29	7,160,000.00	6,569,600.21	
		NGB 2.125% 05/18/32	5,240,000.00	4,635,302.89	
		NGB 2% 04/26/28	4,680,000.00	4,469,777.16	
		NGB 3.5% 10/06/42	1,910,000.00	1,717,834.90	
		NGB 3.625% 04/13/34	5,350,000.00	5,105,772.50	
		NGB 3.625% 05/31/39	2,840,000.00	2,634,712.02	
		NGB 3.75% 06/12/35	6,380,000.00	6,103,520.32	
		NGB 3% 08/15/33	5,750,000.00	5,292,370.32	
		NGB 4.125% 06/03/36	5,920,000.00	5,808,112.00	
	ノルウェークローネ 小計		56,560,000.00	52,225,607.43 (881,045,997)	
	デンマーククローネ	DGB 0.25% 11/15/52	8,800,000.00	4,243,666.84	
		DGB 0.5% 11/15/27	5,280,000.00	5,147,547.23	
		DGB 0.5% 11/15/29	5,040,000.00	4,718,866.66	
		DGB 0% 11/15/31	4,490,000.00	3,909,674.22	
		DGB 2.25% 11/15/33	6,800,000.00	6,580,275.00	
		DGB 2.25% 11/15/35	4,100,000.00	3,885,995.37	
		DGB 2% 11/15/28	3,240,000.00	3,208,897.36	
		DGB 4.5% 11/15/39	9,170,000.00	10,645,733.58	
	デンマーククローネ 小計		46,920,000.00	42,340,656.26 (1,048,778,055)	
	ポーランドズロチ	POLGB 0% 01/25/28	2,040,000.00	1,904,293.94	
		POLGB 1.25% 10/25/30	6,680,000.00	5,713,875.54	
		POLGB 1.75% 04/25/32	8,480,000.00	6,999,641.73	

		POLGB 2.5% 07/25/27	4,530,000.00	4,454,076.70	
		POLGB 2.75% 04/25/28	3,100,000.00	3,010,090.17	
		POLGB 2.75% 10/25/29	6,000,000.00	5,619,374.04	
		POLGB 4.5% 01/25/31	4,040,000.00	3,940,171.54	
		POLGB 4.5% 07/25/30	11,090,000.00	10,882,657.35	
		POLGB 4.75% 07/25/29	5,020,000.00	5,015,358.80	
		POLGB 5.75% 04/25/29	6,930,000.00	7,118,744.78	
		POLGB 5% 01/25/30	6,290,000.00	6,312,567.26	
		POLGB 5% 10/25/34	5,550,000.00	5,351,931.08	
		POLGB 5% 10/25/35	7,010,000.00	6,686,325.89	
		POLGB 6% 10/25/33	6,370,000.00	6,578,973.58	
		POLGB 7.5% 07/25/28	6,100,000.00	6,450,140.00	
	ポーランドズロチ 小計		89,230,000.00	86,038,222.40 (3,752,797,976)	
	オーストラリアドル	ACGB 1.25% 05/21/32	3,770,000.00	3,109,382.90	
		ACGB 1.5% 06/21/31	3,070,000.00	2,648,274.10	
		ACGB 1.75% 06/21/51	2,200,000.00	1,100,198.00	
		ACGB 1.75% 11/21/32	2,760,000.00	2,311,224.00	
		ACGB 1% 11/21/31	3,850,000.00	3,185,952.00	
		ACGB 1% 12/21/30	3,110,000.00	2,660,667.20	
		ACGB 2.25% 05/21/28	2,110,000.00	2,019,692.00	
		ACGB 2.5% 05/21/30	3,340,000.00	3,095,879.40	
		ACGB 2.75% 05/21/41	1,610,000.00	1,211,686.00	
		ACGB 2.75% 06/21/35	3,400,000.00	2,874,734.00	
		ACGB 2.75% 11/21/27	2,120,000.00	2,065,452.40	
		ACGB 2.75% 11/21/28	2,350,000.00	2,252,804.00	
		ACGB 2.75% 11/21/29	2,620,000.00	2,471,786.60	
		ACGB 3.25% 04/21/29	2,880,000.00	2,781,014.40	
		ACGB 3.25% 06/21/39	1,490,000.00	1,233,749.80	
		ACGB 3.5% 12/21/34	3,010,000.00	2,728,715.50	
		ACGB 3.75% 04/21/37	2,910,000.00	2,615,449.80	
		ACGB 3.75% 05/21/34	2,340,000.00	2,178,048.60	
		ACGB 3% 03/21/47	1,350,000.00	956,151.00	
		ACGB 3% 11/21/33	2,730,000.00	2,429,645.40	
		ACGB 4.25% 03/21/36	2,110,000.00	2,001,567.10	
		ACGB 4.25% 06/21/34	1,760,000.00	1,694,352.00	

		ACGB 4.25% 10/21/36	2,440,000.00	2,304,238.40	
		ACGB 4.25% 12/21/35	2,110,000.00	2,005,639.40	
		ACGB 4.5% 04/21/33	3,530,000.00	3,483,333.40	
		ACGB 4.75% 06/21/54	1,090,000.00	987,703.50	
		ACGB 4.75% 10/21/37	1,560,000.00	1,529,127.60	
	オーストラリアドル 小計		67,620,000.00	59,936,468.50 (6,756,038,729)	
	ニュージーランドドル	NZGB 0.25% 05/15/28	1,400,000.00	1,315,996.69	
		NZGB 1.5% 05/15/31	2,140,000.00	1,897,972.97	
		NZGB 1.75% 05/15/41	750,000.00	499,848.91	
		NZGB 2.75% 04/15/37	800,000.00	670,896.77	
		NZGB 2.75% 05/15/51	750,000.00	499,082.46	
		NZGB 2% 05/15/32	1,240,000.00	1,098,324.02	
		NZGB 3.5% 04/14/33	1,810,000.00	1,726,507.72	
		NZGB 3% 04/20/29	1,630,000.00	1,599,267.67	
		NZGB 4.25% 05/15/34	1,030,000.00	1,021,265.82	
		NZGB 4.25% 05/15/36	1,510,000.00	1,472,626.24	
		NZGB 4.5% 05/15/30	2,040,000.00	2,085,340.22	
		NZGB 4.5% 05/15/35	1,730,000.00	1,733,425.40	
		NZGB 5% 05/15/54	470,000.00	459,300.84	
	ニュージーランドドル 小計		17,300,000.00	16,079,855.73 (1,499,768,143)	
	シンガポールドル	SIGB 1.625% 07/01/31	880,000.00	868,562.84	
		SIGB 1.875% 03/01/50	680,000.00	657,221.40	
		SIGB 1.875% 10/01/51	580,000.00	563,181.07	
		SIGB 2.25% 07/01/40	200,000.00	203,085.00	
		SIGB 2.25% 08/01/36	1,060,000.00	1,072,995.60	
		SIGB 2.375% 07/01/39	560,000.00	574,280.11	
		SIGB 2.625% 05/01/28	1,060,000.00	1,080,671.47	
		SIGB 2.625% 08/01/32	620,000.00	643,251.48	
		SIGB 2.75% 03/01/35	420,000.00	442,260.37	
		SIGB 2.75% 03/01/46	1,130,000.00	1,250,418.45	
		SIGB 2.75% 04/01/42	700,000.00	760,550.63	
		SIGB 2.875% 07/01/29	1,280,000.00	1,323,396.73	
		SIGB 2.875% 08/01/28	610,000.00	626,058.25	
		SIGB 2.875% 09/01/27	420,000.00	426,845.74	

		SIGB 2.875% 09/01/30	1,580,000.00	1,649,772.80	
		SIGB 3.25% 06/01/54	610,000.00	755,997.40	
		SIGB 3.375% 05/01/34	300,000.00	328,200.39	
		SIGB 3.375% 09/01/33	880,000.00	957,441.49	
		SIGB 3% 04/01/29	260,000.00	269,334.85	
		SIGB 3% 08/01/72	730,000.00	899,359.48	
	シンガポールドル 小計		14,560,000.00	15,352,885.55 (1,913,890,712)	
	マレーシアリンギット	MGS 2.632% 04/15/31	4,710,000.00	4,544,266.81	
		MGS 3.502% 05/31/27	2,070,000.00	2,077,581.99	
		MGS 3.519% 04/20/28	2,340,000.00	2,353,345.95	
		MGS 3.582% 07/15/32	2,630,000.00	2,634,745.83	
		MGS 3.733% 06/15/28	2,930,000.00	2,959,603.54	
		MGS 3.757% 05/22/40	2,950,000.00	2,899,912.36	
		MGS 3.828% 07/05/34	2,360,000.00	2,389,901.42	
		MGS 3.844% 04/15/33	1,830,000.00	1,860,429.05	
		MGS 3.885% 08/15/29	2,830,000.00	2,881,027.16	
		MGS 3.899% 11/16/27	3,050,000.00	3,082,394.35	
		MGS 3.917% 07/15/55	1,120,000.00	1,086,247.44	
		MGS 4.054% 04/18/39	2,890,000.00	2,945,197.26	
		MGS 4.065% 06/15/50	3,070,000.00	3,081,903.31	
		MGS 4.18% 05/16/44	2,600,000.00	2,667,431.00	
		MGS 4.232% 06/30/31	2,490,000.00	2,580,584.20	
		MGS 4.254% 05/31/35	2,670,000.00	2,799,739.03	
		MGS 4.457% 03/31/53	3,000,000.00	3,171,023.40	
		MGS 4.498% 04/15/30	3,930,000.00	4,089,437.74	
		MGS 4.504% 04/30/29	940,000.00	971,701.59	
		MGS 4.642% 11/07/33	3,210,000.00	3,430,173.25	
		MGS 4.696% 10/15/42	2,320,000.00	2,541,364.19	
		MGS 4.736% 03/15/46	1,610,000.00	1,778,336.11	
		MGS 4.762% 04/07/37	2,410,000.00	2,616,930.55	
		MGS 4.893% 06/08/38	2,380,000.00	2,608,479.04	
		MGS 4.921% 07/06/48	1,680,000.00	1,901,961.26	
		MGS 4.935% 09/30/43	1,030,000.00	1,160,053.67	
	マレーシアリンギット 小計		65,050,000.00	67,113,771.50 (2,647,134,932)	

	韓国ウォン	KTB 1.125% 09/10/39	260,000,000.00	177,239,987.60	
		KTB 1.375% 06/10/30	2,245,000,000.00	2,026,892,031.35	
		KTB 1.375% 12/10/29	363,000,000.00	332,416,073.88	
		KTB 1.5% 03/10/50	570,000,000.00	330,268,636.20	
		KTB 1.5% 09/10/40	320,000,000.00	224,757,344.00	
		KTB 1.5% 12/10/30	340,000,000.00	303,531,107.00	
		KTB 1.875% 03/10/51	2,196,000,000.00	1,374,072,006.60	
		KTB 1.875% 06/10/29	382,000,000.00	360,285,813.56	
		KTB 1.875% 09/10/41	952,000,000.00	693,029,715.28	
		KTB 2.125% 03/10/47	1,350,000,000.00	941,284,017.00	
		KTB 2.25% 06/10/28	567,000,000.00	550,689,065.64	
		KTB 2.25% 09/10/27	370,000,000.00	364,493,290.00	
		KTB 2.375% 09/10/38	1,730,000,000.00	1,414,893,267.40	
		KTB 2.375% 12/10/28	1,490,000,000.00	1,438,229,026.20	
		KTB 2.375% 12/10/31	442,000,000.00	404,157,241.80	
		KTB 2.5% 03/10/52	1,322,000,000.00	946,497,930.20	
		KTB 2.5% 09/10/30	190,000,000.00	178,548,863.40	
		KTB 2.625% 03/10/30	287,000,000.00	273,345,300.55	
		KTB 2.625% 03/10/48	1,849,000,000.00	1,401,610,061.69	
		KTB 2.625% 03/10/55	2,120,000,000.00	1,545,678,029.20	
		KTB 2.625% 06/10/35	120,000,000.00	105,672,166.80	
		KTB 2.625% 09/10/55	468,000,000.00	340,265,156.40	
		KTB 2.75% 09/10/54	390,000,000.00	292,224,636.60	
		KTB 2.75% 12/10/28	466,000,000.00	453,906,601.00	
		KTB 2.75% 12/10/44	180,000,000.00	143,547,618.60	
		KTB 2.875% 12/10/27	1,561,000,000.00	1,544,727,948.68	
		KTB 2% 03/10/46	360,000,000.00	248,375,494.80	
		KTB 2% 03/10/49	575,000,000.00	380,454,344.75	
		KTB 2% 06/10/31	244,000,000.00	220,805,179.44	
		KTB 3.125% 09/10/52	1,300,000,000.00	1,055,104,531.00	
		KTB 3.25% 03/10/28	365,000,000.00	361,922,717.85	
		KTB 3.25% 03/10/29	1,695,000,000.00	1,666,134,082.20	
		KTB 3.25% 03/10/53	651,000,000.00	540,801,734.13	
		KTB 3.25% 03/10/54	1,495,000,000.00	1,238,810,266.85	
		KTB 3.25% 06/10/27	420,000,000.00	419,434,638.00	
		KTB 3.25% 06/10/33	1,333,000,000.00	1,257,493,014.80	

		KTB 3.25% 12/10/35	1,491,000,000.00	1,373,250,571.14	
		KTB 3.375% 03/10/31	1,600,000,000.00	1,550,071,936.00	
		KTB 3.375% 06/10/32	1,830,000,000.00	1,756,726,617.00	
		KTB 3.5% 03/10/56	1,347,000,000.00	1,174,172,680.08	
		KTB 3.5% 06/10/34	191,000,000.00	181,872,570.31	
		KTB 3.625% 09/10/53	243,000,000.00	216,315,441.00	
		KTB 3.75% 12/10/33	807,000,000.00	783,793,238.19	
		KTB 3% 03/10/28	1,568,000,000.00	1,548,204,642.88	
		KTB 3% 12/10/34	196,000,000.00	179,041,493.96	
		KTB 3% 12/10/42	491,000,000.00	413,760,564.14	
		KTB 4.125% 12/10/33	356,000,000.00	354,275,322.40	
		KTB 4.25% 12/10/32	186,000,000.00	186,673,413.00	
	韓国ウォン 小計		41,274,000,000.00	35,269,757,430.55 (3,722,405,468)	
	イスラエルシェケル	ILGOV 1.3% 04/30/32	5,960,000.00	5,277,654.85	
		ILGOV 1.5% 05/31/37	4,130,000.00	3,293,363.68	
		ILGOV 1% 03/31/30	3,910,000.00	3,580,014.76	
		ILGOV 2.25% 09/28/28	5,250,000.00	5,124,546.50	
		ILGOV 2.8% 11/29/52	3,690,000.00	2,862,317.78	
		ILGOV 3.75% 02/28/29	3,100,000.00	3,130,730.30	
		ILGOV 3.75% 03/31/47	2,770,000.00	2,649,427.95	
		ILGOV 3.75% 09/30/27	3,270,000.00	3,287,026.23	
		ILGOV 4.1% 07/31/28	730,000.00	741,173.96	
		ILGOV 4.15% 10/31/35	950,000.00	984,327.68	
		ILGOV 4.6% 08/31/29	3,090,000.00	3,203,739.48	
		ILGOV 4% 03/30/35	4,420,000.00	4,533,407.03	
		ILGOV 5.5% 01/31/42	3,580,000.00	4,232,364.05	
	イスラエルシェケル 小計		44,850,000.00	42,900,094.25 (2,326,386,310)	
	オフショア人民元	CGB 1.26% 05/25/29	37,800,000.00	37,766,364.42	
		CGB 1.32% 02/25/29	48,000,000.00	48,062,884.80	
		CGB 1.36% 12/15/27	32,670,000.00	32,740,818.75	
		CGB 1.38% 06/15/27	19,800,000.00	19,845,334.08	
		CGB 1.4% 11/25/28	49,850,000.00	50,014,634.61	
		CGB 1.42% 08/15/28	40,400,000.00	40,529,239.60	
		CGB 1.42% 11/15/27	20,500,000.00	20,565,226.90	

		CGB 1.43% 01/25/30	32,230,000.00	32,334,264.05	
		CGB 1.44% 09/15/27	60,000,000.00	60,175,584.00	
		CGB 1.45% 02/25/28	56,270,000.00	56,503,301.04	
		CGB 1.46% 05/25/28	47,890,000.00	48,116,601.11	
		CGB 1.49% 12/25/31	30,690,000.00	30,714,656.34	
		CGB 1.5% 04/15/31	23,000,000.00	23,079,276.40	
		CGB 1.54% 01/25/31	51,000,000.00	51,266,475.00	
		CGB 1.55% 07/25/30	24,180,000.00	24,364,848.84	
		CGB 1.61% 02/15/35	41,300,000.00	41,067,189.83	
		CGB 1.62% 08/15/27	38,050,000.00	38,252,844.55	
		CGB 1.63% 10/25/30	58,050,000.00	58,585,755.06	
		CGB 1.65% 05/15/35	77,200,000.00	76,945,210.66	
		CGB 1.66% 03/25/33	24,000,000.00	24,158,882.40	
		CGB 1.66% 12/25/32	32,750,000.00	32,972,346.28	
		CGB 1.67% 05/25/35	44,900,000.00	44,836,090.68	
		CGB 1.74% 10/15/29	36,760,000.00	37,260,134.50	
		CGB 1.78% 09/15/32	47,630,000.00	48,363,883.04	
		CGB 1.78% 11/15/35	61,940,000.00	62,212,536.00	
		CGB 1.79% 03/25/32	22,590,000.00	22,974,052.59	
		CGB 1.83% 08/25/35	46,040,000.00	46,449,894.12	
		CGB 1.87% 09/15/31	27,620,000.00	28,224,491.32	
		CGB 1.91% 07/15/29	61,730,000.00	62,875,449.53	
		CGB 1.92% 01/15/55	15,420,000.00	14,296,696.17	
		CGB 2.04% 11/25/34	25,000,000.00	25,772,105.00	
		CGB 2.05% 04/15/29	36,880,000.00	37,694,575.93	
		CGB 2.11% 08/25/34	34,200,000.00	35,469,120.96	
		CGB 2.12% 06/25/31	50,710,000.00	52,438,120.73	
		CGB 2.27% 05/25/34	38,000,000.00	39,848,662.00	
		CGB 2.28% 03/25/31	21,380,000.00	22,240,397.47	
		CGB 2.35% 02/25/34	36,110,000.00	38,072,881.82	
		CGB 2.37% 01/15/29	39,430,000.00	40,569,105.09	
		CGB 2.38% 01/15/56	12,130,000.00	12,414,339.33	
		CGB 2.4% 07/15/28	38,310,000.00	39,260,988.28	
		CGB 2.44% 10/15/27	39,500,000.00	40,118,874.15	
		CGB 2.48% 09/25/28	26,500,000.00	27,270,967.15	
		CGB 2.5% 07/25/27	26,760,000.00	27,122,357.16	

		CGB 2.52% 08/25/33	37,520,000.00	39,948,448.23	
		CGB 2.54% 12/25/30	30,500,000.00	32,038,115.00	
		CGB 2.55% 10/15/28	22,250,000.00	22,930,894.50	
		CGB 2.6% 09/01/32	27,890,000.00	29,706,121.49	
		CGB 2.6% 09/15/30	30,500,000.00	32,048,033.60	
		CGB 2.62% 04/15/28	34,000,000.00	34,919,808.80	
		CGB 2.62% 06/25/30	44,530,000.00	46,745,897.40	
		CGB 2.62% 09/25/29	27,940,000.00	29,134,686.46	
		CGB 2.64% 01/15/28	38,220,000.00	39,130,140.50	
		CGB 2.67% 05/25/33	25,280,000.00	27,153,124.12	
		CGB 2.67% 11/25/33	30,700,000.00	33,054,247.92	
		CGB 2.68% 05/21/30	30,700,000.00	32,241,625.06	
		CGB 2.69% 08/15/32	39,420,000.00	42,077,042.02	
		CGB 2.75% 02/17/32	39,430,000.00	42,187,446.36	
		CGB 2.75% 06/15/29	28,340,000.00	29,607,067.23	
		CGB 2.76% 05/15/32	18,450,000.00	19,781,453.47	
		CGB 2.79% 12/15/29	30,300,000.00	31,872,042.78	
		CGB 2.8% 03/24/29	23,080,000.00	24,085,399.42	
		CGB 2.8% 03/25/30	39,490,000.00	41,706,317.01	
		CGB 2.8% 11/15/32	24,600,000.00	26,552,843.94	
		CGB 2.85% 06/04/27	31,030,000.00	31,602,190.09	
		CGB 2.88% 02/25/33	11,300,000.00	12,314,221.33	
		CGB 2.89% 11/18/31	24,210,000.00	26,096,985.50	
		CGB 2.91% 10/14/28	24,320,000.00	25,312,007.93	
		CGB 3.01% 05/13/28	62,590,000.00	64,907,726.47	
		CGB 3.02% 05/27/31	14,560,000.00	15,737,033.31	
		CGB 3.12% 10/25/52	12,970,000.00	15,203,194.05	
		CGB 3.19% 04/15/53	20,310,000.00	24,085,868.65	
		CGB 3.27% 11/19/30	34,450,000.00	37,486,736.49	
		CGB 3.28% 12/03/27	27,290,000.00	28,224,554.23	
		CGB 3.29% 05/23/29	9,100,000.00	9,693,018.79	
		CGB 3.32% 04/15/52	15,490,000.00	18,726,421.73	
		CGB 3.39% 03/16/50	27,760,000.00	33,483,029.36	
		CGB 3.53% 10/18/51	15,850,000.00	19,794,735.32	
		CGB 3.72% 04/12/51	19,890,000.00	25,381,008.43	
		CGB 3.81% 09/14/50	26,020,000.00	33,474,443.78	

		CGB 3.86% 07/22/49	22,630,000.00	29,178,854.96	
		CGB 3% 10/15/53	18,270,000.00	21,124,756.92	
		CGB 4.08% 10/22/48	20,270,000.00	26,885,799.62	
	オフショア人民元 小計		2,696,620,000.00	2,809,480,804.01 (66,500,691,578)	
合計				517,907,483,495 (517,907,483,495)	

有価証券明細表注記

1.通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 214銘柄	100.0%	44.8%
カナダドル	国債証券 39銘柄	100.0%	2.1%
メキシコペソ	国債証券 16銘柄	100.0%	0.9%
ユーロ	国債証券 420銘柄	100.0%	28.8%
イギリスポンド	国債証券 65銘柄	100.0%	5.6%
スウェーデンクローナ	国債証券 8銘柄	100.0%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 11銘柄	100.0%	0.2%
デンマーククローネ	国債証券 8銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 15銘柄	100.0%	0.7%
オーストラリアドル	国債証券 27銘柄	100.0%	1.3%
ニュージーランドドル	国債証券 13銘柄	100.0%	0.3%
シンガポールドル	国債証券 20銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリンギット	国債証券 26銘柄	100.0%	0.5%
韓国ウォン	国債証券 48銘柄	100.0%	0.7%
イスラエルシェケル	国債証券 13銘柄	100.0%	0.4%
オフショア人民元	国債証券 82銘柄	100.0%	12.8%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

2【ファンドの現況】

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５】

【純資産額計算書】

（2026年 6月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	4,229,633,169円
Ⅱ　負債総額	564,351円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,229,068,818円
Ⅳ　発行済口数	3,383,196,388口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2500円
（1万口当たり純資産額）	（12,500円）

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０】

【純資産額計算書】

（2026年 6月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	1,401,157,216円
Ⅱ　負債総額	185,761円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,400,971,455円
Ⅳ　発行済口数	1,089,700,627口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2856円
（1万口当たり純資産額）	（12,856円）

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５】

【純資産額計算書】

（2026年 6月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	1,078,570,094円
Ⅱ　負債総額	1,250,439円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,077,319,655円
Ⅳ　発行済口数	818,310,243口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3165円
（1万口当たり純資産額）	（13,165円）

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０】

【純資産額計算書】

（2026年 6月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	942,368,705円
Ⅱ　負債総額	124,317円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	942,244,388円
Ⅳ　発行済口数	716,528,708口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3150円
（1万口当たり純資産額）	（13,150円）

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５】

【純資産額計算書】

（2026年 6月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	451,552,211円
Ⅱ　負債総額	256,254円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	451,295,957円
Ⅳ　発行済口数	348,533,884口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2948円
（1万口当たり純資産額）	（12,948円）

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０】

【純資産額計算書】

（2026年 6月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	195,010,764円
Ⅱ　負債総額	24,925円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	194,985,839円
Ⅳ　発行済口数	167,532,591口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1639円
（1万口当たり純資産額）	（11,639円）

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５】

【純資産額計算書】

（2026年 6月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	209,761,054円
Ⅱ　負債総額	257,073円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	209,503,981円
Ⅳ　発行済口数	189,399,134口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1062円
（1万口当たり純資産額）	（11,062円）

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０】

【純資産額計算書】

（2026年 6月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	2,690,921円
Ⅱ　負債総額	195円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,690,726円
Ⅳ　発行済口数	2,568,564口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0476円
（1万口当たり純資産額）	（10,476円）

【ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５】

【純資産額計算書】

（2026年 6月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	1,651,393円
Ⅱ　負債総額	132円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,651,261円
Ⅳ　発行済口数	1,577,193口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0470円
（1万口当たり純資産額）	（10,470円）

（参考）

国内株式インデックス　マザーファンド

純資産額計算書

（2026年 6月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	1,021,316,698,250円
Ⅱ　負債総額	19,638,357,251円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,001,678,340,999円
Ⅳ　発行済口数	229,982,686,325口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.3555円
（1万口当たり純資産額）	（43,555円）

外国株式インデックス　マザーファンド

純資産額計算書

（2026年 6月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	1,163,126,839,940円
Ⅱ　負債総額	1,498,496,586円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,161,628,343,354円
Ⅳ　発行済口数	118,376,139,390口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	9.8130円
（1万口当たり純資産額）	（98,130円）

国内債券インデックス　マザーファンド

純資産額計算書

（2026年 6月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	774,689,804,755円
Ⅱ　負債総額	12,261,604,440円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	762,428,200,315円
Ⅳ　発行済口数	640,943,712,164口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1895円
（1万口当たり純資産額）	（11,895円）

外国債券インデックス　マザーファンド

純資産額計算書

（2026年 6月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	539,961,453,939円
Ⅱ　負債総額	96,601,072円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	539,864,852,867円
Ⅳ　発行済口数	129,092,238,620口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.1820円
（1万口当たり純資産額）	（41,820円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2026年 6月 30日現在）

資本金の額　　：20億円

発行可能株式総数　：12,000株

発行済株式総数　　：3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長１名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締

役会を開催することができます。
取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

［PLAN（計画）］

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定します。

［DO（実行）］

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。
各運用部の部長は、ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。
売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

［CHECK（検証・評価）］

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。
このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会に報告されます。なお、運用・リスク委員会での報告のうち重要なものについては、経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN－DO－CHECK の PDC サイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は 2026 年 6 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。
2026 年 6 月 30 日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	520	18,475,590
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	33	102,780
単位型公社債投資信託	49	147,037
合計	602	18,725,407

３【委託会社等の経理状況】

(1)　委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
　なお、財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2)　委託者は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（自　2025 年 4 月 1 日　至　2026 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年６月１日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　上　和　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成 田 慎 一 郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の 2025 年４月１日から2026年３月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の 2026 年３月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		前事業年度 （2025年3月31日）		当事業年度 （2026年3月31日）
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		18,950		19,266
金銭の信託		18,214		22,627
前払費用		238		313
未収委託者報酬		12,164		14,109
未収運用受託報酬		6,523		8,501
未収収益		198		232
短期差入証拠金		2,476		3,061
その他		3,072		3,961
流動資産合計		61,839		72,073
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	189	※1	156
器具備品	※1	338	※1	261
その他	※1	4	※1	9
有形固定資産合計		532		428
無形固定資産				
ソフトウェア		7,143		6,735
その他		78		85
無形固定資産合計		7,221		6,820
投資その他の資産				
投資有価証券		7,241		6,387
関係会社株式		6,077		6,416
繰延税金資産		1,184		1,767
その他		31		36
投資その他の資産合計		14,534		14,608
固定資産合計		22,289		21,856
資産合計		84,128		93,930

（単位：百万円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	66	72
未払金	8,472	9,776
未払収益分配金	0	0
未払手数料	6,159	7,277
その他未払金	2,313	2,498
未払費用	993	929
未払法人税等	1,743	2,484
賞与引当金	769	850
その他	705	1,664
流動負債合計	12,751	15,778
固定負債		
退職給付引当金	1,104	1,180
資産除去債務	154	154
その他	60	48
固定負債合計	1,319	1,384
負債合計	14,071	17,162
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	48,819	55,588
利益剰余金合計	51,419	58,188
株主資本合計	70,658	77,428
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	454	494
繰延ヘッジ損益	△1,056	△1,155
評価・換算差額等合計	△601	△660
純資産合計	70,057	76,767
負債・純資産合計	84,128	93,930

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	50,052	53,621
運用受託報酬	12,144	13,510
その他営業収益	369	424
営業収益合計	62,566	67,556
営業費用		
支払手数料	25,372	27,383
広告宣伝費	258	466
公告費	1	－
調査費	6,470	6,679
調査費	1,511	1,684
委託調査費	4,945	4,981
図書費	13	12
営業雑経費	6,296	6,203
通信費	126	119
印刷費	406	356
協会費	57	56
諸会費	45	35
情報機器関連費	5,570	5,568
その他営業雑経費	89	66
営業費用合計	38,399	40,733
一般管理費		
給料	7,585	8,015
役員報酬	476	478
給料・手当	5,753	6,020
賞与	1,355	1,517
退職給付費用	305	289
福利費	812	883
交際費	13	13
旅費交通費	175	171
租税公課	300	357
不動産賃借料	324	323
減価償却費	2,501	2,257
業務委託費	1,399	1,529
諸経費	1,394	1,467
一般管理費合計	14,813	15,309
営業利益	9,353	11,513

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
営業外収益		
受取利息	64	88
収益分配金	1	28
金銭の信託運用益	―	4,713
投資有価証券売却益	150	54
投資有価証券償還益	0	93
その他	27	98
営業外収益合計	243	5,075
営業外費用		
金銭の信託運用損	207	―
投資有価証券売却損	17	29
投資有価証券償還損	257	1
為替差損	660	873
デリバティブ費用	47	3,472
その他	107	3
営業外費用合計	1,296	4,380
経常利益	8,300	12,208
特別損失		
システム移行関連費用	147	1,417
特別損失合計	147	1,417
税引前当期純利益	8,153	10,791
法人税、住民税及び事業税	2,519	3,728
法人税等還付税額	△129	―
過年度法人税等	―	△150
法人税等調整額	△25	△555
法人税等合計	2,364	3,021
当期純利益	5,788	7,769

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813
当期変動額					
剰余金の配当			△2,943	△2,943	△2,943
当期純利益			5,788	5,788	5,788
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,845	2,845	2,845
当期末残高	500	2,100	48,819	51,419	70,658

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	360	△1,071	△710	67,103
当期変動額				
剰余金の配当				△2,943
当期純利益				5,788
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	94	14	108	108
当期変動額合計	94	14	108	2,954
当期末残高	454	△1,056	△601	70,057

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	500	2,100	48,819	51,419	70,658
当期変動額					
剰余金の配当			△999	△999	△999
当期純利益			7,769	7,769	7,769
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	6,769	6,769	6,769
当期末残高	500	2,100	55,588	58,188	77,428

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	454	△1,056	△601	70,057
当期変動額				
剰余金の配当				△999
当期純利益				7,769
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	39	△98	△59	△59
当期変動額合計	39	△98	△59	6,710
当期末残高	494	△1,155	△660	76,767

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

２．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

３．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

６．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

７．収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

８．ヘッジ会計の会計処理

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判

定しております。
９．グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）
リースに関する会計基準等
・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年９月 13 日）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年９月 13 日）
ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正
(1) 概要
国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。
(2) 適用予定日
2028 年３月期の期首より適用予定であります。
(3) 当該会計基準等の適用による影響
当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)	
建　　物	253	百万円	286	百万円
器具備品	942	〃	1,027	〃
その他	1	〃	4	〃
計	1,197	〃	1,318	〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	－	－	3,000

２．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

３.配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1 株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 20 日 定時株主総会	普通株式	2,943	981,032	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 21 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1 株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 20 日 定時株主総会	普通株式	999	利益剰余金	333,333	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 23 日

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日　至 2026 年 3 月 31 日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	－	－	3,000

２．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

３.配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1 株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 20 日 定時株主総会	普通株式	999	333,333	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 23 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2026 年 6 月 19 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1 株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026 年 6 月 19 日 定時株主総会	普通株式	4,827	利益剰余金	1,609,052	2026 年 3 月 31 日	2026 年 6 月 22 日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針８．ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２.金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下、「時価算定適用指針」という。）第 24-3 項を適用した投資信託及び第 24-16 項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（(1) *2 及び（注 2)、(注 4) 参照)。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、

時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年3月31日）

区　分	貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,551	15,662	－	18,214
投資有価証券(*2)				
その他有価証券	－	3,785	－	3,785
資産計	2,551	19,448	－	21,999
デリバティブ取引(*3)				
株式関連取引	(128)	235	－	106
通貨関連取引	－	78	－	78
デリバティブ取引計	(128)	314	－	185

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(*2) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額887百万円)、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額1,976百万円）及び第24-16項を適用した組合出資金等（貸借対照表計上額592百万円）は上記に含めておりません。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2026年3月31日）

区　分	貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	3,166	19,460	－	22,627
投資有価証券(*2)				
その他有価証券	－	2,764	－	2,764
資産計	3,166	22,224	－	25,391
デリバティブ取引(*3)				
株式関連取引	548	596	－	1,144
通貨関連取引	－	(60)	－	(60)
デリバティブ取引計	548	535	－	1,083

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(*2) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額961百万円)、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額1,974百万円）及び第24-16項を適用した組合出資金等（貸借対照表計上額687百万円）は上記に含めておりません。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

時価算定適用指針第 24-3 項の取り扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル 1 の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

（注 2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位:百万円）

区分	前事業年度 （2025 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2026 年 3 月 31 日）
投資有価証券	887	961
関係会社株式	6,077	6,416

（注 3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025 年 3 月 31 日）

（単位:百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	18,950	－	－	－
未収委託者報酬	12,164	－	－	－
未収運用受託報酬	6,523	－	－	－
投資有価証券 投資信託	－	2,053	2,400	－

当事業年度（2026 年 3 月 31 日）

（単位:百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	19,266	－	－	－
未収委託者報酬	14,109	－	－	－
未収運用受託報酬	8,501	－	－	－
投資有価証券 投資信託	0	1,787	1,997	－

（注 4） 時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

前事業年度（2025 年 3 月 31 日）

第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券(その他有価証券)	－	－	△23	2,000	1,976	－	1,976	－

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが 1,976 百万円であります。

当事業年度（2026 年 3 月 31 日）

第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券(その他有価証券)	1,976	－	△2	－	1,974	－	1,974	－

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが 1,974 百万円であります。

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位:百万円）

区分	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
子会社株式	6,077	6,077
関連会社株式	－	338
合計	6,077	6,416

２．その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）　（単位：百万円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,110	2,402	708
小計	3,110	2,402	708
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,651	2,712	△61
小計	2,651	2,712	△61
合計	5,762	5,115	647

当事業年度（2026年3月31日）　（単位：百万円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	2,169	1,505	663
小計	2,169	1,505	663
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,569	2,602	△33
小計	2,569	2,602	△33
合計	4,738	4,108	630

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。　（単位:百万円）

区分	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
非上場株式	887	961
組合出資金等	592	687

３．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）　（単位:百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	528	150	17

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）　（単位:百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,231	54	29

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2025年３月31日）

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	5,575	－	37	37
	英ポンド	141	－	0	0
	カナダドル	118	－	0	0
	スイスフラン	52	－	0	0
	香港ドル	166	－	1	1
	ユーロ	425	－	1	1
	買建				
	米ドル	139	－	△0	△0
	英ポンド	5	－	△0	△0
	カナダドル	6	－	△0	△0
	スイスフラン	5	－	△0	△0
	香港ドル	1	－	△0	△0
	ユーロ	16	－	0	0
合計		6,654	－	41	41

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2026年３月31日）

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	7,470	－	△64	△64
	英ポンド	296	－	2	2
	カナダドル	139	－	0	0
	スイスフラン	38	－	0	0
	オーストラリアドル	119	－	0	0
	香港ドル	189	－	△1	△1
	ユーロ	1,193	－	2	2
	人民元	469	－	△2	△2
	買建				
	米ドル	50	－	0	0
	カナダドル	2	－	△0	△0
	オーストラリアドル	11	－	△0	△0
	香港ドル	0	－	0	0
	ユーロ	7	－	△0	△0
合計		9,987	－	△61	△61

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

前事業年度（2025年3月31日）

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	9,848	－	△128	△128
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	6,179	－	235	235
合計		16,027	－	106	106

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2026年3月31日）

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	14,034	－	548	548
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	6,825	－	596	596
合計		20,860	－	1,144	1,144

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2025年３月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引	投資有価証券関係会社株式			
	売建				
	米ドル		1,947	－	13
	英ポンド		4,700	－	19
	スイスフラン		47	－	0
	香港ドル		122	－	0
	ユーロ		40	－	0
	シンガポールドル		449	－	3
	買建				
	米ドル		16	－	△0
	香港ドル		94	－	△0
合計			7,419	－	36

当事業年度（2026年３月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		730	－	△6
	英ポンド		882	－	6
	スイスフラン		42	－	0
	オーストラリアドル		18		0
	香港ドル		3	－	△0
	ユーロ		55	－	0
合計			1,732	－	0

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
退職給付債務の期首残高	993	970
勤務費用	165	138
利息費用	3	19
数理計算上の差異の発生額	△150	△40
退職給付の支払額	△42	△68
簡便法で計算した退職給付費用	0	－
退職給付債務の期末残高	970	1,019

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	970	1,019
未認識数理計算上の差異	134	161
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,104	1,180
退職給付引当金	1,104	1,180
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,104	1,180

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
勤務費用	165	138
利息費用	3	19
数理差異償却	1	△13
簡便法で計算した退職給付費用	0	－
確定給付制度に係る退職給付費用	171	143

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
割引率	2.0%	2.0%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度134百万円、当事業年度145百万円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年3月31日）		当事業年度 （2026年3月31日）	
繰延税金資産				
未払事業税	104	百万円	155	百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	235	〃	267	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	348	〃	372	〃
税務上の収益認識差額	84	〃	482	〃
税務上の費用認識差額	94	〃	183	〃
繰延ヘッジ損益	486	〃	531	〃
その他	84	〃	74	〃
繰延税金資産 合計	1,437	〃	2,066	〃
繰延税金負債				
有価証券評価差額	△209	〃	△227	〃
その他	△43	〃	△71	〃
繰延税金負債 合計	△252	〃	△299	〃
繰延税金資産の純額	1,184	〃	1,767	〃

（表示方法の変更）

前事業年度において、「繰延税金資産」の「その他」に含めていた「税務上の収益認識差額」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の「繰延税金資産」の「その他」に表示していた 169 百万円は、「税務上の収益認識差額」84 百万円、「その他」84 百万円として組み替えております。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.14%	0.23%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.06%	△0.02%
法人税額の特別控除額	－	△1.24%
法人税等還付税額	△1.59%	－
過年度法人税等	－	△1.40%
その他	△0.10%	△0.19%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.01%	28.00%

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号　2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針７．収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］
１．製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益
内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報
前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	11,023 百万円

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	11,381 百万円

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

該当事項はありません。

（持分法損益等）

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）
関連会社に対する投資の金額	－	338
持分法を適用した場合の投資の金額	－	2,294
持分法を適用した場合の投資利益の金額	－	1,956

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	―	営業上の取引	運用受託報酬	10,721	未収運用受託報酬	5,856
							投信販売代行手数料等	11,500	未払手数料	2,813

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
① 運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
② 投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日　至 2026 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	―	営業上の取引	運用受託報酬	11,085	未収運用受託報酬	6,573
							投信販売代行手数料等	12,957	未払手数料	3,385

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
① 運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
② 投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
(1) 親会社情報
前事業年度（2025 年 3 月 31 日）
三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2026 年 3 月 31 日）
三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
１株当たり純資産額	23,352,414円83銭	25,589,114円14銭
１株当たり当期純利益金額	1,929,475円95銭	2,589,795円05銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
当期純利益	5,788百万円	7,769百万円
普通株主に帰属しない金額	－	－
普通株式に係る当期純利益	5,788百万円	7,769百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2026 年 9 月 10 日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５
投資信託約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」、「外国債券インデックス　マザーファンド」の受益証券（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）及び債券に分散投資します。

②当初設定時の各資産の基本組入比率は以下のとおりとします。

国内株式	先進国株式	国内債券	先進国債券
18%	26%	41%	15%

③2035 年 6 月の決算日の翌日（第 13 計算期間開始日）（以下、「ターゲット・イヤー」といいます。）までの残存期間に応じて、各資産の基本組入比率を変更します。ターゲット・イヤー以降の各資産の基本組入比率は一定とすることを基本とします。なお、基本組入比率の最終決定は、1 年に 1 回、市場構造及び市場環境の変化等を考慮した上で行います。基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

④実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④有価証券先物取引等は、投資信託約款第 22 条の範囲で行います。

⑤スワップ取引は、投資信託約款第 23 条の範囲で行います。

⑥金利先渡取引及び為替先渡取引は、投資信託約款第 24 条の範囲で行います。

⑦一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑧デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運

用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1)分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(3)留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５

投資信託約款

（信託の種類、委託者及び受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項、第 18 条第 2 項及び第 30 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的及び金額）

第 3 条　委託者は、金 50 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 49 条第 1 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項及び第 53 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割及び再分割）

第 8 条　委託者は、第 3 条による受益権については 50 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）

第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第 27 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価

評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第 29 条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条　受託者は、この投資信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位及び価額）

第 13 条　販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める分配金再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に対し、1 円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第 4 項又は第 5 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座

に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。

③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円とします。

⑤前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所等（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載又は記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ. 有価証券
   - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条及び第 24 条に定めるものに限ります。）
   - ハ. 金銭債権
   - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」及び「外国債券インデックス　マザーファンド」（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券又は証書、第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 1 号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券及び第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、及び第 14 号に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券及び第 14 号の証券（「新投資口予約権証券」及び「投資法人債券」（外国投資証券で、係る性質を有するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第 30 条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29 条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者又は受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29

条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項及び同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的及び範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避する

ため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

（スワップ取引の運用指図、目的及び範囲）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図、目的及び範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図、目的及び範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は

第 27 条の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れの指図、目的及び範囲）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 28 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図、目的及び範囲）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第 30 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業

務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前各項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条　金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第 32 条　信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者又は受託者が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図）

第 33 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求及び投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条　委託者は、前条の規定による一部解約代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 36 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 37 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 38 条　この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2024 年 6 月 10 日までとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 39 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 40 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息

（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産の監査費用及び当該監査費用に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額及び支弁の方法）

第 41 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 22 の率を乗じて得た額
2. 第 25 条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子又は配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額
3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの投資信託財産に属する品貸料のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者及び受託者間の配分は別に定めます。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 42 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資）

第 43 条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

②販売会社は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込

者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載又は記録されます。

③収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金及び一部解約金の支払い）

第 44 条　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

②一部解約金（第 47 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

③前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 45 条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の時効）

第 46 条　受益者が、信託終了による償還金について第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 47 条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し 1 口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

②受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

⑥委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第 48 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 49 条　委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、前 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 50 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款の変更をしようとするときは、第 54 条の規定

にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 51 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第 52 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第 53 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、又は裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 54 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 55 条　この信託は、受益者が第 47 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 49 条に規定する投資信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 56 条　この信託の受益者は、委託者又は受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名又は名称及び住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第 57 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第 58 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 59 条　この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第 1 条　第 24 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 2 条　第 24 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決

済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3 条　第 43 条第 3 項及び第 44 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第 43 条第 3 項及び第 44 条第 4 項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日　　2024年1月9日

委託者　　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０
投資信託約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」、「外国債券インデックス　マザーファンド」の受益証券（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）及び債券に分散投資します。

②当初設定時の各資産の基本組入比率は以下のとおりとします。

国内株式	先進国株式	国内債券	先進国債券
19%	29%	37%	15%

③2040 年 6 月の決算日の翌日（第 18 計算期間開始日）（以下、「ターゲット・イヤー」といいます。）までの残存期間に応じて、各資産の基本組入比率を変更します。ターゲット・イヤー以降の各資産の基本組入比率は一定とすることを基本とします。なお、基本組入比率の最終決定は、1 年に 1 回、市場構造及び市場環境の変化等を考慮した上で行います。基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

④実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④有価証券先物取引等は、投資信託約款第 22 条の範囲で行います。

⑤スワップ取引は、投資信託約款第 23 条の範囲で行います。

⑥金利先渡取引及び為替先渡取引は、投資信託約款第 24 条の範囲で行います。

⑦一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑧デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運

用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1)分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(3)留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０

投資信託約款

（信託の種類、委託者及び受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項、第 18 条第 2 項及び第 30 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的及び金額）

第 3 条　委託者は、金 50 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 49 条第 1 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項及び第 53 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割及び再分割）

第 8 条　委託者は、第 3 条による受益権については 50 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）

第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第 27 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価

評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第 29 条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条　受託者は、この投資信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位及び価額）

第 13 条　販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める分配金再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に対し、1 円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第 4 項又は第 5 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座

に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。

③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円とします。

⑤前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所等（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載又は記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ. 有価証券
   - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条及び第 24 条に定めるものに限ります。）
   - ハ. 金銭債権
   - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」及び「外国債券インデックス　マザーファンド」（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券又は証書、第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 1 号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券及び第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、及び第 14 号に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券及び第 14 号の証券（「新投資口予約権証券」及び「投資法人債券」（外国投資証券で、係る性質を有するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第 30 条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29 条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者又は受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29

条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項及び同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的及び範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避する

ため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

（スワップ取引の運用指図、目的及び範囲）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図、目的及び範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図、目的及び範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は

第 27 条の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れの指図、目的及び範囲）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 28 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図、目的及び範囲）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第 30 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業

務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前各項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条　金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第 32 条　信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者又は受託者が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図）

第 33 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求及び投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条　委託者は、前条の規定による一部解約代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 36 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 37 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 38 条　この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2024 年 6 月 10 日までとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 39 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 40 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息

（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産の監査費用及び当該監査費用に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額及び支弁の方法）

第 41 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 22 の率を乗じて得た額
2. 第 25 条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子又は配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額
3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの投資信託財産に属する品貸料のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者及び受託者間の配分は別に定めます。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 42 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資）

第 43 条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

②販売会社は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込

者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載又は記録されます。

③収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金及び一部解約金の支払い）

第 44 条　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

②一部解約金（第 47 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

③前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 45 条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の時効）

第 46 条　受益者が、信託終了による償還金について第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 47 条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し 1 口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

②受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

⑥委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第 48 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 49 条　委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、前 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 50 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款の変更をしようとするときは、第 54 条の規定

にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 51 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第 52 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第 53 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、又は裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 54 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 55 条　この信託は、受益者が第 47 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 49 条に規定する投資信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 56 条　この信託の受益者は、委託者又は受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名又は名称及び住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第 57 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第 58 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 59 条　この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第 1 条　第 24 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 2 条　第 24 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決

済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3 条　第 43 条第 3 項及び第 44 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第 43 条第 3 項及び第 44 条第 4 項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日　　2024年1月9日

委託者　　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５
投資信託約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」、「外国債券インデックス　マザーファンド」の受益証券（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）及び債券に分散投資します。

②当初設定時の各資産の基本組入比率は以下のとおりとします。

国内株式	先進国株式	国内債券	先進国債券
20%	30%	35%	15%

③2045 年 6 月の決算日の翌日（第 23 計算期間開始日）（以下、「ターゲット・イヤー」といいます。）までの残存期間に応じて、各資産の基本組入比率を変更します。ターゲット・イヤー以降の各資産の基本組入比率は一定とすることを基本とします。なお、基本組入比率の最終決定は、1 年に 1 回、市場構造及び市場環境の変化等を考慮した上で行います。基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

④実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④有価証券先物取引等は、投資信託約款第 22 条の範囲で行います。

⑤スワップ取引は、投資信託約款第 23 条の範囲で行います。

⑥金利先渡取引及び為替先渡取引は、投資信託約款第 24 条の範囲で行います。

⑦一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑧デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運

用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1)分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(3)留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５

投資信託約款

（信託の種類、委託者及び受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項、第 18 条第 2 項及び第 30 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的及び金額）

第 3 条　委託者は、金 50 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 49 条第 1 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項及び第 53 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割及び再分割）

第 8 条　委託者は、第 3 条による受益権については 50 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）

第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第 27 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価

評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第 29 条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条　受託者は、この投資信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位及び価額）

第 13 条　販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める分配金再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に対し、1 円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第 4 項又は第 5 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座

に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。

③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円とします。

⑤前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所等（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載又は記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ. 有価証券
   - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条及び第 24 条に定めるものに限ります。）
   - ハ. 金銭債権
   - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」及び「外国債券インデックス　マザーファンド」（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券又は証書、第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 1 号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券及び第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、及び第 14 号に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券及び第 14 号の証券（「新投資口予約権証券」及び「投資法人債券」（外国投資証券で、係る性質を有するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第 30 条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29 条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者又は受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29

条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項及び同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的及び範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避する

ため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

（スワップ取引の運用指図、目的及び範囲）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図、目的及び範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図、目的及び範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は

第 27 条の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れの指図、目的及び範囲）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 28 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図、目的及び範囲）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第 30 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業

務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前各項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条　金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第 32 条　信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者又は受託者が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図）

第 33 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求及び投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条　委託者は、前条の規定による一部解約代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 36 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 37 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 38 条　この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2024 年 6 月 10 日までとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 39 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 40 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息

（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産の監査費用及び当該監査費用に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額及び支弁の方法）

第 41 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 22 の率を乗じて得た額
2. 第 25 条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子又は配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額
3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの投資信託財産に属する品貸料のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者及び受託者間の配分は別に定めます。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 42 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資）

第 43 条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

②販売会社は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込

者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載又は記録されます。

③収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金及び一部解約金の支払い）

第 44 条　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

②一部解約金（第 47 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

③前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 45 条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の時効）

第 46 条　受益者が、信託終了による償還金について第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 47 条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し 1 口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

②受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

⑥委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第 48 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 49 条　委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、前 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 50 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款の変更をしようとするときは、第 54 条の規定

にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 51 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第 52 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第 53 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、又は裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 54 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 55 条　この信託は、受益者が第 47 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 49 条に規定する投資信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 56 条　この信託の受益者は、委託者又は受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名又は名称及び住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第 57 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第 58 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 59 条　この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第 1 条　第 24 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 2 条　第 24 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決

済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3 条　第 43 条第 3 項及び第 44 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第 43 条第 3 項及び第 44 条第 4 項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日　　2024年1月9日

委託者　　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０
投資信託約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」、「外国債券インデックス　マザーファンド」の受益証券（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）及び債券に分散投資します。

②当初設定時の各資産の基本組入比率は以下のとおりとします。

国内株式	先進国株式	国内債券	先進国債券
20%	30%	35%	15%

③2050 年 6 月の決算日の翌日（第 28 計算期間開始日）（以下、「ターゲット・イヤー」といいます。）までの残存期間に応じて、各資産の基本組入比率を変更します。ターゲット・イヤー以降の各資産の基本組入比率は一定とすることを基本とします。なお、基本組入比率の最終決定は、1 年に 1 回、市場構造及び市場環境の変化等を考慮した上で行います。基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

④実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④有価証券先物取引等は、投資信託約款第 22 条の範囲で行います。

⑤スワップ取引は、投資信託約款第 23 条の範囲で行います。

⑥金利先渡取引及び為替先渡取引は、投資信託約款第 24 条の範囲で行います。

⑦一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑧デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運

用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1)分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(3)留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０
投資信託約款

（信託の種類、委託者及び受託者）
第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項、第 18 条第 2 項及び第 30 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的及び金額）
第 3 条　委託者は、金 50 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 49 条第 1 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項及び第 53 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第 6 条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第 7 条　この投資信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割及び再分割）
第 8 条　委託者は、第 3 条による受益権については 50 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）
第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第 27 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価

評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第 29 条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条　受託者は、この投資信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位及び価額）

第 13 条　販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める分配金再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に対し、1 円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第 4 項又は第 5 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座

に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。

③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円とします。

⑤前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所等（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載又は記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ. 有価証券
   - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条及び第 24 条に定めるものに限ります。）
   - ハ. 金銭債権
   - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」及び「外国債券インデックス　マザーファンド」（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券又は証書、第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 1 号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券及び第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、及び第 14 号に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券及び第 14 号の証券（「新投資口予約権証券」及び「投資法人債券」（外国投資証券で、係る性質を有するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第 30 条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29 条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者又は受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29

条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項及び同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的及び範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避する

ため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

（スワップ取引の運用指図、目的及び範囲）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図、目的及び範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図、目的及び範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は

第 27 条の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れの指図、目的及び範囲）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 28 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図、目的及び範囲）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第 30 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業

務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前各項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条　金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第 32 条　信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者又は受託者が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図）

第 33 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求及び投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条　委託者は、前条の規定による一部解約代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 36 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 37 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 38 条　この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2024 年 6 月 10 日までとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 39 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 40 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息

（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産の監査費用及び当該監査費用に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額及び支弁の方法）

第 41 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 22 の率を乗じて得た額
2. 第 25 条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子又は配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額
3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの投資信託財産に属する品貸料のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者及び受託者間の配分は別に定めます。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 42 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資）

第 43 条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

②販売会社は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込

者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載又は記録されます。

③収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金及び一部解約金の支払い）

第 44 条　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

②一部解約金（第 47 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

③前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 45 条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の時効）

第 46 条　受益者が、信託終了による償還金について第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 47 条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し 1 口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

②受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

⑥委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第 48 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 49 条　委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、前 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 50 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款の変更をしようとするときは、第 54 条の規定

にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 51 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第 52 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第 53 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、又は裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 54 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 55 条　この信託は、受益者が第 47 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 49 条に規定する投資信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 56 条　この信託の受益者は、委託者又は受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名又は名称及び住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第 57 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第 58 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 59 条　この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第 1 条　第 24 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 2 条　第 24 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決

済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3 条　第 43 条第 3 項及び第 44 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第 43 条第 3 項及び第 44 条第 4 項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日　　2024年1月9日

委託者　　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５
投資信託約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」、「外国債券インデックス　マザーファンド」の受益証券（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）及び債券に分散投資します。

②当初設定時の各資産の基本組入比率は以下のとおりとします。

国内株式	先進国株式	国内債券	先進国債券
18%	26%	41%	15%

③2055 年 6 月の決算日の翌日（第 33 計算期間開始日）（以下、「ターゲット・イヤー」といいます。）までの残存期間に応じて、各資産の基本組入比率を変更します。ターゲット・イヤー以降の各資産の基本組入比率は一定とすることを基本とします。なお、基本組入比率の最終決定は、1 年に 1 回、市場構造及び市場環境の変化等を考慮した上で行います。基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

④実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④有価証券先物取引等は、投資信託約款第 22 条の範囲で行います。

⑤スワップ取引は、投資信託約款第 23 条の範囲で行います。

⑥金利先渡取引及び為替先渡取引は、投資信託約款第 24 条の範囲で行います。

⑦一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑧デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運

用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1)分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(3)留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５

投資信託約款

（信託の種類、委託者及び受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項、第 18 条第 2 項及び第 30 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的及び金額）

第 3 条　委託者は、金 50 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 49 条第 1 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項及び第 53 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割及び再分割）

第 8 条　委託者は、第 3 条による受益権については 50 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）

第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第 27 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価

評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第 29 条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条　受託者は、この投資信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位及び価額）

第 13 条　販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める分配金再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に対し、1 円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第 4 項又は第 5 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座

に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。

③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円とします。

⑤前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所等（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載又は記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ. 有価証券
   - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条及び第 24 条に定めるものに限ります。）
   - ハ. 金銭債権
   - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」及び「外国債券インデックス　マザーファンド」（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券又は証書、第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 1 号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券及び第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、及び第 14 号に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券及び第 14 号の証券（「新投資口予約権証券」及び「投資法人債券」（外国投資証券で、係る性質を有するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第 30 条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29 条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者又は受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29

条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項及び同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的及び範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避する

ため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

（スワップ取引の運用指図、目的及び範囲）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図、目的及び範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図、目的及び範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は

第 27 条の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れの指図、目的及び範囲）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 28 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図、目的及び範囲）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第 30 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業

務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前各項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条　金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第 32 条　信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者又は受託者が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図）

第 33 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求及び投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条　委託者は、前条の規定による一部解約代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 36 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 37 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 38 条　この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2024 年 6 月 10 日までとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 39 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 40 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息

（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産の監査費用及び当該監査費用に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額及び支弁の方法）

第 41 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 22 の率を乗じて得た額
2. 第 25 条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子又は配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額
3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの投資信託財産に属する品貸料のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者及び受託者間の配分は別に定めます。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 42 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資）

第 43 条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

②販売会社は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込

者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載又は記録されます。

③収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金及び一部解約金の支払い）

第 44 条　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

②一部解約金（第 47 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

③前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 45 条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の時効）

第 46 条　受益者が、信託終了による償還金について第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 47 条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し 1 口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

②受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

⑥委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第 48 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 49 条　委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、前 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 50 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款の変更をしようとするときは、第 54 条の規定

にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 51 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第 52 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第 53 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、又は裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 54 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 55 条　この信託は、受益者が第 47 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 49 条に規定する投資信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 56 条　この信託の受益者は、委託者又は受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名又は名称及び住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第 57 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第 58 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 59 条　この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第 1 条　第 24 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 2 条　第 24 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決

済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条　第43条第3項及び第44条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第43条第3項及び第44条第4項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日　　2024年1月9日

委託者　　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０
投資信託約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」、「外国債券インデックス　マザーファンド」の受益証券（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）及び債券に分散投資します。

②当初設定時の各資産の基本組入比率は以下のとおりとします。

国内株式	先進国株式	国内債券	先進国債券
11%	17%	57%	15%

③2060 年 6 月の決算日の翌日（第 38 計算期間開始日）（以下、「ターゲット・イヤー」といいます。）までの残存期間に応じて、各資産の基本組入比率を変更します。ターゲット・イヤー以降の各資産の基本組入比率は一定とすることを基本とします。なお、基本組入比率の最終決定は、1 年に 1 回、市場構造及び市場環境の変化等を考慮した上で行います。基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

④実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④有価証券先物取引等は、投資信託約款第 22 条の範囲で行います。

⑤スワップ取引は、投資信託約款第 23 条の範囲で行います。

⑥金利先渡取引及び為替先渡取引は、投資信託約款第 24 条の範囲で行います。

⑦一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑧デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運

用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1)分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(3)留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０
投資信託約款

（信託の種類、委託者及び受託者）
第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項、第 18 条第 2 項及び第 30 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的及び金額）
第 3 条　委託者は、金 50 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 49 条第 1 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項及び第 53 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第 6 条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第 7 条　この投資信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割及び再分割）
第 8 条　委託者は、第 3 条による受益権については 50 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）
第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第 27 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価

評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第 29 条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条　受託者は、この投資信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位及び価額）

第 13 条　販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める分配金再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に対し、1 円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第 4 項又は第 5 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座

に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。

③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円とします。

⑤前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所等（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載又は記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ. 有価証券
   - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条及び第 24 条に定めるものに限ります。）
   - ハ. 金銭債権
   - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」及び「外国債券インデックス　マザーファンド」（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券又は証書、第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 1 号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券及び第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、及び第 14 号に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券及び第 14 号の証券（「新投資口予約権証券」及び「投資法人債券」（外国投資証券で、係る性質を有するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第 30 条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29 条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者又は受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29

条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項及び同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的及び範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避する

ため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

（スワップ取引の運用指図、目的及び範囲）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図、目的及び範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図、目的及び範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は

第 27 条の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れの指図、目的及び範囲）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 28 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図、目的及び範囲）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第 30 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業

務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前各項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条　金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第 32 条　信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者又は受託者が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図）

第 33 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求及び投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条　委託者は、前条の規定による一部解約代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 36 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 37 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 38 条　この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2024 年 6 月 10 日までとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 39 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 40 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息

（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産の監査費用及び当該監査費用に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額及び支弁の方法）

第 41 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 22 の率を乗じて得た額
2. 第 25 条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子又は配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額
3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの投資信託財産に属する品貸料のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者及び受託者間の配分は別に定めます。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 42 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資）

第 43 条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

②販売会社は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込

者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載又は記録されます。

③収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金及び一部解約金の支払い）

第 44 条　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

②一部解約金（第 47 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

③前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 45 条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の時効）

第 46 条　受益者が、信託終了による償還金について第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 47 条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し 1 口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

②受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

⑥委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第 48 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 49 条　委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、前 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 50 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款の変更をしようとするときは、第 54 条の規定

にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 51 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第 52 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第 53 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、又は裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 54 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 55 条　この信託は、受益者が第 47 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 49 条に規定する投資信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 56 条　この信託の受益者は、委託者又は受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名又は名称及び住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第 57 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第 58 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 59 条　この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第 1 条　第 24 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 2 条　第 24 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決

済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条　第43条第3項及び第44条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第43条第3項及び第44条第4項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日　　2024年1月9日

委託者　　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５
投資信託約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」、「外国債券インデックス　マザーファンド」の受益証券（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）及び債券に分散投資します。

②当初設定時の各資産の基本組入比率は以下のとおりとします。

国内株式	先進国株式	国内債券	先進国債券
10%	15%	60%	15%

③2065 年 6 月の決算日の翌日（第 43 計算期間開始日）（以下、「ターゲット・イヤー」といいます。）までの残存期間に応じて、各資産の基本組入比率を変更します。ターゲット・イヤー以降の各資産の基本組入比率は一定とすることを基本とします。なお、基本組入比率の最終決定は、1 年に 1 回、市場構造及び市場環境の変化等を考慮した上で行います。基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

④実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④有価証券先物取引等は、投資信託約款第 22 条の範囲で行います。

⑤スワップ取引は、投資信託約款第 23 条の範囲で行います。

⑥金利先渡取引及び為替先渡取引は、投資信託約款第 24 条の範囲で行います。

⑦一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑧デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運

用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1)分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(3)留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５

投資信託約款

（信託の種類、委託者及び受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項、第 18 条第 2 項及び第 30 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的及び金額）

第 3 条　委託者は、金 50 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 49 条第 1 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項及び第 53 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割及び再分割）

第 8 条　委託者は、第 3 条による受益権については 50 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）

第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第 27 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価

評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第 29 条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条　受託者は、この投資信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位及び価額）

第 13 条　販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める分配金再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に対し、1 円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第 4 項又は第 5 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座

に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。

③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円とします。

⑤前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所等（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載又は記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ. 有価証券
   - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条及び第 24 条に定めるものに限ります。）
   - ハ. 金銭債権
   - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」及び「外国債券インデックス　マザーファンド」（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券又は証書、第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 1 号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券及び第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、及び第 14 号に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券及び第 14 号の証券（「新投資口予約権証券」及び「投資法人債券」（外国投資証券で、係る性質を有するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第 30 条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29 条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者又は受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29

条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項及び同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的及び範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避する

ため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

（スワップ取引の運用指図、目的及び範囲）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図、目的及び範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図、目的及び範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は

第 27 条の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れの指図、目的及び範囲）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 28 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図、目的及び範囲）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第 30 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業

務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前各項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条　金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第 32 条　信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者又は受託者が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図）

第 33 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求及び投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条　委託者は、前条の規定による一部解約代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 36 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 37 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 38 条　この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2024 年 6 月 10 日までとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 39 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 40 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息

（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産の監査費用及び当該監査費用に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額及び支弁の方法）

第 41 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 22 の率を乗じて得た額
2. 第 25 条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子又は配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額
3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの投資信託財産に属する品貸料のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者及び受託者間の配分は別に定めます。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 42 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資）

第 43 条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

②販売会社は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込

者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載又は記録されます。

③収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金及び一部解約金の支払い）

第 44 条　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

②一部解約金（第 47 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

③前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 45 条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の時効）

第 46 条　受益者が、信託終了による償還金について第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 47 条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し 1 口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

②受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

⑥委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第 48 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 49 条　委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、前 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 50 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款の変更をしようとするときは、第 54 条の規定

にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 51 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第 52 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第 53 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、又は裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 54 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 55 条　この信託は、受益者が第 47 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 49 条に規定する投資信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 56 条　この信託の受益者は、委託者又は受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名又は名称及び住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第 57 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第 58 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 59 条　この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第 1 条　第 24 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 2 条　第 24 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決

済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条　第43条第3項及び第44条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第43条第3項及び第44条第4項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日　　2024年1月9日

委託者　　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０
投資信託約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」、「外国債券インデックス　マザーファンド」の受益証券（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）及び債券に分散投資します。

②当初設定時の各資産の基本組入比率は以下のとおりとします。

国内株式	先進国株式	国内債券	先進国債券
10%	15%	60%	15%

③2070 年 6 月の決算日の翌日（第 46 計算期間開始日）（以下、「ターゲット・イヤー」といいます。）までの残存期間に応じて、各資産の基本組入比率を変更します。ターゲット・イヤー以降の各資産の基本組入比率は一定とすることを基本とします。なお、基本組入比率の最終決定は、1 年に 1 回、市場構造及び市場環境の変化等を考慮した上で行います。基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

④実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④有価証券先物取引等は、投資信託約款第 22 条の範囲で行います。

⑤スワップ取引は、投資信託約款第 23 条の範囲で行います。

⑥金利先渡取引及び為替先渡取引は、投資信託約款第 24 条の範囲で行います。

⑦為替予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。

⑧デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定しません。

⑨一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑩デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投

資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1)分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(3)留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７０
投資信託約款

（信託の種類、委託者及び受託者）
第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項、第 18 条第 2 項及び第 30 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的及び金額）
第 3 条　委託者は、金 50 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 49 条第 1 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項及び第 53 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第 6 条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第 7 条　この投資信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割及び再分割）
第 8 条　委託者は、第 3 条による受益権については 50 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）
第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第 27 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価

評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第 29 条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条　受託者は、この投資信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位及び価額）

第 13 条　販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める分配金再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に対し、1 円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第 4 項又は第 5 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座

に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。

③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円とします。

⑤前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所等（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載又は記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ. 有価証券
   - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条及び第 24 条に定めるものに限ります。）
   - ハ. 金銭債権
   - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」及び「外国債券インデックス　マザーファンド」（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券又は証書、第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 1 号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券及び第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、及び第 14 号に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券及び第 14 号の証券（「新投資口予約権証券」及び「投資法人債券」（外国投資証券でかかる性質を有するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第 30 条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29 条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者又は受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29

条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項及び同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的及び範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避する

ため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

（スワップ取引の運用指図、目的及び範囲）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図、目的及び範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図、目的及び範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は

第 27 条の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れの指図、目的及び範囲）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 28 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図、目的及び範囲）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第 30 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業

務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前各項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条　金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第 32 条　信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者又は受託者が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図）

第 33 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求及び投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条　委託者は、前条の規定による一部解約代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 36 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 37 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 38 条　この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2026 年 6 月 10 日までとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 39 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 40 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息

（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産の監査費用及び当該監査費用に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額及び支弁の方法）

第 41 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 22 の率を乗じて得た額
2. 第 25 条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子又は配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額
3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの投資信託財産に属する品貸料のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者及び受託者間の配分は別に定めます。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 42 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資）

第 43 条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

②販売会社は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込

者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載又は記録されます。

③収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金及び一部解約金の支払い）

第 44 条　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

②一部解約金（第 47 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

③前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 45 条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の時効）

第 46 条　受益者が、信託終了による償還金について第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 47 条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し 1 口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

②受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

⑥委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第 48 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 49 条　委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、前 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 50 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款の変更をしようとするときは、第 54 条の規定

にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 51 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第 52 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第 53 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、又は裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 54 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 55 条　この信託は、受益者が第 47 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 49 条に規定する投資信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 56 条　この信託の受益者は、委託者又は受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名又は名称及び住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第 57 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第 58 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 59 条　この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第 1 条　第 24 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 2 条　第 24 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決

済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条　第43条第3項及び第44条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第43条第3項及び第44条第4項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日　　2025年9月12日

委託者　　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５
投資信託約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」、「外国債券インデックス　マザーファンド」の受益証券（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）及び債券に分散投資します。

②当初設定時の各資産の基本組入比率は以下のとおりとします。

国内株式	先進国株式	国内債券	先進国債券
10%	15%	60%	15%

③2075 年 6 月の決算日の翌日（第 51 計算期間開始日）（以下、「ターゲット・イヤー」といいます。）までの残存期間に応じて、各資産の基本組入比率を変更します。ターゲット・イヤー以降の各資産の基本組入比率は一定とすることを基本とします。なお、基本組入比率の最終決定は、1 年に 1 回、市場構造及び市場環境の変化等を考慮した上で行います。基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

④実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④有価証券先物取引等は、投資信託約款第 22 条の範囲で行います。

⑤スワップ取引は、投資信託約款第 23 条の範囲で行います。

⑥金利先渡取引及び為替先渡取引は、投資信託約款第 24 条の範囲で行います。

⑦為替予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。

⑧デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定しません。

⑨一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑩デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投

資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1)分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(3)留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０７５

投資信託約款

（信託の種類、委託者及び受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項、第 18 条第 2 項及び第 30 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的及び金額）

第 3 条　委託者は、金 50 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 49 条第 1 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項及び第 53 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割及び再分割）

第 8 条　委託者は、第 3 条による受益権については 50 万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）

第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第 27 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価

評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第 29 条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条　受託者は、この投資信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位及び価額）

第 13 条　販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める分配金再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に対し、1 円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第 4 項又は第 5 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座

に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。

③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円とします。

⑤前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所等（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載又は記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ. 有価証券
   - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 22 条、第 23 条及び第 24 条に定めるものに限ります。）
   - ハ. 金銭債権
   - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス　マザーファンド」、「外国株式インデックス　マザーファンド」、「国内債券インデックス　マザーファンド」及び「外国債券インデックス　マザーファンド」（以下総称して、又はそれぞれを「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券又は証書、第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 1 号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券及び第 12 号並びに第 17 号の証券又は証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、及び第 14 号に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券及び第 14 号の証券（「新投資口予約権証券」及び「投資法人債券」（外国投資証券でかかる性質を有するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第 30 条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29 条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者又は受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等並びに第 21 条から第 27 条まで、第 29

条及び第 33 条から第 35 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項及び同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的及び範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避する

ため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

（スワップ取引の運用指図、目的及び範囲）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図、目的及び範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図、目的及び範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は

第 27 条の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れの指図、目的及び範囲）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 28 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図、目的及び範囲）

第 29 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第 30 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業

務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前各項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 31 条　金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第 32 条　信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者又は受託者が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図）

第 33 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求及び投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 34 条　委託者は、前条の規定による一部解約代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 35 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 36 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 37 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 38 条　この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2026 年 6 月 10 日までとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 39 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 40 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息

（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産の監査費用及び当該監査費用に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額及び支弁の方法）

第 41 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 22 の率を乗じて得た額
2. 第 25 条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子又は配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額
3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの投資信託財産に属する品貸料のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者及び受託者間の配分は別に定めます。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 42 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資）

第 43 条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

②販売会社は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込

者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載又は記録されます。

③収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金及び一部解約金の支払い）

第 44 条　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

②一部解約金（第 47 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

③前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 45 条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の時効）

第 46 条　受益者が、信託終了による償還金について第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 47 条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し 1 口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

②受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. ロンドン証券取引所の休業日
3. ニューヨークの銀行休業日
4. ロンドンの銀行休業日

⑥委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第 48 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 49 条　委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、前 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 50 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款の変更をしようとするときは、第 54 条の規定

にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 51 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第 52 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第 53 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、又は裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 54 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 55 条　この信託は、受益者が第 47 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 49 条に規定する投資信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 56 条　この信託の受益者は、委託者又は受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名又は名称及び住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第 57 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第 58 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 59 条　この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第 1 条　第 24 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 2 条　第 24 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決

済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条　第43条第3項及び第44条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第43条第3項及び第44条第4項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日　　2025年9月12日

委託者　　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社